

独評発第0831031号  
平成24年 8 月 31 日

独立行政法人福祉医療機構  
理事長 長野 洋 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 猿田 享男



独立行政法人福祉医療機構の平成23年度における業務の  
実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、別添のとおり、平成23年度における業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を通知する。

# 独立行政法人福祉医療機構の 平成 23 年度の業務実績の評価結果

平成 24 年 8 月 16 日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1 平成 23 年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 22 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成 22 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 23 年 12 月 9 日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成 23 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかねばならない。

こうした中で、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を図るため、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、重要事項に対して迅速かつ的確な経営判断を行っている。また、当該会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示するとともに、組織内のイントラネットを通じて、全職員に配信するなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

また、業務の実態を踏まえ、継続的に業務運営体制を見直すとともに、平成 24 年 4 月の組織改正においては、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減することを決定している。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、被災された社会福祉施設や医療施設等の復旧・復興を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応、被災地における NPO 等の活動を支援するための助成事業の重点化、退職手当共済掛金及び心身障害者扶養保険事業に係る保険料の納付期限の延長、年金担保貸付・労災年金担保貸付並びに承継年金住宅融資における返済猶予や条件緩和など、福祉医療機構の総力を挙げてさまざまな支援を行っている。

特に、WAM NET に被災地の支援団体等の活動内容や被災地が必要とする支援ニーズ等の情報提供を行うとともに、被災者からのあらゆる問い合わせに答えられるよう各事業部門に専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を開設し、特に福祉貸付及び医療貸付においては、年間を通して被災地での個別融資相談会等を積極的に開催するなど、被災者の声に対し、迅速かつきめ細かに相談に応じられるよう被災地の復旧・復興を支援しており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

さらに、平成 23 年度から監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による検査と平成 17 年度において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）による内部監査を統合したうえで、業務の合規性（旧監査室検査）

及び業務の継続的改善（QMS内部監査）の観点から、全部署に対し内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。

抽出されたリスクあるいはその他のリスクについては、平成21年度中に策定した「リスク対応計画」に基づき適切に対応しており、平成22年度のリスク対応計画に基づくリスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。さらに、平成23年2月に策定した「事業継続計画」（BCP）について、東日本大震災の経験を踏まえ同年11月に見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め同計画に基づく訓練を平成24年3月に実施している。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間を前年度をさらに上回り過去最短となるとともに中期計画の目標値を大きく短縮し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。

これらを踏まえると、平成23年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2 具体的な評価内容

### (1) 法人全体の業務運営の改善に関する措置について

#### ① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

福祉医療機構の経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進していることが認められる。

具体的な取組みとしては、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示し、同時に組織内のイントラネットを通じて、全職員に対して発信し、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。また、同会議については、平成23年度よりトップダウン方式とボトムアップ方式の月2回開催に見直し、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図っている。

特に、東日本大震災への対応については、同会議において、東日本大震災からの復



旧・復興への支援策の検討等を的確に行うとともに、更なる迅速な対応を図るため、新たに「役員連絡会」を立ち上げ、同連絡会を毎週開催するなど、組織内での情報の共有化や問題意識の統一を徹底し、平成 23 年 8 月には、理事長の指示に基づき、関係部からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を設置し、他の関係機関の動向把握や「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」への対応等について検討を実施するなど、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

また、平成 23 年 4 月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編、業務管理課の廃止等により、管理職ポストを大幅に削減（部長ポスト▲2名、次長ポスト▲1名、課長ポスト▲2名）するとともに、顧客等のサポート体制の強化を図るため、管理部と経営支援室を統合するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進しており、さらに、平成 24 年 4 月の組織改正においては、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減（課長ポスト▲2名）することを決定している。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

## ② 業務管理とリスク管理の充実

平成 23 年度から監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による検査と QMS による内部監査を統合したうえで、業務の合規性（旧監査室検査）及び業務の継続的改善（QMS 内部監査）の観点から、全部署に対し内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。また、ISO9001 認証機関による定期審査を受審した結果、指摘事項はなく「QMS の運用は十分に高い適合性を維持している。」との高い評価を受けている。

さらに、職員からの業務改善活動を推進するため、職員意見箱制度と改善アイデア提案制度を「意見提案箱」として統合するとともに、職員からの意見・提案がより経営陣に届くように制度を改め、職員の意識改革・意欲の向上を図っている。

福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成 21 年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成 23 年 11 月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。

なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成 23 年 2 月に「事業継続計画」について、東日本大震災の経験を踏まえ同年 11 月に見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め同計画に基づく訓練を平成 24 年 3 月に実施した。

以上のように、監査機能の高度化及び効率化を図った内部監査により継続的な改善活動等を更に推進するとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## (2) 業務運営の効率化に関する措置について

### ① 業務・システムの効率化と情報化の推進

WAMNET については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）を踏まえ、平成 23 年 4 月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当

するワムネットプラスの掲載を廃止するとともに、平成 23 年 7 月に改定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成 23 年 12 月に次期システムに係る設計・開発事業者を選定し、次期システムの構築に着手した。また、業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定するなど、安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成している。これにより、安定した質の高い業務を実現可能な事業者を選定するとともに、更なるコストの縮減（約▲10 百万円）を図ることができている。

さらに、情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るため、外部研修を 19 回受講するとともに、福祉医療機構の職員の I T スキル向上を図るため、情報化統括責任者（C I O）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を 21 回（受講者 119 名）実施し、当該業務に必要な I T に関する技能の向上を図っている。

以上のように、業務・システム最適化計画を着実に推進し、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## ② 経費の節減

一般管理費等の節減については、事務所賃料や印刷費、電気使用料等を削減するとともに、前年度に引き続き、システム関連経費の抑制等により、平成 23 年度予算（平成 19 年度予算と比べて 19.5% 縮減）の縮減幅を上回る 23.2% の額を節減している。

人件費の削減については、組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、平成 17 年度との比較で 14.5% 削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で適切に公表している。

なお、福祉医療機構の給与水準（ラスパイレス指数（地域・学歴勘案））が 101.5 ポイントと国に比べて若干高くなっていることについては、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであるが、管理職比率の高さについては、平成 23 年度において部長ポストを 2 つ、次長ポストを 1 つ、課長ポストを 2 つ削減し、さらに、平成 24 年度において課長ポストを 2 つ削減するなどの取組みを図っている。引き続き適正水準に向けた取組みを期待する。

さらに、随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約を平成 23 年度において 6 件にまで減少し、計画を達成することができている。また、福祉医療機構のホームページに公表している「「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを行い、引き続き、競争性、透明性の一層の確保を図っている。さらに、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成 24 年 2 月に開催し、契約について点検を受けるなど、より一層の競争性、透明性の確保を図っていることが認められる。

以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の適正化を着実に実施するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## （3）業務の質の向上に関する措置について

### ① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成 22 年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（550 件 189,218 百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（483 件、31,262 百万円）して

いる。その結果、平成 23 年度における審査件数は 1,494 件となり、平成 22 年度実績（1,432 件）を上回る資金需要に応えるとともに、貸付契約額及び資金交付額にあっては過去最高額を更新するなど、ここ数年増え続けている利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、平成 23 年度からお客さまからの要望が多かった特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに係る償還期間の延長、木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備備品に係る融資率の優遇等を開始し、さらに、施設整備の融資相談等の充実に努め、特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の初期段階から相談を受け、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的な支援・助言等を行うとともに、平成 23 年 4 月より、借入申込書及び付属提出書類について、様式の一元化、補助協議書等法人公表資料の活用などにより大幅（30%以上）に縮減するなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災した社会福祉施設等に対しては、国における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施することで被災施設等の復旧・復興を支援している。さらに、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行い、迅速な対応により審査を実施している。（108 件 7,617 百万円）

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

## ② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成 22 年度に引き続き、国の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、優遇融資を実施（62 件 113,949 百万円）するとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施（53 件 4,459 百万円）している。その結果、平成 23 年度における審査件数は 641 件となり、平成 22 年度実績（393 件）を大幅に上回り、貸付契約額及び資金交付額についても前年度を超えるなど増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援している。

また、平成 23 年度からお客さまからの要望があった病院及び介護老人保健施設に対する償還期間の延長の優遇措置を講じ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。さらに、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国 7 ブロックで計 14 回開催するとともに、事業計画検討中の者に対し直接に出向き、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者に対するサービスの向上を図っている。審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災した医療施設等に対しては、国



における平成 23 年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。また、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行い、迅速な対応により審査を実施している。（412 施設 21,266 百万円）

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

### ③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

平成 23 年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については 2.44%となり、中期目標期間における目標 1.56%は達成できなかったものの、平成 22 年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると 0.23%減少している。

この主な要因としては、元金の償還方法を従来の年賦償還又は 3ヶ月賦償還から月賦償還への誘導を徹底することにより、貸付先の経営状況の早期把握が可能になっていること、財務状況が厳しい貸付先等に対する実地調査を積極的に実施し、経営状況の把握や経営に関するアドバイスを行っていること、また、実地調査後には、審査・契約部門の担当者を含めた報告会を行い、今後の審査や契約業務へ反映させた P D C A サイクルを取り入れていることなどを通じて、リスク管理債権化の未然防止に努めていることがあげられる。

なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.72%）を含めると 3.16%となるが、福祉医療機構としては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、被災地域に社会福祉施設及び医療施設等を有する貸付先（1,998 件）に対して、当面 6 か月の元利金の返済猶予に関する案内を発出し、連絡の取れない貸付先等に対しては、理事長以下役職員が現地を訪問のうえ、被災状況や返済猶予希望等の把握を行うとともに、福祉貸付部及び医療貸付部が実施した被災地における災害復旧資金の融資相談会に合わせて、既往貸付金の返済に関する個別相談を実施するなど、積極的な支援を実施している。

昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、平成 21 年度以降、診療報酬及び介護報酬がプラス改正されたことにより、経営面の環境の変化が期待されるものの、それ以前における度重なる診療報酬及び介護報酬のマイナス改定や医療制度改革等の影響を受け、厳しい経営環境が続いている。

引き続き、福祉医療機構においては、福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

### ④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、福祉医療機構からの情報発信を強化するため、機構役職員の登壇の機会を増やすとともに、貸付先の実践事例紹介を増やすなど、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供した結果、延べ受講者数は 3,152 人となり、年度計画の目標値（2,070 人）を上回る実績をあげている。また、セミナーに対する満足度指標も 73.4 ポイントとなり、中期計画の目標値（65 ポイント）を上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供していると認められる。

個別経営診断については、効果的な P R 活動等を実施した結果、診断件数は 575 件



となり、年度計画の目標値（280 件）を大きく上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。なお、平成 23 年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した 135 施設の診断先のうち、131 施設（97.0%）から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得ることができ、的確な診断が実施されていると認められる。

さらに、平成 23 年度から簡易経営診断のメニューとして保育所を追加するとともに、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のシステムを構築し、平成 24 年度からの利用開始に向けた準備を行うなど、利用者サービスの向上に努めている。

なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づき、福祉医療機構のセミナーについては、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、福祉医療機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、福祉医療機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替え、また、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及するための具体的な手法等を検討することから、民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13 行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成 24 年度の試行に向けた準備を行っている。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## ⑤ 社会福祉振興助成事業

当該事業における助成事業の募集については、平成 22 年度から新たに国庫補助による助成事業（社会福祉振興助成事業）となり、平成 23 年度についてはさらにこの新たな仕組みを効率的に定着させ、制度の利用にあたって利便の低下のないよう考慮しつつ、被災地支援など直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を国と協議し、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策など、国として行うべきものに限定したうえで募集要領等に明記するとともに、公表している。

また、募集に際しては、平成 23 年 9 月に配信を開始した助成事業メールマガジン（「WAM 助成通信」・登録者数約 2,200 人）の活用や各種メディアなどの協力を要請し、可能な限り経費をかけず即時性のある情報発信を行っている。

被災地支援に係る事業については、被災地の状況を現地で把握し、発災直後の救命期の後に必要となる NPO やボランティアなどによる中長期的な支援活動を支えるため、国と協議したうえで、平成 23 年 6 月 1 日～7 月 15 日にあらためて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点的に支援するための 2 次募集を実施し、104 件、471 百万円の助成を実施している。さらに平成 24 年度分助成事業の募集においては、被災地域の状況やニーズを踏まえ、NPO 等が様々な団体等と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復旧・復興に取り組む活動に対して引き続き重点的に支援することとし、81 件、518 百万円を採択している。これらの支援については、職員が積極的に現地に赴き、被災地域の状況やニーズを把握し、被災県の NPO センター、連携復興センター、ボランティアセンターなどと協議してあらためて協力関係を構築するとともに、被災地支援のあり方や方向性、地元との連携・協働の重要性やその方法などについて議論するシンポジウムを開催することなどを通して、単に助成金を配分するだけでなく、多面的な支援を行っている。

なお、助成事業の審査、採択については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定

し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、選定方針を福祉医療機構ホームページにおいて公表したうえで、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査、採択することができている。

助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させるとともに、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックしている。

また、助成事業の成果（効果）については、平成 23 年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち 91.1%あったとの回答を得ることができている。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、94.5%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができている。

さらに、民間福祉団体による事業効果の高い優れた取組みを広く社会に啓発・普及するため、全国 3 か所で事業効果の高かった助成事業を紹介する助成事業報告会を開催したほか、東日本大震災の被災地支援に関して、今後、中・長期的に必要とされる NPO などによる被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携・協働の重要性やその方法などについて提案することを目的として、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポジウムを開催している。なお、当日の様子は、NHK ニュースで紹介されるなど、広くその内容が周知されるとともに、95.4%の参加者から「良かった」との回答を得ている。

以上のように、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度の P D C A サイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

## ⑥ 退職手当共済事業

当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の更なる短縮を図るため、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が 35.4 日となり、中期計画の目標値 75 日を大幅（39.6 日短縮）に上回る実績をあげている。

また、平成 19 年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めている。その結果、利用率は 83% と非常に高い水準となるとともに、利用者アンケート調査において、90% の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現していることが認められる。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災された共済契約者に対しては、専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、被災された地域の 348 法人に連絡をとり、うち要望のあった 21 法人に対し、掛金納付期限の延長を認める措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができていると評価され、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

## ⑦ 心身障害者扶養保険事業

当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成 23 年 9 月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成 22 年度決算を踏まえた財務状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。

心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、年 2.52%の運用利回りとなり概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保している。

しかし、平成 23 年度の運用実績が厚生労働大臣が指示する運用利回り（年 2.80%）を確保することができなかったこと、また、年金受給者が増加したこと等に伴う年金債務（年金の現価相当額）の増加及び責任準備金の算定に係る基礎数値の一部について、より合理的な数値としたことによって、心身障害者扶養保険責任準備金が増加した影響等により、年金資産額の増加が責任準備金の増加を下回ることとなったため、平成 23 年度末における繰越欠損金については、約 132 億円となり、前年度に比べ約 22 億円増加している。

なお、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいですが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。

## ⑧ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

当該事業については、見直しの基本方針に基づき、平成 23 年 4 月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止したことに伴い、年間のヒット件数は 2 億 12 万件となり、前年度（2 億 4,334 万件）より減少したものの年度計画に定められた目標（1 億 9,000 万件）を達成しており、また、利用機関登録数については、電子報告システムの利用者が増加した影響等により、年度計画に定めた目標値である 83,000 件を上回る 85,574 件を確保し、さらに、満足度指数は 91.2%と高い水準を維持するなど、幅広い利用者に対して有益な情報を提供していることが認められる。なお、行政資料については、利用者の利便性に配慮し、厚生労働省のホームページへリンクする方法で引き続き情報提供を行っている。

東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与している。

以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、WAM NETについては、業務・システム最適化計画に基づき、平成 24 年秋から次期システムが稼働するとのことであるが、引き続き、厚生労働省とも調整を図りつつ、提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取り組んでいただくことを期待する。

## ⑨ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、厚生労働省及び関係団体等と協議、調整を行い、平成 23 年 12 月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施している。

また、平成 22 年 2 月に導入した返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する貸付条件変更については、年間 2,179 件（東日本大震災による貸付条件変更 195 件を除く。）



の変更承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与している。

さらに、多重債務に陥っている又は陥る可能性が高いと思われる借入申込者に対し、引き続き、法テラス、各地域の消費生活センター等の専門相談機関への相談を勧奨するため、今回の制度取扱変更にあわせて、借入申込書類を改正し、新たに注意を促すためのごあんないを追加している。

平成 23 年度の貸付金利の設定にあたっては、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより当期総利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を図ることができている。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災された利用者に対しては、平成 23 年 4 月の返済分を一律猶予するなどの対応を図るとともに、専用のフリーダイヤルによる特別相談窓口を設けるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

なお、当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、福祉医療機構においては、平成 23 年 12 月からの制度取扱変更後の実施状況を把握し、国において行われる検討作業の基礎資料を提供するための、協議を国と行っている。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

#### ⑩ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時実施するなど、適切な債権管理を図っている。また、平成 21 年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）の趣旨を踏まえ、ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を図るなど、延滞債権の発生の抑制に努めていることが認められる。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災された利用者に対しては、返済相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る元利金の返済猶予等、250 件の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

#### (4) 財務内容の改善等について

平成 23 年度においては、一般勘定及び保険勘定において、当期損失を計上しているところであるが、発生要因等の分析が行われており、その理由も妥当なものであると認められる。一般管理費、人件費及び業務経費の節減については、平成 23 年度予算の縮減幅を上回る額を節減している。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入を確保している。

さらに、財投機関債の発行については、I R（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37 件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件により円滑な資金調達を行っている。

保有資産の見直しについては、千里山田宿舎及び公庫総合運動場を平成 23 年度中に国庫納付（現物納付）することができたが、宝塚宿舎及び川西宿舎においては、近隣住民との境界確定協議が整わなかったため、現物納付が不可能となり急きょ金銭納付を行う

こととし、平成 24 年 3 月 23 日に一般競争入札を行った結果、落札決定し、平成 24 年 5 月には売却代金の決済を行い、速やかに国庫納付する予定であり、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づき適切な対応を図っている。また、その他の保有する資産である東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成 24 年度中における入居者の退去を促すための入居者に対する説明会を実施するなど、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するための手続きを進めていることが認められる。

以上のように、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## **(5) その他業務運営に関する措置について**

人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇給等に反映させるとともに、職務への一層の精励を推進するため、平成 23 年 6 月期の賞与より、人事評価結果の反映の更なる拡大を図っている。また、人材の育成については、福祉・医療・金融分野における第一線の専門家等を招いて 13 回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。さらに、人員に関する指標については、平成 23 年度末の常勤職員数は 249 人（再雇用職員 3 人を含む。）、期初の常勤職員数（299 人）の 83.3%となり、中期計画（期初の常勤職員数の 100%以内）を達成している。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

## **(6) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について**

### **① 財務状況について**

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、保険勘定における繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを期待する。また、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

### **② 保有資産の管理・運用等について**

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、現在、福祉医療機構が保有している職員宿舎については、見直しの基本方針に基づき、着実に国庫納付又はその手続きを進めていくことを期待する。

また、運営費交付金債務と欠損金等との相殺に着目した洗い出し状況については、福祉医療機構の保険勘定において、第 1 期中期目標期間終了時点で 520 千円の運営費交付金債務を精算のために収益に振り替えたが、同勘定ではその額を上回る欠損金が発生していたため、結果として繰越欠損金を計上し、当該精算収益化額に相当する額について国庫納付しない整理となった。その後、会計検査院の平成 22 年度決算検査報告において、運営費交付金を精算収益化したにもかかわらず、勘定全体で繰越欠損金が生じている場合について、「精算収益化額が不要財産であるか否かを検討し、不要財産であると認められた場合には国庫納付する必要があると認められる」とされ、平成 24 年 1 月には、総務省行政管理局から発出されている「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」が、これに関連して一部改正されたことから、当該保険勘定の精算収益化額（520 千円）について、不要財産であるか否かの検討を行った上

で、平成 23 年度において不要財産の国庫納付の申請を行っていることから、当委員会としては今後の対応状況について注視していくこととする。

### ③ 組織体制・人件費管理について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、引き続き、国の給与改定状況等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講じることにより、ホームページに公表しているとおおり、平成 24 年度（平成 25 年度公表）における年齢・学歴差等を勘案した対国家公務員指数を概ね 100 ポイントとするよう努めていくことを期待する。

また、厚生労働大臣からの労使負担割合の見直しに係る要請を踏まえ、加入する健康保険組合に対し要請を行ってきたところであるが、平成 23 年 12 月に開催された健康保険組合会において、被保険者負担分の保険料率を平成 24 年度から 3 年間段階的に引き上げ、労使折半とすることが決定していることから、当委員会としては、今後の同決定の実施状況について注視していくこととする。

### ④ 事業費の冗費の点検について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、今後とも、事業費等の点検・見直しを継続的に行い、事務・事業の効率化を推進していくことを期待する。

### ⑤ 契約について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、平成 23 年度においても、随意契約によるものを再委託している案件が 1 件ある。この案件は福祉医療貸付事業に係る A L M システムの運用支援を民間金融機関に委託したものであるが、再委託の内容は、受託者である民間金融機関が同システムの堅牢性をより高めるため、外部専門家（システム開発業者）にその運用を再委託したものであり、適切なものと認められる。

また、契約に当たっては、総務及び経理担当役員等に監事をオブザーバーとして加えた「契約審査会」を設け、同審査会において契約方式の妥当性及び総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けるなど、その競争性、透明性等の確保に努めている。今後とも一層の競争性の確保に取り組むことを期待する。

さらに、公益法人等への会費等の支出については、平成 23 年度は、該当 4 件、平成 24 年度廃止 2 件、廃止が困難なもの 2 件という状況であるが、平成 24 年度以降においては、平成 24 年 3 月 23 日付け「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」

（行政改革実行本部決定）の見直し方針に基づき、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう、当委員会としても、その対応状況を注視していく。

### ⑥ 内部統制について

福祉医療機構における内部統制の整備に関しては、理事長を中心として、積極的な取り組みが行われていることが認められる。

具体的には、理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線と組織の健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、福祉と医療の民間活動を支援するという社会的使命を果たすために、主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。年度初めの経営企画会議においては、理事長から役員・幹部職員に対して、「進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・



幹部職員に対して口述し、同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。さらに、東日本大震災等への対応について更なる迅速かつ的確な対応を図ることを目的に新たに設置した役員連絡会を毎週開催し、組織内での情報の共有化・問題意識の統一を徹底するなど、理事長の意向が組織運営にいち早く反映できる統制環境が整備されていると認められる。

また、平成23年度より経営企画会議については、これまで月1回開催していたところであるが、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図るため、トップダウン方式とボトムアップ方式の双方向による会議を月2回開催に見直し、効率的かつ効果的な運営を実施したほか、理事長の指示に基づき、東日本大震災に係る被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧・復興に関する支援策を提案するため、関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を平成23年8月に設置するなど、理事長のリーダーシップが強く発揮されていることが認められる。

平成23年度においては、平成22年度のリスク対応計画に基づくリスク管理の自己評価を実施し、評価結果を取りまとめ、リスク対応計画の是正・改善を行い、福祉医療機構が抱えるリスクに対して、全役職員が参加する仕組みを構築しており、さらに、金融庁検査の導入に向け、ガバナンスの更なる高度化を目指し、リスク管理態勢にかかる体制整備を構築する準備を行っている。

各事業における業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を経営企画会議において管理するとともに、監事又は監査室による監査報告等について役員会で把握・検証を行っている。また、厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会にて評価・指摘された問題点等について、役員会及び経営企画会議で把握・検証を行い、統制環境の改善を図っていることが認められる。なお、監事監査にあたっては、監事監査計画の重点監査項目の1項目として、内部統制の整備（機能・有効性）をあげて監査を行っており、内部統制・ガバナンス強化等において、理事長としてのマネジメントが十分に発揮していることを確認している。

また、社会福祉振興助成事業において、業務の達成状況を客観的に評価できる数値目標（いわゆるアウトカム指標）を積極的に追加するなど、事業の成果をよりわかりやすい形で示すための取組みがされており、他の事業における業績測定のための尺度についても、おおむね妥当であったと認められる。

なお、内部統制の整備を通じて、役職員が組織全体のリスクの把握に取り組むこととなった結果、自らの職務だけではなく、他の職務に対する意識が高まることとなり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上を図っていると高く評価する。

今後とも、内部統制の有効性を更に高め、組織一丸となって福祉医療機構の役割を効果的に果たすため、業務を遂行されることを期待する。

## ⑦ 事務・事業の見直し等について

福祉医療機構においては、見直しの基本方針、行政刷新会議における事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分け及び会計検査院による決算検査報告等において指摘された事項等に対して、適切に対応していることが認められる。

今後とも国民のニーズを把握した上で、更なる利用者サービスの向上に努めることを期待する。

## ⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

**⑨ 国民からの意見募集について**

当委員会では、評価の実施に当たり、平成 24 年 7 月 17 日から 7 月 31 日までの間、福祉医療機構の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ意見は寄せられなかった。

# 平成23年度業務実績評価シート

氏名	
----	--



# 平成 23 年度 評価項目について

区分	23 年度計画記載項目	頁
<b>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>		
評価項目 1	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1
評価項目 2	2 業務管理（リスク管理）の充実	8
<b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>		
評価項目 3	1 業務・システムの効率化と情報化の推進	13
評価項目 4	2 経費の節減	18
<b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>		
評価項目 5	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	27
評価項目 6	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	36
評価項目 7	3 福祉医療貸付事業（債権管理）	46
評価項目 8	4 福祉医療経営指導事業	55
評価項目 9	5 社会福祉振興助成事業	62
評価項目 10	6 退職手当共済事業	75
評価項目 11	7 心身障害者扶養保険事業	80
評価項目 12	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）	93
評価項目 13	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	97
評価項目 14	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	103
<b>第4、第5、第6、第7、第8</b>		
評価項目 15	第4 予算、収支計画及び資金計画	109
	第5 短期借入金の限度額	110
	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に 関する計画	110
	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	111
	第8 剰余金の使途	111
<b>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>		
評価項目 16	1 職員の人事に関する計画	115
	2 施設及び設備に関する計画	116
	3 積立金の処分に関する事項	116

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p><b>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</b></p> <p>独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p>	<p><b>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。</p>	<p><b>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。</p>	<p><b>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。</p>
<p><b>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</b></p> <p>国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>	<p><b>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</b></p> <p>(1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p>	<p><b>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</b></p> <p>(1) 事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。</p>	<p><b>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</b></p> <p><b>【組織のスリム化等】#1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化及び顧客等のサポート体制の強化を図るため、平成23年4月に次のとおり組織改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 総務部、企画指導部及び情報システム部の管理部門を統合・再編（部長ポスト▲2名）</li> <li>b 業務管理課を廃止し、当該業務を企画室と監査室に移管（課長ポスト▲1名）</li> <li>c 大阪支店の管理部門（総務課）を廃止（次長ポスト▲1名）</li> <li>d 助成事業部支援課と評価課を統合し、助成振興課を新設（課長ポスト▲1名）</li> <li>e 管理部と経営支援室を統合し、顧客業務部を新設</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">≪添付資料：1≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな法人制度に向けた組織体制の整備及び組織のスリム化を図るため、平成24年4月に次のとおり組織改正を行うことを決定した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a ガバナンスの高度化及び金融庁検査導入の準備を図るため、業務管理課を新設（振替）</li> <li>b 共済部計画課と給付課を統合し、退職共済課を新設（課長ポスト▲1名）</li> <li>c 年金貸付部年金業務課に住宅債権課を統合（課長ポスト▲1名）</li> </ul> </li> </ul>
	<p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。</p>	<p>(2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。</p>	<p><b>【経営企画会議・役員連絡会の運営】#2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を23回開催し、理事長からの「平成23年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、平成23年度経営方針及び重点目標の指示、東日本大震災の復旧・復興への支援策の検討、平成22年度業務実績評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等を実施したほか、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を行った。</li> <li>○ 経営企画会議については、これまで月1回開催していたところであるが、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図るため、トップダウン方式とボトムアップ方式の双方向による会議を月2回開催に見直し、効率的かつ効果的な運営を実施した。</li> </ul>

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
	<p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>(3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力の強化を図り、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりを推進する。</p>	<p>○ 東日本大震災等への対応については、新たに役員連絡会を立ち上げ、同連絡会を毎週開催（49回）し、支援状況に関する報告及び今後の課題や対応策などについて検討を行うとともに、迅速かつ確実に組織内での情報の共有化・問題意識の統一を徹底した。</p> <p><b>【業務間の連携強化】#3</b></p> <p>○ ガバナンスの更なる高度化に向け、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、金融庁検査の導入を踏まえ、各部横断的に対応することを目的として、金融庁検査準備室を設置することを決定した。        ≪添付資料：2≫</p> <p>○ 福祉貸付部、医療貸付部及び顧客業務部が合同で被災地において災害復旧資金の融資及び既往貸付金の返済相談等の融資相談会を実施した。</p> <p>○ 経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、平成23年1月に設置した福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を目指すための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」を各10回開催し、各プロジェクトチームから提案・提言された取組みについて、実現に向けた検討を実施した。        ≪添付資料：3、4≫</p> <p>○ 共済部と情報システム室が連携し、退職手当共済契約者向けの実務研修会の開催に合わせて、WAMNET操作説明会を開催し、退職手当共済事業における電子届出システムの利用率の向上を図るため、実際にパソコンを使用した操作の説明を実施した。</p> <p>○ 貸付債権の回収業務を担当している顧客業務部と年金貸付部が連携し、専門家（司法書士）を講師に招き、当該部署の職員を対象にした勉強会を開催し、職員の専門性の向上を図った。        ・不動産登記法改正について（平成23年11月15日開催）        ・延滞先への督促に対して法務上許される範囲について（平成24年2月9日開催）</p> <p>○ 債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営コンサルティングの経験を有する病院の医療従事者を招き、診療報酬に伴う請求の申請及び加算点の算定、請求漏れを抑制するためのレセプト点検方法、更に電子カルテの処理に関するシミュレーション等の説明を受けるとともに、医療現場での問題点及びその改善方法等についての勉強会を開催し、債権管理業務及び経営支援業務の質の向上を図った。</p> <p>○ 業務運営に係る効率化を図るため、綜合法令検索システムの改修を行い、機構で制定している規程等のみならず、業務運営に係る国から発出されている通知等を網羅し、業務運営に係る規程等を整備した。</p> <p><b>【東日本大震災プロジェクトチームの設置】#4</b></p> <p>○ 理事長の指示に基づき、被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧・復興に関する支援策を提案するため、関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を平成</p>

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
			<p>23年8月に設置した。 <span style="float: right;">《添付資料：5》</span></p> <p>○ 東日本大震災プロジェクトチームにおいて、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」への機構としての対応の検討、また、金融庁、民間金融機関、他の政府系金融機関の動向把握と調整等を実施した。</p>



評価の視点等	自己評定	S	評価項目 1	評 定	S
	<p>トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、理事長からの「平成23年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、平成23年度経営方針の指示、平成23年度重点目標の指示、東日本大震災の復旧・復興への支援策の検討、平成22年度業務実績評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等の重要案件に対し迅速かつ的確に経営判断した。また、平成23年度よりトップダウン方式とボトムアップ方式の双方向による経営企画会議を月2回開催に見直し、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図った。</p> <p>東日本大震災への対応については、経営企画会議において、東日本大震災からの復旧・復興への支援策の検討等を的確に行うとともに、新たに「役員連絡会」を立ち上げ、同連絡会を毎週開催するなど、迅速かつ的確に組織内での情報の共有化や問題意識の統一を徹底した。また、平成23年8月には、理事長の指示に基づき、関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を設置し、他の関係機関の動向把握や「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」への対応等について検討を実施し、さらに、福祉貸付部、医療貸付部及び顧客業務部が合同で被災地において災害復旧資金の融資及び既往貸付金の返済相談等の融資相談会を実施するなど、WAMの総力を挙げて支援に努めた。</p> <p>民間活動応援宣言の具体化に向けて、平成21年4月に設置した「民間活動応援本部」の下部組織として、平成23年1月に設置した福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求するための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」を開催し、各プロジェクトチームから提案・提言された取組みについて、実現に向けた検討を実施した。</p> <p>一方、業務運営体制の整備については、平成23年4月の組織改正において、管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化を行うため、総務部、企画指導部及び情報システム部の統合・再編、業務管理課の廃止、大阪支店の管理部門の廃止、助成事業部支援課と評価課の統合を行うとともに、きめ細かい顧客等のサポート体制の強化を図るため、管理部と経営支援室を統合し、顧客業務部を新設するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進した。</p> <p>さらに、平成24年4月の組織改正において、新たな法人制度に向けてガバナンスの高度化を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、更なる組織のスリム化を行うため、共済部計画課と給付課の統合、年金貸付部年金業務課に住宅債権課を統合することを決定した。</p> <p>以上のとおり、平成23年度においては、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図った。また、東日本大震災への対応として経営企画会議、役員連絡会及び東日本大震災プロジェクトチーム等において東日本大震災からの復旧・復興への支援策等の検討を実施するなどWAMの総力を挙げて支援に努めた。さらに業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化及び顧客サポート体制の強化を図り、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進した。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進している。</p> <p>業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境を整備している。さらに、経営企画会議については、平成23年度よりトップダウン方式とボトムアップ方式に見直し、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上が図られている。</p> <p>特に、東日本大震災への対応として、新たに「役員連絡会」を立ち上げ、毎週開催するなど、組織内での情報の共有化や問題意識の統一を徹底し、さらに理事長の指示に基づき平成23年8月より「東日本大震災プロジェクトチーム」を設置し、総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。</p> <p>平成23年4月から、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編等により、管理職ポストを大幅に削減するとともに、顧客等のサポート体制の強化を図るなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進している。また、平成24年4月の組織改正においては、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るとともに、更なる管理職ポストの削減による組織のスリム化を決定している。</p> <p>以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</p>	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務が繁忙化しているなか、組織のスリム化を順調に行った。</li> <li>○ 理事長の考えをイントラに掲載する、経営企画会議を増やすなど、トップマネジメントの徹底を図っている。若手プロジェクトチームを立ち上げ、業務改善を図るなど、やりがいのある組織作りを図っている。</li> <li>○ 理事長が強調する「お客様目線に立ってお客様満足を追求する」という視点に立ち、民間活動を応援するという姿勢を貫く様々な工夫がなされている点は評価できる。特に、昨年3月11日に起こった東日本大震災による大きな被害からいかにして立ち直るかの支援に関しては、多彩な意欲的な取り組みがなされたことを高く評価したい。</li> <li>○ QMSを導入し、継続的に業務の効率性をモニターし、監視する仕組みを構築している。民間の良さであるスピーディーさをもって、一方で一般企業にはできない震災対応を行い、独立行政法人WAMとしての社会的役割を十分に発揮した。</li> <li>○ 新たな「役員連絡会」の創設、トップダウンとボトムアップの双方向による会議を月2回開催などの努力も注目される。こうした努力の成果が確実に表れており、「S」評価は妥当と考えられる。</li> <li>○ 大震災への対応は評価できるがSとまではいえない。</li> </ul>
<p><b>[評価の視点]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。</li> </ul>	<p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度においては、管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化を行うため、総務部、企画指導部及び情報システム部の管理部門の統合・再編、業務管理課の廃止（当該業務は企画室と監査室に移管）、大阪支店の管理部門（総務課）の廃止、助成事業部支援課と評価課の統合を行うとともに、きめ細かい顧客等のサポート体制の強化を図るため、管理部と経営支援室を統合し、顧客業務部を新設するなど、組織改正を行った。</li> </ul>				

<p>○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。</p> <p>○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年度に、新たな法人制度に向けたガバナンスの高度化を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、更なる組織のスリム化を行うため、共済部計画課と給付課の統合、年金貸付部年金業務課に住宅債権課を統合することを決定した。 ※ 業務実績P1【組織のスリム化等】#1参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、理事長からの「平成23年度進発・経営企画会議理事長示達」をはじめ、平成23年度経営方針の指示、平成23年度重点目標の指示、東日本大震災の復旧・復興への支援策の検討、平成22年度業務実績評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等を実施したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を行った。</li> <li>・ 経営企画会議については、平成23年度よりトップダウン方式とボトムアップ方式の双方向による会議を月2回開催に見直し、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図った。</li> <li>・ 東日本大震災への対応として、新たに役員連絡会を立ち上げ、同連絡会を毎週開催し、支援状況に関する報告及び今後の課題や対応策などの検討を行うなど、迅速かつ的確に組織内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底した。 ※ 業務実績P1【経営企画会議・役員連絡会の運営】#2参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間活動応援宣言の具体化に向け、平成23年1月に設置した福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求するための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」を各10回開催し、各プロジェクトチームから提案・提言された取組みについて、実現に向けた検討を実施した。</li> <li>・ ガバナンスの更なる高度化に向け、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、金融庁検査の導入を踏まえ、各部横断的に対応することを目的として、金融庁検査準備室を設置することを決定した。</li> <li>・ 福祉貸付部、医療貸付部及び顧客業務部が合同で被災地において災害復旧資金の融資相談及び既往貸付金の返済相談等の融資相談会を実施した。</li> <li>・ 共済部と情報システム室が連携し、退職手当共済契約者向けの実務研修会の開催に合わせて、WAMNET操作説明会を開催し、退職手当共済事業における電子届出システムの利用率の向上を図るため、実際にパソコンを使用した操作の説明を実施した。</li> <li>・ 貸付債権の回収業務を担当している顧客業務部と年金貸付部が連携し、専門家（司法書士）を講師に招き、当該部署の職員を対象にした勉強会を開催し、職員の専門性の向上を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不動産登記法改正について（平成23年11月15日開催）</li> <li>・ 延滞先への督促に対して法務上許される範囲について（平成24年2月9日開催）</li> </ul> </li> <li>・ 債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営コンサルティングの経験を有する病院の医療従事者を招き、診療報酬に伴う請求の申請及び加算点の算定、請求漏れを抑制するためのレセプト点検方法、更に電子カルテの処理に関するシミュレーション等の説明を受けるととも</li> </ul>	
---	--	--



<p>■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>に、医療現場での問題点及びその改善方法等についての勉強会を開催し、債権管理業務及び経営支援業務の質の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長の指示に基づき、被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧・復興に関する支援策を提案するため、貸付関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を平成23年8月に設置し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」への機構としての対応の検討、また、金融庁、民間金融機関、他の政府系金融機関の動向把握と調整等を実施した。</li> <li>・ 業務運営に係る効率化を図るため、綜合法令検索システムの改修を行い、業務運営に係る機構で制定している規程等のみならず国から発出されている通知等を網羅し、業務運営に係る規程等を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 業務実績P2【業務間の連携強化】#3、【東日本大震災プロジェクトチームの設置】#4、P8【業務改善活動の活性化】#6参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人業務に対する国民のニーズを把握して業務改善を図る取組み、または、職員の積極的な貢献を促すための取組みを、次のとおり実施した。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a 平成20年10月に民間活動応援宣言を策定し、国民の皆様へ発信することにより、当機構の目指す方向性を明確に示し、また、職員間の目標の統一・共有化を図ることができ組織力の向上を実現したところであり、平成23年度においては、経営理念を達成するために策定された理事長の経営方針に基づき、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を設定した。</li> <li>b 民間活動応援宣言の具体化策の一つとして、理事長以下の役職員がお客さまを直接訪問し、当機構の融資先、助成先の法人等が事業を順調に実行しているかを確認するとともに、現地の責任者、指導者等のトップがどのような問題意識を持ち、どのような支援を望んでいるのかといった生の声を聞くことにより、今後の当機構のあり方、存在意義、必要性を確立していく中で活用した。</li> <li>c 民間活動応援宣言の具体化に向けて、平成23年1月から福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求するための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」を開催し、機構の総合力の強化を図るための検討を行い、各プロジェクトチームから提案・提言された取組みについて、実現に向けた検討を実施した。</li> <li>d 顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を効果的に運営し、可能なものから業務改善に取り組んだ。</li> <li>e 各事業において、アンケート調査等を通じて顧客満足度調査を実施し、国民のニーズの把握に努めるとともに、調査結果に基づき業務の継続的な改善を図った。</li> <li>f QMSの運用の効率化、有効性の向上を図り、業務上の課題、顧客からのニーズ等に対応するための是正・予防処置活動の充実及び事務リスク等の抽出・管理を行い、効率的かつ効果的な業務運営を実施した。</li> <li>g 各部における重点目標に基づき、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。これらの重点目標及び個人目標の進行管理については、QMS及び人事評価制度に基づき適切に実施した。</li> <li>h 人事評価結果に基づく処遇への反映に当たっては、給与においても人事評価結果による格差を設け、成果をあげた職員の能力や実績の評価を明確にすることにより、職員が高い士気を持って職務に励むことが可能となった。</li> <li>i 各業務の特性に応じて、より専門性の高い職員の育成を目指すため、担当業務に必要な知</li> </ol> </li> </ul>	
---	--	--

	<p>識・技術の習得等を目的として各種研修（OJT・Off-JT）を実施した。</p> <p>j 職員意見箱制度と改善アイデア提案制度を統合し、より効率的かつ効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動を活性化するとともに、職員の意識改革・意欲向上を実現した。</p>	
--	--	--



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p><b>2 業務管理（リスク管理）の充実</b>            効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。</p>	<p><b>2 業務管理（リスク管理）の充実</b>            (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。</p> <p>また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。</p>	<p><b>2 業務管理（リスク管理）の充実</b>            (1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行う。</p> <p>また、監査室による検査とQMS内部監査を統合することにより、監査機能を高度化し、業務管理の充実を図る。</p> <p>さらに、平成21年度に策定したリスク・危機管理基本方針等に基づき、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を抽出した「リスク対応計画」の評価及びリスクの管理を行う。</p> <p>業務改善活動については、組織横断的に業務改善を検討するなど、更なる活性化を図る。</p>	<p><b>2 業務管理（リスク管理）の充実</b>  <b>【品質マネジメントシステムの運用等】#5</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ISO9001認証機関による定期審査を平成24年2月に受審し、「QMSの運用は十分に高い適合性を維持している。」との高い評価を受けた。      《添付資料：6》</li> <li>○ 各部における業務改善の更なる活性化、QMSの効果的かつ効率的運用の推進を目的に、係長、主査及び係員を対象にQMS研修（e-ラーニング形式）を実施した。</li> <li>○ 監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による検査とQMS内部監査を統合したうえで、業務の合規性（旧監査室検査）及び業務の継続的改善（QMS内部監査）の観点から、全部署に対し内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的改善活動を推進した。            また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行った。</li> <li>○ 規程等の改正を行うにあたって、各関連規程間の齟齬等を防止し、規程等の改正に係る手順の標準化を図るため、平成24年3月にQMS手順書「規程等改正手順」を制定した。</li> <li>○ 公文書等を適切に管理することにより、業務の適正かつ効率的な運用を図るため、平成23年4月に「独立行政法人福祉医療機構文書管理規程」を制定し、公文書等の適切な管理態勢を整備した。</li> <li>○ 平成22年3月に策定した「リスク対応計画」に基づくリスク管理の自己評価を実施し、評価結果を取りまとめ、リスク対応計画の是正・改善を行った。      《添付資料：7》</li> <li>○ リスク対応計画の一環として、平成23年2月に策定した「事業継続計画」について、東日本大震災の経験を踏まえ、見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め計画に基づく訓練を平成24年3月に実施した。      《添付資料：8》</li> <li>○ 金融庁検査の導入に向け、金融庁検査マニュアルにおける各リスク管理態勢にかかる体制整備を構築する準備を行った。</li> <li>○ 反社会的勢力との関係を遮断・排除する方針を明確化するため、平成23年4月に「独立行政法人福祉医療機構における反社会的勢力に対する取扱細則」を制定し、反社会的勢力と認定された者に対する契約等については、応諾しないこととした。</li> </ul> <p><b>【業務改善活動の活性化】#6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年6月に運用を開始した職員意見箱制度と改善アイデア提案制度の更なる活用を図るため、両制度を統合するとともに、職員からの意見・提案がより経営陣に届くよう仕組みを変更した。      《添付資料：9》</li> </ul>

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年1月に設置した「事業間連携強化プロジェクト」及び「働きがいのある職場づくりプロジェクト」から、役員及び幹部職員に対して、福祉と医療の連携支援及び強く明るい職員を目指し自ら働きがいのある組織としてのお客さま満足追求のための提案・提言を行った。</li> <li>○ 平成22年度実績に基づき、業務活動単位の費用対効果分析を行い、業務プロセスごとのコストを把握した。</li> </ul>
	<p>(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。</p>	<p>(2) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。</p>	<p><b>【ALMシステムの活用】#7</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度においては、平成22年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティアダプ分析、デュレーションギャップ分析）を実施し、経営企画会議において分析結果を報告した。          なお、平成22年度から、従来の財政融資資金（20年償還）に加えて、新たに償還期間の短い財政融資資金（5年償還）による資金調達を開始した影響により、前年度と比較しデュレーションギャップは若干拡大しているものの、平成20年度決算と同程度の結果となり、特に問題がないことを確認した。          （参考）財政融資資金借入実績           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度：2,186億円（償還期間20年）</li> <li>・平成22年度：1,902億円（償還期間20年）、181億円（償還期間5年）</li> </ul> </li> <li>○ ALMシステムを活用して、財投機関債の発行等のタイミングに合わせ、シナリオ分析を実施した。</li> <li>○ 多数の金利シナリオを用いてEaR分析を行い、金利収支差の将来推移を分析した。</li> </ul>
	<p>(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。</p>	<p>(3) 情報資産の安全確保等の観点から、平成22年度に実施した自己点検結果等を基に、情報セキュリティ対策の強化を図る。          また、平成21年度に策定した個人情報保護マニュアルを基に、保有個人情報の適切な管理及び保護について更なる強化を図る。</p>	<p><b>【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保護に関する諸規程や取組みをまとめた「個人情報保護マニュアル」を見直し、機構の役職員に周知するとともに、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を策定のうえ、機構ホームページに掲載した。  <small>《添付資料：10》</small></li> <li>○ 個人情報保護に対する意識をさらに高めるため、個人情報全般の知識及び個人情報保護マニュアルについて、e-ラーニング形式による研修を実施した。</li> <li>○ 情報セキュリティ対策の強化を図るため、平成23年6月に情報セキュリティポリシー自己点検を実施した。</li> <li>○ 情報資産の安全確保等の観点から実施した自己点検調査結果（平成22年度：幹部職員向け、平成23年度：全役職員向け）を踏まえ、平成23年6月に幹部職員向け情報セキュリティ研修及び平成24年1月に全役職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を実施した。</li> </ul>



評価の視点等	自己評定	S	評価項目 2	評 定	A
	<p>ISO9001 認証機関による定期審査を受審した結果、指摘事項はなく「QMSの運用は十分に高い適合性を維持している。」との高い評価を受けた。</p> <p>また、監査機能の高度化及び効率化を図るため、旧監査室検査とQMS内部監査を統合したうえで、内部監査を全部署を対象に実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等を抽出した上で、フォローアップを行うとともに、同監査において業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的改善活動を推進した。</p> <p>さらに、職員からの業務改善活動を推進するため、職員意見箱制度と改善アイデア提案制度を「意見提案箱」として統合するとともに、職員からの意見・提案がより経営陣に届くように制度を改めた。</p> <p>機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスク等については、平成22年3月に策定した「リスク対応計画」に基づくリスク管理の自己評価を実施、評価結果をとりまとめのうえ、計画の是正・改善を行い、各業務に潜在するリスクについて管理することにより適切な業務運営を実施することができた。また、金融庁検査の導入に向け、金融庁検査マニュアルにおける各リスク管理態勢にかかる体制整備を構築する準備を行った。</p> <p>なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため平成23年2月に策定した「事業継続計画」について、東日本大震災の経験を踏まえ、見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、計画に基づく訓練を平成24年3月に実施し、有効性等を検証した。</p> <p>平成23年度においては、平成22年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティアラダー分析、デュレーションギャップ分析）を実施した結果、平成22年度から、従来の財政融資資金（20年償還）に加えて、新たに償還期間の短い財政融資資金（5年償還）による資金調達を開始した影響により、前年度と比較しデュレーションギャップは若干拡大しているものの、平成20年度決算と同程度の結果となり、特に問題がないことを確認した。また、多数の金利シナリオを用いてEaR分析を行い、金利収支差の将来推移を分析した。</p> <p>個人情報保護の取組みについては、平成21年度に策定した「個人情報保護マニュアル」の見直しや、e-ラーニング形式の研修を実施し更なる周知を行い、個人情報保護に関する更なる強化を図るとともに、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を策定し、機構ホームページに公表した。</p> <p>また、情報セキュリティ対策については、自己点検調査結果を踏まえ、幹部職員として遵守すべき事項、利用者の立場として全役職員が遵守すべき事項を分類して洗い出し、幹部職員向け及び全役職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を実施するなど、情報セキュリティ対策の更なる強化を図った。</p> <p>以上のとおり、平成23年度においては、監査機能の高度化及び効率化を図った内部監査により継続的な改善活動等を更に推進するとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスクへの対応としてリスク対応計画の是正・改善を行うなど、より適切な業務運営を実施することができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>平成23年度から監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による検査とQMSによる内部監査を統合し、業務の合規性及び業務の継続的改善の観点から、全部署に対し内部監査を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。ISO9001 認証機関による定期審査を受審した結果、指摘事項はなく「QMSの運用は十分に高い適合性を維持している」との高い評価を受けている。</p> <p>職員意見箱制度と改善アイデア提案制度を「意見提案箱」として統合し、職員からの意見・提案がより経営陣に届くように制度を改め、職員の意識改革・意欲の向上を図っている。</p> <p>業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。</p> <p>なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月策定の「事業継続計画」について、東日本大震災の経験を踏まえ同年11月に見直しを行い、周知するとともに、有効性の検証を含め同計画に基づく訓練を平成24年3月に実施した。</p> <p>以上のように、監査機能の高度化及び効率化を図った内部監査により継続的な改善活動等を更に推進するとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（QMS）の運用などをさらに徹底し、全部署に対する内部監査を実施し、PDCAサイクルを用いて継続的な改善をめざす姿勢などが一層の成果をあげている。</li> <li>○ 東日本大震災を契機に、リスク管理体制や事業継続計画の抜本的な見直しを行い、改善強化を図っている。訓練により有効性を確認する努力もしている。さらに、金融庁検査の導入に向けて体制整備に尽力している。</li> <li>○ 業務管理の充実は「大幅」といえるのか。</li> <li>○ 業務管理の充実は、本機構のような性格の独立行政法人には最優先事項である。本事項に対する継続的な取組に対して、応援の意味も込めてS評価としたい。</li> <li>○ 評価の視点の各項目につき順調に実施されていると評価できるため。</li> </ul>	

**【評価の視点】**

○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。

○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。

○ 業務管理手法をどのように改善し、業務管

**【実績：○】**

- ・ ISO9001認証機関による定期審査を平成24年2月に受審し、「QMSの運用は十分に高い適合性を維持している。」との高い評価を受けた。
- ・ 各部における業務改善の更なる活性化、QMSの効果的かつ効率的運用の推進を目的に、係長、主査及び係員を対象にQMS研修（e-ラーニング形式）を実施した。
- ・ 監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による検査とQMS内部監査を統合したうえで、業務の合規性（旧監査室検査）及び業務の継続的改善（QMS内部監査）の観点から、全部署に対し内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うとともに、各部における業務改善の推進等に向けた積極的な取り組みを確認することができた。
- ・ 規程等の改正を行うにあたって、各関連規程間の齟齬等を防止し、規程等の改正に係る手順の標準化を図るため、平成24年3月にQMS手順書「規程等改正手順」を制定した。
- ・ 公文書等を適切に管理することにより、業務の適正かつ効率的な運用を図るため、平成23年4月に「独立行政法人福祉医療機構文書管理規程」を制定し、公文書等の適切な管理態勢を整備した。
- ・ 平成22年3月に策定した「リスク対応計画」に基づくリスク管理の自己評価を実施し、評価結果をとりまとめ、リスク対応計画の是正・改善を行った。
- ・ 金融庁検査の導入に向け、金融庁検査マニュアルにおける各リスク管理態勢にかかる体制整備を構築する準備を行った。
- ・ リスク対応計画の一環として、平成23年2月に策定した「事業継続計画」について、東日本大震災の経験を踏まえ、見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め計画に基づく訓練を平成24年3月に実施した。
- ・ 反社会的勢力との関係を遮断・排除する方針を明確化するため、平成23年4月に「独立行政法人福祉医療機構における反社会的勢力に対する取扱細則」を制定し、反社会的勢力と認定された者に対する契約等については、応諾しないこととした。  
※ 業務実績P8【品質マネジメントシステムの運用等】#5参照

**【実績：○】**

- ・ 平成22年6月に運用を開始した職員意見箱制度と改善アイデア提案制度の更なる活用のため、両制度を統合し、職員からの意見・提案がより経営陣に届く仕組みに変更した。
- ・ 平成23年1月に設置した「事業間連携強化プロジェクト」及び「働きがいのある職場づくりプロジェクト」から、役員及び幹部職員に対して、福祉と医療の連携支援及び強く明るい職員を目指し自ら働きがいのある組織としてのお客さま満足追求のための提案・提言を行った。  
※ 業務実績P8【業務改善活動の活性化】#6参照

**【実績：○】**



<p>理の充実を図っているか。</p> <p>○ ALMシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。</p> <p>○ 個人情報を適切に管理しているか。</p> <p>○ 情報セキュリティ対策の充実を図っているか。</p> <p>■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度実績に基づき、業務活動単位の費用対効果分析を行い、業務プロセスごとのコストを把握した。 ※ 業務実績P8【業務改善活動の活性化】#6参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度においては、平成22年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティアダー分析、デュレーションギャップ分析）を実施し、経営企画会議において分析結果を報告した。 なお、平成22年度から、従来の財政融資資金（20年償還）に加えて、新たに償還期間の短い財政融資資金（5年償還）による資金調達を開始した影響により、前年度と比較しデュレーションギャップは若干拡大しているものの、平成20年度決算と同程度の結果となり、特に問題がないことを確認した。 （参考）財政融資資金借入実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度：2,186億円（償還期間20年）</li> <li>平成22年度：1,902億円（償還期間20年）、181億円（償還期間5年）</li> </ul> </li> <li>ALMシステムを活用して、財投機関債の発行等のタイミングに合わせ、シナリオ分析を実施した。</li> <li>多数の金利シナリオを用いてEaR分析を行い、金利収支差の将来推移を分析した。 ※ 業務実績P9【ALMシステムの活用】#7参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護に関する諸規程や取組みをまとめた「個人情報保護マニュアル」を見直し、機構の役職員に周知するとともに、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を策定し、機構ホームページに掲載した。また、個人情報保護に対する意識をさらに高めるため、個人情報保護マニュアル等（いずれもe-ラーニング形式）の研修を行った。 ※ 業務実績P9【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティに関する自己点検調査結果を踏まえ、幹部職員として遵守すべき事項、全役職員が遵守すべき事項を分類して洗い出し、幹部職員向け情報セキュリティ研修及び全役職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング形式）を行った。 ※ 業務実績P9【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <p>資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P42「内部統制」参照</p>	
---	--	--

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p><b>第3 業務運営の効率化に関する事項</b> 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>	<p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>
<p><b>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</b> （1）平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉医療貸付事業</li> <li>・ 福祉保健医療情報サービス事業</li> <li>・ 退職手当共済事業</li> <li>・ 年金担保貸付事業</li> <li>・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</li> </ul>	<p><b>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</b> （1）平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉医療貸付事業</li> <li>・ 福祉保健医療情報サービス事業</li> <li>・ 退職手当共済事業</li> <li>・ 年金担保貸付事業</li> <li>・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</li> </ul>	<p><b>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</b> （1）平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。</p>	<p><b>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</b> 【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ WAM NETについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）を踏まえ、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止した。また、平成23年7月28日付で改定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成23年12月に次期システムに係る設計・開発事業者を選定し、次期システムの構築に着手した。　　&lt;&lt;添付資料：11、12&gt;&gt;</li> <li>○ 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務の調達にあたって、応募事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定し安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成するなどの支援を行った。</li> <li>○ 退職手当共済事業、年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務の入力作業等業務については、委託事業者の円滑な移行を行うため、CIO補佐官の支援を受け作成した実施計画書点検リストに基づき、業務運営のスケジュールや体制内容が適正に明記されているか実施計画書の内容を点検するなど、作業実施に必要な支援を行った。</li> </ul>
<p>（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。</p>	<p>（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。</p>	<p>（2）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても計画的なシステム改修・改善等を行う。</p>	<p>【業務・システム最適化計画以外のシステムの改善】#10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉医療貸付事業については、東日本大震災に伴う災害復旧支援及び融資条件の変更への対応を図るため、平成23年11月に貸付総合電算システムの改修に着手した。</li> <li>○ 福祉医療経営指導事業については、精神科病院の報酬区分の変更に対応するため、平成23年8月に経営分析参考指標策定システムの改修を実施した。</li> <li>○ 退職手当共済事業については、育児・介護休業法改正への対応を図るため、平成23年12月に退職手当共済業務処理システム及び退職手当共済電子届出システムの改修を実施した。</li> <li>○ 年金担保貸付事業については、見直しの基本方針に基づく制度取扱変更への対応を図るため、平成23年11月に年金担保貸付システムの改修を実施した。</li> </ul>

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、東日本大震災への対応を図るため、平成23年11月に年金住宅融資債権管理回収システムの改修に着手した。</li> <li>○ 各事業部門単位で保有している顧客情報を組織横断的に一元管理し、機構との取引状況を的確に把握することを目的として、顧客管理システムを構築し、平成23年8月より運用を開始した。</li> <li>○ 公文書管理法施行への対応を図るため、平成24年3月に法人文書ファイル管理システムの改修を実施した。</li> <li>○ 業務運営に係る効率化を図るため、平成23年10月に綜合法令検索システムの改修を実施した。</li> </ul>
<p>(3) 情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のIT技能の習得を推進すること。</p>	<p>(3) 情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。</p>	<p>(3) 業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心として、情報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムに基づき外部研修の受講及びワークショップを実施する。</p>	<p><b>【情報化推進体制の強化等】#11</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年7月に選定した情報化統括責任者(CIO)補佐官の契約期間が平成23年7月に満了したことに伴い、引き続き、情報化推進体制の強化を図るため、平成23年8月に情報化統括責任者(CIO)補佐官を企画競争にて選定した。</li> <li>○ 情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心として平成24年3月に平成24年度情報化推進計画等を策定した。</li> </ul> <p><b>【IT技能の習得】#12</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報化推進及び情報システム運用(保守)管理の向上を図るため、教育訓練手順書に基づき、外部研修を19回受講した。</li> <li>○ 機構内の情報システムに潜む課題抽出と対応を検討するワークショップを17回開催し、自主的な取り組みの中でIT技術に精通した人材の育成を図った。</li> </ul>
	<p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。</p>	<p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。</p>	<p><b>【職員研修の実施】#13</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機構職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を21回(受講者:119名)実施するとともに、情報システム利用部門職員向けに、情報システム改修における主体的関与事項に関するノウハウ習得を目的として、平成23年6月に情報化統括責任者(CIO)補佐官による研修を実施した。(受講者:22名)</li> </ul>



評価の視点等	自己評定	A	評価項目 3	評 定	A
	<p>WAM NETについては、見直しの基本方針を踏まえ、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止するとともに、平成23年7月28日付で改定した「業務・システム最適化計画」に基づき、次期システムに係る設計・開発事業者を選定し、次期システムの構築に着手した。</p> <p>また、業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務の調達にあたって、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともにサービスレベルを設定し、安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成するなどの支援を行った結果、安定した質の高い業務が実現可能な事業者を選定するとともに、コストの縮減（約▲10百万円）を図ることができた。また、委託事業者の変更にあたり入力作業等業務については、CIO補佐官の支援を受け作成した実施計画書点検リストに基づき、業務運営のスケジュールや体制内容が適正に明記されているか実施計画書の内容を点検するなど、円滑な移行を行うための措置を講じた。</p> <p>福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム（東日本大震災に伴う災害復旧支援及び融資条件の変更対応）、福祉医療経営指導事業の経営分析参考指標策定システム（精神科病院の報酬区分の変更対応）、退職手当共済事業の退職手当共済業務処理システム及び退職手当共済電子届出システム（育児・介護休業法改正対応）、年金担保貸付事業の年金担保貸付システム（見直しの基本方針に基づく制度取扱変更対応）、承継年金住宅融資等債権管理回収業務の年金住宅融資債権管理回収システム（東日本大震災に伴う返済条件の変更機能対応）、法人文書ファイル管理システム（公文書管理法施行への対応）、総合法令検索システム（業務運営効率化対応）についてそれぞれ改修を実施し、さらに、各事業部門単位で保有している顧客情報を組織横断的に一元管理し、機構との取引状況を的確に把握することを目的として、顧客管理システムを構築し運用を開始するなど、機構の業務を効率的かつ安定的に支援することができた。</p> <p>情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るため、外部研修を19回受講するとともに、機構職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を21回実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図ることができた。</p> <p>また、情報システム利用部門職員向けに、情報システム改修における主体的関与事項に関するノウハウ習得を目的として、情報化統括責任者（CIO）補佐官による研修を実施した。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>WAMNETについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止するとともに、平成23年7月に改定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成23年12月に次期システムの構築に着手した。</p> <p>業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成している。これにより、安定した質の高い業務を実現可能な事業者を選定するとともに、更なるコストの縮減（約▲10百万円）を図ることができている。</p> <p>さらに、情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るため、外部研修を19回受講するとともに、福祉医療機構の職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を21回（受講者119名）実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っている。</p> <p>以上のように、業務・システム最適化計画の着実な推進により業務の効率化に寄与するとともに、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減及び随意契約の見直し等を図っているか。</p>	<p>【実績：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WAM NETについては、見直しの基本方針を踏まえ、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止した。また、平成23年7月28日付で改定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成23年12月に次期システムに係る設計・開発事業者を選定し、次期システムの構築に着手した。</li> <li>業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務の調達にあたって、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともにサービスレベルを設定し、安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成</li> </ul>			<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 退職手当共済事業に係る入力作業などの委託業務の調達において、1000万円のコストを削減。</li> <li>○ 退職手当共済事業等の入力作業の委託業務などに関して、1千万円のコスト縮減を実現したことなども評価できる。</li> <li>○ システム関連で10百万の削減達成。</li> <li>○ CIOとCIO補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、推進計画を策定している。またITに精通した人材の育成に注力している。目標を達成している水準と考える。</li> <li>○ 評価できる。</li> <li>○ 評価の視点の各項目につき順調に実施されていると評価できるため。</li> <li>○ 情報化推進体制の強化等に、積極的な取り組みが行われている。</li> <li>○ WAMネットシステムの見直しについては、最適化計画にのっとり次期システムの構築に着手した点などが評価される。</li> </ul> <p>（業務への提言）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ クラウド化、ハッキング防衛等、情報システムを取り巻く環境変化に対応して最新ICT技術を活用した堅固な情報システム構築に向け、調査研究にも一層対応してほしい。</li> </ul>	



<p>○ 業務の実施を効率的・安定的に支援するために、システム等の継続的な改善に努めているか。</p>	<p>するなどの支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記により、安定した質の高い業務が実現可能な業者を選定するとともに、コストの縮減（約▲10百万円）を図ることができた。</li> <li>・ 退職手当共済事業、年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務の入力作業等業務については、委託事業者の円滑な移行を行うため、CIO補佐官の支援を受け作成した実施計画書点検リストに基づき、業務運営のスケジュールや体制内容が適正に明記されているか実施計画書の内容を点検するなど、作業実施に必要な支援を行った。 ※ 業務実績P13【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉医療貸付事業については、東日本大震災に伴う災害復旧支援及び融資条件の変更への対応を図るため、貸付総合電算システムの改修に着手した。</li> <li>・ 福祉医療経営指導事業については、精神科病院の報酬区分の変更に対応するため、経営分析参考指標策定システムの改修を実施した。</li> <li>・ 退職手当共済事業については、育児・介護休業法改正への対応を図るため、退職手当共済業務処理システム及び退職手当共済電子届出システムの改修を実施した。</li> <li>・ 年金担保貸付事業については、見直しの基本方針に基づく制度変更への対応を図るため年金担保貸付システムの改修を実施した。</li> <li>・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、東日本大震災に伴う返済条件の変更機能への対応を図るため、年金住宅融資債権管理回収システムの改修に着手した。</li> <li>・ 各事業部門単位で保有している顧客情報を組織横断的に一元管理し、機構との取引状況を的確に把握することを目的として、顧客管理システムを構築し、運用を開始した。</li> <li>・ 公文書管理法施行への対応を図るため、法人文書ファイル管理システムの改修を実施した。</li> <li>・ 業務運営に係る効率化を図るため、綜合法令検索システムの改修を実施した。 ※ 業務実績P13【業務・システム最適化計画以外のシステムの改善】#10参照</li> </ul>	
<p>○ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心とした専門性の高い情報化推進体制の強化を図っているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年7月に選定した情報化統括責任者（CIO）補佐官の契約期間が平成23年7月に満了したことに伴い、引き続き、情報化推進体制の強化を図るため、平成23年8月に情報化統括責任者（CIO）補佐官を企画競争にて選定した。</li> <li>・ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として平成24年3月に平成24年度情報化推進計画等を策定した。 ※ 業務実績P14【情報化推進体制の強化等】#11参照</li> </ul>	
<p>○ IT技術に精通した人材の育成を計画的に実施しているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報化推進計画及びQMSの教育訓練手順書に基づき外部研修を受講するとともに、機構</li> </ul>	

<p>○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。</p>	<p>内の情報システムに潜む課題抽出と対応を検討するワークショップを開催し、自主的な取り組みの中でIT技術に精通した人材の育成を図った。 ※ 業務実績P14【IT技能の習得】#12</p> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報化推進計画に基づき、機構職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を計画的に実施するとともに、情報システム利用部門職員向けに、情報システム開発・改修における主体的関与事項に関するノウハウ習得を目的として、情報化統括責任者（CIO）補佐官による研修を実施した。 ※ 業務実績P14【職員研修の実施】#13</li> </ul>	
---------------------------------------	---	--

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績																																																
<p><b>2 経費の節減</b>            (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。</p>	<p><b>2 経費の節減</b>            (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。</p>	<p><b>2 経費の節減</b>            (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。</p>	<p><b>2 経費の節減</b>  <b>【業務の外部委託の活用】#14</b>            ○ WAM NET運用・保守業務の委託範囲の見直しを行うことにより、運用経費の削減を行った。            ○ 福祉医療貸付事業の貸付先から提出される事業報告書の決算データ等の入力作業について、外部委託（アウトソーシング）を活用した。</p>																																																
<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。            ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。            ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。            ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。</p>	<p><b>【随意契約の適正化】#15</b>            ○ 「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づく取組状況については、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、億円)</p> <table border="1" data-bbox="1789 905 2867 1308"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成20年度実績 (参考)</th> <th colspan="2">平成23年度実績</th> <th colspan="2">見直し計画 (参考)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(47.4%) 37</td> <td>(34.3%) 15.8</td> <td>(82.0%) 41</td> <td>(83.0%) 6.9</td> <td>(59.0%) 46</td> <td>(77.7%) 35.7</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(24.4%) 19</td> <td>(11.7%) 5.4</td> <td>(6.0%) 3</td> <td>(10.8%) 0.9</td> <td>(33.3%) 26</td> <td>(14.5%) 6.7</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約 (小計)</td> <td>(71.8%) 56</td> <td>(4.6%) 21.1</td> <td>(88.0%) 44</td> <td>(93.8%) 7.8</td> <td>(92.3%) 72</td> <td>(92.2%) 42.4</td> </tr> <tr> <td>競争性のない 随意契約</td> <td>(28.2%) 22</td> <td>(54.0%) 24.8</td> <td>(12.0%) 6</td> <td>(6.2%) 0.5</td> <td>(7.7%) 6</td> <td>(7.8%) 3.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100%) 78</td> <td>(100%) 46.0</td> <td>(100%) 50</td> <td>(100%) 8.4</td> <td>(100%) 78</td> <td>(100%) 46.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。</p> <p>○ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、機構ホームページにおいて公表済みである「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組を行い、競争性、透明性の一層の確保を図った。  <b>【1者応札・1者応募に係る具体的な改善方策】</b>            ・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること（国における「予算決算及び会計令」等においては10日間）            ・ 資格要件について不当に新規の競争参加者を制限する要件（官公庁の業務実績等）を設定しないこと 等</p> <p>○ 「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発給O406第5号）を踏まえ、当機構の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して次の事項について審議を徹底した。            ① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること            ② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査</p>	区分	平成20年度実績 (参考)		平成23年度実績		見直し計画 (参考)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(82.0%) 41	(83.0%) 6.9	(59.0%) 46	(77.7%) 35.7	企画競争・公募	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(6.0%) 3	(10.8%) 0.9	(33.3%) 26	(14.5%) 6.7	競争性のある契約 (小計)	(71.8%) 56	(4.6%) 21.1	(88.0%) 44	(93.8%) 7.8	(92.3%) 72	(92.2%) 42.4	競争性のない 随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(12.0%) 6	(6.2%) 0.5	(7.7%) 6	(7.8%) 3.6	合計	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 50	(100%) 8.4	(100%) 78	(100%) 46.0
区分	平成20年度実績 (参考)		平成23年度実績		見直し計画 (参考)																																														
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																													
競争入札等	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(82.0%) 41	(83.0%) 6.9	(59.0%) 46	(77.7%) 35.7																																													
企画競争・公募	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(6.0%) 3	(10.8%) 0.9	(33.3%) 26	(14.5%) 6.7																																													
競争性のある契約 (小計)	(71.8%) 56	(4.6%) 21.1	(88.0%) 44	(93.8%) 7.8	(92.3%) 72	(92.2%) 42.4																																													
競争性のない 随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(12.0%) 6	(6.2%) 0.5	(7.7%) 6	(7.8%) 3.6																																													
合計	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 50	(100%) 8.4	(100%) 78	(100%) 46.0																																													



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績																			
<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p> <p>④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。</p>	<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p>	<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。</p>	<p>し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</p> <p>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと</p> <p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長事務連絡）により、平成23年7月1日以降の入札公告に係る契約等から、契約の相手先に係るOBの再就職情報等を公表することとされたことを踏まえ、以後の契約にあたっては契約の相手先に係るOBの再就職情報等を公表する旨を機構ホームページにおいて公表するとともに、入札公告等への記載等の措置を講じた。</p> <p>○ 契約に係る第三者の監視強化の観点から、契約審査会に監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受けた。</p> <p>（参考） 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等において、独立行政法人の随意契約に関して「会計監査人の監査において厳正な（又は徹底的な）チェック」の要請がなされたことに対し、日本公認会計士協会より、平成20年2月13日付「独立行政法人の随意契約について」において「監査法人は、財務諸表監査の枠内で実施できることについて既に厳正に対応しているところであり、入札・契約のそもそもの適正性や法人運営における資金の無駄遣いについて、直接的に会計監査チェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」との見解が示された。</p> <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）において、主務大臣及び各法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表するとされていることから、平成23年6月に平成22年度の契約監視委員会のフォローアップ状況を総務省行政管理局に対して報告するとともに、平成23年8月に「平成22年度における契約状況のフォローアップ」を機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」及び「独立行政法人の契約の見直しについて」（平成22年5月26日総務省行政管理局から各府省官房長宛て事務連絡）により、平成22年度以降においても引き続き各独立行政法人に「契約監視委員会」を存置することとされているため、平成24年2月24日に同委員会の点検を受けた。</p> <table border="1" data-bbox="1846 1541 2867 1843"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成22年度契約</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成23年度契約※</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度契約予定案件</td> <td>新規案件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>24件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度契約は、12月末現在で契約締結に至ったものを対象とした。</p>	区 分		件 数	平成22年度契約	競争性のない随意契約	1件	一者応札・一者応募	6件	平成23年度契約※	競争性のない随意契約	5件	一者応札・一者応募	11件	平成23年度契約予定案件	新規案件	1件	合 計		24件
区 分		件 数																				
平成22年度契約	競争性のない随意契約	1件																				
	一者応札・一者応募	6件																				
平成23年度契約※	競争性のない随意契約	5件																				
	一者応札・一者応募	11件																				
平成23年度契約予定案件	新規案件	1件																				
合 計		24件																				

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績								
			<p>[点検の観点]</p> <table border="1" data-bbox="1849 268 2870 575"> <thead> <tr> <th data-bbox="1849 268 2214 310">区分</th> <th data-bbox="2214 268 2870 310">点検の観点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1849 310 2214 386">随意契約</td> <td data-bbox="2214 310 2870 386">・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 386 2214 499">一者応札・一者応募</td> <td data-bbox="2214 386 2870 499">・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 499 2214 575">新規案件</td> <td data-bbox="2214 499 2870 575">・ 契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性</td> </tr> </tbody> </table> <p>[点検結果]</p> <p>主な指摘としては、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「賃借ビルのレイアウト工事等」に係る契約について、機構が入居しているビルのレイアウト工事等について、賃貸借契約上ビル所有者の指定する業者以外と契約することができないため、随意契約とならざるを得ないという説明は理解する。しかし、他の業者から工事見積書を入手し、ビル所有者と価格交渉を行う等の経費節減への努力は必要。</li> <li>「各業務システムの改修、運用保守」に係る契約について、COBOL等の特殊な言語プログラムを採用しているため、他の業者の参加制限となっている。今後、業務システムを採用する時は、より汎用性の高いプログラミング言語による開発を採用することを昨年度提案したが、COBOLに依存しない場合のセカンドベストの試算を行う必要があるのではないか。</li> </ul>	区分	点検の観点	随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性	一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性	新規案件	・ 契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性
区分	点検の観点										
随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性										
一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性										
新規案件	・ 契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性										
<p>(3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。</p>	<p>(3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。</p>	<p>(3) 業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進する。</p>	<p><b>【業務方法の改善等による事務効率化】 #16</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集団経営指導（セミナー）におけるWEB経由での受講の申込みについて、平成23年4月から、その受付け及び受講票の発行を自動化することにより、機構の事務作業の効率化及びコスト削減（郵送費の削減）を図るとともに、顧客対応の迅速化を実現した。</li> <li>○ 事務の省力化及び経費削減の観点から、福祉医療貸付事業における火災保険の保険金請求権に対する質権設定手続きの省略について、関係先と協議を行い、平成24年度からの実施に向けて、関係規程を整備した。</li> <li>○ 退職手当共済事業において、共済契約者及び機構の事務負担軽減のために、退職共済電子届出システムを利用していない共済契約者（2,939法人）に対して積極的に利用促進を図った結果、新たに405法人が利用登録することとなった。</li> <li>○ 執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。（約90万円節減）</li> <li>○ コピー、プリントアウトの際の両面印刷、集約印刷及びカラーコピーの原則禁止等により、コピー機保守料を節約した。（約279万円節減）</li> <li>○ 組織の見直し（大阪支店の管理部門廃止）に伴い、事務所賃借面積の見直しを行い、大阪支店の事務所賃料を削減した。（約879万円節減）</li> </ul>								

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績																											
<p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>(4)一般管理費、人件費及び業務経費(退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。)については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を削減する。</p> <p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、</p>	<p>(4)一般管理費、人件費及び業務経費(退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。)については、経費削減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努めるとともに、更なる経費の削減への取組を行う。</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）を確実に実行するため、常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組む。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組を計画的に進めるとともに、取組状況を公表する。</p>	<p>○ 旅行パックの利用等により旅費を削減した。(約297万円節減)</p> <p><b>【一般管理費等の節減】#17</b></p> <p>○ 平成23年度においては、平成19年度予算と比べて19.5%縮減した予算を策定するとともに、更なる経費の節減に取り組んだ結果、予算を上回る23.2%の節減を達成した。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1786 569 2881 747"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th colspan="2">平成23年度</th> </tr> <tr> <th>(予算)</th> <th>(実績)</th> <th>(実績)</th> <th>(実績)</th> <th>(予算)</th> <th>(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>6,319</td> <td>5,768</td> <td>5,534</td> <td>4,936</td> <td>5,088</td> <td>4,850</td> </tr> <tr> <td>節減率</td> <td>—</td> <td>▲8.7%</td> <td>▲12.4%</td> <td>▲21.9%</td> <td>▲19.5%</td> <td>▲23.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【人件費の削減】#18</b></p> <p>○ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準（平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準）として中期計画における人件費削減目標（6%）を大幅に上回る人件費削減（14.5%）を実施した。</p> <p><b>【給与水準の検証結果】#19</b></p> <p>○ 機構の給与水準の適切性に係る検証を行うとともに、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページに平成24年6月に公表した。        ≪添付資料：13≫</p>	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		(予算)	(実績)	(実績)	(実績)	(予算)	(実績)	金額	6,319	5,768	5,534	4,936	5,088	4,850	節減率	—	▲8.7%	▲12.4%	▲21.9%	▲19.5%	▲23.2%
区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度	平成23年度																								
	(予算)	(実績)	(実績)	(実績)	(予算)	(実績)																								
金額	6,319	5,768	5,534	4,936	5,088	4,850																								
節減率	—	▲8.7%	▲12.4%	▲21.9%	▲19.5%	▲23.2%																								



中 期 目 標	中 期 計 画	2 3 年 度 計 画	2 3 年 度 業 務 実 績
	<p>是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>		

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 4	評 定	A
	<p>随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約を平成23年度において6件にまで減少し、計画を達成することができた。また、機構ホームページに公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを行い、引き続き、競争性、透明性の一層の確保を図った。さらに、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成24年2月24日に開催し、契約について点検を受けた。</p> <p>一般管理費等の節減については、事務所賃料や印刷費、電気使用料等を削減するとともに、前年度に引き続き、システム関連経費の抑制等により、平成23年度予算（平成19年度予算と比べて19.5%縮減）の縮減幅を上回る23.2%の額を節減した。</p> <p>具体的には、業務の効率化及び経費の節減の観点から、組織の見直し（大阪支店の管理部門の廃止）に併せて事務所賃借面積を見直したことによる事務所賃料の削減や、会議資料のペーパーレス化やコピーの際の両面・集約印刷の励行によるコピー機保守料の節約、また、事務所内の部分消灯の徹底による電気使用料の削減等を取り組んだ結果、前年度より更に約1,545万円のコスト削減を実現することができた。</p> <p>人件費の削減については、組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、削減目標（平成17年度との比較で6%）を大幅に上回る14.5%の削減を実施した。また、機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページに公表した。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>一般管理費等の節減については、平成23年度予算（平成19年度予算と比べて19.5%縮減）の縮減幅を上回る23.2%の額を節減している。</p> <p>人件費の削減については、平成17年度との比較で14.5%削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で適切に公表している。福祉医療機構の給与水準が国に比べて若干高くなっていることについては、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであるが、管理職比率については平成23年度及び平成24年度において管理職ポストを削減するなどの取り組みを図っており、引き続き適正水準に向けた取組みを期待する。</p> <p>随意契約の適正化については、平成22年4月に新たに策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約を平成23年度において6件にまで減少し、計画を達成することができている。さらに、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成24年2月に開催し、契約について点検を受けるなど、より一層の競争性、透明性の確保を図っている。</p> <p>以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の適正化を着実に実施するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	
<p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 一般管理費等については、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>② 人件費については、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>③ 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。</p>	<p>① 一般管理費等の節減については、事務所賃料や印刷費、電気使用料等を削減するとともに、前年度に引き続き、システム関連経費の抑制等により、平成23年度予算（平成19年度予算と比べて19.5%縮減）の縮減幅を上回る23.2%の額を節減した。</p> <p>具体的には、業務の効率化及び経費の節減の観点から、組織の見直し（大阪支店の管理部門の廃止）に併せて事務所賃借面積を見直したことによる事務所賃料の削減や、会議資料のペーパーレス化やコピーの際の両面・集約印刷の励行によるコピー機保守料の節約、また、事務所内の部分消灯の徹底による電気使用料の削減等を取り組んだ結果、前年度より更に約1,545万円のコスト削減を実現することができた。</p> <p>※ 業務実績P21【一般管理費等の節減】#17参照</p> <p>② 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行ってきた結果、削減目標（平成17年度との比較で6%）を大幅に上回る14.5%の削減を実施した。</p> <p>※ 業務実績P21【人件費の削減】#18参照</p> <p>③ 対国家公務員指数は、本俸引下げ等の給与体系の見直しや組織のスリム化を進めてきた結果、逡減傾向にあり、平成23年度における年齢・地域・学歴差を勘案した国家公務員指数は101.5ポイント（対前年度△0.7ポイント）となった。</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 随意契約の適正化を推進している。</li> <li>○ 一般管理費は目標を上回る23.2%の削減、人件費も目標を上回る14.5%の削減を達成している。</li> <li>○ 一般管理費は予算を上回る額の節減が行われ、随意契約の適正化も進められているので、順調に進捗していると認められる。</li> <li>○ 経費の中で特に人件費が高すぎる。</li> <li>○ 評価の視点の各項目は順調に実施していると評価でき、かつ、経費削減実績も目標を上回る成果を挙げたため。</li> <li>○ 常勤職員数を抑制し、人件費削減を実現していることや、予算以上に一般管理費を節減している点などは高く評価できる。</li> </ul> <p>（業務への提言）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高学歴の職員が多いことから国家公務員の給与水準を上回る点などは理解できるが、管理職比率や民間金融機関の給与実態を勘案することなどについては、さらに検討を加えるべきと考えられる。</li> </ul>	

<p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用するなど、経費を節減しているか。</p> <p>○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p> <p>■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、公告方法、入札参加条件、発注規模について、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。</p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p>	<p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WAM NET運用・保守業務の委託範囲を見直し、運用経費の削減を行った。また、福祉医療貸付事業の貸付先から提出される事業報告書の決算データ等の入力作業について、外部委託（アウトソーシング）を有効に活用し、事務の効率化を図った。 ※ 業務実績P18【業務の外部委託の活用】#14参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <p>資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P28「契約」参照</p> <p><b>【実績：○】</b></p> <p>資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P28「契約」参照</p> <p><b>【実績：○】</b></p> <p>資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P28「契約」参照</p> <p><b>【実績：○】</b></p> <p>資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P28「契約」参照</p> <p><b>【実績：○】</b></p> <p>資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P28「契約」参照</p> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団経営指導（セミナー）におけるWEB経由での受講の申込みについて、平成23年4月から、その受付及び受講票の発行を自動化することにより、機構の事務作業の効率化及びコスト削減（郵送費の削減）を図るとともに、顧客対応の迅速化を実現した。</li> <li>事務の省力化及び経費削減の観点から、福祉医療貸付事業における火災保険の保険金請求権に対する質権設定手続きの省略について、関係先と協議を行い、平成24年度からの実施に向けて、関係規程を整備した。</li> <li>退職手当共済事業において、共済契約者及び機構の事務負担軽減のために、退職共済電子届出システムを利用していない共済契約者（2,939法人）に対して積極的に利用促進を図った結果、新たに405法人が利用登録することとなった。[利用率82.7%（前年度81.2%）] ※ 業務実績P20【業務方法の改善等による事務効率化】#16参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標①】のとおり節減することができた。</li> </ul>	
--	--	--



<p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p> <p>○ 人件費の削減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努めているか。</p> <p>○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取り組んでいるか。</p> <p>■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</li> <li>● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。</li> </ul> <p>■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。（約90万円節減）</li> <li>・ コピー、プリントアウトの際の両面印刷、集約印刷及びカラーコピーの原則禁止等により、コピー機保守料を節約した。（約279万円節減）</li> <li>・ 組織の見直し（大阪支店の管理部門廃止）に伴い、事務所賃借面積の見直しを行い、大阪支店の事務所賃料を削減した。（約879万円節減）</li> <li>・ 旅行パックの利用等により旅費を削減した。（約297万円節減） ※ 業務実績P20【業務方法の改善等による事務効率化】#16参照</li> </ul> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P10「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P10「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P10「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P10「組織体制・人件費管理」参照・</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P10「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P10「組織体制・人件費管理」参照</p>	
---	---	--

<p>■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。</p> <p>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。</p>	<p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P10「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P10「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P10「組織体制・人件費管理」参照</p>	
---	--	--

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績																																																					
<p><b>第4 業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>	<p><b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>																																																					
<p><b>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</b></p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><b>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</b></p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><b>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</b></p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成23事業年度 千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>197,900,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>179,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成23事業年度 千円	貸付契約額	197,900,000	資金交付額	179,000,000	<p><b>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</b></p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成23事業年度 千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>244,684,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>231,096,600</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成23事業年度 千円	貸付契約額	244,684,000	資金交付額	231,096,600																																									
区 分	平成23事業年度 千円																																																							
貸付契約額	197,900,000																																																							
資金交付額	179,000,000																																																							
区 分	平成23事業年度 千円																																																							
貸付契約額	244,684,000																																																							
資金交付額	231,096,600																																																							
<p>(1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。</p>	<p><b>【福祉貸付事業の実績】#20</b></p> <p>○ 平成23年度における貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <p><b>《貸付審査の実績》</b> (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施 設 の 種 類</th> <th colspan="2">平成23年度</th> <th colspan="2">[参考]平成22年度</th> <th>対前年度 比 (金額)</th> </tr> <tr> <th>件 数</th> <th>金 額</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>697</td> <td>214,006</td> <td>639</td> <td>208,894</td> <td>102.4%</td> </tr> <tr> <td>  うち特別養護老人ホーム</td> <td>555</td> <td>197,780</td> <td>502</td> <td>194,641</td> <td>101.6%</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>528</td> <td>38,101</td> <td>587</td> <td>37,338</td> <td>102.0%</td> </tr> <tr> <td>  うち保育所</td> <td>481</td> <td>31,245</td> <td>538</td> <td>33,177</td> <td>94.2%</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>208</td> <td>14,248</td> <td>167</td> <td>10,417</td> <td>136.8%</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>61</td> <td>4,572</td> <td>39</td> <td>2,890</td> <td>158.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,494</td> <td>270,927</td> <td>1,432</td> <td>259,539</td> <td>104.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合、その件数は主たる施設をもって1件と計上している。  ※ 経営資金を含んでいる。(平成23年度41件943百万円、平成22年度8件40百万円)  ※ 東日本大震災に係る災害復旧資金を含んでいる。(平成23年度108件、7,617百万円)</p> <p><b>【福祉貸付事業における融資方針の策定】#21</b></p> <p>○ 平成23年度の融資方針については、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融</p>	施 設 の 種 類	平成23年度		[参考]平成22年度		対前年度 比 (金額)	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合	老人福祉関係施設	697	214,006	639	208,894	102.4%	うち特別養護老人ホーム	555	197,780	502	194,641	101.6%	児童福祉関係施設	528	38,101	587	37,338	102.0%	うち保育所	481	31,245	538	33,177	94.2%	障害者福祉関係施設	208	14,248	167	10,417	136.8%	そ の 他	61	4,572	39	2,890	158.2%	計	1,494	270,927	1,432	259,539	104.4%
施 設 の 種 類	平成23年度		[参考]平成22年度		対前年度 比 (金額)																																																			
	件 数	金 額	件 数	金 額	割 合																																																			
老人福祉関係施設	697	214,006	639	208,894	102.4%																																																			
うち特別養護老人ホーム	555	197,780	502	194,641	101.6%																																																			
児童福祉関係施設	528	38,101	587	37,338	102.0%																																																			
うち保育所	481	31,245	538	33,177	94.2%																																																			
障害者福祉関係施設	208	14,248	167	10,417	136.8%																																																			
そ の 他	61	4,572	39	2,890	158.2%																																																			
計	1,494	270,927	1,432	259,539	104.4%																																																			



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績																																	
			資を行うため、厚生労働省関係部署と調整のうえ、平成23年3月に策定し、機構ホームページに公表した。 ≪添付資料：14≫  ○ 平成24年度の融資方針については、厚生労働省関係部署と調整のうえ、平成23年度内に策定し、平成24年3月に都道府県等の担当者向け説明会を行った。																																	
(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備、療養病床の再編等に係る資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 また、平成23年度予算においては、 ① 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに係る償還期間の延長及び融資率の優遇 ② 木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備備品に係る融資率の優遇等 が認められたことから、これらの円滑な導入を図るなど、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備する。	<b>【福祉貸付事業に係る政策適合性】#22</b> ○ 介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援等に係る資金の融資について、次のとおり優遇措置等を講じ、利用者ニーズに対応した。 a 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ b 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ c 保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ d スプリンクラー整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ 等 <b>[優遇措置の利用状況]</b> <table border="1" data-bbox="1843 793 2870 1087"> <thead> <tr> <th>優 遇 内 容</th> <th>貸付審査件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 介護基盤の緊急整備</td> <td>550件</td> </tr> <tr> <td>b 耐震化整備</td> <td>42件</td> </tr> <tr> <td>c 保育所等の整備</td> <td>483件</td> </tr> <tr> <td>d 消防用設備の整備 等</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,087件</td> </tr> </tbody> </table> ○ また、利用者サービスの向上を図るために創設した融資制度の利用状況については、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1843 1199 2870 1409"> <thead> <tr> <th>融 資 制 度</th> <th>創設年度</th> <th>利 用 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスにおける30年償還</td> <td>平成23年度</td> <td>288件 (利用率48.8%)</td> </tr> <tr> <td>木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備備品に係る融資率の優遇</td> <td>平成23年度</td> <td>27件</td> </tr> </tbody> </table> ○ 地域密着型サービスに対する融資 介護保険制度改革に伴い平成18年度から創設された「地域密着型サービス」に対する平成23年度の貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <b>《貸付審査の実績》</b> <table border="1" data-bbox="1843 1598 2870 1906"> <thead> <tr> <th>施 設 種 類</th> <th>貸付審査件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム (29名以下)</td> <td>234件</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス (29名以下)</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>65件</td> </tr> <tr> <td>認知症デイサービスセンター</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	優 遇 内 容	貸付審査件数	a 介護基盤の緊急整備	550件	b 耐震化整備	42件	c 保育所等の整備	483件	d 消防用設備の整備 等	12件	計	1,087件	融 資 制 度	創設年度	利 用 状 況	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスにおける30年償還	平成23年度	288件 (利用率48.8%)	木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備備品に係る融資率の優遇	平成23年度	27件	施 設 種 類	貸付審査件数	特別養護老人ホーム (29名以下)	234件	ケアハウス (29名以下)	5件	小規模多機能型居宅介護事業所	24件	認知症高齢者グループホーム	65件	認知症デイサービスセンター	1件
優 遇 内 容	貸付審査件数																																			
a 介護基盤の緊急整備	550件																																			
b 耐震化整備	42件																																			
c 保育所等の整備	483件																																			
d 消防用設備の整備 等	12件																																			
計	1,087件																																			
融 資 制 度	創設年度	利 用 状 況																																		
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスにおける30年償還	平成23年度	288件 (利用率48.8%)																																		
木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備備品に係る融資率の優遇	平成23年度	27件																																		
施 設 種 類	貸付審査件数																																			
特別養護老人ホーム (29名以下)	234件																																			
ケアハウス (29名以下)	5件																																			
小規模多機能型居宅介護事業所	24件																																			
認知症高齢者グループホーム	65件																																			
認知症デイサービスセンター	1件																																			

中 期 目 標	中 期 計 画	2 3 年 度 計 画	2 3 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">329件</td> </tr> </table> <p>※複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。 ※経営資金及び東日本大震災対応分は除いて計上している。</p> <p>○ 補助金等が交付された施設に対する融資 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤整備を着実に支援するため、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等の対象事業として採択された事業に対し、重点的に融資を行った。 また、補助金等が交付されなかった事業であっても、地方公共団体が緊急性や政策上の必要性を認められたものについては融資を行った。</p> <p>《貸付審査の実績》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">貸付審査の実績</th> <th style="text-align: center;">うち補助金等 が交付された施設整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td style="text-align: center;">631件</td> <td style="text-align: center;">572件</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td style="text-align: center;">519件</td> <td style="text-align: center;">492件</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td style="text-align: center;">190件</td> <td style="text-align: center;">157件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: center;">39件</td> <td style="text-align: center;">32件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1,379件</td> <td style="text-align: center;">1,253件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。 ※経営資金及び東日本大震災対応分は除いて計上している。</p> <p>○ 平成22年度から、新たに借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を創設し利用者サービスの向上を図った。 平成23年度における個人保証免除制度の審査時の利用希望の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">個人保証免除制度の選択が可能であった件数</th> <th style="text-align: center;">個人保証免除制度を希望した件数</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,411件</td> <td style="text-align: center;">996件</td> <td style="text-align: center;">70.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【東日本大震災への対応】#23</p> <p>○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対し、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施した。 《添付資料：15》</p> <p>○ 国における平成23年度補正予算の成立に伴い、次のとおり貸付条件の優遇措置の拡充を図り、被災された社会福祉施設等の支援を実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">第1次補正予算</td> <td>貸付利率の一定期間の無利子化（設置・整備資金は全期間無利子）、融資率100%の適用</td> </tr> </table>	計	329件	施 設 の 種 類	貸付審査の実績	うち補助金等 が交付された施設整備	老人福祉関係施設	631件	572件	児童福祉関係施設	519件	492件	障害者福祉関係施設	190件	157件	そ の 他	39件	32件	計	1,379件	1,253件	個人保証免除制度の選択が可能であった件数	個人保証免除制度を希望した件数	割合	1,411件	996件	70.6%	第1次補正予算	貸付利率の一定期間の無利子化（設置・整備資金は全期間無利子）、融資率100%の適用
計	329件																														
施 設 の 種 類	貸付審査の実績	うち補助金等 が交付された施設整備																													
老人福祉関係施設	631件	572件																													
児童福祉関係施設	519件	492件																													
障害者福祉関係施設	190件	157件																													
そ の 他	39件	32件																													
計	1,379件	1,253件																													
個人保証免除制度の選択が可能であった件数	個人保証免除制度を希望した件数	割合																													
1,411件	996件	70.6%																													
第1次補正予算	貸付利率の一定期間の無利子化（設置・整備資金は全期間無利子）、融資率100%の適用																														

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
------	------	--------	----------

			<table border="1"> <tr> <td>第2次補正予算</td> <td>償還期間・据置期間の延長、経営資金の無担保貸付額の拡充</td> </tr> <tr> <td>第3次補正予算</td> <td>設置・整備資金の無担保貸付額の拡充、復興資金の創設</td> </tr> </table> <p>○ 被災状況を把握するため、被災地での現状調査及び被災した社会福祉施設等の開設者へのヒアリングを実施するとともに、各都道府県市の実務担当者を対象とした行政担当者説明会において、被災した地方自治体との意見交換会を実施した。 また、被災法人等を所管する地方自治体及び全国社会福祉施設経営者協議会との連携をはじめ、全国老人福祉施設協議会等の中央団体との意見交換等を踏まえ現地相談会等を実施した。 ・被災地での現地相談会：10回（個別相談137件） ・被災地の福祉関係者等との意見交換会：12回</p> <p>《東日本大震災に係る災害復旧及び復興資金》（再掲）（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">設置・整備資金</th> <th colspan="2">経営資金</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>47</td> <td>5,384</td> <td>19</td> <td>648</td> <td>66</td> <td>6,032</td> </tr> <tr> <td>  うち特別養護老人ホーム</td> <td>29</td> <td>4,976</td> <td>7</td> <td>327</td> <td>36</td> <td>5,303</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>8</td> <td>298</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>  うち保育所</td> <td>8</td> <td>298</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>11</td> <td>404</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td> <td>645</td> <td>13</td> <td>201</td> <td>21</td> <td>846</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>74</td> <td>6,731</td> <td>34</td> <td>886</td> <td>108</td> <td>7,617</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。</p>	第2次補正予算	償還期間・据置期間の延長、経営資金の無担保貸付額の拡充	第3次補正予算	設置・整備資金の無担保貸付額の拡充、復興資金の創設	施設の種類	設置・整備資金		経営資金		合計		件数	金額	件数	金額	件数	金額	老人福祉関係施設	47	5,384	19	648	66	6,032	うち特別養護老人ホーム	29	4,976	7	327	36	5,303	児童福祉関係施設	8	298	1	30	9	328	うち保育所	8	298	1	30	9	328	障害者福祉関係施設	11	404	1	7	12	411	その他	8	645	13	201	21	846	計	74	6,731	34	886	108	7,617
第2次補正予算	償還期間・据置期間の延長、経営資金の無担保貸付額の拡充																																																																				
第3次補正予算	設置・整備資金の無担保貸付額の拡充、復興資金の創設																																																																				
施設の種類	設置・整備資金		経営資金		合計																																																																
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																															
老人福祉関係施設	47	5,384	19	648	66	6,032																																																															
うち特別養護老人ホーム	29	4,976	7	327	36	5,303																																																															
児童福祉関係施設	8	298	1	30	9	328																																																															
うち保育所	8	298	1	30	9	328																																																															
障害者福祉関係施設	11	404	1	7	12	411																																																															
その他	8	645	13	201	21	846																																																															
計	74	6,731	34	886	108	7,617																																																															

<p>(3)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(3)利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。</p>	<p>(3)借入申込書類の簡素化を促進するとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談の実施、借入申込の手引きの電子媒体による配布などを行い、利用者サービスの向上を図る。 特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。 また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収</p>	<p>【利用者サービスの向上】#24</p> <p>○平成23年4月より、借入申込書及び付属提出書類について、様式の一元化、補助協議書等法人公表資料を活用するなど大幅（30%以上）に縮減し、より融資を利用しやすい環境整備を行った。</p> <p>○機構及び福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会等（12回、相談件数：153件、個別訪問相談件数：16件）を実施するとともに、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うなど、利用者サービスの向上を図った。</p> <p>○平成23年2月より、融資相談時における顧客満足度に関するアンケートを実施し、その調査結果を集計・分析した結果に基づき、審査期間の短縮、融資条件等について改善に向けて取り組んだ。</p> <p>○借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」（平成22年3</p>
---	--	---	--



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
		集・提供を行う。	<p>月公表)を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知することにより、利用者サービスの向上を図った。          ≪添付資料：16≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年度に実施したユニット型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型事業所に対する調査結果について、機構ホームページに公表することにより、定員1人当りの建築コストや需要調査の重要性など施設開設に当たって参考となる指標を借入希望者が活用することが可能となる取組みを実施した。</li> <li>○ 平成22年度に引き続きユニット型特別養護老人ホームの調査を実施し、標準モデルの見直しを行うとともに、新たに保育所について、経営支援室のデータをもとに標準モデルを作成し、利用者が事業を実施するにあたり、参考となるデータとして活用した。</li> </ul>
<p>(4) 民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。</p>	<p>(4) 協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。</p>	<p>(4) 平成22年度に引き続き、協調融資制度についての周知等を行う。</p>	<p><b>【協調融資制度の充実】#25</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協調融資制度における覚書締結金融機関の拡大を図るため、代理貸付の受託金融機関に対し協調融資制度の案内を行った結果、平成23年3月末の276機関から平成24年3月末現在で295機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金が活用できるよう整備を推進した。</li> <li>○ 借入申込者が速やかに協調融資制度を利用できるよう、協調融資制度に関する説明会を行うとともに、受託金融機関業務研修会において制度の周知を図った。</li> </ul>
<p>(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とする。          また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p><b>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#26</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査業務に係る処理期間について、平成23年度においては、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が27.8日となり、中期計画に定められた処理期間(30日以内)を順守することができた。</li> <li>○ 資金交付業務に係る処理期間についても、平成23年度においては、請求内容の不備が著しいもの等を除き、資金交付した2,048件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。</li> </ul>

評価の視点等	自己評価	S	評価項目 5	評 定	S
	<p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成22年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（550件189,218百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（483件、31,262百万円）した。その結果、平成23年度における審査件数は1,494件となり、平成22年度実績（1,432件）を上回る資金需要に応えるとともに、貸付契約額及び資金交付額にあっては過去最高額を更新するなど、ここ数年増え続けている利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援することができた。</p> <p>また、平成23年度からお客さまからの要望が多かった特別養護老人ホーム等の償還期間の延長（30年以内）、また、エネルギー効率の高い設備備品等に係る融資条件を優遇するなど時宜に応じた融資を行うとともに、平成22年度に創設した社会福祉法人における保証人免除制度においても、平成22年度に引き続き70%以上利用されているなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備することができた。</p> <p>さらに、個別融資相談においては、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう多面的な支援・助言等を行った。</p> <p>また、福祉貸付事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たすべき役割を認識しつつ、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、同年12月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針において、講ずべきとされた利用者サービスの更なる向上のため、審査期間の短縮、借入申込みに必要な書類の見直しを行い、従来の申請書類より30%以上簡素化、また、業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。</p> <p>さらに、国の政策目標に即した施設整備を支援するため、ユニット型特別養護老人ホーム等の整備に関する調査を平成22年度に引き続き実施し、稼働状況やハード・ソフト両面での有効性等の調査結果について、機構ホームページ及び月刊誌WAM誌上にて公表した。</p> <p>なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。</p> <p>協調融資制度については、覚書締結金融機関の拡大を図るため、代理貸付の受託金融機関へ協調融資制度の案内などを行い、平成23年3月末の276機関から平成24年3月末現在で295機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を推進した。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災した社会福祉施設等に対し、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施することで被災施設等の復旧・復興を支援した。</p> <p>また、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会（10か所10回 137件）、訪問相談（3件）及び関係団体等と意見交換（12回）を行い、迅速な対応により審査を実施した。（108件 7,617百万円）</p> <p>以上のとおり、平成23年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備に対する優遇融資を実施した結果、平成23年度における審査件数は1,494件となり、平成22年度実績（1,432件）を上回る資金需要に応えるとともに、貸付契約額及び資金交付額にあっては過去最高額を更新するなど、ここ数年増え続けている利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。</p> <p>平成23年度からお客さまからの要望が多かった特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに係る償還期間の延長等を開始し、さらに施設整備の融資相談等の充実に努めるとともに、平成23年4月より、借入申込書及び付属提出書類について、様式の一元化、補助協議書等法人公表資料の活用などにより大幅（30%以上）に縮減するなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績をあげており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。</p> <p>東日本大震災において被災した社会福祉施設等に対しては、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、被災施設等の審査・資金交付を最優先することにより、復旧・復興を支援している。</p> <p>以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去最高額を更新している。</li> <li>○ 東日本大震災に係る支援業務が加わったが、審査件数は104%増、審査業務期間は27.8日を達成した。目標を上回る達成水準と考える。</li> <li>○ 中期計画の数値目標を達成した上に、評価の視点の各項目は迅速性をもって施され、結果も伴ったものと評価できるため。</li> <li>○ 借入期間と減価償却期間とのギャップがあるため、そのための利益を多く稼がなければならない状況に対し、融資期間を20年から30年に延長した意義は大きい。</li> <li>○ 東日本大震災との関連で、災害復旧貸付の優遇措置、償還期間の延長措置などを行ったことは、まさにWAMならではの役割と評価したい。</li> <li>○ 通常業務との関連では、社会的ニーズの拡大もあり、介護基盤や保育所などの整備を実現するために、福祉貸付事業が大きく伸展していることも、WAMならではの業績として「S」評価に値すると考える。</li> <li>○ 福祉貸付事業への融資に関して、円滑な貸し付けを目指して様々な</li> </ul>



	<p>緊急整備、耐震化整備、新待機児童ゼロ作戦に伴う保育所等の整備、さらに東日本大震災への対応としての災害復旧資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な施設整備を支援した。また、お客さまからの要望が多かった特別養護老人ホーム等の償還期間の延長（30年以内）、また、エネルギー効率の高い設備備品等に係る融資条件を優遇するなど時宜に応じた融資を行い、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するなど、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における社会福祉事業施設の安定的な経営を支援することができた。</p>	<p>取り組みが行われている。</p> <p>（業務への提言）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後は更なる融資期間延長への取組努力が望まれる。</li> <li>○ 少子高齢化の抜本的解決策は子供を増やすこと。保育所を増やすように、待ちの姿勢ではなく、営業に出ていって、児童関連の貸付件数を増やしていく取組みを期待する。</li> <li>○ 「地域主権」についての論議なども注目されているなか、今後は地域密着型サービスの進展などが期待されよう。土地確保の問題なども合わせ、融資に関わる相談業務の充実などが期待される。</li> </ul>
<p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が27.8日となり、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P31【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#26参照</p> <p>② 資金交付業務については、2,048件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P31【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#26参照</p>	
<p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p>	<p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、介護基盤の緊急整備及び保育所の待機児童の解消を図るための保育所の整備等政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を地方公共団体の意見を踏まえ実施することができた。 ※ 業務実績P27【福祉貸付事業の実績】#20、【福祉貸付事業における融資方針の策定】#21、P28【福祉貸付事業に係る政策適合性】#22参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ（一律90%）及び貸付利率の引下げ（当初5年間財融▲0.5%）などを講じた優遇措置を実施した。（実績：550件、189,218百万円）</li> <li>② 保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ（一律90%）を講じた優遇措置を実施した。（実績：483件、31,262百万円）</li> <li>③ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスへの融資について、償還期間（30年以内）延長優遇措置を講じ、単年度当たりの償還額を軽減し、経営の安定化を図った。（実績：288件（利用率48.8%）） ※ 業務実績P28【福祉貸付事業に係る政策適合性】#22参照</li> </ul> </li> <li>・ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対し、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施した。</li> </ul>	



<p>○ 利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。</p> <p>○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。</p> <p>○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況を把握するため、被災地での現状調査及び被災された社会福祉施設等の開設者へのヒアリングを実施するとともに、各都道府県市の実務担当者を対象とした行政担当者説明会において、被災した地方自治体との意見交換会を実施した。また、被災法人等を所管する地方自治体及び全国社会福祉施設経営者協議会との連携をはじめ、全国老人福祉施設協議会等の中央団体との意見交換等を踏まえ現地相談会等を実施した。（現地相談会：10回（個別相談137件）、被災地の福祉関係者等との意見交換会12回） ※ 業務実績P29【東日本大震災への対応】#23参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>借入申込書及び付属提出書類について、様式の一元化、補助協議書等法人公表資料を活用するなど大幅（30%以上）に縮減し、より融資を利用しやすい環境整備を行った。</li> <li>機構及び福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会（12回、相談件数：153件、個別訪問相談件数：16件）を実施するとともに、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うなど、利用者サービスの向上を図った。</li> <li>ユニット型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型事業所に対する調査結果について、機構ホームページに公表することにより、定員1人当りの建築コストや需要調査の重要性など施設開設に当たって参考となる指標を借入希望者が活用することが可能となる取組みを実施した。 ※ 業務実績P30【利用者サービスの向上】#24参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度においては、新たに19の金融機関と覚書を締結し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう利用促進に努めた（覚書締結金融機関数は295機関）。 ※ 業務実績P31【協調融資制度の充実】#25参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協調融資制度の周知については、代理貸付の受託金融機関業務研修会議での案内や覚書締結金融機関へ赴き説明会を開催するなど周知活動を実施した。 平成23年度における協調融資利用実績については261件となり、平成22年度実績（273件）と同程度の利用実績となった。 ※ 業務実績P31【協調融資制度の充実】#25参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の福祉政策における政策目標を着実に達成するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、次のとおり貸付利率、融資率等の各種の優遇措置を講じた融資を、迅速かつ的確に</li> </ul>	
---	---	--

<p>い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>実施することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率の引上げ</li> <li>② 一般財源化された施設の改築整備に係る融資率の引上げ</li> <li>③ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに係る償還期間等の延長</li> <li>④ 災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度の創設</li> <li>⑤ 待機児童の早急な解消を図るための保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資条件の緩和の延長</li> <li>⑥ 母子生活支援施設の整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引上げ</li> <li>⑦ 障害者グループホーム・ケアホームの融資の相手方の拡大</li> <li>⑧ アスベスト対策事業に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ</li> <li>⑨ 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長</li> <li>⑩ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長</li> <li>⑪ 地震防災対策のための改築又は改修事業等に係る融資率の引上げ</li> </ol> <p>さらに、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うとともに、「融資のポイント（ガイドライン）」を適宜見直し提供することで、安定した法人経営と円滑な施設運営が可能となるよう融資審査面からの支援を行い、利用者サービスの向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たす役割を認識しつつ、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、同年12月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針において、講ずべきとされた利用者サービスの更なる向上のため、審査期間の短縮、借入申込みに必要な書類の見直しを行い、従来の申請書類より30%以上簡素化、また、業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。</li> <li>・ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された社会福祉施設等の開設者に対し、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施した。</li> </ul>	
-------------------------------	---	--

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
------	------	--------	----------

<p><b>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</b> 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><b>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</b> 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><b>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</b> 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平成23事業年度 千円</th> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>312,300,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>286,900,000</td> </tr> </table>	区分	平成23事業年度 千円	貸付契約額	312,300,000	資金交付額	286,900,000	<p><b>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</b> 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平成23事業年度 千円</th> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>139,909,700</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>127,834,412</td> </tr> </table>	区分	平成23事業年度 千円	貸付契約額	139,909,700	資金交付額	127,834,412
区分	平成23事業年度 千円														
貸付契約額	312,300,000														
資金交付額	286,900,000														
区分	平成23事業年度 千円														
貸付契約額	139,909,700														
資金交付額	127,834,412														

<p>(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p> <p>ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。</p> <p>ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。</p>	<p>(1) 医療貸付事業については、医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。</p> <p>また、病院への融資については、引き続きガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。</p>	<p><b>【医療貸付事業の実績】#27</b> ○ 平成23年度における貸付審査の実績は、以下のとおりである。 《貸付審査の実績》 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">平成23年度</th> <th colspan="2">[参考]平成22年度</th> <th>対前年度比 (金額)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>139</td> <td>151,979</td> <td>172</td> <td>170,599</td> <td>89.1%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>398</td> <td>9,748</td> <td>141</td> <td>4,067</td> <td>239.7%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>93</td> <td>29,352</td> <td>73</td> <td>34,107</td> <td>86.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>11</td> <td>126</td> <td>7</td> <td>934</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>641</td> <td>191,205</td> <td>393</td> <td>209,707</td> <td>91.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。 ※ 金融環境変化に伴う経営安定化資金及び出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金を含んでいる。(平成23年度56件4,492百万円、平成22年度151件13,474百万円) ※ 東日本大震災等に係る災害復旧資金を含んでいる。(平成23年度413件、21,271百万円)</p> <p><b>[うち施設整備資金]</b> (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">平成23年度</th> <th colspan="2">[参考]平成22年度</th> <th>対前年度比 (金額)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>81</td> <td>136,308</td> <td>118</td> <td>158,846</td> <td>85.8%</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>36</td> <td>2,017</td> <td>51</td> <td>2,682</td> <td>75.2%</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>55</td> <td>27,117</td> <td>68</td> <td>33,773</td> <td>80.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>932</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>172</td> <td>165,442</td> <td>242</td> <td>196,233</td> <td>84.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。 ※ 東日本大震災に係る災害復旧資金を除く。(平成23年度実績 84件、8,904百万円)</p>	施設の種類	平成23年度		[参考]平成22年度		対前年度比 (金額)	件数	金額	件数	金額	割合	病院	139	151,979	172	170,599	89.1%	診療所	398	9,748	141	4,067	239.7%	介護老人保健施設	93	29,352	73	34,107	86.1%	その他	11	126	7	934	13.5%	計	641	191,205	393	209,707	91.2%	施設の種類	平成23年度		[参考]平成22年度		対前年度比 (金額)	件数	金額	件数	金額	割合	病院	81	136,308	118	158,846	85.8%	診療所	36	2,017	51	2,682	75.2%	介護老人保健施設	55	27,117	68	33,773	80.3%	その他	0	0	5	932	0.0%	計	172	165,442	242	196,233	84.3%
施設の種類	平成23年度		[参考]平成22年度		対前年度比 (金額)																																																																																
	件数	金額	件数	金額	割合																																																																																
病院	139	151,979	172	170,599	89.1%																																																																																
診療所	398	9,748	141	4,067	239.7%																																																																																
介護老人保健施設	93	29,352	73	34,107	86.1%																																																																																
その他	11	126	7	934	13.5%																																																																																
計	641	191,205	393	209,707	91.2%																																																																																
施設の種類	平成23年度		[参考]平成22年度		対前年度比 (金額)																																																																																
	件数	金額	件数	金額	割合																																																																																
病院	81	136,308	118	158,846	85.8%																																																																																
診療所	36	2,017	51	2,682	75.2%																																																																																
介護老人保健施設	55	27,117	68	33,773	80.3%																																																																																
その他	0	0	5	932	0.0%																																																																																
計	172	165,442	242	196,233	84.3%																																																																																



中 期 目 標	中 期 計 画	2 3 年 度 計 画	2 3 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

			<p><b>医療の機能分化の推進</b>  <b>[特定病院]</b>  ○ 平成15年8月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、医療の機能分化の観点から貸付審査を行い、これに資する施設整備に対する機構融資については、融資限度額に特例を適用し、整備の支援を行った。（実績59件（再掲）病院の審査件数の72.8%）  （特定病院の種類と審査実績）  ・ 地域医療支援病院（実績1件（再掲）病院の審査件数の1.2%）  ・ 臨床研修指定病院（実績25件（再掲）病院の審査件数の30.9%）  ・ 医療計画に名称記載の急性期及び専門診療等を担う100床以上の病院等（実績32件（再掲）病院の審査件数の39.5%）</p> <p><b>[中小規模病院に対する融資]</b>  ○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する機構融資については、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新、病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるようその支援を行った。（実績46件（再掲）病院の審査件数の56.8%）</p> <p><b>病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資</b>  ○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。  なお、平成23年度における病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">病院病床・診療所不足地域</th> <th>病院病床・診療所充足地域</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>新築資金</th> <th>甲種増改築資金</th> <th>小 計</th> <th>乙種増改築資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般整備</td> <td>27件</td> <td>19件</td> <td>46件</td> <td>9件</td> <td>55件</td> </tr> <tr> <td>耐震化整備</td> <td>0件</td> <td>22件</td> <td>22件</td> <td>40件</td> <td>62件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>27件</td> <td>41件</td> <td>68件</td> <td>49件</td> <td>117件</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【医療貸付事業におけるガイドラインの施行】#28</b>  <b>融資対象の重点化</b>  ○ 「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資の重点化を図った。  さらに、500床以上の病院に対する融資については、4疾病5事業等に係る医療</p>	区 分	病院病床・診療所不足地域			病院病床・診療所充足地域	計	新築資金	甲種増改築資金	小 計	乙種増改築資金	一般整備	27件	19件	46件	9件	55件	耐震化整備	0件	22件	22件	40件	62件	合 計	27件	41件	68件	49件	117件
区 分	病院病床・診療所不足地域				病院病床・診療所充足地域	計																									
	新築資金	甲種増改築資金	小 計	乙種増改築資金																											
一般整備	27件	19件	46件	9件	55件																										
耐震化整備	0件	22件	22件	40件	62件																										
合 計	27件	41件	68件	49件	117件																										

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績															
			<p>連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院について、管理部門・病棟部門・診療部門に区分し、管理部門を融資の対象外とすることにより、整備の重点化を図った。なお、4疾病5事業等に係る整備については、4件実施した。            &lt;&lt;添付資料：17&gt;&gt;</p>															
<p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p>	<p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。            特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。</p>	<p>(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備、療養病床の再編等に係る資金や、セーフティネットとして、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金（出産一時金等の制度見直しに伴う運転資金を含む）の需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。            また、平成23年度予算においては、            ① 病院及び介護老人保健施設に係る償還期間の延長、病院に係る先進医療等に寄与する機械購入資金の追加            ② 社会医療法人の施設整備、医療提供体制施設整備交付金の地球温暖化対策事業の対象となる施設整備及び感染症の流行等により診療が停止した施設に対する運転資金に係る優遇等            が認められたことから、これらの円滑な導入を図るなど、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備する。</p>	<p><b>【医療貸付事業に係る政策適合性】#29</b>  <b>耐震化整備事業の優遇融資</b>            ○ 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒95%）を適用し、整備の支援を行った。また、交付金対象整備事業への貸付利率の優遇措置を講じた。            なお、平成23年度における耐震化整備事業の貸付審査の実績は、以下のとおりである。            （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1804 793 2867 961"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院の審査実績 （施設整備資金）</th> <th>耐震化整備事業の 審査実績</th> <th>割合</th> <th>（参考） 平成22年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>81</td> <td>62（25）</td> <td>76.5%</td> <td>94（58）</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>136,308</td> <td>113,949（51,914）</td> <td>83.6%</td> <td>137,405（80,804）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は交付金対象整備事業の再掲である。</p> <p><b>介護基盤の緊急整備事業の優遇融資</b>            ○ 介護基盤の緊急整備にかかる補助事業の対象となった介護老人保健施設への融資について、通常より高い融資率（75%⇒90%）や貸付利率の優遇措置を講じた。（実績21件（再掲）介護老人保健施設の審査件数の38.2%）</p> <p><b>病院及び介護老人保健施設の償還期間の延長</b>            ○ 病院及び介護老人保健施設への融資について、償還期間延長（30年以内）の優遇措置を講じ、単年度当たりの償還額を軽減し、経営の安定化を図った。（実績60件（再掲）病院及び介護老人保健施設の審査件数の44.1%）</p> <p><b>社会医療法人の施設整備</b>            ○ 良質かつ適切な公益的な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的に創設された社会医療法人への融資について、通常より高い融資率（80⇒90%）や融資限度額の引上げの優遇措置を講じた。（実績2件（再掲）、7,080百万円）</p> <p><b>【療養病床の再編に向けた支援】#30</b>            ○ 療養病床を介護老人保健施設に転換する場合、通常よりも高い融資率（80⇒90%）を適用する等、貸付条件を優遇した建築資金の融資を実施し、転換を支援した。（実績：6件、395床の療養病床を転換）</p> <p><b>【経済危機対策への対応】#31</b>  <b>金融環境変化に伴う経営安定化資金の優遇融資</b>            ○ 金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等による医療経営環境の状況を踏まえ、「経営環境変化に伴う経営安定化資金」の融資を実施した。</p>	区分	病院の審査実績 （施設整備資金）	耐震化整備事業の 審査実績	割合	（参考） 平成22年度実績	件数	81	62（25）	76.5%	94（58）	金額	136,308	113,949（51,914）	83.6%	137,405（80,804）
区分	病院の審査実績 （施設整備資金）	耐震化整備事業の 審査実績	割合	（参考） 平成22年度実績														
件数	81	62（25）	76.5%	94（58）														
金額	136,308	113,949（51,914）	83.6%	137,405（80,804）														

中 期 目 標	中 期 計 画	2 3 年 度 計 画	2 3 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

○ 平成23年度における経営安定化資金の貸付審査の実績は、以下のとおりである。  
《貸付審査の実績》 (単位：百万円)

施設の種類の	貸付審査の実績			
	件数	割合	金額	割合
病 院 (1億円超の再掲)	13 (8)	24.5% (15.0%)	3,520 (3,183)	78.9% (71.4%)
診 療 所	35	66.0%	499	11.2%
介護老人保健施設	5	9.5%	440	9.9%
計	53	100%	4,459	100%

**出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金の優遇融資**

○ 出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資について、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ等の優遇措置を講じた。（実績3件、33百万円）  
《添付資料：18》

**個人保証人の免除**

○ 平成22年度から、新たに借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を創設し利用者サービスの向上を図った。  
平成23年度における個人保証免除制度の審査時の利用希望の実績は、以下のとおりである。

個人保証免除制度の選択が可能であった件数	個人保証免除制度を希望した件数	割合
514件	203件	39.5%

**【東日本大震災への対応】 #32**

○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施した。  
《添付資料：19》

○ 国における平成23年度補正予算の成立に伴い、次のとおり貸付条件の優遇措置の拡充を図り、被災された医療関係施設等の支援を実施した。

第1次補正予算	貸付利率の一定期間の無利子化や融資率100%の適用
第2次補正予算	償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等
第3次補正予算	全国を対象とした病院の耐震化整備及び自家発電設備等整備に係る優遇措置

○ 被災状況を把握するため、被災地での現状調査及び被災された医療関係施設等の開



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績																				
			<p>設者へのヒアリングを実施した。</p> <p>また、都道府県や日本医師会等と連携を図り、現地相談会を開催するとともに、四病院団体協議会と意見交換等を行った。（被災地での現地相談会：7か所（9回、95件）、被災地への訪問相談2か所、関係団体との意見交換：26回）</p> <p>《東日本大震災に係る災害復旧資金》（再掲）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1804 415 2881 743"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">平成23年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>45</td> <td>12,151</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>324</td> <td>7,199</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>33</td> <td>1,795</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>412</td> <td>21,266</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。</p> <p><b>【激甚災害への対応】 #33</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豪雨、暴風雨及び大雪により、災害救助法の適用を受けた地域において被害を受けた医療関係施設に対し、災害復旧を支援するため、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇を行うとともに、激甚災害に指定された地域において被害を受けた医療関係施設に対しては貸付利率を軽減する特別措置を講じた。（実績：1件、5百万円）</li> </ul>	施設の種類	平成23年度		件数	金額	病院	45	12,151	診療所	324	7,199	介護老人保健施設	33	1,795	その他	10	121	計	412	21,266
施設の種類	平成23年度																						
	件数	金額																					
病院	45	12,151																					
診療所	324	7,199																					
介護老人保健施設	33	1,795																					
その他	10	121																					
計	412	21,266																					
<p>(3)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(3)利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。</p>	<p>(3)借入申込書類の簡素化を促進するとともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。また、代理貸付が円滑に行われるよう受託金融機関に対して実務者研修を実施し、貸付手順の周知や問題点の認識の共有化を図るなど、利用者サービスの向上に努める。</p> <p>特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階から相談を受け、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。</p> <p>また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。</p>	<p><b>【利用者サービスの向上】 #34</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借入申込書類の一部削減及び一部電子化により、前年度に比べ5%以上の簡素化を図り、より融資を利用しやすい環境整備を行った。</li> <li>○ 借入申込み前の利用者サービスの向上を図るため、医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を全国7ブロックで計14回（融資相談件数：98件）開催した。また、個別に訪問相談を16件行った。</li> <li>○ 機構主催の経営セミナーの会場に融資相談窓口を設置して融資相談を21件行った。</li> <li>○ 事業計画検討中のお客さまを直接訪問し、理事長又は院長との意見交換を行うとともに、必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを5回行った。また、融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門家のアドバイスを基とする相談を1件行った。</li> <li>○ 貸付事業の円滑な促進に資するため、関係団体に赴き、融資制度のPRを12回行った。また、東日本大震災へ対応するため、関係機関への文書による通知や被災地の関係団体に赴く等周知を図り、融資制度のPRを行った。</li> <li>○ 受託金融機関に対する業務の指導を強化する実務研修会を2回実施した。</li> </ul>																				

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p>(4) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</p>	<p>(4) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>(4) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。</p> <p>また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。</p>	<p><b>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#35</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査業務に係る処理期間について、平成23年度においては、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が21.1日となっており、中期計画に定められた処理期間(30日以内)を順守することができた。</li> <li>○ 資金交付業務に係る処理期間についても、平成23年度においては、請求内容の不備が著しいもの等を除き、資金交付した929件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。</li> </ul> <p><b>【第三者評価結果の融資審査への活用】#36</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度においても、引き続き、日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果を融資審査に活用した。</li> </ul>

評価の視点等	自己評定	S	評価項目 6	評 定	S
	<p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成22年度に引き続き、国の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、優遇融資を実施（実績：62件、113,949百万円）するとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、最優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施（実績：53件、4,459百万円）した。</p> <p>さらに、東日本大震災等の有事に対して、迅速かつ機動的に災害復旧貸付の融資を実施（審査実績413件、21,271百万円）した。その結果、平成23年度における審査件数は641件となり、平成22年度実績（393件）を大幅に上回り、貸付契約額及び資金交付額についても前年度を超えるなど増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援することができた。</p> <p>また、平成23年度からお客さまからの要望があった病院及び介護老人保健施設に対する償還期間の延長の優遇措置を講じ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備することができた。さらに、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国7ブロックで計14回開催するとともに、事業計画検討中のお客さまを直接訪問し、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込み前の利用者サービスの向上を図った。</p> <p>審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理することができた。</p> <p>なお、医療貸付事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たすべき役割を認識しつつ、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、同年12月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針において、講ずべきとされた利用者サービスの更なる向上のため、審査期間の短縮、借入申込書類の一部削減及び一部電子化により、前年度に比べ5%以上の簡素化を実施、また、業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災した医療施設等に対し、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p>また、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会（7か所 9回 95件）、訪問相談（2件）及び関係団体等と意見交換（26回）を行い、迅速な対応により審査を実施した。（412施設 21,266百万円）</p> <p>以上のとおり、平成23年度においては、医療施設の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金、さらに東日本大震災への対応として災害復旧資金について、融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施するなど、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援する枠組みを定めた年度計画を上回る実績を上げ、地域における医療機関等の安定的な経営を支援することができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備事業の融資について、優遇融資を実施（実績：62件113,949百万円）するとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、経営安定化資金により緊急融資を実施（実績：53件4,459百万円）している。その結果、平成23年度における審査件数は641件となり、平成22年度実績（393件）を大幅に上回り、貸付契約額及び資金交付額についても前年度を超えるなど増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援している。</p> <p>また、平成23年度からお客さまからの要望があった病院及び介護老人保健施設に対する償還期間の延長の優遇措置を講じ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。</p> <p>審査業務及び資金交付業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。</p> <p>東日本大震災において被災した医療施設等に対しては、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図るとともに、迅速な対応による審査を実施している。</p> <p>以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災に係る支援業務が加わったが、医療貸付件数は前年度比163%の大幅増を達成している。目標を大きく上回っている。</li> <li>○ 中期計画の数値目標を達成した上に、評価の視点の各項目は迅速性をもって施され、結果も伴ったものと評価できるため。</li> <li>○ 医療貸付事業そのものは、順調に進められている。</li> <li>○ 東日本大震災の災害復旧貸付への迅速な対応により、大幅に審査件数などが増加している実績は評価できる。また、災害復旧貸付の優遇措置をはじめ、現地相談会や訪問相談など、きめ細やかな対応がされたことも高く評価したい。</li> <li>○ 通常業務においても、耐震化整備事業や優遇融資の増大など、WAMならではの役割を確実に果たしていると評価できよう。</li> <li>○ 融資期間の延長は画期的。</li> </ul>



<p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が21.1日となり、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P41【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#35参照</p> <p>② 資金交付業務については、特殊異例な案件を除き、929件全てについて、15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P41【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#35参照</p>	<p>(業務への提言)</p> <p>○ 政策融資をうたい、政策適合性をSと自己評価する一方で、自ら課題として挙げている「療養病床の再編」や「病床不足地域の整備促進」等の事業に対して具体的実績を示せない状況は、本質的に本機構のミッションと密接に関わる問題であり、改善が求められる。</p> <p>○ さらなる融資期間の延長を望む。</p>
<p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p>	<p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年4月から、政策に連動した融資を推進するために定めた「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、引き続き、新たな都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資対象を限定するなど、融資の重点化及び民業補完のより一層の徹底を図ることとした。 ※ 業務実績P37【医療貸付事業におけるガイドラインの施行】#28参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒95%）を適用した。 （実績62件、113,949百万円） ※ 業務実績P38【医療貸付事業に係る政策適合性】#29参照</li> <li>② 金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等による医療経営環境の状況を踏まえ、昨年度に引き続き、「経営環境変化に伴う経営安定化資金」の融資を実施した。（実績：53件、4,459百万円） ※ 業務実績P38【経済危機対策への対応】#31参照</li> <li>③ 病院及び介護老人保健施設への融資について、償還期間延長（30年以内）の優遇措置を講じ、単年度当たりの償還額を軽減し、経営の安定化を図った。（実績60件） ※ 業務実績P38【医療貸付事業に係る政策適合性】#29参照</li> </ul> </li> <li>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災した医療施設等に対し、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 また、被災地において、都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会（7か所 9回 95件）、訪問相談（2件）及び関係団体と意見交換（26回）を行い、迅速な対応にて融資を実施した。</li> </ul>	

<p>○ 利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行っているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>※ 業務実績P39【東日本大震災への対応】#32参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>借入申込書類の一部削減及び一部電子化により、前年度に比べ5%以上の簡素化を図り、より融資を利用しやすい環境整備を行った。</li> <li>融資相談会については、平成23年度に全国で14回開催し、98件の相談があり、相談者の利便性の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化に大きく貢献した。</li> <li>機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して21件の融資相談を実施したほか、個別に相談を希望する者に対する訪問融資相談（5回）、県や医療関係団体が主催する説明会（12回）等でも融資相談を実施することにより、利用者サービスの向上に努めた。</li> <li>受託金融機関に対する業務の指導を強化する実務研修会を2回実施した。</li> <li>利用者に対する経営アドバイスを積極的に行うべく、融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門的な提案を行った。 ※ 業務実績P40【利用者サービスの向上】#34参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果の融資審査への活用については、平成23年度においても引き続き実施した。 ※ 業務実績P41【第三者評価結果の融資審査への活用】#36参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年の医療施設等を取り巻く厳しい環境の中で、次のとおり貸付利率、融資率、担保要件等の各種の優遇措置を講じた融資を、迅速かつ的確に実施することにより、地域における医療施設等の安定的な経営を支援した。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 病院及び介護老人保健施設に対する償還期間及び据置期間の延長</li> <li>② 病院の耐震化整備事業に対する融資対象、貸付限度額の見直し及び融資率の引上げ</li> <li>③ 社会医療法人に係る融資対象、貸付限度額の見直し及び融資率の引上げ</li> <li>④ 地球温暖化対策施設整備等に対する融資率の引上げ</li> <li>⑤ 病院の高額な医療機器に対する融資制度の創設</li> <li>⑥ 病院に係る経営環境変化に伴う経営安定化資金に対する貸付期間の延長</li> <li>⑦ 新型インフルエンザなどの発生による施設機能のマヒに対する貸付金利の引下げ</li> <li>⑧ アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ</li> </ol> </li> <li>当該事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たす役割を認識しつつ、増大</li> </ul>	
---	---	--

	<p>する利用者ニーズへの対応を図るとともに、同年12月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針において、講ずべきとされた利用者サービスの更なる向上のため、審査期間の短縮、借入申込書類の一部削減及び一部電子化により、前年度に比べ5%以上の簡素化、また、業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災した医療施設等に対し、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</li></ul>	
--	--	--



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p><b>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</b>  (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。</p> <p>③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。</p>	<p><b>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</b>  (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。</p>	<p><b>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</b>  (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の見直しを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ、引き続き中期目標に掲げる水準の達成を図る。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利の設定に当たっては、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状態を適切に把握する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行う。</p>	<p><b>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</b>  <b>【新規融資額の縮減】#37</b></p> <p>○ 平成23年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度（契約実績：4,026億円）と比べて17.1%縮減した予算[契約：3,338億円（東日本大震災に係る災害復旧資金除く）]を策定したところであるが、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等に係る資金需要が大幅に増加したことから、平成23年度の新規融資額は3,657億円となった。  なお、東日本大震災に係る災害復旧資金分として、別途、第1次補正予算により609件189億円を融資した。</p> <p><b>【利差益の確保】#38</b></p> <p>○ 平成23年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状態については、国の政策目的の達成のため特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達の金利差0.099%、利差額39百万円を確保することができた。　　《添付資料：20》</p> <p><b>【貸付対象等の見直し】#39</b></p> <p>○ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、以下のとおり貸付対象等の見直しを行った。</p> <p>[福祉貸付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率の引上げ</li> <li>b 一般財源化された施設の改築整備に係る融資率の引上げ</li> <li>c 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに係る償還期間等の延長</li> <li>d 災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度の創設</li> <li>e 待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和の延長</li> <li>f 母子生活支援施設の整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引上げ</li> <li>g 障害者グループホーム・ケアホームの融資の相手方の拡大</li> <li>h アスベスト対策事業に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ</li> <li>i 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長</li> <li>j 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長</li> <li>k 地震防災対策のための改築又は改修事業等に係る融資率の引上げ</li> </ul> <p>[医療貸付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 病院及び介護老人保健施設に対する償還期間及び据置期間の延長</li> <li>b 病院の耐震化整備事業に対する融資対象、貸付限度額の見直し及び融資率の引上げ</li> <li>c 社会医療法人に係る融資対象、貸付限度額の見直し及び融資率の引上げ</li> <li>d 地球温暖化対策施設整備等に対する融資率の引上げ</li> <li>e 病院の高額な医療機器に対する融資制度の創設</li> <li>f 病院に係る経営環境変化に伴う経営安定化資金に対する貸付期間の延長</li> </ul>

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
			g 新型インフルエンザなどの発生による施設機能のマヒに対する貸付金利の引下げ h アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ
<p>(2) リスク管理債権の適正な管理</p> <p>福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理</p> <p>① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区別に適切な管理を行う。</p> <p>また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理</p> <p>① 貸付先の経営情報を継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努める。</p> <p>福祉医療貸付事業及び福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区別に適切な管理を行う。</p> <p>また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要にかんがみるとともに、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。</p> <p>③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	<p><b>【貸付先の経営状況の分析等】#40</b></p> <p>○ 貸付先の経営状況を把握するため、施設に対する経営指導を実施している経営支援室と連携し、平成22年度決算に基づく事業報告書等の収集、分析（損益、財務）を行い、貸付先の経営状況の的確な把握（連続損失、自己資本マイナスなど）を行った。</p> <p>さらに、大口貸付先（貸付金残高上位50位）については、財務、収支の経年比較を行うなど、貸付先の経営状況を継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めた。</p> <p><b>【債権悪化の未然防止】#41</b></p> <p>○ リスク管理債権に関する未然防止を図るため、貸付関係部と経営支援室が連携して実施した貸付先に対するこれまでの実地調査の結果を参考にしつつ、平成23年度においては、経営が悪化するリスク要因を抱えている「経営動向確認案件」等を中心に、実地調査を行い経営状況等の把握を行った。（実績：13貸付先）</p> <p>○ リスク管理債権に関する未然防止策の一環として、貸付金の元利金の回収業務を行う収納係において、貸付先の経営状況の変化を早期に察知するため、元利金の返済が遅れた状況等を記載する管理簿を作成のうえ、債権回収を適切に実施した。</p> <p>また、元利金の返済の遅れが散見される経営安定化資金を利用している歯科診療所に対し、状況把握のための実地調査を実施した。（実績：3貸付先）</p> <p>○ リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で報告し、役職員で情報を共有するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へ情報提供した。</p> <p>また、四半期ごとに特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等について、役員及び貸付関係部に対して情報提供を行った。</p> <p><b>【債権区別の適切な管理】#42</b></p> <p>○ 貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、その内容を役員の出席する貸出条件緩和検討会等において審議し、決定した。</p> <p>（貸出条件緩和検討会開催回数2回：貸出条件緩和実施件数55貸付先70資金）</p> <p>○ 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を踏まえ、引き続き平成23年度においても、機構ホームページにその趣旨を掲載して積極的に周知するとともに、専用電話やメールによる問い合わせを受け付ける返済相談窓口において、貸付先からの返済相談に迅速かつきめ細かく対応し、貸付先の経営の安定化を図った。（実績：相談件数68貸付先95資金）</p>

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
			<p>○ 株式会社整理回収機構が支援決定を行った案件について、地域医療の存続を図るために、機構の抵当権順位を他行に一部譲渡し、私的整理スキーム成立の支援を行った。（実績：1貸付先、2施設）</p> <p>○ 株式会社企業再生支援機構が、地域における福祉施設及び医療施設の存続をするために作成した、再生計画に沿って支援を行った。（実績：1貸付先、2施設）</p> <p>○ 案件の内容に応じて必要な法的措置を実行のうえ、債権の回収を図った。</p> <p>① 債務者及び連帯保証人に対する訴訟提起2件を実施した。</p> <p>② 競売案件（2貸付先）について、3億2,186万円を回収した。</p> <p>③ 訴訟提起案件（4貸付先）について、和解により債務者及び連帯保証人等から646万円を回収した。</p> <p>④ 財団法人社会福祉振興・試験センター（現公益財団法人社会福祉振興・試験センター）の保証履行請求案件（1貸付先）について、5,867万円を回収した。</p> <p><b>【東日本大震災への対応】 #43</b></p> <p>○ 東日本大震災の被災地域に社会福祉施設及び医療施設等を有する貸付先（1,998件）に対し、当面6か月の元利金の返済猶予に関するご案内を2回送付（平成23年4月及び5月）した。また、連絡の取れない貸付先等に対して、理事長以下役職員が実地調査（平成23年4月及び5月に計53件）を行い、被災状況と返済猶予希望等の把握を行った。        ≪添付資料：21≫</p> <p>○ 当面6か月の元利金の返済猶予を実施した貸付先（133貸付先、193資金、貸付残高約456億円）に対し、返済猶予後における取扱いに関するご案内を平成23年8月に送付し、貸付先の希望に応じて、更なる元利金の返済猶予の実施、返済方法の変更等を行った。</p> <p>① 更なる返済猶予を希望する貸付先については、最長5年間の返済猶予を行うこととした。（50貸付先、71資金、貸付残高約230億円：平成24年3月31日現在）</p> <p>② 返済猶予後において元利金の返済が可能との申し出のあった貸付先については、返済期間の延伸など必要な貸付条件の変更（契約）を行った。（34貸付先、47資金、貸付残高約101億円：平成24年3月31日現在）</p> <p>○ 福祉貸付部及び医療貸付部が実施した被災地における災害復旧資金の融資相談会に合わせて、既往貸付金の返済に関する個別相談（13回）を実施した。</p> <p>○ 国の第2次補正予算の成立等を踏まえ、再度、災害復旧資金や既往貸付金の取扱いに関するご案内を被災地域の貸付先等に対し平成23年8月に送付した。</p> <p><b>【リスク管理債権比率】 #44</b></p> <p>○ 平成23年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.44%となり、中期目標期間における目標1.56%は達成できなかったものの、平成22年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると0.23%減少することができた。</p>



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
------	------	--------	----------

			<p>【全体】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:35%;">平成22年度末</th> <th style="width:35%;">平成23年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td style="text-align:right;">2.67%</td> <td style="text-align:right;">2.44%</td> </tr> <tr> <td>  破綻先債権</td> <td style="text-align:right;">0.15%</td> <td style="text-align:right;">0.16%</td> </tr> <tr> <td>  6か月以上延滞債権</td> <td style="text-align:right;">0.87%</td> <td style="text-align:right;">0.88%</td> </tr> <tr> <td>  3か月以上延滞債権</td> <td style="text-align:right;">0.09%</td> <td style="text-align:right;">0.01%</td> </tr> <tr> <td>  貸出条件緩和債権</td> <td style="text-align:right;">1.56%</td> <td style="text-align:right;">1.38%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td style="text-align:right;">83,521百万円</td> <td style="text-align:right;">78,137百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td style="text-align:right;">3,133,470百万円</td> <td style="text-align:right;">3,202,303百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 貸出条件緩和債権を除いたリスク管理債権比率(22年度末1.11%、23年度末1.06%)</p> <p>【福祉貸付】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:35%;">平成22年度末</th> <th style="width:35%;">平成23年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td style="text-align:right;">0.91%</td> <td style="text-align:right;">0.90%</td> </tr> <tr> <td>  破綻先債権</td> <td style="text-align:right;">0.00%</td> <td style="text-align:right;">0.01%</td> </tr> <tr> <td>  6か月以上延滞債権</td> <td style="text-align:right;">0.32%</td> <td style="text-align:right;">0.46%</td> </tr> <tr> <td>  3か月以上延滞債権</td> <td style="text-align:right;">0.04%</td> <td style="text-align:right;">0.01%</td> </tr> <tr> <td>  貸出条件緩和債権</td> <td style="text-align:right;">0.53%</td> <td style="text-align:right;">0.42%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td style="text-align:right;">12,796百万円</td> <td style="text-align:right;">13,659百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td style="text-align:right;">1,401,414百万円</td> <td style="text-align:right;">1,517,422百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:35%;">平成22年度末</th> <th style="width:35%;">平成23年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td style="text-align:right;">4.08%</td> <td style="text-align:right;">3.83%</td> </tr> <tr> <td>  破綻先債権</td> <td style="text-align:right;">0.26%</td> <td style="text-align:right;">0.31%</td> </tr> <tr> <td>  6か月以上延滞債権</td> <td style="text-align:right;">1.31%</td> <td style="text-align:right;">1.26%</td> </tr> <tr> <td>  3か月以上延滞債権</td> <td style="text-align:right;">0.13%</td> <td style="text-align:right;">0.02%</td> </tr> <tr> <td>  貸出条件緩和債権</td> <td style="text-align:right;">2.39%</td> <td style="text-align:right;">2.25%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td style="text-align:right;">70,724百万円</td> <td style="text-align:right;">64,478百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td style="text-align:right;">1,732,056百万円</td> <td style="text-align:right;">1,684,881百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考：東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を含めた場合》</p> <p>○ 東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.72%）を含めると3.16%となるが、当機構としては、引き続き、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、既往貸付金の返済猶予や貸付条件の変更等の措置を講じるなどの支援を積極的に実施していく予定である。</p> <p>【全体】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:35%;">平成22年度末</th> <th style="width:35%;">平成23年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td style="text-align:right;">2.67%</td> <td style="text-align:right;">3.16%</td> </tr> <tr> <td>  破綻先債権</td> <td style="text-align:right;">0.15%</td> <td style="text-align:right;">0.16%</td> </tr> <tr> <td>  6か月以上延滞債権</td> <td style="text-align:right;">0.87%</td> <td style="text-align:right;">1.60%</td> </tr> <tr> <td>  3か月以上延滞債権</td> <td style="text-align:right;">0.09%</td> <td style="text-align:right;">0.01%</td> </tr> <tr> <td>  貸出条件緩和債権</td> <td style="text-align:right;">1.56%</td> <td style="text-align:right;">1.38%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td style="text-align:right;">83,521百万円</td> <td style="text-align:right;">101,134百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td style="text-align:right;">3,133,470百万円</td> <td style="text-align:right;">3,202,303百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 貸出条件緩和債権を除いたリスク管理債権比率(22年度末1.11%、23年度末1.78%)</p>	区 分	平成22年度末	平成23年度末	リスク管理債権比率	2.67%	2.44%	破綻先債権	0.15%	0.16%	6か月以上延滞債権	0.87%	0.88%	3か月以上延滞債権	0.09%	0.01%	貸出条件緩和債権	1.56%	1.38%	リスク管理債権	83,521百万円	78,137百万円	総貸付残高	3,133,470百万円	3,202,303百万円	区 分	平成22年度末	平成23年度末	リスク管理債権比率	0.91%	0.90%	破綻先債権	0.00%	0.01%	6か月以上延滞債権	0.32%	0.46%	3か月以上延滞債権	0.04%	0.01%	貸出条件緩和債権	0.53%	0.42%	リスク管理債権	12,796百万円	13,659百万円	総貸付残高	1,401,414百万円	1,517,422百万円	区 分	平成22年度末	平成23年度末	リスク管理債権比率	4.08%	3.83%	破綻先債権	0.26%	0.31%	6か月以上延滞債権	1.31%	1.26%	3か月以上延滞債権	0.13%	0.02%	貸出条件緩和債権	2.39%	2.25%	リスク管理債権	70,724百万円	64,478百万円	総貸付残高	1,732,056百万円	1,684,881百万円	区 分	平成22年度末	平成23年度末	リスク管理債権比率	2.67%	3.16%	破綻先債権	0.15%	0.16%	6か月以上延滞債権	0.87%	1.60%	3か月以上延滞債権	0.09%	0.01%	貸出条件緩和債権	1.56%	1.38%	リスク管理債権	83,521百万円	101,134百万円	総貸付残高	3,133,470百万円	3,202,303百万円
区 分	平成22年度末	平成23年度末																																																																																																	
リスク管理債権比率	2.67%	2.44%																																																																																																	
破綻先債権	0.15%	0.16%																																																																																																	
6か月以上延滞債権	0.87%	0.88%																																																																																																	
3か月以上延滞債権	0.09%	0.01%																																																																																																	
貸出条件緩和債権	1.56%	1.38%																																																																																																	
リスク管理債権	83,521百万円	78,137百万円																																																																																																	
総貸付残高	3,133,470百万円	3,202,303百万円																																																																																																	
区 分	平成22年度末	平成23年度末																																																																																																	
リスク管理債権比率	0.91%	0.90%																																																																																																	
破綻先債権	0.00%	0.01%																																																																																																	
6か月以上延滞債権	0.32%	0.46%																																																																																																	
3か月以上延滞債権	0.04%	0.01%																																																																																																	
貸出条件緩和債権	0.53%	0.42%																																																																																																	
リスク管理債権	12,796百万円	13,659百万円																																																																																																	
総貸付残高	1,401,414百万円	1,517,422百万円																																																																																																	
区 分	平成22年度末	平成23年度末																																																																																																	
リスク管理債権比率	4.08%	3.83%																																																																																																	
破綻先債権	0.26%	0.31%																																																																																																	
6か月以上延滞債権	1.31%	1.26%																																																																																																	
3か月以上延滞債権	0.13%	0.02%																																																																																																	
貸出条件緩和債権	2.39%	2.25%																																																																																																	
リスク管理債権	70,724百万円	64,478百万円																																																																																																	
総貸付残高	1,732,056百万円	1,684,881百万円																																																																																																	
区 分	平成22年度末	平成23年度末																																																																																																	
リスク管理債権比率	2.67%	3.16%																																																																																																	
破綻先債権	0.15%	0.16%																																																																																																	
6か月以上延滞債権	0.87%	1.60%																																																																																																	
3か月以上延滞債権	0.09%	0.01%																																																																																																	
貸出条件緩和債権	1.56%	1.38%																																																																																																	
リスク管理債権	83,521百万円	101,134百万円																																																																																																	
総貸付残高	3,133,470百万円	3,202,303百万円																																																																																																	

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績																																																
			<p>【福祉貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成22年度末</th> <th>平成23年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>0.91%</td> <td>1.29%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.00%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>0.32%</td> <td>0.85%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.04%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>0.53%</td> <td>0.42%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>12,796百万円</td> <td>19,588百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>1,401,414百万円</td> <td>1,517,422百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成22年度末</th> <th>平成23年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>4.08%</td> <td>4.84%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.26%</td> <td>0.31%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>1.31%</td> <td>2.27%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.13%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>2.39%</td> <td>2.25%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>70,724百万円</td> <td>81,545百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>1,732,056百万円</td> <td>1,684,881百万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成22年度末	平成23年度末	リスク管理債権比率	0.91%	1.29%	破綻先債権	0.00%	0.01%	6か月以上延滞債権	0.32%	0.85%	3か月以上延滞債権	0.04%	0.01%	貸出条件緩和債権	0.53%	0.42%	リスク管理債権	12,796百万円	19,588百万円	総貸付残高	1,401,414百万円	1,517,422百万円	区 分	平成22年度末	平成23年度末	リスク管理債権比率	4.08%	4.84%	破綻先債権	0.26%	0.31%	6か月以上延滞債権	1.31%	2.27%	3か月以上延滞債権	0.13%	0.02%	貸出条件緩和債権	2.39%	2.25%	リスク管理債権	70,724百万円	81,545百万円	総貸付残高	1,732,056百万円	1,684,881百万円
区 分	平成22年度末	平成23年度末																																																	
リスク管理債権比率	0.91%	1.29%																																																	
破綻先債権	0.00%	0.01%																																																	
6か月以上延滞債権	0.32%	0.85%																																																	
3か月以上延滞債権	0.04%	0.01%																																																	
貸出条件緩和債権	0.53%	0.42%																																																	
リスク管理債権	12,796百万円	19,588百万円																																																	
総貸付残高	1,401,414百万円	1,517,422百万円																																																	
区 分	平成22年度末	平成23年度末																																																	
リスク管理債権比率	4.08%	4.84%																																																	
破綻先債権	0.26%	0.31%																																																	
6か月以上延滞債権	1.31%	2.27%																																																	
3か月以上延滞債権	0.13%	0.02%																																																	
貸出条件緩和債権	2.39%	2.25%																																																	
リスク管理債権	70,724百万円	81,545百万円																																																	
総貸付残高	1,732,056百万円	1,684,881百万円																																																	

評価の視点等	自己評定	B	評価項目 7	評 定	B
	<p>平成23年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.44%となり、中期目標期間における目標1.56%は達成できなかったものの、平成22年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると0.23%減少することができた。</p> <p>この主な要因としては、元金の償還方法を従来の年賦償還又は3ヶ月賦償還から月賦償還への誘導を徹底することにより、貸付先の経営状況の早期把握が可能になっていること、財務状況が厳しい貸付先等に対する実地調査を積極的に実施し、経営状況の把握や経営に関するアドバイスを通じて、リスク管理債権化の未然防止に努めていること、さらに、金融検査マニュアルに沿って改善計画の実施状況を確認し、改善計画どおりに実施されているものは、監査法人の検証を経たうえで、リスク管理債権から除外したことがあげられる。</p> <p>なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.72%）を含めると3.16%となるが、当機構としては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、被災地域に社会福祉施設及び医療施設等を有する貸付先（1,998件）に対して、当面6か月の元利金の返済猶予に関する案内を発出し、連絡の取れない貸付先等に対しては、理事長以下役職員が現地を訪問のうえ、被災状況や返済猶予希望等の把握を行うとともに、福祉貸付部及び医療貸付部が実施した被災地における災害復旧資金の融資相談会に合わせて、既往貸付金の返済に関する個別相談を実施するなど、積極的な支援を実施した。</p> <p>引き続き、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、既往貸付金の返済猶予や貸付条件の変更等の措置を講じるなどの支援を積極的に実施することとしている。</p> <p>昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、平成21年度以降、診療報酬及び介護報酬がプラス改正されたことにより、経営面の環境の変化が期待されるものの、それ以前における度重なる診療報酬及び介護報酬のマイナス改定や医療制度改革等の影響を受け、厳しい経営環境が続いている。このような厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を図るため、既往貸付金の貸出条件緩和等を積極的かつ適切に実施した。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>平成23年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については、2.44%となり、中期目標期間における目標1.56%は達成できなかったものの、平成22年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると0.23%減少している。</p> <p>これは、元金の償還方法を従来の年賦償還又は3ヶ月賦償還から月賦償還への誘導を徹底することにより、貸付先の経営状況の早期把握が可能になっていること、財務状況が厳しい貸付先等に対する実地調査を積極的に実施し、経営状況の把握や経営に関するアドバイスを行っていること、また、実地調査後には、審査・契約部門の担当者を含めた報告会を行い、今後の審査や契約業務へ反映させたPDCAサイクルを取り入れていることなどを通じて、リスク管理債権化の未然防止に努めているためであり、適切な対応を図っている。</p> <p>東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率を含めると3.16%となるが、福祉医療機構としては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するための積極的な支援を実施していることに起因するものである。</p> <p>昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、平成21年度以降、診療報酬及び介護報酬がプラス改正されたことにより、経営面の環境の変化が期待されるものの、それ以前における度重なる診療報酬及び介護報酬のマイナス改定や医療制度改革等の影響を受け、厳しい経営環境が続いている。</p> <p>引き続き、福祉医療機構においては、福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。</p>	
<p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する。</p> <p>② 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。</p> <p>③ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期</p>	<p>① 平成23年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度と比べて17.1%縮減した予算[契約：3,338億円（東日本大震災に係る災害復旧資金除く）]を策定したところであるが、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等に係る資金需要が大幅に増加したことから、平成23年度の新規融資額は3,657億円となった。</p> <p>なお、東日本大震災に係る災害復旧資金分として、別途、第1次補正予算により609件189億円を融資した。</p> <p>※ 業務実績P46【新規融資額の縮減】#37参照</p> <p>② 新規契約分の利差益については、貸付金利と調達金利の金利差0.099%、利差額39百万円を確保した。</p> <p>※ 業務実績P46【利差益の確保】#38参照</p> <p>③ 平成23年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.44%となり、中期目標期間における目標1.56%は達成できなかったも</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 東日本大震災後の対応を考慮すると、新規融資額の縮減やリスク管理債権比率を達成できなかったことはやむなしと考える。</p> <p>○ 政策金融の役割を考慮すれば、地銀よりは低く都銀より高いリスク管理債権比率2.44%は妥当。数値は改善しており、かつ貸出先へのきめ細かな経営指導等、WAMならではの取組がされており、A評価。</p> <p>○ 中期計画の数値目標は達成されたものと未達成のものが存在するが、全体として評価の視点の各項目は順調に達成されたと評価されるため。</p> <p>○ 基本的に適正に推進されているが、リスク管理債券比率について中期目標が達成されていない。</p> <p>○ 新規融資額が平成17年度に比べ20%削減している現状をどのように捉えるかが明確になりきれていないと感ずる。事業評価としては、「B」とせざるをえないとも考える。</p>	



<p>目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努める。</p>	<p>の、平成22年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると0.23%減少することができた。</p> <p>なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.72%）を含めると3.16%となるが、当機構としては、引き続き、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、既往貸付金の返済猶予や貸付条件の変更等の措置を講じるなどの支援を積極的に実施することとしている。</p> <p>※ 業務実績P48【リスク管理債権比率】#44参照</p>	<p>（業務への提言）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスク管理債権比率の目標値を再検討すべき。</li> <li>○ 前年度も指摘したが、「必要な施設整備に支障をきたすことのないように、必要な資金を確保する」という課題認識はなお重要だと考える。</li> </ul>
<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。</li> <li>○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益の確保に関する中期目標を達成しているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを控除する。</li> <li>○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。</li> <li>○ 継続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。</li> <li>○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。</li> </ul>	<p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策優先度の高い事業に対し優遇措置を講じ、効率的な政策融資を実施した。 ※ 業務実績P46【貸付対象等の見直し】#39参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付先の経営状況を把握するため、施設に対する経営指導を実施している経営支援室と連携し、平成22年度決算に基づく事業報告書等の収集、分析（損益、財務）を行い、貸付先の経営状況の的確な把握（連続損失、自己資本マイナスなど）を行った。 さらに、大口貸付先（貸付金残高上位50位）については、財務、収支の経年比較を行うなど、貸付先の経営状況を継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めた。 ※ 業務実績P47【貸付先の経営状況の分析等】#40参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク管理債権に関する未然防止を図るため、貸付関係部と経営支援室が連携して実施した貸付先に対するこれまでの実地調査の結果を参考にしつつ、平成23年度においては、経営が悪化するリスク要因を抱えている「経営動向確認案件」等を中心に、実地調査を行い経営状況等の把握を行った。（実績：13貸付先）</li> <li>・ リスク管理債権に関する未然防止策の一環として、貸付金の元利金の回収業務を行う収納係において、貸付先の経営状況の変化を早期に察知するため、元利金の返済が遅れた状況等を記載する管理簿を作成のうえ、債権回収を適切に実施した。 また、元利金の返済の遅れが散見される経営安定化資金を利用している歯科診療所に対し、状況把握のための実地調査を実施した。（実績：3貸付先）</li> <li>・ リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で報告し、役職員で情報を共有するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へ情報提供した。</li> </ul>	

<p>○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。</p>	<p>また、四半期ごとに特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等について、役員及び貸付関係部に対して情報提供を行った。 ※ 業務実績P47【債権悪化の未然防止】#41参照</p> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、その内容を役員の出席する貸出条件緩和検討会等において審議し、決定した。 (貸出条件緩和検討会開催回数2回：貸出条件緩和実施件数55貸付先70資金)</li> <li>「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を踏まえ、引き続き平成23年度においても、機構ホームページにその趣旨を掲載して積極的に周知するとともに、専用電話やメールによる問い合わせを受け付ける返済相談窓口において、貸付先からの返済相談に迅速かつきめ細かに対応し、貸付先の経営の安定化を図った。(実績：相談件数68貸付先95資金)</li> <li>株式会社整理回収機構が支援決定を行った案件について、地域医療の存続を図るために、機構の抵当権順位を他行に一部譲渡し、私的整理スキーム成立の支援を行った。(実績：1貸付先、2施設)</li> <li>株式会社企業再生支援機構が、地域における福祉施設及び医療施設の存続をするために作成した、再生計画に沿って支援を行った。(実績：1貸付先、2施設)</li> <li>案件の内容に応じて必要な法的措置を実行のうえ、債権の回収を図った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 債務者及び連帯保証人に対する訴訟提起2件を実施した。</li> <li>② 競売案件(2貸付先)について、3億2,186万円万円を回収した。</li> <li>③ 訴訟提起案件(4貸付先)について、和解により債務者及び連帯保証人等から646万円を回収した。</li> <li>④ 財団法人社会福祉振興・試験センター(現公益財団法人社会福祉振興・試験センター)の保証履行請求案件(1貸付先)について、5,867万円を回収した。</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 業務実績P47【債権区分別の適切な管理】#42参照</p>	
<p>○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。</p>	<p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権に係る情報については、毎月の経営企画会議で報告し、役職員で情報を共有するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部へ情報提供した。 また、四半期ごとに特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等について、役員及び貸付関係部に対して情報提供を行った。 ※ 業務実績P47【債権悪化の未然防止】#41参照</li> </ul>	
<p>○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均(1.56%)を上回らないように努めているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の</p>	<p><b>[実績：×]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標③】のとおり、平成23年度末におけるリスク管理債権比率(東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。)については2.44%となり、中期目標期間における目標1.56%は達成できなかったものの、平成22年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると0.23%減少することができた。 ※ 業務実績P48【リスク管理債権比率】#44参照</li> </ul>	

<p>著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p><b>【実績：○】</b> 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p><b>【実績：○】</b> 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p><b>【実績：○】</b> 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p>	
--	---	--



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績												
<p><b>4 福祉医療経営指導事業</b> 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><b>4 福祉医療経営指導事業</b> 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><b>4 福祉医療経営指導事業</b> 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><b>4 福祉医療経営指導事業</b> 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>												
<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成23年度における延べ受講者数を2,070人以上とする。</p>	<p><b>【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#45</b> ○ 平成23年度においては、年間実施計画策定時のセミナーテーマを一斉告知するなど積極的なPR活動を実施するとともに、東日本大震災の被災者への配慮から上半期前半（4月～8月）での開催を延期することで、受講希望者の受講機会の確保を図った。  ○ また、平成22年度に実施した受講者アンケート調査の結果及び見直しの基本方針における指摘を踏まえ、カリキュラムの見直しを行い、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者等に提供した。 《添付資料：22、23》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>23年度計画</th> <th>23年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催内容の告知</td> <td>平均10週間（70日）前</td> <td>平均77.7日前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,070人以上</td> <td>3,152人</td> </tr> <tr> <td>満足度指標</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均73.4ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	23年度計画	23年度実績	開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均77.7日前	延べ受講者数	2,070人以上	3,152人	満足度指標	平均65ポイント以上	平均73.4ポイント
項目	23年度計画	23年度実績													
開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均77.7日前													
延べ受講者数	2,070人以上	3,152人													
満足度指標	平均65ポイント以上	平均73.4ポイント													
<p>ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。</p>	<p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成23年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p><b>【セミナーにおける提供情報等の重点化】#46</b> ○ 見直しの基本方針に基づき、機構のセミナーについては、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替えた。</p>												
<p>(3) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化する。</p>	<p>(3) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等に重点化したセミナーに組み替える。</p>	<p>(3) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等に重点化したセミナーに組み替える。</p>	<p><b>【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】#47</b> ○ 平成22年度に策定した経営指標に基づき、保育所の簡易経営診断を新たに開始し、259件実施した（神奈川県からの受託179件を含む。）。  ○ 顧客サービス向上の観点から、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のシス</p>												
<p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あ</p>	<p>(4) 顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。</p>	<p>(4) 平成22年度に策定した経営指標に基づき、保育所の簡易経営診断を実施する。</p>													

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績															
<p>るいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。</p>	<p>(7) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。</p>		<p>テムを構築し、平成24年度からの利用開始に向けた準備を行った。(対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所、病院、介護老人保健施設)</p> <p>○ 新たに保育所の経営指標を作成し、平成24年1月に機構ホームページに公表した。          &lt;&lt;添付資料：24、25&gt;&gt;</p>															
	<p>(5) 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。</p>	<p>(5) 個別経営診断については、平成23年度において延べ280件以上の診断を実施する。          なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を得られるように努める。          また、経営改善支援の手法を開発するため、経営診断の実施等を通じて、引き続き具体的な経営管理の実情を把握する。</p>	<p><b>【個別経営診断の実績】#48</b>          ○ 平成23年度における個別経営診断の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>診断種別</th> <th>全体</th> <th>うち福祉</th> <th>うち医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地・経営分析診断</td> <td>28件</td> <td>12件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>簡易経営診断</td> <td>547件</td> <td>467件</td> <td>80件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>575件</td> <td>479件</td> <td>96件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の簡易経営診断には神奈川県からの受託(179件)を含む。</p> <p>○ 平成23年度においては、個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した135施設の診断先のうち、131施設(97.0%)から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得ることができた。          ※「大変参考になった」：41施設、「参考になった」：90施設          &lt;&lt;添付資料：26、27&gt;&gt;</p> <p><b>【経営改善支援事業への重点化】#49</b>          ○ 実地調査を伴う経営診断(介護老人保健施設、特別養護老人ホーム各1施設)に際しては、現地において、経営者をはじめとする各部門長へのヒアリングや職員アンケート調査を実施した。</p> <p>○ 上記のヒアリングやアンケート調査の結果に基づき、経営管理等に関する課題の抽出を行い、実地調査を伴う経営診断報告書の見直しを行った。</p>	診断種別	全体	うち福祉	うち医療	実地・経営分析診断	28件	12件	16件	簡易経営診断	547件	467件	80件	合計	575件	479件
診断種別	全体	うち福祉	うち医療															
実地・経営分析診断	28件	12件	16件															
簡易経営診断	547件	467件	80件															
合計	575件	479件	96件															
<p>(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。</p>	<p>(6) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p>	<p>(6) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p>	<p><b>【個別経営診断の平均処理期間短縮】#50</b>          ○ 平成23年度における経営分析診断の平均処理期間は31.9日となり、中期計画に定められた平均処理期間(50日以内)を大幅に短縮できた。</p>															
	<p>(8) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。</p>	<p>(7) 法人全体の決算状況に基づく定量的分析による経営状況比較を行い、債権管理への活用を図る。</p>	<p><b>【法人全体の格付の検討】#51</b>          ○ 法人全体の決算状況に基づく定量的分析による経営状況比較を行い、その結果を取りまとめ、債権管理への活用を図った。</p>															

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績												
<p>なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討すること。</p>	<p>(9) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。</p> <p>なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。</p>	<p>(8) 経営支援について機構からの情報発信を強化するため、機構におけるこれまでの調査・研究の成果等も踏まえつつ、セミナー等における情報提供の拡充を図るとともに、福祉・医療施設の経営についての優良事例等の収集・分析を行う。</p> <p>なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導等のノウハウについては、民間へ普及するための具体的な手法等を検討する。</p>	<p><b>【施設経営者等に対する情報提供】#52</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営セミナーにおいて、機構からの情報発信を強化するため、機構役職員の登壇の機会を増やすとともに、貸付先の実践事例紹介を増やすなど、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供した。</li> <li>○ 経営セミナーにおいて本年度講演した実践事例について、福祉・医療施設の経営に資する優良事例として、カテゴリー別の分類、整理を行った。</li> <li>○ 経営の優良事例、改善事例となり得る医療施設（一般病院）を事業報告書データから抽出するとともに、当該抽出先を訪問し具体的な取組み等についてヒアリング（10件）を実施した。また、一般療養中間型病院及び福祉施設（介護福祉施設）についても、その抽出方法について検討、試行的に抽出し、実地調査（8件）によりその有用性について検証を行った。</li> <li>○ 上記の訪問先から収集した具体的な取組み等を取りまとめた「福祉・医療施設の経営に関する優良事例・改善事例集」を作成し関係部へフィードバックした。</li> <li>○ 経営セミナーにおいて、従来から福祉医療貸付事業の融資相談ブースを設置しているところであるが、平成23年度から事前に融資相談の内容を把握することにより、よりきめ細かい情報を相談者に対して提供した。</li> <li>○ また、福祉系の経営セミナーにおいて、新たに退職手当共済事業についての相談ブースを設けることとし、社会福祉施設の施設経営者への情報提供を実施した。</li> </ul> <p><b>【経営指導ノウハウの民間への普及検討】#53</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成24年度の試行に向けた準備を行った。        ≪添付資料：28≫</li> </ul>												
<p>(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>(10) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p>	<p>(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。</p>	<p><b>【各業務における収支相償】#54</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度においては、以下のとおり、業務実施に係る実費相当額を上回る収入を確保した。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1825 1541 2867 1659"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収入</th> <th>支出</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団経営指導</td> <td>31,711千円</td> <td>29,761千円</td> <td>1,950千円</td> </tr> <tr> <td>個別経営診断</td> <td>8,591千円</td> <td>1,319千円</td> <td>7,272千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支出は、会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、運搬費等の事業の直接経費である。</p>	区分	収入	支出	差引	集団経営指導	31,711千円	29,761千円	1,950千円	個別経営診断	8,591千円	1,319千円	7,272千円
区分	収入	支出	差引												
集団経営指導	31,711千円	29,761千円	1,950千円												
個別経営診断	8,591千円	1,319千円	7,272千円												



評価の視点等	自己評定	A	評価項目 8	評 定	A												
	<p>集団経営指導（セミナー）については、機構からの情報発信を強化するため、機構役職員の登壇の機会を増やすとともに、貸付先の実践事例紹介を増やすなど、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供した結果、延べ受講者数は3,152人と年度計画の目標値（2,070人）を上回る実績をあげるとともに、セミナーに対する満足度指標も73.4ポイントと中期計画の目標値（65ポイント）を大きく上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。</p> <p>個別経営診断については、効果的なPR活動等の実施及び神奈川県からの受託業務を受けた結果、診断件数は575件となり、年度計画の目標値（280件）を上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援した。なお、平成23年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した135施設の診断先のうち、131施設（97.0%）から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得ることができた。</p> <p>顧客サービス向上の観点から、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のシステムを構築し、平成24年度からの利用開始に向けた準備を行った。（対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所、病院、介護老人保健施設）</p> <p>また、診断メニューの多様化及び経営指標の拡大を図り、健全な施設経営を支援するため、保育所について、平成22年度に策定した経営指標に基づき、平成23年度においては簡易経営診断を新たに開始し、259件の経営診断を実施した（神奈川県からの受託179件を含む。）。</p> <p>さらに、集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償については、実費相当額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づき、機構のセミナーについては、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替えた。また、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及するための具体的な手法等を検討するとしたことから、民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成24年度の試行に向けた準備を行った。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>集団経営指導（セミナー）の延べ受講者数は3,152人となり、年度計画の目標値（2,070人）を大きく上回る実績をあげている。また、セミナー受講者の満足度指標は73.4ポイントとなり、中期計画の目標値（65ポイント）を上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供していると認められる。</p> <p>個別経営診断については、診断件数は575件となり、年度計画の目標値（280件）を大きく上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。なお、平成23年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した135施設の診断先のうち、131施設（97.0%）から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得ることができており、的確な診断が実施されていると認められる。</p> <p>平成23年度から簡易経営診断のメニューに保育所を追加するとともに、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のシステムを構築し、平成24年度からの利用開始に向けた準備を行うなど、利用者サービスの向上に努めている。</p> <p>なお、見直しの基本方針に基づき、福祉医療機構のセミナーについては、民間コンサル等で実施できるような講義内容を廃止し、福祉医療機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替え、また、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間金融機関に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告としてとりまとめ、平成24年度の試行に向けた準備を行っている。</p> <p>以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>													
<p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 集団経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1" data-bbox="172 1608 759 1877"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>23年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>平均 10週間前</td> <td>平均 10週間前</td> </tr> <tr> <td>延べ 受講者数</td> <td>2,070人 以上</td> <td>12,600人 以上</td> </tr> <tr> <td>満足度指数 ※</td> <td>平均65ポイ ント以上</td> <td>平均65ポイ ント以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ セミナー受講者に対して、意見・感想等を</p>	項 目	23年度計画	中期計画	開催告知	平均 10週間前	平均 10週間前	延べ 受講者数	2,070人 以上	12,600人 以上	満足度指数 ※	平均65ポイ ント以上	平均65ポイ ント以上	<p>① 平成23年度においては、機構からの情報発信を強化するため、機構役職員の登壇の機会を増やすとともに、貸付先の実践事例紹介を増やすなど、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供した結果、セミナーの延べ受講者数等の数値目標については、次のとおり実績をあげており、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供することができた。</p> <p>なお、開催内容の告知については、中期計画の目標値（平均10週間（70日）前）を大きく上回る平均77.7日前に行ったこともあり、延べ受講者数は、年度計画の目標値（2,070人）を上回ることであったことから、受講希望者の受講機会を確保していると思慮される。</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 方向性が明確になった。</li> <li>○ 個別経営診断件数は計画280件以上に対して、575件を達成。経営分析診断の処理日数は31.9日となり、目標を達成。保育所の経営指標並びに病院・特養向けに経営指標自己チェックシートのシステムを構築している。目標を上回る成果を上げたと考えうる。</li> <li>○ 評価の視点の各項目につき目標を大きく上回ったと評価できるため。</li> <li>○ 福祉医療機関に対する集団経営指導や個別経営診断等が適切に行われている。</li> <li>○ 経営指導に関するセミナーは、受講者数が年度計画数をはるかに上回り、その企画内容やPR活動などが適切であったと評価できよう。</li> </ul>	
項 目	23年度計画	中期計画															
開催告知	平均 10週間前	平均 10週間前															
延べ 受講者数	2,070人 以上	12,600人 以上															
満足度指数 ※	平均65ポイ ント以上	平均65ポイ ント以上															

聴取するアンケート調査を実施した結果の集計により算出

項目	23年度計画	23年度実績
開催内容の告知	平均10週間(70日)前	平均77.7日前
延べ受講者数	2,070人以上	3,152人
満足度指標	平均65ポイント以上	平均73.4ポイント

※ 業務実績P55【集団経営指導(セミナー)の開催実績】#45参照

(業務への提言)

- WAMIに今後ますます期待される役割として、「経営指導」を強化していくことは重要だと考える。診断メニューの多様化や経営指標の拡大などは、今後も努力してほしいと考える。

② 個別経営指導については、次の数値目標を達成する。

項目	23年度計画	中期計画
延べ診断件数	280件以上	1,400件以上
平均処理期間	50日以内	50日以内

② 積極的なPR活動などを行い、延べ診断件数及び平均処理期間の23年度計画の数値目標を上回った。

項目	23年度計画	23年度実績
延べ診断件数	280件以上	575件
平均処理期間	50日以内	31.9日

※ 業務実績P56【個別経営診断の実績】#48参照

③ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を確保する。

③ 平成23年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した135施設の診断先のうち、131施設(97.0%)から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得た。

※ 業務実績P56【個別経営診断の実績】#48参照

④ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。

④ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービスの実施及び受講者等の増加を図り、次のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。

区分	収入	支出	差引
集団経営指導	31,711千円	29,761千円	1,950千円
個別経営診断	8,591千円	1,319千円	7,272千円

※ 業務実績P57【各業務における収支相償】#54参照

**[評価の視点]**

○ セミナーの開催告知について、中期計画に定められた期間内に行うなど、受講希望者の機会確保とPRに努めたか。

**[実績：○]**

- ・ 上記【数値目標①】のとおり、中期計画を達成した。

○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。

**[実績：○]**

- ・ 上記【数値目標①】のとおり、中期計画を達成した。

○ カリキュラムの工夫により、受講者へのアンケート調査における満足度指標が中期計画を達成しているか。

**[実績：○]**

- ・ 上記【数値目標①】のとおり、中期計画を達成した。

○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資

**[実績：○]**

- ・ 見直しの基本方針に基づき、機構のセミナーについては、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替えた。



<p>する情報等の提供に重点化しているか。</p> <p>○ 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めているか。</p> <p>○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答が得られているか。</p> <p>○ 経営改善支援事業に重点化を図り、問題点の解決に重点を置いた診断・支援を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。</p> <p>○ 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 経営指標の対象施設の拡大を段階的に図っているか。</p> <p>○ 財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図っているか。</p> <p>○ 施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供しているか。</p> <p>○ 見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討しているか。</p>	<p>※ 業務実績P55【セミナーにおける提供情報等の重点化】#46参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客サービス向上の観点から、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のシステムを構築し、平成24年度からの利用開始に向けた準備を行った。（対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所、病院、介護老人保健施設）</li> <li>※ 業務実績P55【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】#47参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標③】のとおり達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実地調査を伴う経営診断（介護老人保健施設、特別養護老人ホーム各1施設）に際しては、現地において、経営者をはじめとする各部門長へのヒアリングや職員アンケート調査を実施した。また、当該ヒアリングやアンケート調査の結果に基づき、経営管理等に関する課題の抽出を行い、実地調査を伴う経営診断報告書の見直しを行った。</li> <li>※ 業務実績P56【経営改善支援事業への重点化】#49参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに保育所の経営指標を作成し、平成24年1月に機構ホームページに公表した。</li> <li>※ 業務実績P55【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】#47参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人全体の決算状況に基づく定量的分析による経営状況比較を行い、取りまとめを行い、債権管理への活用を図った。</li> <li>※ 業務実績P56【法人全体の格付の検討】#51参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営セミナー及び経営診断では、高い満足度を獲得し、また広報誌WAMや、外部セミナーへの講師派遣、WEBなど多様な機会をとらえて情報発信を行った。</li> <li>※ 業務実績P57【施設経営者等に対する情報提供】#52参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成24年度の試行に向けた準備を行った。</li> <li>※ 業務実績P57【経営指導ノウハウの民間への普及検討】#53参照</li> </ul>	
---	--	--



<p>○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記【数値目標④】のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援している。        なお、当該事業においては、利用者アンケート等を実施しており、同調査結果に基づき、サービスの見直しを行い、利用者サービスの向上を図っている。</li> <li>・ 当該事業については、見直しの基本方針において、民間と競合する業務を廃止すべきとされたため、機構のセミナーにおいては、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、機構の貸付事業と密接に連携し独自性が発揮できるように内容を組み替えた。        また民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成24年度の試行に向けた準備を行った。</li> </ul>	
--	---	--

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p><b>5 社会福祉振興助成事業</b> 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><b>5 社会福祉振興助成事業</b> 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><b>5 社会福祉振興助成事業</b> 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><b>5 社会福祉振興助成事業</b> 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>
<p>(1) 助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマに基づき、毎年度、助成方針を定め公表すること。</p>	<p>(1) 助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。</p>	<p>(1) 助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、国と協議のうえ設定する。 なお、平成23年度から助成対象事業や助成対象テーマが変更となったことに伴い、利用者の手続きに混乱を招くことがないように、留意事項などを募集要領等に明記し、公表するとともに、広く周知する。</p>	<p><b>【募集要領等の策定・公表】#55</b> ○ 平成23年度分助成事業については、多様な社会資源を活用して、連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して地域の課題に取り組む創意工夫ある事業を重視するなど、助成対象事業を抜本的に見直すとともに、国として行うべきものに限定した助成対象テーマや重点的に支援する事業を募集要領等に明記し、広く公表し、募集を行った。 なお、利用者（民間福祉団体）に混乱を招くことのないよう、助成対象事業の内容や助成の要件等についてわかりやすく募集要領に記載するとともに、「平成23年度社会福祉振興助成事業の基本方針」を平成23年3月に策定、公表し、助成事業を通じて機構が目指す方向性を明確に打ち出したうえで募集し、6月28日に内定した。 ○ 東日本大震災の被災地支援について、被災地の状況を現地で把握し、発災直後の救命期の後に必要となるNPOやボランティアなどによる中・長期的な支援活動を支えるため、国と協議したうえで、平成23年6月～7月にかけて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点を置いた第2次募集を行い、被災地においてNPO等が行う活動に対して、積極的に対応した。 ○ 平成24年度分助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、平成22年度分及び平成23年度分助成事業の実施状況や事後評価の結果等を踏まえて、「平成24年度社会福祉振興助成事業の基本方針」を平成24年2月に策定、公表するとともに、国と協議し助成対象テーマ等について見直したうえで、同月に募集要領を策定、公表した。 特に、東日本大震災の被災地支援については、被災地域の状況やニーズを踏まえ、NPO等が様々な団体等と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復旧・復興に取り組む活動に対して引き続き重点的に支援することとした。 《添付資料：30》</p>
<p>(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図るこ</p>	<p>(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、選</p>	<p>(2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、選定方針を策定す</p>	<p><b>【助成事業の審査・採択】#56</b> ○ 平成23年度分助成事業の審査に当たっては、外部の有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、助成対象事業の見直しに伴って審査項目や採点基準等を大幅に見直すとともに、重点的に支援</p>

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績																																																																																									
<p>と。</p> <p>また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p>	<p>定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。</p> <p>また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。</p>	<p>るとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。</p> <p>また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。</p>	<p>する事業を明記した新たな選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から機構ホームページで公表した。</p> <p>選定に当たっては、当該選定方針に基づき、審査・評価委員会において審査し、551事業、2,085百万円の事業を採択した。</p> <p>＜平成23年度分助成事業の要望及び採択＞</p> <table border="1" data-bbox="1804 415 2873 932"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉活動支援事業</td> <td>788</td> <td>1,908</td> <td>244</td> <td>439</td> <td>31.0</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>地域連携活動支援事業</td> <td>344</td> <td>1,566</td> <td>128</td> <td>487</td> <td>37.2</td> <td>31.1</td> </tr> <tr> <td>全国的・広域的ネットワーク活動支援事業</td> <td>226</td> <td>2,713</td> <td>78</td> <td>692</td> <td>34.5</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>社会参加促進活動支援事業</td> <td>272</td> <td>1,277</td> <td>101</td> <td>466</td> <td>37.1</td> <td>36.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,630</td> <td>7,464</td> <td>551</td> <td>2,085</td> <td>33.8</td> <td>27.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>[福祉活動支援事業] 個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業  [地域連携活動支援事業] 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業  [全国的・広域的ネットワーク活動支援事業] 全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業  [社会参加促進活動支援事業] 個々の団体が実施する高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業</p> <p>＜参考＞【再掲】重点的に支援する事業</p> <table border="1" data-bbox="1804 1268 2873 1680"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本大震災で被災された方等を支援する事業</td> <td>138</td> <td>844</td> <td>104</td> <td>471</td> <td>75.4</td> <td>55.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者などの孤立防止</td> <td>142</td> <td>626</td> <td>45</td> <td>144</td> <td>31.7</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>児童虐待防止</td> <td>55</td> <td>530</td> <td>29</td> <td>125</td> <td>52.7</td> <td>23.6</td> </tr> <tr> <td>貧困対策</td> <td>70</td> <td>397</td> <td>35</td> <td>215</td> <td>50.0</td> <td>54.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成24年度分助成事業の審査に当たっては、平成23年度に実施した事後評価の結果を踏まえて、選定方針を見直すとともに、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から機構ホームページで平成24年2月に公表した。</p> <p>なお当該事業は、平成22年度より国庫補助金による助成制度となり、国の予算成立後に募集を行うこととなったことから、内定後の助成決定及びその後に行われる資金交付が遅れ、実際に助成先団体に資金が届く時期が8月以降となっていたが、一年間</p>	区分	要望		採択		採択率		事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)	福祉活動支援事業	788	1,908	244	439	31.0	23.0	地域連携活動支援事業	344	1,566	128	487	37.2	31.1	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	226	2,713	78	692	34.5	25.5	社会参加促進活動支援事業	272	1,277	101	466	37.1	36.5	合計	1,630	7,464	551	2,085	33.8	27.9	区分	要望		採択		採択率		事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)	東日本大震災で被災された方等を支援する事業	138	844	104	471	75.4	55.9	高齢者などの孤立防止	142	626	45	144	31.7	23.0	児童虐待防止	55	530	29	125	52.7	23.6	貧困対策	70	397	35	215	50.0	54.1
区分	要望		採択		採択率																																																																																							
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)																																																																																						
福祉活動支援事業	788	1,908	244	439	31.0	23.0																																																																																						
地域連携活動支援事業	344	1,566	128	487	37.2	31.1																																																																																						
全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	226	2,713	78	692	34.5	25.5																																																																																						
社会参加促進活動支援事業	272	1,277	101	466	37.1	36.5																																																																																						
合計	1,630	7,464	551	2,085	33.8	27.9																																																																																						
区分	要望		採択		採択率																																																																																							
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)																																																																																						
東日本大震災で被災された方等を支援する事業	138	844	104	471	75.4	55.9																																																																																						
高齢者などの孤立防止	142	626	45	144	31.7	23.0																																																																																						
児童虐待防止	55	530	29	125	52.7	23.6																																																																																						
貧困対策	70	397	35	215	50.0	54.1																																																																																						



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
------	------	--------	----------

			<p>を通して活動期間を確保したいという顧客の声(ニーズ)を重視し、国と協議したうえで、募集から審査までを短期間で効率的、集中的に実施し、4月の予算成立後速やかに内定を行うことにより、助成先団体が平成24年度当初から助成事業を実施することができるよう大幅に見直しを図った。</p> <p>選定に当たっては、当該選定方針に基づき、審査・評価委員会において審査し、395事業、1,835百万円の事業を採択した。</p> <p>&lt;平成24年度分助成事業の要望及び採択&gt;</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉活動 支援事業</td> <td>427</td> <td>997</td> <td>144</td> <td>286</td> <td>33.7</td> <td>28.7</td> </tr> <tr> <td>地域連携活動 支援事業</td> <td>346</td> <td>1,608</td> <td>153</td> <td>653</td> <td>44.2</td> <td>40.6</td> </tr> <tr> <td>全国的・広域的 ネットワーク活動 支援事業</td> <td>124</td> <td>1,285</td> <td>67</td> <td>683</td> <td>54.0</td> <td>53.2</td> </tr> <tr> <td>社会参加促進活動 支援事業</td> <td>113</td> <td>575</td> <td>31</td> <td>213</td> <td>27.4</td> <td>37.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,010</td> <td>4,465</td> <td>395</td> <td>1,835</td> <td>39.1</td> <td>41.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;参考&gt;【再掲】重点的に支援する事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本大震災で 被災された方等を 支援する事業</td> <td>106</td> <td>719</td> <td>81</td> <td>518</td> <td>76.4</td> <td>72.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者などの 孤立防止</td> <td>180</td> <td>817</td> <td>75</td> <td>365</td> <td>41.7</td> <td>44.7</td> </tr> <tr> <td>児童虐待防止</td> <td>57</td> <td>196</td> <td>34</td> <td>112</td> <td>59.6</td> <td>57.4</td> </tr> <tr> <td>貧困対策</td> <td>65</td> <td>431</td> <td>40</td> <td>260</td> <td>61.5</td> <td>60.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 特に東日本大震災の被災地支援については、被災地の状況を現地で把握し、発災直後の救命期の後に必要となるNPOやボランティアなどによる中・長期的な支援活動を支えるため、国と協議したうえで、平成23年6月～7月にかけて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点を置いた第2次募集を行い、被災地においてNPO等が行う活動を積極的に採択した。</p> <p>また、平成24年度助成事業の募集にあたっては、被災地域の状況やニーズを踏まえ、NPO等が様々な団体等と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復旧・復興に取り組む活動に対して引き続き重点的に支援することとした。</p> <p style="text-align:right;">《添付資料：31、32、33》</p>	区分	要望		採択		採択率		事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)	福祉活動 支援事業	427	997	144	286	33.7	28.7	地域連携活動 支援事業	346	1,608	153	653	44.2	40.6	全国的・広域的 ネットワーク活動 支援事業	124	1,285	67	683	54.0	53.2	社会参加促進活動 支援事業	113	575	31	213	27.4	37.0	合計	1,010	4,465	395	1,835	39.1	41.1	区分	要望		採択		採択率		事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)	東日本大震災で 被災された方等を 支援する事業	106	719	81	518	76.4	72.1	高齢者などの 孤立防止	180	817	75	365	41.7	44.7	児童虐待防止	57	196	34	112	59.6	57.4	貧困対策	65	431	40	260	61.5	60.4
区分	要望		採択		採択率																																																																																							
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)																																																																																						
福祉活動 支援事業	427	997	144	286	33.7	28.7																																																																																						
地域連携活動 支援事業	346	1,608	153	653	44.2	40.6																																																																																						
全国的・広域的 ネットワーク活動 支援事業	124	1,285	67	683	54.0	53.2																																																																																						
社会参加促進活動 支援事業	113	575	31	213	27.4	37.0																																																																																						
合計	1,010	4,465	395	1,835	39.1	41.1																																																																																						
区分	要望		採択		採択率																																																																																							
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)																																																																																						
東日本大震災で 被災された方等を 支援する事業	106	719	81	518	76.4	72.1																																																																																						
高齢者などの 孤立防止	180	817	75	365	41.7	44.7																																																																																						
児童虐待防止	57	196	34	112	59.6	57.4																																																																																						
貧困対策	65	431	40	260	61.5	60.4																																																																																						

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績												
			<p><b>【助成事業の固定化回避】#57</b></p> <p>○ 助成の固定化を回避するとともに、公平性・透明性を確保する観点から、公務員等OBが天下りしている団体については、選定方針における採点基準を見直すなど適切に対応した。</p>												
	(3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。	(3) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。	<p><b>【特定非営利活動法人等への助成】#58</b></p> <p>○ 平成23年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は83.3%となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全助成事業数 (a)</th> <th>特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)</th> <th>占有率 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>551</td> <td>459</td> <td>83.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ なお、平成24年度分助成事業として採択された事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は85.8%となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全助成事業数 (a)</th> <th>特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)</th> <th>占有率 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>395</td> <td>339</td> <td>85.8%</td> </tr> </tbody> </table>	全助成事業数 (a)	特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)	占有率 (b/a)	551	459	83.3%	全助成事業数 (a)	特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)	占有率 (b/a)	395	339	85.8%
全助成事業数 (a)	特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)	占有率 (b/a)													
551	459	83.3%													
全助成事業数 (a)	特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)	占有率 (b/a)													
395	339	85.8%													
(3) 助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	(4) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。	(4) 各種提出書類の様式の見直し及び申請書類の提出の電子化などを促進し、助成先団体等の事務負担の軽減を図る。	<p><b>【各種提出書類の電子化等】#59</b></p> <p>○ 助成先団体等からの各種提出書類については、従来より記載ミスの多かった部分について、自動計算やチェック機能のある電子ファイルを整備するなど、事務の効率化と助成先団体等の事務負担の軽減を図った。</p> <p>○ 平成23年度においては、助成先団体の事務負担の軽減を図るため、「助成先団体専用ホームページ」に各種提出書類の様式を掲載し、容易にダウンロードできるようにするとともに、電子媒体で提出できる書類を増加した。</p>												
	(5) 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。	(5) 平成23年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。	<p><b>【助成金決定までの平均処理期間短縮】#60</b></p> <p>○ 平成23年度分助成事業における助成決定までの平均処理期間については、28.1日となり、中期計画で定める平均処理期間（30日以内）を順守することができた。</p>												
(4) 助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。 また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。	(6) 助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。 また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。	(6) 事後評価の効率的かつ効果的な運用を図るため、審査・評価委員会において、平成23年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づき、事後評価を実施する。 なお、助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、より効率的かつ効果的に実施するものとし、そ	<p><b>【助成事業の事後評価の実施】#61</b></p> <p>○ 平成23年度における事後評価については、国庫補助による新しい助成事業となった平成22年度分助成事業を評価することから、評価の項目・基準や総合評価のあり方、評価の実施方法等について抜本的に見直すとともに、平成23年6月に開催した審査・評価委員会において平成23年度の評価方針を策定し、機構ホームページに公表したうえで実施した。</p> <p>○ 助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、当該評価方針に基づき、重点助成分野に関する助成事業を中心に、審査・評価委員会委員（以下「委員」とい</p>												

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
		<p>の成果を踏まえ、助成先団体において助成終了後も継続される事業等への有効な助言を行う。</p>	<p>う。)及び機構事務局により平成22年度分助成事業の1割以上(113事業)を効率的かつ効果的に実施した。</p> <p>特に委員によるヒアリング評価は、評価結果の精度や客観性を高め、評価の公平性・透明性を確保するため、スコアリング評価を導入するとともに、複数の委員が機構事務所で効率的にヒアリングを実施し、団体に助言等を行った後、委員間で協議して評価を決定する方法へ変更するなど、大幅な見直しを図った。</p> <p>○ ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動や事業展開の一助となるよう、評価結果をグラフ化するとともに評価を担当した委員又は機構事務局の所見を付して、評価対象団体にフィードバックした。</p>
		<p>(7) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、平成24年度分の助成事業の選定方針の改正に適正に反映するなど、継続的な改善に活用する。</p> <p>また、事後評価の結果に基づき、必要に応じて、助成対象事業や助成対象テーマの見直しについて国に提案する。</p>	<p><b>【事後評価の結果の反映】#62</b></p> <p>○ 平成22年度分助成事業の事後評価については、その評価結果に基づき、平成24年度分助成事業の助成対象テーマ等の見直しについて国に提案し、募集要領や選定方針の改正により適切に反映した。</p> <p>また、平成22年度分助成事業の事後評価結果は、平成24年3月の審査・評価委員会において「平成22年度助成事業に関する事業評価報告書」として取りまとめ、機構ホームページで公表した。</p> <p>《添付資料：34》</p>
		<p>(8) 助成終了後1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、おおむね3年経過後にもフォローアップ調査を実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を選定方針の策定等に活かす。</p>	<p><b>【事後評価後の継続的なフォローアップ調査の実施】#63</b></p> <p>○ 助成終了後1年以上経過した平成21年度分助成事業について、事業の継続状況をはじめ、他団体との連携・協働やネットワークの構築状況等をより明確に把握することができるよう、調査票の様式を見直したうえで、平成23年8月にフォローアップ調査を実施し、機構ホームページで調査結果を公表した。</p> <p>また、助成終了後3年以上経過した事業(平成19年度分助成事業)についても、平成23年10月にフォローアップ調査を実施し、機構ホームページで調査結果を公表した。</p> <p>○ フォローアップ調査については、助成事業の継続状況や他団体との連携・協働状況等を分析し、調査結果を平成24年度分助成事業の選定方針の策定に反映するとともに、助成先団体への助言・指導や情報提供に活用した。</p>
<p>(5) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p>	<p>(7) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。</p> <p>なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。</p>	<p>(9) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、団体の事業実施に対して的確な相談・助言等に努める。</p> <p>また、そのために必要な職員の専門性の向上に努める。</p> <p>① 今日的な課題を把握し、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、助成先団体等</p>	<p><b>【助成先団体への相談・助言等】#64</b></p> <p>○ 各地のNPO等に対して機構の助成事業情報をはじめ、活動に役立つ情報やノウハウ等の各種情報を提供するとともに、機構とNPO等の関係を強化するため、平成23年9月から新たにメールマガジン「WAM助成通信」を発行した。(読者：約2,200人)</p> <p>○ 助成事業に関して、助成内定後だけでなく、応募前の事業計画段階から様々な相談に対応するため、統一的な相談窓口を整備し、事業計画段階から事業完了後まで一貫して相談できる態勢を整えた。</p>



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
		<p>との意見交換等を計画的に実施する。</p> <p>② NPO等の地域の民間福祉活動に対しては、事業計画段階から、助成年度中、事業完了後においても的確な相談、助言等が可能な専門スタッフの育成やその体制づくりを図る。</p> <p>③ 専門家や現場とのネットワークづくりによって、現場の活性化や専門スタッフの育成を図る。</p>	<p>○ 助成事業が国庫補助事業であることを鑑み、NPO等の助成先団体が適正に助成事業を実施することができるよう、全国7か所で開催し、「社会福祉振興助成事業に係る会計等事務説明会」を開催し、国庫補助事業を行うに当たっての会計処理や事業完了報告書の作成について、相談・助言を行った。</p> <p>また、助成先団体からの質問については、個別に回答するとともに、助成先団体専用ホームページにQ&amp;A形式で掲載し、広く周知を図った。</p> <p>○ NPO等のネットワークづくりや今後の事業の発展、充実の一助とするため、助成事業報告会において参加団体同士による意見交換会を実施した。</p> <p>また、意見交換会のファシリテーターを機構の担当スタッフが行うことにより、助成事業の成果等をもとに参加団体に助言するとともに、NPOが抱える課題等を共有、討議することで、あわせてスタッフの専門性の向上を図った。</p> <p><b>【職員の専門性の向上】#65</b></p> <p>○ 平成23年度分助成事業のうち、重点的に支援する「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」に取り組む事業並びに「福祉と医療が連携し、高齢者等を支援するモデル的事業」の4分野について、機構の担当スタッフが分野ごとにチームを編成し、年間を通して継続的に現場の活動を直接確認したうえで、助成先団体との意見交換や助言を行うことにより、職員の専門性の向上を図るとともに、現場とのネットワークづくりに取り組んだ。</p> <p>また、その結果については、チームごとに地域での課題や求められる支援等を取りまとめ、機構内で報告会を実施して問題意識や課題等の共有を図り、その内容を機構ホームページに掲載し、広く周知するとともに、国に対して報告を行った。</p>
(6) 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。	(10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催するなど効果的な普及を行う。	(12) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページなどで公表し、広く周知する。	<p><b>【助成事業による新たな連携の強化】#66</b></p> <p>○ 平成23年度分における助成先団体による自己評価（541事業）のうち、493事業（91.1%）から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得た。</p> <p><b>【助成事業の利用者満足度】#67</b></p> <p>○ 助成事業の利用者に対するアンケート調査の実施について、94.5%の利用者から満足したとの回答を得た。</p> <p><b>【事業効果の高い優れた助成事業の周知】#68</b></p> <p>○ ヒアリング評価結果等を踏まえた事業効果の高い優れた助成事業については、その成果の普及に加え、平成24年度分助成事業の応募に当たっての参考となるよう、その事業概要や効果等を募集開始に先立って機構ホームページで公表するとともに、事業評価報告書や機構月刊広報誌「WAM」にも掲載するなど、広く周知を図った。</p>
(8) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。	(10) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。	(11) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度が70%以上の回答を得る。	
(9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。			

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
		<p>(13)優れた助成事業の周知及び効果的な普及を図るため、助成事業報告会を3回開催する。</p> <p>また、社会的課題の解決に向けた取組などを周知・普及するため、シンポジウムを開催する。</p>	<p><b>【助成事業報告会等の開催】#69</b></p> <p>○ 事業効果の高い優れた助成事業の成果を普及し、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、当該助成事業について紹介する助成事業報告会を全国3か所（札幌、京都、熊本）で開催した。</p> <p>また、事業効果の高かった助成事業の紹介だけでなく、参加者が他団体との情報交換により、その後の活動を実施するに当たって役立つポイントや今後の計画の参考となるヒントを得ることができるよう、機構の担当スタッフを交えた参加者同士の意見交換会の場として、より効果的に報告会を実施した。（参加人数169人）</p> <p>○ 東日本大震災の被災地支援に関して、重点的に助成を行うこととあわせて、今後、中・長期的に必要とされるNPOなどによる被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携、協働の重要性やその方法などについて提案することを目的として、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポジウムを平成23年11月に開催した。（参加人数128人）</p> <p>また、当日の様子は、NHKニュースで紹介されるなど、広くその内容が周知されるとともに、95.4%の参加者から「良かった」との回答を得た。</p>



評価の視点等	自己評定	A	評価項目 9	評 定	A
	<p>助成事業の募集については、平成22年度から新たに国庫補助による助成事業（社会福祉振興助成事業）となり、平成23年度についてはさらにこの新たな仕組みを効率的に定着させ、制度の利用にあたって利便の低下のないよう考慮しつつ、被災地支援など直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を国と協議し、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策など、国として行うべきものに限定したうえで募集要領等に明記するとともに、公表することができた。</p> <p>平成24年度分助成事業の募集にあたっては、事後評価結果や被災地の現状を踏まえ、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、政策動向や国民ニーズを基に助成テーマをさらに見直したうえで募集することができた。</p> <p>なお、平成22年度より国庫補助金による助成制度となり、国の予算成立後に募集を行うこととなったことから、内定後の助成決定及びその後に行われる資金交付が遅れ、実際に助成先団体に資金が届く時期が8月以降となっていたが、一年間を通して活動期間を確保したいという顧客の声（ニーズ）を重視し、国と協議したうえで、募集から審査までを短期間で効率的、集中的に実施し、4月の予算成立後速やかに内定を行うことにより、助成先団体が平成24年度当初から助成事業を実施することができるよう大幅に見直しを図った。</p> <p>また募集に際しては、平成23年9月に配信を開始した助成事業メールマガジン（「WAM助成通信」・登録者数約2,200人）の活用や各種メディアなどの協力を要請し、可能な限り経費をかけず即時性のある情報発信を行った。</p> <p>被災地支援に係る事業については、被災地の状況を現地で把握し、発災直後の救命期の後に必要となるNPOやボランティアなどによる中長期的な支援活動を支えるため、国と協議したうえで、平成23年6月1日～7月15日にあらためて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点的に支援するための2次募集を実施し、104件、471百万円の助成を実施した。</p> <p>平成24年度分助成事業の募集においては、被災地域の状況やニーズを踏まえ、NPO等が様々な団体等と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復旧・復興に取り組む活動に対して引き続き重点的に支援することとし、81件、518百万円を採択した。</p> <p>これらの支援については、職員が積極的に現地へ赴き、被災地域の状況やニーズを把握し、被災地のNPOセンター、連携復興センター、ボランティアセンターなどと協議してあらためて協力関係を構築するとともに、被災地支援のあり方や方向性、地元との連携・協働の重要性やその方法などについて議論するシンポジウムを開催することなどを通して、単に助成金を配分するだけでなく、多面的な支援を行うことができた。</p> <p>助成事業の審査、選定（採択）にあたっては、外部有識者からなる審査・評価委員会において審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、選定方針を機構ホームページにおいて公表したうえで、審査・評価委員会において審査、選定（採択）することができた。</p> <p>事後評価については、助成先団体の今後の活動にとって有益な評価を行うことを目指す観点から、審査・評価委員会において、評価基準や評価の実施方法などについて抜本的な見直しを行った評価方針を策定し、同方針に基づいて実施することができた。</p> <p>特に評価基準については、プロセス評価と成果評価に大別した6項目についてのスコアリングの結果で総合評価を行う、より客観性の高い方法に見直し、ヒアリング評価を行った113事業については、委員や事務局の所見とともに、グラフで可視化された評価結果を各団体にフィードバックすることにより、今後の事業・団体の発展のために必要な点などをわかりや</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>平成22年度から新たに国庫補助による助成事業（社会福祉振興助成事業）となり、平成23年度についてはさらにこの新たな仕組みを効率的に定着させ、制度の利用にあたって利便の低下のないよう考慮しつつ、被災地支援など直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を国と協議し、国として行うべきものに限定したうえで募集要領等に明記し、公表している。また、募集に際しては、平成23年9月に配信を開始した助成事業メールマガジン（「WAM助成通信」）の活用や各種メディアなどの協力を要請し、可能な限り経費をかけず即時性のある情報発信を行っている。</p> <p>被災地支援に係る事業については、平成23年6月からあらためて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点的に支援するための2次募集を実施し、引き続き平成24年度分も重点的に支援し採択している。これらの支援は、職員が積極的に現地へ赴き、被災地域の状況やニーズを把握し、被災地のNPOセンター等と協議してあらためて協力関係を構築するとともに、被災地支援のあり方や方向性等を議論するシンポジウムを開催することなどを通して、単に助成金を配分するだけでなく、多面的な支援を行っている。</p> <p>なお、助成事業の審査、採択については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、選定方針を福祉医療機構ホームページにおいて公表したうえで、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査、採択することができている。</p> <p>助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させるとともに、ヒアリング評価結果については、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックしている。</p> <p>助成事業の成果（効果）については、平成23年度分助成事業を通して、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち91.1%あったとの回答を得ることができ、また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、94.5%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができている。</p> <p>さらに、民間福祉団体による事業効果の高い優れた取組みを広く社会に啓発・普及するため、全国3か所で事業効果の高かった助成事業を紹介する助成事業報告会を開催したほか、東日本大震災の被災地支援に関して、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地へ活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポジウムを開催し、当日の様子は、NHKニュースで紹介されるなど、広くその内容が周知されるとともに、95.4%の参加者</p>	



	<p>すくフォローアップすることを可能とした。</p> <p>事後評価の結果については、速やかに機構ホームページにて公表するとともに、平成24年度分助成事業の募集要領や選定方針（案）に反映し、助成制度の継続的な改善を行った。</p> <p>助成事業を通じた助成先団体への相談・助言や機構職員の専門性の向上に関しては、平成23年度分助成事業の重点助成分野を中心に職員を課題別チームに編成し、現地で直接、活動を確認したり、助成先団体との意見交換を通じて、現場とのネットワークづくりや助言等を実施した。（76団体）</p> <p>その結果については課題分野ごとにとりまとめ、機構内で報告会を実施し、助成先団体が抱える課題等の共有化を図るとともに、機構ホームページにも掲載し、広く周知を図った。</p> <p>助成事業の成果（効果）については、平成23年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち91.1%あったとの回答を得ることができ、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。</p> <p>また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、94.5%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができた。</p> <p>さらに、事業効果の高い優れた助成事業の成果の普及に関しては、各地で事業報告会を3回実施し、事業効果の高い優れた助成事業の成果を広く周知した。</p> <p>また、東日本大震災の被災地支援に関して、今後、中・長期的に必要とされるNPOなどによる被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携・協働の重要性やその方法などについて提案することを目的として、シンポジウムを開催し、NHKニュースで紹介されるなど、広くその内容が周知された。</p> <p>なお、当該助成事業については、見直しの基本方針において、講ずべきとされた政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図ることを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。</p>	<p>から「良かった」との回答を得ている。</p> <p>以上のように、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度のPDCAサイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ テーマの絞り込みを行っている。</li> <li>○ 東日本大震災支援に関しては、第二次募集を行い、迅速な対応を行った。また、東日本大震災復興対策本部職員による課題等を討議するシンポジウムを開催し、参加者アンケートではほとんどの参加者がシンポジウムをプラスに評価。通常の事業の適正に実施していることから、東日本復興対策関連の活動を評価し、目標を上回る成果を上げていると評価する。</li> <li>○ 評価の視点の各項目は順調に達成されたと評価されるため。</li> <li>○ 助成事業の募集要項やテーマの見直し、審査の効率化等、継続的に工夫が行われている。</li> </ul> <p>（業務への提言）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災の被災者を支援する事業について、時間の経過とともに、重点を置くべき支援の内容も変わってくるかと考えられる。その時々被災者のニーズに的確に対応できるような活動への支援を確実に行ってほしいと考える。</li> <li>○ 新たなサービスの創設という面からは、今後もNPOには期待が高まる。しかし、組織として熟していないだけに運営上のみならず、サービス提供にあたってさまざまな問題を生ずるところも少なくはない。そうした組織をいかに発見して指導するか、NPOを認可する都道府県への支援も含め、こうした課題にもWAMとして取り組んでほしい。</li> </ul>
<p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p> <p>② 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>③ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。</p>	<p>① 特定非営利活動法人又は非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は、平成23年度分助成事業については83.3%、平成24年度事業（2月募集）については85.8%となり、いずれも中期計画の目標値である80%を超えていることが確認できた。</p> <p>※ 業務実績P65【特定非営利活動法人等への助成】#58参照</p> <p>② 平成23年度分助成事業の助成金申請処理に当たっては、国庫補助金の交付決定後、速やかに助成決定できるよう、助成金申請書の記入誤りの多かった部分を自動計算やチェック機能のある電子ファイルに改善するなどの見直しを行うことにより、助成金申請から助成決定までの平均処理期間は28.1日となり、中期計画に定められた目標処理期間である30日以内で処理することができた。</p> <p>※ 業務実績P65【助成金交付までの平均処理期間短縮】#60参照</p> <p>③ 平成23年度分全助成先団体による自己評価（541事業）のうち、493事業（91.1%）から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を得ることができた。</p> <p>※ 業務実績P67【助成事業による新たな連携の強化】#66参照</p>	

<p>④ 助成事業が対象とした利用者のうち、70%以上の利用者から満足しているとの回答を得る。</p> <p>⑤ 助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催する。</p>	<p>④ 平成23年度助成先団体を通じて、助成事業を利用した方（エンドユーザー）を対象にした満足度調査を実施した結果、94.5%の利用者から満足したとの回答を得ることができた。 ※ 業務実績P67【助成事業の利用者満足度】#67参照</p> <p>⑤ 事業効果の高い優れた助成事業の成果を広く普及し、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、事業効果の高かった助成事業について紹介、討議する事業報告会を3回開催し、年度計画の目標値を達成することができた。 ※ 業務実績P68【助成事業報告会等の開催】#69参照</p>	
<p><b>[評価の視点]</b></p> <p>○ 毎年度、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、募集要領等に明記し、公表しているか。</p>	<p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度分助成事業の募集にあたっては、国と今後の助成事業のあり方について協議したうえで、多様な社会資源を活用し、他の機関や団体等との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して行う創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、助成対象事業を抜本的に見直すとともに、助成対象テーマについても、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定し、平成23年2月に募集要領を策定、機構ホームページ等で公表した。</li> <li>さらに、平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、NPOなどが行う民間ならではの柔軟性や温かみを活かした活動に対して積極的に助成するため、国と協議したうえで、あらかじめ募集要領を策定し、平成23年6月～7月にかけて「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点を置いた第2次募集を行った。募集に際しては、機構ホームページのほか、各種の被災地支援関係のポータルサイト、専門誌、テレビなど幅広いメディアに呼び掛けて、募集要領等の周知を図った。</li> <li>平成24年度分助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、平成22年度及び平成23年度分助成事業の実施状況や事後評価の結果等を踏まえて、「平成24年度社会福祉振興助成事業の基本方針」を平成24年2月に策定、公表するとともに、国と協議し助成対象テーマ等について見直しを行い、同月に募集要領を策定、公表した。 特に、東日本大震災の被災地支援については、刻々と変化する被災地域の状況やニーズを踏まえて、NPO等が様々な団体等と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復旧・復興に取り組む活動に対して引き続き重点的に支援することとした。 被災地支援については、職員が積極的に現地へ赴き、被災地域の状況やニーズを把握し、被災地のNPOセンター、連携復興センター、ボランティアセンターなどと協議してあらかじめ協力関係を構築するとともに、被災地支援のあり方や方向性、地元との連携・協働の重要性やその方法などについて議論するシンポジウムを開催することなどを通して、単に助成金を配分するだけでなく、多面的な支援を行うことができた。 なお募集の際には、「助成事業の基本方針」を策定、公表し、助成事業を通じて機構が目指す方向性を明確に打ち出すとともに、機構が期待する助成事業の例及び優良事業の例についても併せて機構ホームページに掲載し、積極的に機構から発信していくことで、各地の民間福祉団体にとって分かりやすく、応募しやすい助成制度となるよう取り組んだ。 また募集要領の公表などについては、前述のような方法のほか、平成23年9月に配信を開始した助成事業メールマガジン（「WAM助成通信」・登録者数約2,200人）を活用し、安価で即時性のある情報発信を行った。 ※ 業務実績P62【募集要領等の策定・公表】#55参照</li> </ul>	



<p>○ 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。</p> <p>○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。</p> <p>○ 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。</p> <p>○ 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行っているか。</p> <p>○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 毎年度、審査・評価委員会において、事後評価方針を定め、当方針に基づき効率的かつ効果的な事後評価を実施しているか。</p>	<p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選定方針の策定にあたっては、助成の固定化回避に加え、さらに公平性・透明性を確保する観点から、公務員等OBが天下りしている団体については採点基準を見直すなどの改善を図り、選定方針に反映した。 ※ 業務実績P65【助成事業の固定化回避】#57参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成事業の選定にあたっては、事後評価結果等を踏まえて、審査基準等を見直した新たな選定方針を策定するとともに、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、平成23年度1次募集分、2次募集分、平成24年度募集分と、それぞれ当該方針を機構ホームページにおいて公表したうえで、審査・評価委員会において審査し、採択した。 ※ 業務実績P62【助成事業の審査・採択】#56参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記[数値目標①]のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成先団体や機構の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子媒体での提出を促進するよう、助成先団体専用のホームページを開設し、随時、様式のダウンロードを可能とするとともに、助成事業メールマガジンにより、適宜作成についての案内などのフォローアップを行った。 また、助成金要望書から交付申請、完了報告書、自己評価までの各種提出書類の様式について、記載ミスの多かった部分を自動計算やチェック機能のある電子ファイルに改善するなどの見直しを行い、申請に際しての助成先団体等の事務負担の軽減を図った。 ※ 業務実績P65【各種提出書類の電子化等】#59参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記[数値目標②]のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度における助成事業の事後評価については、助成先団体の今後の活動にとって有益な評価を行うことを目指す観点から、審査・評価委員会において、評価基準や評価の実施方法などについて抜本的な見直しを行った評価方針を策定し、同方針に基づいて実施した。 特に、ヒアリング評価については、効率化を図るため機構会議室で助成先団体が事業成果をプレゼンし、複数の審査・評価委員会委員の協議によって評価を決定することとし、より客観性が高く多面的な視点からの評価が可能となった。 また、現地に赴いてヒアリング評価を実施する際には、個別の相談に応じながら、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウや、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供を行うなど、助成金の配分だけにとどまらない様々な方法で効果的な支援を実施した。</li> <li>ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよ</li> </ul>	
---	---	--



<p>○ 事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映しているか。</p> <p>○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言ができているか。</p> <p>○ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答が得られているか。</p> <p>○ 助成事業が対象とした利用者のうち、70%以上の利用者から満足しているとの回答が得られているか。</p> <p>○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>う、審査・評価委員会委員による評価所見や機構事務局によるコメントを各団体に対してフィードバックした。</p> <p>なお、平成23年度においては評価基準についても抜本的に見直し、これまでA～Eまでの5段階で評価していたものを、プロセス評価(事業推進姿勢、事業実施体制、事業実施プロセス)と成果評価(アウトプット、アウトカム、インパクト)の6項目のスコアリングの結果で総合評価を行う、より客観性の高い方法に見直し、グラフで可視化された評価結果を併せて各団体にフィードバックすることにより、良かった点、悪かった点、以後の事業・団体の発展のために必要な点などをわかりやすくフォローアップすることを可能とした。</p> <p>※ 業務実績P65【助成事業の事後評価の実施】#61参照</p> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事後評価結果から、被災地に対する継続的な支援の必要性和、地域の様々な機関や団体が連携して福祉課題に取り組むことの重要性などが指摘されたことから、これらの点に重点をおいた審査となるよう、選定方針の採点基準の変更を行い適正に反映させた。</li> </ul> <p>※ 業務実績P66【事後評価の結果の反映】#62参照</p> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度分助成事業の重点助成分野を中心に職員を課題別チームに編成し、現地で直接、活動を確認したり、助成先団体との意見交換を通じて、現場とのネットワークづくりや助言等を実施した。(76団体)</li> </ul> <p>その結果については課題分野ごとに取りまとめ、機構内で報告会を実施し、助成先団体が抱える課題等の共有化を図るとともに、機構ホームページにも掲載し、広く周知を図った。</p> <p>※ 業務実績P66【助成先団体への相談・助言等】#64参照</p> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記[数値目標③]のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記[数値目標④]のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記[数値目標⑤]のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度から新たな助成制度となり、平成23年度についてはさらに新たな仕組みを効率的に定着させ、制度の利用に当たって利便の低下のないよう考慮しつつ、以下の事項について、国民のニーズを念頭に事業の見直しを図るとともに、費用対効果の観点から事務・事業の見直しを検討し、実施した。</li> </ul> <p>① 平成24年度分助成事業の募集に当たって、従来の福祉課題全般に対する幅広い助成ではなく、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、助成対象テ</p>	
---	---	--

	<p>ーマについても、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定したものを、政策動向や国民ニーズを基にさらに見直した。</p> <p>また、助成を行った事業については、ヒアリング評価や現場訪問等において、助成先団体の個別の相談に応じたり、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供を行うなどの支援にも注力することにより、助成事業のフォローアップや限られた助成金の効果の最大化に努めた。</p> <p>② 平成22年度に新たな助成制度へ移行した際に、広報、各都道府県・指定都市社会福祉協議会への事務委託、審査・評価委員会委員数の削減などを図ったが、平成23年度については、審査・助成を行う助成振興課と事業評価を行う助成評価課を統合し、事務体制をスリム化させただけでなく、助成相談から応募、審査、助成決定、進捗助言、精算、事業評価、助成後のフォローアップまでを同じ担当が支援する体制とし、助成先団体に対しての利便の向上に努めた。</p> <p>③ 平成22年度に実施した広報関係経費の整理・削減に加え、各種の福祉・NPO関連のポータルサイトやメーリングリスト、テレビなど、幅広いメディアに対し趣旨の理解を求め、協力依頼した結果、助成事業の募集や事業報告会、シンポジウムのPRなどを安価、かつ、広範に実施できた。</p> <p>④ また、平成23年9月に助成事業メールマガジン(「WAM助成通信」・登録者数約2,200人)の配信を開始し、機構から助成に関する情報などの効率的な周知を可能にしただけでなく、団体からの情報やお知らせについても機構ホームページ及びWAMNETにおいて掲載するなど、ほとんど経費をかけずに即時的で双方向性のある情報のやり取りが可能となった。</p>	
--	--	--

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績																				
<p><b>6 退職手当共済事業</b> 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><b>6 退職手当共済事業</b> 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><b>6 退職手当共済事業</b> 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="1258 718 1754 1100"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 23 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被共済職員数 (4/1 現在)</td> <td>719,947 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金 支給者数</td> <td>62,158 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金 支給額</td> <td>82,491,935 千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,700 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 23 事業年度	被共済職員数 (4/1 現在)	719,947 人	退職手当金 支給者数	62,158 人	退職手当金 支給額	82,491,935 千円	単位掛金額	44,700 円	<p><b>6 退職手当共済事業</b> 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="1786 718 2870 1100"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成23事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>719,947人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>63,374人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>83,403,804千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成23事業年度	4月1日現在の被共済職員数	719,947人	退職手当金支給者数	63,374人	退職手当金支給額	83,403,804千円	単位掛金額	44,700円
区 分	平成 23 事業年度																						
被共済職員数 (4/1 現在)	719,947 人																						
退職手当金 支給者数	62,158 人																						
退職手当金 支給額	82,491,935 千円																						
単位掛金額	44,700 円																						
区 分	平成23事業年度																						
4月1日現在の被共済職員数	719,947人																						
退職手当金支給者数	63,374人																						
退職手当金支給額	83,403,804千円																						
単位掛金額	44,700円																						
<p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p>	<p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。</p>	<p>(1) 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。</p>	<p><b>【退職手当金給付事務の平均処理期間短縮】#70</b> ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間は35.4日となり、目標である75日以内を達成した。</p>																				
<p>(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p>	<p>(2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。</p>	<p>(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施するすべての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導するとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、意見交換及び事務取扱について指導等を行う。 さらに、共済制度に加入していない法人に対して加入促進活動を実施し、制度の一層の安定化を図るとともに、機構が主催するセミナー等における制度説明の実施や関係団体の協力を得てパンフレット等を配布するなど、効果的な制度周知を行うことにより、制度</p>	<p><b>【利用者への制度内容の周知等】#71</b> ○ 平成23年11月から平成24年3月にかけて37都道府県で開催されたすべての実務研修会に職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導した。 また、その際に21か所の共済契約者を直接訪問し、退職手当共済制度についての意見交換を行い、報告書を作成するとともに、要望については、可能なものから実現を図った。</p> <p><b>【加入促進のための取り組み】#72</b> ○ 機構が実施した次のセミナーの受講者に対し、社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、資料に基づき概要を説明するとともに、リーフレットを配布し、制度の周知を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1804 1803 2852 1915"> <tbody> <tr> <td>施設開設・経営実務セミナー</td> <td>平成23年 9月13日(大阪) 平成23年 9月29日(東京)</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム経営セミナー</td> <td>平成23年11月30日(東京)</td> </tr> </tbody> </table>	施設開設・経営実務セミナー	平成23年 9月13日(大阪) 平成23年 9月29日(東京)	特別養護老人ホーム経営セミナー	平成23年11月30日(東京)																
施設開設・経営実務セミナー	平成23年 9月13日(大阪) 平成23年 9月29日(東京)																						
特別養護老人ホーム経営セミナー	平成23年11月30日(東京)																						



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績								
		<p>の適正な運営の確保を図る。</p>	<table border="1" data-bbox="1804 233 2858 426"> <tr> <td></td> <td>平成23年11月18日（大阪）</td> </tr> <tr> <td>障害者施設経営セミナー</td> <td>平成24年 1月20日（東京）</td> </tr> <tr> <td>軽費老人ホーム経営セミナー</td> <td>平成24年 2月 2日（大阪）</td> </tr> <tr> <td>保育所経営セミナー</td> <td>平成24年 2月 3日（大阪） 平成24年 2月17日（東京）</td> </tr> </table> <p>○ 退職手当共済制度に加入していない社会福祉法人（2,187法人）を抽出し、加入案内やパンフレットを送付するなどの加入促進策を実施した結果、新たに191法人が加入することとなった。</p> <p><b>【東日本大震災への対応】#73</b></p> <p>○ 被災地の共済契約者に対して掛金納付期限の延長を認める措置（社会福祉施設職員等退職手当共済法第16条第2項）を講じ、該当する348の契約先に対して個別にその旨を周知し、申請のあった21契約者について掛金納付期限の延長を行った。          ≪添付資料：35≫</p> <p><b>【単位掛金額の見直し】#74</b></p> <p>○ 退職手当共済制度の長期的な維持安定を図るため、過去の実績データなどを基に外部専門機関への委託により長期推計を行った。          さらに、現状の収支状況、当該制度の特徴を踏まえた中・長期的な推計を行い、当該制度における将来の収支バランス及び財政運営方式の安全性を検証し、その情報を厚生労働省に提供した。これらにより、平成24年度以降の単位掛金額が設定された。          ≪添付資料：36≫</p>		平成23年11月18日（大阪）	障害者施設経営セミナー	平成24年 1月20日（東京）	軽費老人ホーム経営セミナー	平成24年 2月 2日（大阪）	保育所経営セミナー	平成24年 2月 3日（大阪） 平成24年 2月17日（東京）
	平成23年11月18日（大阪）										
障害者施設経営セミナー	平成24年 1月20日（東京）										
軽費老人ホーム経営セミナー	平成24年 2月 2日（大阪）										
保育所経営セミナー	平成24年 2月 3日（大阪） 平成24年 2月17日（東京）										
	<p>（3）提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p>	<p>（3）利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。</p> <p>① 電子届出システムについて、システム改善や操作性の向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を得られるように努める。</p> <p>② 事務処理の簡素化、処理期間の短縮を図る観点から電子届出システムの利便性の向上を目的に改善を図る。</p>	<p><b>【提出書類の電子届出化等】#75</b></p> <p>○ 電子届出システムを利用している共済契約者に対して、アンケート調査を実施した結果、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得た。</p> <p>○ 電子届出システムを利用している共済契約者から寄せられた意見を踏まえ、操作性のさらなる向上を図るため、施設情報、職員情報の照会機能や加入要件の確認機能を追加するなど、電子届出システムの改善を行った。</p> <p>○ 退職手当金請求者の負担軽減、機構の事務の省力化の観点から、退職手当金請求の際に交付を受けていた住民基本台帳法第12条に定める市区町村長の証明書（住民票記載事項証明書）の提出を不要とする取扱いに見直した。          ≪添付資料：37、38≫</p>								
<p>（3）業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。</p>	<p>（4）業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。</p>	<p>（4）業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。          また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。</p>	<p><b>【業務指導等の強化】#76</b></p> <p>○ 平成24年2月に業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）の事務担当者に対する事務打合せ会を開催し、事務処理の円滑・適正な実施のための業務指導を行った。（参加実績：44都道府県54人）          また、実務研修会にあわせて業務委託先に対し、個別に事務指導を行い、業務の周知、徹底を図った。</p>								

評価の視点等	自己評定	S	評価項目10	評 定	S
	<p>平成23年度においては、都道府県に対する補助金の早期入金働きかけ、実務研修会での積極的な指導、事務処理のピーク時における柔軟な人員配置などに取り組んだ結果、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間が35.4日となり、前年度と比較しても更に3.6日の短縮を実現し、結果として中期計画の目標値75.0日を大幅（39.6日短縮）に上回る実績をあげることができ、6万3千人余の退職者に計834億円の退職手当金を円滑に支給することができた。</p> <p>また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、共済契約者に対して利用案内の送付、電話による利用案内の実施など積極的に利用促進を図った結果、平成24年度から新たに405法人が利用登録することとなり、利用率では前年度を1.5%上回る82.7%となった。また電子届出システム利用者アンケートに寄せられた意見、意見交換会での要望を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性の向上に努めるなど、共済契約者の事務負担軽減に大きく寄与した。</p> <p>なお、平成23年度の掛金納付対象職員届の処理においては、延べ787,776人の在籍状況を確認しているが、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて10分の1以下に抑制することができた。さらに、電子届出システムを利用している共済契約者に対するアンケート調査を実施した結果、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができた。</p> <p>当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、電子届出システムの利用率向上に努め、事務処理の効率化を図った。</p> <p>東日本大震災において被災されたお客さまに対しては、掛金の納付期限の延長に関して個別に案内するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行い、申請のあった21契約者に対して掛金の納付期限の延長を実施するとともに、東日本大震災に伴う退職者の増加に対応するため、補正予算により円滑な給付に努めた。</p> <p>以上のとおり、平成23年度においては、退職手当金支給に係る平均処理期間について、中期計画の目標値を大きく短縮し、利用者サービスの向上に貢献するとともに、電子届出システム利用者アンケートに寄せられた意見や意見交換会での要望を踏まえ、システムの改善を行うことにより、電子届出システムの利用率の増加を図り、共済契約者及び機構における事務の軽減を実現するなど、年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の更なる短縮を図るため、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が35.4日となり、中期計画の目標値75日を大幅に上回る実績をあげている。</p> <p>電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努め、その結果、利用率は83%と非常に高い水準となるとともに、利用者アンケート調査において90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。</p> <p>利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現していると認められる。</p> <p>東日本大震災において被災された共済契約者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、被災された地域の法人に連絡をとり、うち要望のあった法人に対し、掛金の納付期限の延長措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。</p> <p>以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに機構における事務の効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 退職手当金支給に係る平均処理期間が35.4日となり、中期計画の目標値75日を大幅に短縮している。</li> <li>○ 電子届出化・簡素化等は当然の流れであるが、利用率すなわちシステムの普及率は評価できる。</li> </ul> <p>（業務への提言）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来収支バランスと財政運営方式の安全性確保が最重要課題。この点に関する資料（外部有識者による検証結果）がほしい。</li> </ul>
<p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。 （参考：19年度 61.7日、20年度 44.8日、21年度 37.6日 22年度 39.0日）</p> <p>② 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を確保する。</p>	<p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間については、以下の取組みを行った結果、35.4日となり、中期計画の目標値75日より39.6日の短縮を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月4回の資金交付の実施</li> <li>・都道府県に対する補助金の早期入金の依頼（資金不足による支給遅延の解消）</li> <li>・実務研修会での積極的指導（適正な事務処理の徹底）</li> <li>・事務処理が集中する上半期に短期派遣職員を積極的に投入</li> </ul> <p>※ 業務実績P75【退職手当金給付事務の平均処理期間短縮】#70参照</p> <p>② 平成23年度においては、利用者アンケートや意見交換会で寄せられた意見を踏まえたシステム改善を実施するとともに、電子届出システムの利用案内の送付、電話による利用案内の実施など積極的な利用促進を図り、平成23年度では新たに405法人が電子届出システムを利用することとなった。</p> <p>平成24年4月に実施した電子届出システム利用者へのアンケート調査において、90%の</p>				



	<p>共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得られたことから、平成23年度に取り組んだ電子届出システムの改善が共済契約者の事務負担の軽減に寄与したことが確認できた。</p> <p>※ 業務実績P76【提出書類の電子届出化等】#75参照</p>	
<p><b>[評価の視点]</b></p> <p>○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。</p> <p>なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p> <p>○ 共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。</p> <p>○ 必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。</p> <p>○ 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。</p> <p>○ 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当</p>	<p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標①】のとおり中期計画を大幅に短縮して達成した。</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>37都道府県において延べ41回開催された実務研修会に職員を派遣し、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導し、手続きの適正化に努めるとともに、制度内容の周知を図った。</li> <li>※ 業務実績P75【利用者への制度内容の周知等】#71参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度においては、21か所の共済契約者を訪問し、共済制度及び諸手続きについて不明点の確認や説明を行うとともに、制度や機構職員の対応等について意見交換を行い、要望については可能なものから実現するなど、顧客サービスの向上に努めた。</li> <li>※ 業務実績P75【利用者への制度内容の周知等】#71参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共済契約者の事務負担軽減のため、次のとおり電子届出システムの利用促進、操作性向上のためのシステム改善を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電子届出システム未利用で被共済職員数が300人未満の共済契約者（2,939契約者）に対しては利用案内を送付し、うち被共済職員数が100人以上の共済契約者（153契約者）に対しては直接電話をして利用促進を図った。</li> <li>② 37都道府県で開催された共済契約者の事務担当者に対する実務研修会において、電子届出システムの利便性について説明した。</li> <li>③ 共済契約者を対象として、WAMNETの操作及び電子届出システムの操作について、WAMNET事業課と共同して実際にパソコンを用いた操作説明会を実施した。</li> <li>④ 電子届出システム利用者アンケートに寄せられた意見、共済契約者との意見交換会での意見を踏まえてシステム改善を実施し、操作性のさらなる向上を図った。</li> </ul> </li> <li>その結果、平成24年度の電子届出システム利用者アンケートにおいて、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答が得られた。また、積極的に電子届出システムの利用促進を図り、新たに405法人が電子届出システムの利用登録を行い、平成24年4月からのシステム利用率は83%（平成23年4月からのシステム利用率81%）となり、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、機構における事務の効率化も図ることができた。</li> <li>※ 業務実績P76【提出書類の電子届出化等】#75参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標②】のとおり、電子届出システム利用者アンケートにおいて、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答が得られた。</li> </ul>	



<p>共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。</p> <p>○ 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年2月に業務委託先（47都道府県社会福祉協議会等）を対象とした事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な事務の実施を図った。また、実務研修会にあわせて業務委託先に対し、個別に事務指導を行い、業務の周知・徹底を図った。</li> <li>※ 業務実績P76【業務指導等の強化】#76参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職手当金請求者の負担軽減、機構の事務の省力化の観点から、退職手当金請求の際に交付を受けていた住民基本台帳法第12条に定める市区町村長の証明書（住民票記載事項証明書）提出を不要とする取扱いに見直した。</li> </ul>	
--	--	--

中 期 目 標	中 期 計 画	2 3 年 度 計 画	2 3 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

<p><b>7 心身障害者扶養保険事業</b> 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p>	<p><b>7 心身障害者扶養保険事業</b> 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><b>7 心身障害者扶養保険事業</b> 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。 (参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成 23 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td style="text-align: right;">387 人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td style="text-align: right;">2,140 人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td style="text-align: right;">79,331 人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td style="text-align: right;">50,370 人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td style="text-align: right;">7,528,500 千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td style="text-align: right;">12,174,804 千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 23 事業年度	新規加入者数	387 人	新規年金受給者数	2,140 人	保険対象加入者数	79,331 人	年金給付保険金支払対象障害者数	50,370 人	死亡・障害保険金額	7,528,500 千円	年金給付保険金額	12,174,804 千円	<p><b>7 心身障害者扶養保険事業</b> 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成23事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 規 加 入 者 数</td> <td style="text-align: right;">367人</td> </tr> <tr> <td>新 規 年 金 受 給 者 数</td> <td style="text-align: right;">2,303人</td> </tr> <tr> <td>保 険 対 象 加 入 者 数</td> <td style="text-align: right;">79,401人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td style="text-align: right;">50,732人</td> </tr> <tr> <td>死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額</td> <td style="text-align: right;">7,984,000千円</td> </tr> <tr> <td>年 金 給 付 保 険 金 額</td> <td style="text-align: right;">12,327,460千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成23事業年度	新 規 加 入 者 数	367人	新 規 年 金 受 給 者 数	2,303人	保 険 対 象 加 入 者 数	79,401人	年金給付保険金支払対象障害者数	50,732人	死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	7,984,000千円	年 金 給 付 保 険 金 額	12,327,460千円
区 分	平成 23 事業年度																														
新規加入者数	387 人																														
新規年金受給者数	2,140 人																														
保険対象加入者数	79,331 人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	50,370 人																														
死亡・障害保険金額	7,528,500 千円																														
年金給付保険金額	12,174,804 千円																														
区 分	平成23事業年度																														
新 規 加 入 者 数	367人																														
新 規 年 金 受 給 者 数	2,303人																														
保 険 対 象 加 入 者 数	79,401人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	50,732人																														
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	7,984,000千円																														
年 金 給 付 保 険 金 額	12,327,460千円																														

<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 平成22年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。</p> <p>また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。</p>	<p><b>【財務状況の検証と公表】#77</b> ○ 平成23年9月26日に財務状況検討会を開催し、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成22年度決算を踏まえた財務状況の検証を行い、同検討会の報告書を取りまとめた。</p> <p>また、取りまとめた報告書について、以下のとおり関係者への報告及び情報の公表等を行い、事業の透明性の確保に努めた。 《添付資料：40》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>平成23年10月 5日</td> <td>厚生労働省へ報告</td> </tr> <tr> <td>平成23年10月 5日</td> <td>都道府県・指定都市へ報告書を送付</td> </tr> <tr> <td>平成23年10月 6日</td> <td>機構のホームページで公表</td> </tr> <tr> <td>平成23年11月 2日 平成23年11月29日</td> <td>障害者関係団体（親の会等）に説明</td> </tr> <tr> <td>平成23年12月16日</td> <td>地方公共団体事務担当者会議において説明</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年10月 5日	厚生労働省へ報告	平成23年10月 5日	都道府県・指定都市へ報告書を送付	平成23年10月 6日	機構のホームページで公表	平成23年11月 2日 平成23年11月29日	障害者関係団体（親の会等）に説明	平成23年12月16日	地方公共団体事務担当者会議において説明
平成23年10月 5日	厚生労働省へ報告												
平成23年10月 5日	都道府県・指定都市へ報告書を送付												
平成23年10月 6日	機構のホームページで公表												
平成23年11月 2日 平成23年11月29日	障害者関係団体（親の会等）に説明												
平成23年12月16日	地方公共団体事務担当者会議において説明												

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績																																		
<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。  ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。  また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定した分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標 ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。  イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。  ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p>	<p><b>【運用の基本的考え方】#78</b> ○ 心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で、平成20年4月1日に策定した分散投資を基本とする長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、運用を行った。 《添付資料：41》</p> <p><b>【運用の目標】#79</b> ○ 毎月の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産構成割合があらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。</p> <p><b>【運用受託機関の選定、管理及び評価】#80</b> ○ 運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保のため、各運用受託機関ごとに提示した運用方法等に係るガイドラインの遵守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。</p> <p><b>【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#81</b> ○ 平成23年度におけるベンチマーク収益率との差は、次のとおりであり、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。 [平成23年4月～平成24年3月（年率）]</p> <table border="1" data-bbox="1843 1612 2867 1871"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有価証券</td> <td rowspan="2">国内</td> <td>債券</td> <td>2.94%</td> <td>2.82%</td> <td>▲0.12%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>0.59%</td> <td>0.94%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券</td> <td>4.99%</td> <td>4.91%</td> <td>▲0.08%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>0.50%</td> <td>0.26%</td> <td>▲0.24%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">短期資産</td> <td>0.05%</td> <td>0.08%</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>2.58%</td> <td>2.52%</td> <td>▲0.06%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《添付資料：42》</p>	区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券	2.94%	2.82%	▲0.12%	株式	0.59%	0.94%	0.35%	外国	債券	4.99%	4.91%	▲0.08%	株式	0.50%	0.26%	▲0.24%	短期資産		0.05%	0.08%	0.03%	合計		2.58%	2.52%	▲0.06%
区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																																	
有価証券	国内	債券	2.94%	2.82%	▲0.12%																																
		株式	0.59%	0.94%	0.35%																																
	外国	債券	4.99%	4.91%	▲0.08%																																
		株式	0.50%	0.26%	▲0.24%																																
短期資産		0.05%	0.08%	0.03%																																	
合計		2.58%	2.52%	▲0.06%																																	



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績										
<p>③ 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定 扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。 ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等</p>	<p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方 資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。 その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資</p>	<p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。</p>	<p>【評価ベンチマークの設定】#82 ○ 適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能なこと、データの正確性・利便性等の要件を勘案して、次のとおり平成20年度に設定した評価ベンチマークを引き続き用いた。</p> <table border="1" data-bbox="1843 422 2870 800"> <tr> <td>国内債券</td> <td>NOMURA-BPI（総合）</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>TOPIX（配当込み）</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>有担保コールレート（翌日物）</td> </tr> </table> <p>【運用におけるリスク管理】#83 ○ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用して、把握・分析し、リスク管理を行った。</p> <p>【年金給付のための流動性の確保】#84 ○ 年度期首の短期資産を平成23年度の年金給付所要見込額と同程度とし、年金給付のための流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。</p> <p>【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#85 ○ 資産運用委員会の議を経た上で策定した運用に関する基本方針については、引き続きホームページで公表した。 ○ なお、運用に関する基本方針の見直しについては、平成23年9月の資産運用委員会で検討を行った結果、見直す必要はないとの結論を得た。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：43》</p>	国内債券	NOMURA-BPI（総合）	国内株式	TOPIX（配当込み）	外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	有担保コールレート（翌日物）
国内債券	NOMURA-BPI（総合）												
国内株式	TOPIX（配当込み）												
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）												
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）												
短期資産	有担保コールレート（翌日物）												

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
------	------	--------	----------

<p>を踏まえて策定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。</li> </ul>	<p>産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>⑦ 基本ポートフォリオの策定</p> <p>基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p>扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">基本 ポ-トフォ-リ-オ</th> <th style="text-align: center;">乖離 許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国内債券</td> <td style="text-align: center;">71.6%</td> <td style="text-align: center;">±8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国内株式</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国債券</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国株式</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">短期資産</td> <td style="text-align: center;">5.0%</td> <td style="text-align: center;">±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標収益率3.20%、標準偏差5.05%)</p> <p>⑧ 基本ポートフォリオの見直し</p> <p>基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p>	区 分	基本 ポ-トフォ-リ-オ	乖離 許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p>⑥ 基本ポートフォリオの見直し</p> <p>基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成23年度中に1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">基本 ポ-トフォ-リ-オ</th> <th style="text-align: center;">乖離許容 幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国内債券</td> <td style="text-align: center;">71.6%</td> <td style="text-align: center;">±8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国内株式</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国債券</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国株式</td> <td style="text-align: center;">7.8%</td> <td style="text-align: center;">±5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">短期資産</td> <td style="text-align: center;">5.0%</td> <td style="text-align: center;">±4%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本 ポ-トフォ-リ-オ	乖離許容 幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p><b>【基本ポートフォリオの見直し】#86</b></p> <p>○ 基本ポートフォリオの検証に当たっては、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数を対象に直近データを加えることにより、策定時のものと乖離が生じていないかについて、平成23年9月の資産運用委員会で検証を行い、基本ポートフォリオについては、見直す必要はないとの結論を得た。</p>
区 分	基本 ポ-トフォ-リ-オ	乖離 許容幅																																					
国内債券	71.6%	±8%																																					
国内株式	7.8%	±5%																																					
外国債券	7.8%	±5%																																					
外国株式	7.8%	±5%																																					
短期資産	5.0%	±4%																																					
区 分	基本 ポ-トフォ-リ-オ	乖離許容 幅																																					
国内債券	71.6%	±8%																																					
国内株式	7.8%	±5%																																					
外国債券	7.8%	±5%																																					
外国株式	7.8%	±5%																																					
短期資産	5.0%	±4%																																					

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績															
<p>⑧ リスク管理の徹底</p> <p>基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p>	<p>⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理</p> <p>基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産全体           <p>資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> </li> <li>・ 各資産           <p>市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。</p> </li> <li>・ 各運用受託機関           <p>運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。</p> </li> <li>・ 各資産管理機関           <p>資産管理機関に対し資産管理力</p> </li> </ul>	<table border="1" data-bbox="1299 233 1754 449"> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </table> <p>⑦ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理</p> <p>基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産全体           <p>資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。</p> </li> <li>・ 各資産           <p>各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。</p> </li> <li>・ 各運用受託機関及び各資産管理機関           <p>運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。</p> </li> </ul>	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p><b>【乖離状況の把握等】#87</b></p> <p>○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。</p> <p><b>【資産全体のリスク管理】#88</b></p> <p>○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。</p> <p>毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p> <p><b>【各資産のリスク管理】#89</b></p> <p>○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの値の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。</p> <p>毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。</p> <p><b>【各運用受託機関及び各資産管理機関】#90</b></p> <p>○ 運用受託機関及び資産管理機関に対し示した運用及び資産管理に関するガイドラインにより、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、問題のないことを確認した。</p>
国内債券	71.6%	±8%																
国内株式	7.8%	±5%																
外国債券	7.8%	±5%																
外国株式	7.8%	±5%																
短期資産	5.0%	±4%																



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績						
<p>⑨ 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。</p> <p>⑩ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p> <p>⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>イドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>⑩ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑪ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p>	<p>⑧ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑨ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑩ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成22年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p>	<p><b>【運用手法】#91</b> ○ 各資産ともパッシブ運用を実施した。</p> <p><b>【企業経営等を与える影響への考慮】#92</b> ○ 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に対して個別銘柄の指図は行わなかった。</p> <p><b>【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#93</b> ○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された平成22年度決算書を分析し検証するとともに、平成23年9月に開催した財務状況検討会の資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。</p>						
<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施 扶養共済制度を運営する地方公共団体の事務担当者に対する事務担当者会議を効率的に開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。</p>	<p><b>【事務担当者会議の開催】#94</b> ○ 地方公共団体事務担当者会議に向けて、地方公共団体の意見、要望等を反映させるためのアンケート調査を行った。アンケート調査の結果を踏まえ、以下のとおり事務担当者会議を開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携の強化を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1825 1843 2852 1915"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>開催場所</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年12月16日</td> <td>東京都</td> <td>69人(60都道府県市)</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	開催場所	参加者	平成23年12月16日	東京都	69人(60都道府県市)
開催日	開催場所	参加者							
平成23年12月16日	東京都	69人(60都道府県市)							

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
		<p>また、事務担当者会議について、地方公共団体に対して会議内容に関するアンケート調査を実施し、満足度が70%以上の回答を得る。</p>	<p>○ 事務担当者会議に出席した地方公共団体に対して、会議内容に関するアンケート調査を行った結果、回答者の97%から満足したとの回答を得ることができた。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。（埼玉県、さいたま市：平成24年2月2日、高知県：平成24年2月6日）</p> <p>○ 平成20年4月の制度改正後における事務処理上の課題や問題点を把握するため、事業の実施主体である地方公共団体に対してアンケート調査を行った。その意見等を踏まえ、顧客保護の観点から、顧客にとっての不利益情報（払込済みの掛金は、返還されないこと）についても利益情報と同様に周知徹底し、制度についての誤解が生じないようにするため、パンフレットの見直しを行った。 上記のパンフレットを平成24年3月に地方公共団体あて送付し、加入者、年金管理者及び年金受給者への配布と制度のより一層の周知を依頼した。</p> <p><b>【東日本大震災への対応】#95</b></p> <p>○ 東日本大震災において、被災地の地方公共団体に対して、以下のとおり特別措置を講じた。</p> <p>① 保険料の納付期限の猶予（最長6か月間（平成23年9月末まで）延長）      ≪岩手県≫ 4月分保険料を5月末まで延長      ≪宮城県（仙台市を除く）≫ 4月分～8月分保険料を9月末まで延長</p> <p>② 保険料の納付期限の再猶予（さらに最長3か月間（平成23年12月末まで）延長）      ≪宮城県（仙台市を除く）≫ 4月分～11月分保険料を12月末まで延長</p> <p>③ 猶予した保険料の払込期日に関する特例的な取扱い      猶予した保険料が猶予期間の末日（平成23年12月末）までに全額の払込みが困難な場合には、平成24年1月分保険料からの通常通りの払込みを前提として、猶予した保険料の払込期日を平成24年10月末まで延長（分割払込みも可）      ≪宮城県（仙台市を除く）≫ 平成24年5月に一括払込みを予定</p> <p>③ 年金給付保険金及び弔慰金給付保険金の請求手続きの簡素化 等      ≪添付資料：44≫</p>

評価の視点等	自己評価	B	評価項目11	評 定	B
	<p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成22年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体への説明、加入者等に対する機構ホームページでの公開を実施することにより、事業の透明性の確保に努めた。</p> <p>扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施することができた。運用利回りについては2.52%であり、概ねベンチマーク収益率（2.58%）を確保することができた。また、各資産についても概ねベンチマーク並みの収益率を確保することができた。なお、平成23年度末において、繰越欠損金の解消には至っていない。</p> <p>また、地方公共団体事務担当者会議の開催にあたり、地方公共団体相互の情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問・要望事項等を募り、事項別に整理したうえで、会議開催前に事前周知することにより参加者の利便性の向上を図るなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かく対応した。</p> <p>会議後、出席した地方公共団体に対して、会議内容に関するアンケート調査を行った結果、回答者の97%から満足したとの回答を得ることができた。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減等により、経費を節減した。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>平成23年9月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成22年度決算を踏まえた財務状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。</p> <p>心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、年2.52%の運用利回りとなり概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保している。</p> <p>しかし、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.80%）を確保することができなかったこと、また、年金受給者が増加したこと等に伴う年金債務（年金の現価相当額）の増加及び責任準備金の算定に係る基礎数値の一部について、より合理的な数値としたことによって、心身障害者扶養保険責任準備金が増加した影響等により、平成23年度末における繰越欠損金については、約132億円となり、前年度に比べ約22億円増加している。</p> <p>繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいのが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。</p>	
<p>〔数値目標〕</p> <p>① 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>② 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>④ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p>	<p>① 運用利回りについては2.52%であり、概ねベンチマーク収益率（2.58%）を確保することができた。また、各資産についても概ねベンチマーク並みの収益率を確保することができた。</p> <p>※ 業務実績P81【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#81参照</p> <p>② 資産運用委員会の議を経た上で策定した運用に関する基本方針については、引き続き機構ホームページで公表した。</p> <p>② なお、運用に関する基本方針の見直しについては、平成23年9月の資産運用委員会で検討を行った（基本方針の見直しは行っていない）。</p> <p>※ 業務実績P82【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#85参照</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成23年9月の資産運用委員会で検証を行った。</p> <p>※ 業務実績P83【基本ポートフォリオの見直し】#86参照</p> <p>④ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。</p> <p>※ 業務実績P84【乖離状況の把握等】#87参照</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 欠損金が回復していない。</li> <li>○ おおむね順調に業務は行われているが、目標収益率の確保はできていない。</li> <li>○ 自己評価の通り。</li> <li>○ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績の検証を行っている。</li> <li>○ 評価の視点の各項目につき順調に実施されていると評価できるため。</li> </ul> <p>（業務への提言）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心身障害者扶養保険事業については、外部識者からなる財務状況検討会を設置し、財務状況の検証を行い、その結果を行政や関係団体に公表したとあるが、それについての反応はどのようなものであったのだろうか。今後の事業見直しなどとも関わってくると思われるが、繰り越し欠損金などが解消していない現実などもあり、今後の見直しなどを明確にしてほしい。</li> </ul>	



<p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</p> <p>○ 長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するよう定めているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオを適切に管理しているか。</p> <p>○ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。</p> <p>○ 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。○ 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。</p> <p>○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いているか。</p>	<p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年9月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成22年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告（平成23年10月）するとともに、障害者関係団体への説明（平成23年11月）、機構のホームページでの公開（平成23年10月）を実施した。 ※ 業務実績P80【財務状況の検証と公表】#77参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金の運用を行った。 ※ 業務実績P81【運用の基本的考え方】#78参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本ポートフォリオを、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りである2.8%を長期的に確保するよう資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に決定した。 ※ 業務実績P81【運用の基本的考え方】#78参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、基本ポートフォリオを適切に管理した。 ※ 業務実績P81【運用の目標】#79参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運用受託機関の選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、運用実績、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ選定し、平成20年4月1日に運用受託機関2社と金銭信託契約を締結した。 また、運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令順守の確保のため、各運用受託機関ごとに運用方針等にかかるガイドラインを提示し、その順守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。 ※ 業務実績P81【運用受託機関の選定、管理及び評価】#80参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチマークについては、適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能なこと、データの正確性、利便性等の要件を勘案して、平成20年度に設定した評価ベンチマークを引き続き用いた。</li> </ul>	
--	--	--

国内債券	NOMURA-BPI（総合）
国内株式	TOPIX（配当込み）
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）
短期資産	有担保コールレート（翌日物）

※ 業務実績P82【評価ベンチマークの設定】#82参照

○ 扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行っているか。

[実績：○]

- 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。  
また、各資産ごとに各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用し、把握・分析を行い、リスク管理を行った。  
※ 業務実績P82【運用におけるリスク管理】#83参照

○ 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。

[実績：○]

- 年度期首の短期資産を平成23年度の年金給付所要見込額と同程度とし、年金給付のための流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。  
※ 業務実績P82【年金給付のための流動性の確保】#84参照

○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表しているか。

[実績：○]

- 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。

○ 運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。

○ 基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定しているか。

[実績：○]

- 基本ポートフォリオ策定に当たっては、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提との整合性に留意して、運用コンサルティング会社を活用し、資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に策定した。

○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。

[実績：○]

- 上記【数値目標③】のとおり中期計画を達成した。

○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。

[実績：○]

- 上記【数値目標④】のとおり中期計画を達成した。

<p>○ 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか。</p> <p>○ 各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理しているか。</p> <p>○ ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視しているか。</p> <p>○ 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理しているか。</p> <p>○ 運用受託機関の信用リスクを管理しているか。</p> <p>○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理しているか。</p> <p>○ 資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意しているか。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心としているか。</p> <p>○ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行っていないか。</p> <p>○ 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ね、運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを</p>	<p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産全体のリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体にかかるリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 ※ 業務実績P84【資産全体のリスク管理】#88参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各資産ごとのリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産ごとの市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を分析把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 ※ 業務実績P84【各資産のリスク管理】#89参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソブリン・リスクについても運用コンサルティング会社を活用し注視した。 ※ 業務実績P84【各資産のリスク管理】#89参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運用受託機関及び資産管理機関に対し、運用及び資産管理に関するガイドライン（ベンチマーク含む）を示し、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況、リスク負担の状況及び信用リスクを把握し、問題のないことを確認した。 ※ 業務実績P84【各運用受託機関及び各資産管理機関】#90参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各資産ともパッシブ運用を実施した。 ※ 業務実績P85【運用手法】#91参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に対して個別銘柄の指図は行わなかった。 ※ 業務実績P85【企業経営等に与える影響への考慮】#92参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねた。運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めた。</li> </ul>	
---	---	--



<p>示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。</p> <p>■ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。 （ii については事前に明らかにされているか。）（政・独委評価の視点）</p> <p>i 資金運用の実績</p> <p>ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）</p> <p>■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p> <p>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を開催しているか。</p>	<p>※ 業務実績P85【企業経営等に与える影響への考慮】#92参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された平成22年度決算書を分析し検証するとともに、平成23年9月に開催した財務状況検討会の資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。 ※ 業務実績P85【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#93参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務担当者会議に向けて、地方公共団体に対して事前アンケート調査を行った。調査の結果、会議の開催形態（時期・場所・形式）や議事内容について、地方公共団体の意見を反映して、平成23年12月に東京（機構）で事務担当者会議を開催した。 特に、地方公共団体相互の情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問・要望事項等を募り、事項別に整理したうえ、会議開催前に事前周知することにより参加者の利便性の向上を図るなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。 会議後、出席した地方公共団体に対して、会議内容に関するアンケート調査を行った結果、回答者の97%から満足したとの回答を得ることができた。</li> <li>平成20年4月の制度改正後における事務処理上の課題や問題点を把握するため、事業の実施主体である地方公共団体に対してアンケート調査を行った。その意見等を踏まえ、顧客保護の観点から、顧客にとっての不利益情報（払込済みの掛金は返還されないこと）についても利益情報と同様に周知徹底し、制度についての誤解が生じないようにパンフレットの見直しを行った。 上記のパンフレットを平成24年3月に地方公共団体あて送付し、加入者、年金管理者及び年金受給者への配布と制度のより一層の周知を依頼した。</li> </ul>	
---	--	--

<p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。 ※ 業務実績P85【事務担当者会議の開催】#94参照</li> <li>・ 東日本大震災において、被災地の地方公共団体に対して、保険料の納付期限の猶予・再猶予、猶予した保険料の払込期日に関する特例的な取扱い、年金給付保険金及び弔慰金給付保険金の請求手続きの簡素化等の特別措置を講じた。 ※ 業務実績P86【東日本大震災への対応】#95参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体事務担当者会議の開催やアンケート調査の実施、障害者関係団体との意見交換を通して、利用者のニーズの把握に努め、制度理解を深めるために、障害者関係団体の機関誌やホームページを活用しての制度周知を行った。</li> <li>・ 当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減等により、経費を節減した。</li> </ul>	
--	---	--

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p><b>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）</b> WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><b>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）</b> WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><b>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）</b> WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><b>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）</b> WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>
<p>(1) 福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。</p> <p>なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減すること。</p>	<p>(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。</p> <p>なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減すること。</p>	<p>(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、福祉保健医療サービス事業費が減額される中で、効率的な運用を図り、利用者サービスの維持に努める。</p> <p>なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減すること。</p>	<p><b>【提供情報の質の向上】#96</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与した。《添付資料：46》</li> <li>○ 機構開催の施設経営セミナー及び厚生労働省で開催された審議会等の講演内容をわかりやすく集約した概要コラムを作成のうえ掲載することにより、掲載情報の充実を図った。</li> <li>○ 障害者自立支援法の改正に伴う障害福祉サービス事業者情報システムの改修を実施し、適正な情報提供を行った。</li> <li>○ 月刊誌「WAM」と連携し、先駆的な取組みを行っている貸付先を取材し事例紹介記事を掲載した。</li> <li>○ 経営支援室と連携し、機構融資先の病院、特別養護老人ホーム等に関する経営状況の概要コラムを掲載した。</li> <li>○ 診療報酬・介護報酬改定に関する情報をピックアップし、情報を集約して見やすく提供するなど質の向上並びに利用者の利便性の向上を図った。</li> </ul> <p><b>【WAM NETにおける提供情報等の重点化】#97</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 見直しの基本方針に基づき、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するWamネットプラスの掲載を廃止したが、行政資料については、利用者の利便性に配慮し、厚生労働省のホームページへリンクする方法で引き続き情報提供を行っている。</li> </ul>



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績						
	(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間ヒット件数を1億9,000万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。	(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を8.3万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。	<p><b>【利用者数及び利用者満足度の向上】#98</b></p> <p>○ 平成23年度における年間ヒット件数、利用機関登録数並びに利用者の満足度指数については、次のとおりである。 &lt;&lt;添付資料：46、47&gt;&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間ヒット件数</th> <th>利用機関登録数</th> <th>満足度指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2億12万件</td> <td>85,574件</td> <td>91.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ なお、平成23年度の年間ヒット件数が、平成22年度実績（2億4,334万件）より減少しているが、これは見直しの基本方針に基づき、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止した影響によるものである。</p>	年間ヒット件数	利用機関登録数	満足度指数	2億12万件	85,574件	91.2%
年間ヒット件数	利用機関登録数	満足度指数							
2億12万件	85,574件	91.2%							
(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。	(3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。	(3) WAM NET基盤を機構等業務の電子届出として活用するとともに、WAM NET機能及び電子データ等を効率的に活用し、国の福祉保健医療施策を支援する。	<p><b>【WAM NET基盤の活用】#99</b></p> <p>○ 退職手当共済事業並びに福祉医療貸付事業の電子届出の利用に対し、迅速なユーザIDの発行やシステム利用における問い合わせへの対応を行い、電子届出の円滑な実施を推進したことにより、業務の効率化を図ることができた。（電子届出の利用率：退職手当共済83%（前年度81%）、福祉医療貸付事業の事業報告書65%（前年度64%））</p> <p>○ 看護師等養成所報告管理システムの利用に対し、迅速なユーザIDの発行やシステム利用における問い合わせ対応を行い、円滑なシステム運用を推進した。</p> <p>○ WAM NETのメール一括配信機能を活用し、社会福祉振興助成事業における関係団体に対するメールマガジンの円滑な配信を支援した。（15回）</p>						
(3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。	(4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。	(4) バナー広告等の自己収入の拡大を図る。	<p><b>【広告収入等の自己収入の拡大】#100</b></p> <p>○ 福祉医療広告ページのコーナーを新設するなど、自己収入の拡大に努めた。</p> <p>○ WAM NETの利用登録機関に対して月2回送信するメールマガジンにおいて、バナー広告の募集を行うとともに、機構が開催する施設経営セミナーにおいてバナー広告の募集を行うなど、自己収入の拡大に努めた。（平成23年度実績57件8,920千円）</p>						

評価の視点等	自己評価	A	評価項目12	評 定	A												
	<p>WAMNETにおいて提供する情報の質の向上を図るため、介護・医療・障害関係の情報について国及び都道府県と連携し、最新の情報を迅速に提供するとともに、厚生労働省で開催された審議会等の議事内容について会議資料等の掲載に併せた概要コラム等を掲載した。また、東日本大震災における復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体同士が情報共有できるようにするなど、新たな情報提供の基盤を整備した。</p> <p>ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）については、行政資料の掲載を厚生労働省のホームページにリンクする形としたこと、WAMNETプラスの掲載を廃止したことなどから、前年度（24,334万件）を下回る20,012万件（対前年度比82.2%）となったものの、中期計画目標（19,000万件）を上回っており、また、満足度指数は91.2%と高い水準を維持するなど、利用者ニーズに十分に対応した。さらに、利用機関登録数については、電子報告システムの利用者が増加した影響等により、年度計画に定めた目標値である83,000件を上回る85,574件を確保した。</p> <p>また、広告収入等の自己収入においても、福祉医療広告ページのコーナー新設や、機構及び外部で開催されたセミナー等に参加しバナー広告の募集を行った結果、892万円を確保した。</p> <p>なお、見直しの基本方針並びに「介護サービス情報公表制度」の見直し（国によるサーバーの一元管理）に合わせ、WAMNETの介護事業者情報の掲載を取りやめ、必要な情報についてリンク等による情報提供へ切り替えるよう準備を行った。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>見直しの基本方針に基づき、平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するWAMNETプラスの掲載を廃止したことにより、年間のヒット件数（2億12万件）が前年度（2億4,334万件）より減少したものの、年度計画に定められた目標（1億9,000万件）を達成しており、また、利用機関登録数については、電子報告システムの利用者が増加した影響等により、年度計画に定められた目標（83,000件）を上回る85,574件を確保し、満足度指数も91.2%と高い水準を維持するなど、幅広い利用者に対して有益な情報を提供していることが認められる。</p> <p>東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与している。</p> <p>以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>なお、WAMNETについては、業務・システム最適化計画に基づき、平成24年秋から次期システムが稼働するとのことであるが、引き続き、厚生労働省とも調整を図りつつ、提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取り組んでいただくことを期待する。</p>													
<p><b>【数値目標】</b></p> <p>○ 年間ヒット件数及び利用機関登録数及び利用者満足度については、次の数値目標を達成すること。</p> <table border="1" data-bbox="192 1199 765 1503"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>23年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間ヒット件数</td> <td>19,000万件以上</td> <td>19,000万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用機関登録数</td> <td>8.3万件以上</td> <td>7.5万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用者の満足度※</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ WAMNETの情報利用者に対して、意見・感想等を聴取するアンケート調査を実施し「満足」との回答数を集計</p>	項目	23年度計画	中期計画	年間ヒット件数	19,000万件以上	19,000万件以上	利用機関登録数	8.3万件以上	7.5万件以上	利用者の満足度※	90%以上	90%以上	<p>○ ヒット件数については、中期計画目標19,000万件を上回る20,012万件であり、利用者ニーズに十分対応している。</p> <p>○ 利用機関登録数については、年度計画目標8.3万件を上回る実績を確保した。</p> <p>○ 利用者満足度については、利用者の利便性の向上を図ることにより、満足度91.2%の高水平を確保した。</p> <p>※ 業務実績P94【利用者数及び利用者満足度の向上】#98参照</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 医療・介護・福祉情報を求める国民のニーズは、ますます増大し、かつ切迫してきていると考えるので、的確で、迅速な情報提供が求められる状況はさらに拡大していくと考えられる。その中で、国と重複する情報提供などとの整合性を測り、提供情報の重点化を進めてことは高く評価できる。</p> <p>○ 東日本大震災との関連で、被災地情報を分かりやすく提供した点などは、WAMNETならではの成果と注目される。</p> <p>○ 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAMNETを活用していると考えられる。ヒット件数、利用登録機関数、満足度指数は目標を上回っている。</p> <p>○ 利用者満足の高いWAMNETとなっている。行政の資料もWAMNETの方が掲示方法に見やすさへの配慮があるなど、はるかに行政によるネットでの情報提供よりも使いやすい。</p> <p>○ 中期計画の数値目標をすべて上回り、評価の視点の各項目につき順調に実施されていると評価できるため。</p>	
項目	23年度計画	中期計画															
年間ヒット件数	19,000万件以上	19,000万件以上															
利用機関登録数	8.3万件以上	7.5万件以上															
利用者の満足度※	90%以上	90%以上															
<p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 福祉保健医療情報に対する国民のニーズに対応し、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、質の向上に努めているか。</p>	<p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び都道府県と連携し、最新情報を迅速に提供するとともに、機構が開催する施設経営セミナー及び厚生労働省で開催された審議会等の講演内容をわかりやすく集約した概要コラムを作成のうえ掲載することにより、掲載情報の充実を図った。</li> </ul> <p>さらに、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対す</p>			<p>（業務への提言）</p> <p>○ WAMNETについてはさらなる利便性が必要。</p>													

<p>○ 見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減しているか。</p> <p>○ 年間ヒット件数、利用機関登録数及び利用者満足度について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。</p> <p>○ 自己収入の確保について、広告収入等の自己収入の拡大に努めているか。</p> <p>○ 業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>る支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与した。 ※ 業務実績P93【提供情報の質の向上】#96参照</p> <p>[実績：○] ・ 国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止した。 ※ 業務実績P93【WAM NETにおける提供情報等の重点化】#97参照</p> <p>[実績：○] ・ 上記【数値目標①】のとおり年度計画を達成した。</p> <p>[実績：○] ・ 退職手当共済事業並びに福祉医療貸付事業の電子届出の円滑な実施を推進したことにより業務の効率化を図ることができた。(電子届出の利用率:退職手当共済83%(前年度81%)、福祉医療貸付事業の事業報告書65%(前年度64%))</p> <p>・ 平成21年度にシステム改修された看護師等養成所報告管理システムの円滑な運用を推進した。 ※ 業務実績P94【WAM NET基盤の活用】#99参照</p> <p>[実績：○] ・ 平成23年度においては、892万円の自己収入を確保した。 ※ 業務実績P94【広告収入等の自己収入の拡大】#100参照</p> <p>[実績：○] ・ 「業務・システム最適化計画」に基づき、平成23年12月に次期システムに係る設計・開発業者を選定した。 ※ 業務実績P13【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9参照</p> <p>[実績：○] ・ 見直しの基本方針並びに「介護サービス情報公表制度」の見直し(国によるサーバーの一元管理)に合わせ、WAMNETの介護事業者情報の掲載を取りやめ、必要な情報についてリンク等による情報提供へ切り替えるよう準備を行った。</p>	
---	--	--



中 期 目 標	中 期 計 画	2 3 年 度 計 画	2 3 年 度 業 務 実 績
---------	---------	-------------	-----------------

<p><b>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</b></p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じること。</p>	<p><b>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</b></p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じること。</p>	<p><b>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</b></p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、当該事業については、見直しの基本方針に基づき、現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じること。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">平成 23 事業年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">186,900,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資金交付額</td> <td style="text-align: right;">186,900,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原資</td> <td>貸付回収金等 (うち財投機関債)</td> <td style="text-align: right;">186,900,000 (82,000,000)</td> </tr> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">平成 23 事業年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">4,800,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資金交付額</td> <td style="text-align: right;">4,800,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原資</td> <td>貸付回収金等</td> <td style="text-align: right;">4,800,000</td> </tr> </table>		区 分	平成 23 事業年度			千円		貸付契約額	186,900,000		資金交付額	186,900,000	原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	186,900,000 (82,000,000)		区 分	平成 23 事業年度			千円		貸付契約額	4,800,000		資金交付額	4,800,000	原資	貸付回収金等	4,800,000	<p><b>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</b></p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。</p> <p>また、平成23年度においては、見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるようにするため、厚生労働省及び関係団体等と協議、調整を行い、平成23年12月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施するとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するメリットを活かして効率的な業務運営に努めた。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">平成 23 事業年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">145,899,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資金交付額</td> <td style="text-align: right;">145,899,200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原資</td> <td>貸付回収金等 (うち財投機関債)</td> <td style="text-align: right;">145,899,200 (67,000,000)</td> </tr> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">平成 23 事業年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">3,644,170</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資金交付額</td> <td style="text-align: right;">3,644,170</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原資</td> <td>貸付回収金等</td> <td style="text-align: right;">3,644,170</td> </tr> </table>		区 分	平成 23 事業年度			千円		貸付契約額	145,899,200		資金交付額	145,899,200	原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	145,899,200 (67,000,000)		区 分	平成 23 事業年度			千円		貸付契約額	3,644,170		資金交付額	3,644,170	原資	貸付回収金等	3,644,170
	区 分	平成 23 事業年度																																																													
		千円																																																													
	貸付契約額	186,900,000																																																													
	資金交付額	186,900,000																																																													
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	186,900,000 (82,000,000)																																																													
	区 分	平成 23 事業年度																																																													
		千円																																																													
	貸付契約額	4,800,000																																																													
	資金交付額	4,800,000																																																													
原資	貸付回収金等	4,800,000																																																													
	区 分	平成 23 事業年度																																																													
		千円																																																													
	貸付契約額	145,899,200																																																													
	資金交付額	145,899,200																																																													
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	145,899,200 (67,000,000)																																																													
	区 分	平成 23 事業年度																																																													
		千円																																																													
	貸付契約額	3,644,170																																																													
	資金交付額	3,644,170																																																													
原資	貸付回収金等	3,644,170																																																													
<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業にお</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業にお</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、</p>	<p><b>【利率設定方式の見直し】#101</b></p> <p>○ 年金担保貸付事業においては、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、中期目標期間中の損益が均衡するよう貸付金利を見直すことにより、安定的かつ効率的な事業運営を実施した。</p> <p>① 平成23年6月には、平成22年度決算、財投機関債の発行状況等を踏まえた金利</p>																																																												

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p>ける貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>ける貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p>	<p>貸付金利に反映させる。</p>	<p>検証を行い、貸付金利の据置きを決定</p> <p>② 平成23年11月には、平成23年度の執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定</p> <p>③ 平成24年1月には、財投機関債の発行状況や平成23年度の執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定</p> <p>○ 労災年金担保貸付事業においては、年金担保貸付事業の貸付金利の検証に合わせて貸付金利の見直しを実施し、それぞれ貸付金利の据置きを決定した。</p> <p>○ 上記の結果、平成23年度決算では、年金担保貸付事業において58百万円、労災年金担保貸付事業において3百万円の当期総利益確保し、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。</p>
<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。</p> <p>また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。</p>	<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。</p> <p>また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。</p>	<p>(2) 利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済とするため、貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施する。</p>	<p><b>【無理のない返済に配慮した制度の運用】#102</b></p> <p>○ 見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、厚生労働省及び関係団体等と協議、調整を行い、平成23年12月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施した。</p> <p>《取扱変更内容》</p> <p>① 融資限度額の引下げ（年間の年金支給額の1.2倍以内⇒1.0倍以内）</p> <p>② 返済額の上限定（1回の年金支給額の範囲内⇒2分の1以内）</p> <p>③ 資金用途区分の変更（資金用途10区分、用途にかかわらず融資限度額250万円⇒資金用途8区分、臨時生活資金は融資限度額100万円、その他の資金は250万円）</p> <p>④ 生活保護に関する年金担保融資の利用制限強化（生活保護受給中の者の利用制限に加え、年金担保融資を利用中に生活保護を受給したことがある者については、生活保護廃止後5年間は融資利用不可。）</p> <p>○ 返済中に生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更については、年間2,179件（東日本大震災による貸付条件変更を除く。）の変更承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与した。 《添付資料：48》</p> <p><b>【東日本大震災への対応】#103</b></p> <p>○ 東日本大震災の被災地域に居住する利用者に対し、以下の措置を講じた。</p> <p>① 平成23年4月15日の約定返済について一律に猶予</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後日申し出により、返済充当も可能とした。</li> </ul> <p>② 平成23年6月以降の貸付条件の変更措置（実績195件承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の貸付条件変更申請は、原則6か月以内であるが、当分の間申請を受け付けることとした。</li> </ul> <p>③ 返済相談のための専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置</p> <p>④ 新規借入申込みについて、提出必要書類等の緩和</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：50》</p>

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。</p>	<p>(3) ホームページ、リーフレット等により、制度取扱変更の内容等の周知を行う。</p> <p>また、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広範な広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入に関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。</p>	<p><b>【貸付制度の周知】 #104</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年12月からの制度取扱変更内容の周知を図るため、平成23年8月にプレス発表を行うとともに、機構ホームページによる広報を行った。</li> <li>また、ポスター、チラシ及びリーフレットを作成し、受託金融機関、社会福祉協議会、年金事務所等に配布した。</li> <li>○ 多重債務に陥っている又は陥る可能性が高いと思われる借入申込者に対し、引き続き、法テラス、各地域の消費生活センター等の専門相談機関への相談を勧奨するため、今回の制度取扱変更にあわせて、借入申込書類を改正し、新たに注意を促すためのごあんないを追加した。</li> <li>○ 今回の制度取扱変更に伴い、生活福祉資金貸付制度等の他の公的な貸付制度の周知を図ることとし、新たに借入申込書類にごあんないを追加した。</li> <li>○ 福祉、司法、消費者関係の外部の31団体に対し、平成23年12月からの制度取扱変更の周知について協力依頼した。</li> </ul>
	<p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。</p>	<p>(4) 受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対して制度取扱変更内容等を周知徹底する。</p>	<p><b>【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】 #105</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度取扱変更後の受託金融機関窓口等における利用者への適切な対応を図るため、受託金融機関事務打合せ会議については、適正な規模の会場を選定したうえで、承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で平成23年7月に全国7か所計9回開催することにより、受託金融機関に対する指導を効率的に実施した。</li> <li>また、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応を図るため、制度取扱変更に係る問い合わせに対応するためQ&amp;Aを作成し受託金融機関に対し配布した。</li> <li>○ 制度取扱変更に伴う、借入申込書類、融資事務取扱の改正を行い、9月末までに全受託金融機関に配布した。</li> </ul>
<p>(4) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。</p>	<p>(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。</p>	<p>(5) 制度取扱変更にあわせて、借入申込みから貸付実行までの事務処理方法の効率化について検討を行う。</p>	<p><b>【事務処理方法の問題点の洗い出し】 #106</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度取扱変更にあわせて事務処理方法の効率化について検討を行い、受託金融機関の事務手続きについて、次のとおり見直し効率化を図った。</li> <li>① 貸付審査時において、生活保護による利用制限該当者に対する受託金融機関の確認作業を省略することとした。</li> <li>② 借入申込み時に受託金融機関窓口において、利用者に配布する他制度周知用チラシについて借入申込書様式に一体化した。</li> <li>○ 制度案内のリーフレットについて、受託金融機関が利用者に説明しやすく、かつ利用者が見やすいものとするため、冊子形式から見開き形式に改めた。</li> </ul>



評価の視点等	自己評価	A	評価項目13	評 定	A
	<p>見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、厚生労働省及び関係団体等と協議、調整を行い、平成23年12月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施した。</p> <p>また、制度取扱変更内容の周知を図るため、平成23年8月にプレス発表を行うとともに、機構ホームページによる広報を行うとともに、ポスター、チラシ及びリーフレットを作成し、受託金融機関、社会福祉協議会、年金事務所等に配布した。</p> <p>東日本大震災で被災された利用者に対しては、平成23年4月の返済分を一律猶予するなどの対応を図るとともに、専用のフリーダイヤルによる特別相談窓口を設けるなど被災者の支援に寄与した。</p> <p>平成23年度の貸付金利の設定にあたっては、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより当期総利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>見直しの基本方針に基づき、利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済となるよう、厚生労働省及び関係団体等と協議、調整を行い、平成23年12月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施している。</p> <p>また、返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する貸付条件変更については、年間2,179件（東日本大震災による貸付条件変更195件を除く。）の変更承認を実施、さらに、多重債務に陥っている又は陥る可能性が高いと思われる借入申込者に対し、今回の制度取扱変更にあわせて、借入申込書類を改正し、新たに注意を促すためのごあんないを追加するなど、利用者の生活安定を支援することに寄与している。</p> <p>平成23年度の貸付金利の設定にあたっては、独法整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映することにより当期総利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を図ることができている。</p> <p>東日本大震災の被災された利用者に対しては、平成23年4月の返済分を一律猶予するなどの対応を図るとともに、専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。</p> <p>なお、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、福祉医療機構においては、平成23年12月からの制度取扱変更後の実施状況を把握し、国において行われる検討作業の基礎資料を提供するための、協議を国と行っている。</p> <p>以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	
<p><b>[評価の視点]</b></p> <p>○ 見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じているか。</p> <p>○ 運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図っているか。</p> <p>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。</p>	<p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省及び関係団体等と協議、調整を行い、平成23年12月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施した。</li> </ul> <p>《取扱変更内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>融資限度額の引下げ（年間の年金支給額の1.2倍以内⇒1.0倍以内）</li> <li>返済額の上限定（1回の年金支給額の範囲内⇒2分の1以内）</li> <li>資金使途区分の変更（資金使途10区分、使途にかかわらず融資限度額250万円⇒資金使途8区分、臨時生活資金は融資限度額100万円、その他の資金は250万円）</li> <li>生活保護に関する年金担保融資の利用制限強化（生活保護受給中の者の利用制限に加え、年金担保融資を利用中に生活保護を受給したことがある者については、生活保護廃止後5年間は融資利用不可。）</li> </ol> <p>※ 業務実績P98【無理のない返済に配慮した制度の運用】#102参照</p> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映した。</li> <li>年金担保貸付事業においては、中期目標期間中の損益が均衡するよう貸付金利の見直しを3回実施し適正化を図った。 <ol style="list-style-type: none"> <li>平成23年6月には、平成22年度決算、財投機関債の発行状況等を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の据置きを決定</li> <li>平成23年11月には、平成23年度の執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定</li> <li>平成24年1月には、財投機関債の発行状況や平成23年度の執行状況等を踏まえ、収支状況の影響を検証し、貸付金利の据置きを決定</li> </ol> </li> <li>労災年金担保貸付事業においては、年金担保貸付事業の貸付金利の検証に合わせて3回実施し、それぞれ貸付金利の据置きを決定した。</li> </ul>			<p>(各委員の評定理由)</p> <p>○ 無理のない返済には配慮した制度運営を実施している。結果として融資実績は減少しているがやむなしと考える。貸付金利の周知を図り、見直しも適切に行っている。目標を達成していると考えられる。</p> <p>○ 「無理のない返済に配慮した制度の運用」に関して、関係団体との協議・調整を行うなど、利用者に対してきめ細かい対応がされている点は高く評価したい。その結果、貸付金額が減少していることも評価できる。</p> <p>○ 返済期間中、生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更制度において、年間2,179件の変更承認を行うなど、利用者の生活の安定支援に寄与した。</p> <p>○ 評価の視点の各項目につき順調に実施されていると評価できるため。</p>	

<p>○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。</p> <p>○ 貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じているか。</p> <p>○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。</p> <p>○ 受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の結果、平成23年度決算では、年金担保貸付事業において58百万円、労災年金担保貸付事業において3百万円の当期総利益を確保し、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。 ※ 業務実績P97【利率設定方式の見直し】#101参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年12月の制度取扱変更により、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行った。 ※ 業務実績P98【無理のない返済に配慮した制度の運用】#102参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返済期間中生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更制度において、年間2,179件（東日本大震災による貸付条件変更を除く）の変更承認を行い、利用者の生活の安定を支援することに寄与した。</li> <li>・ 東日本大震災の被災地域に居住する利用者に対し、平成23年4月の返済分を一律猶予、平成23年6月以降の貸付条件変更を195件承認、専用のフリーダイヤルによる特別相談窓口を設けるなど被災者の支援に寄与した。 ※ 業務実績P98【無理のない返済に配慮した制度の運用】#102、【東日本大震災への対応】#103参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年12月からの制度取扱変更内容の周知を図るため、平成23年8月にプレス発表を行うとともに、機構ホームページによる広報を行った。 また、ポスター、チラシ及びリーフレットを作成し、受託金融機関、社会福祉協議会、年金事務所等に配布した。</li> <li>・ 多重債務に陥っている又は陥る可能性が高いと思われる借入申込者に対し、引き続き、法テラス、各地域の消費生活センター等の専門相談機関への相談を勧奨するため、今回の制度取扱変更にあわせて、借入申込書類を改正し、新たに注意を促すための「ごあんない」を追加した。</li> <li>・ 今回の制度取扱変更に伴い、生活福祉資金貸付制度等の他の公的な貸付制度の周知を図ることとし、新たに借入申込書類に「ごあんない」を追加した。</li> <li>・ 福祉、司法、消費者関係の外部の31団体に対し、平成23年12月からの制度取扱変更の周知について協力依頼した。 ※ 業務実績P99【貸付制度の周知】#104参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度取扱変更後の受託金融機関窓口等における利用者への適切な対応を図るため、受託金融機関事務打合せ会議については、適正な規模の会場を選定したうえで、承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で平成23年7月に全国7か所計9回開催することにより、受託金融機関に対する指導を効率的に実施した。 また、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応を図るため、制度取扱変更</li> </ul>	
---	--	--

<p>○ 借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行っているか。        なお、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加は考慮する。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>係る問い合わせに対応するためQ &amp; Aを作成し配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度取扱変更に伴う、借入申込書類、融資事務取扱の改正を行い、平成23年9月末をもって全受託金融機関に配布した。        ※ 業務実績P99【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#105参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度取扱変更にあわせて事務処理方法の効率化について検討を行い、受託金融機関の事務手続きについて、次のとおり見直し効率化を図った。           <ol style="list-style-type: none"> <li>貸付審査において、生活保護による利用制限該当者に対する受託金融機関の確認作業を省略することとした。</li> <li>借入申込時に受託金融機関窓口において、利用者に配布する他制度周知用チラシについて借入申込書様式に一体化した。</li> </ol> </li> <li>制度案内のリーフレットについて、受託金融機関が利用者に説明しやすく、かつ利用者が見やすいものとするため、冊子形式から見開き形式に改めた。        ※ 業務実績P99【事務処理方法の問題点の洗い出し】#106参照</li> </ul> <p><b>[実績：○]</b>        資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p><b>[実績：○]</b>        資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p><b>[実績：○]</b>        資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p><b>[実績：○]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省及び関係団体等と協議、調整を行い、平成23年12月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施した。</li> <li>東日本大震災の被災地域に居住する利用者に対し、平成23年4月の返済分を一律猶予するなどの対応をするとともに、専用のフリーダイヤルによる特別相談窓口を設けるなど被災者の支援に寄与した。</li> <li>当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、機構においては、平成23年12月からの制度取扱変更後の事業の実施状況を把握し、国において行われる検討作業の基礎資料を提供するための、協議を国と行った。</li> </ul>	
---	--	--



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p><b>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</b></p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p>	<p><b>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</b></p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p>	<p><b>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</b></p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p>	<p><b>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</b></p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意して業務を実施した。</p>
<p>① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p>	<p>① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p>	<p>(1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対して債権の管理・回収等の留意点等を周知徹底する。</p>	<p><b>【貸付先の財務分析】#107</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転貸法人については、平成22年度決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人へのヒアリングを実施し、必要な指導等を行った。</li> <li>○ 住宅生活協同組合等については、受託金融機関からその現状についての報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人へのヒアリングを実施し、必要な指導等を行った。</li> </ul> <p><b>【保証機関等の評価等】#108</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連帯保証人の状況について、受託金融機関に対し報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を講じた。</li> <li>○ 全額債務保証を行っている金融機関について、財務諸表を入手し、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力等の評価を行った。</li> </ul> <p><b>【受託金融機関への指導強化】#109</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受託金融機関事務打合せ会議については、適正な規模の会場を選定し、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で平成23年7月に全国7か所計9回開催した。</li> </ul>
<p>② 年金住宅融資等債権について、適</p>	<p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p>	<p>(2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。</p>	<p><b>【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#110</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。</li> </ul>
<p>② 年金住宅融資等債権について、適</p>	<p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>(3) 転貸債権に係るローン保証会社24社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p><b>【保証履行能力の把握及び分析】#111</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転貸債権に係るローン保証会社の財務諸表及び格付け (Moody's、S&amp;P) により、各社の保証履行能力の実態把握及び分析を行い、保証能力を確認した。</li> </ul>
<p>② 年金住宅融資等債権について、適</p>	<p>④ 年金住宅融資等債権について、必</p>	<p>(4) 年金住宅融資等債権について、必要</p>	<p><b>【適時的確な債権回収】#112</b></p>

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p>時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努めること。</p>	<p>要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。</p>	<p>に際して関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。</p> <p>また、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。</p> <p>なお、返済条件変更措置の内容等については、時宜に応じて、関係機関、機構ホームページ等により的確に周知する。</p>	<p>○ 解散を予定している2貸付先に対して、関係行政機関及び受託金融機関との協議のうち、機構債権の受託金融機関への債権譲渡等により、債権回収を行った。（実績：66百万円）</p> <p><b>【返済条件の変更措置の実施等】#113</b></p> <p>○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置として1,047件、民事再生法の適用による返済条件の変更措置として54件、計1,101件の措置を講じた。また、中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえ、ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置及び大雨による災害等の被災者に係る返済条件の変更措置について、機構ホームページにより的確に周知した。</p> <p><b>【東日本大震災への対応】#114</b></p> <p>○ 東日本大震災における被災者に対し、以下の措置を講じた。</p> <p>① 返済条件変更措置の拡充（実績139件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元金及び利息の返済猶予（り災割合に応じて、1年～5年）</li> <li>・ 元金の返済猶予及び返済猶予期間中の利率の軽減（り災割合に応じて、貸付利率から1.5%引き下げた利率又は0.5%を限度とした軽減）</li> <li>・ 返済期間の延長（り災割合に応じて、1～5年）</li> </ul> <p>② 平成23年9月約定分の返済猶予措置の実施（実績111件）</p> <p>被災者の転借人で、貸付先の転貸法人に対し返済がなく、かつ連絡がとれない場合、同約定期日に係る償還の猶予を申請した貸付先に対し、猶予の措置を講じた。</p> <p>③ 返済相談のための専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置</p> <p>④ ①の取扱期間を延長</p> <p>「災害を受けた日から1年以内に申請のあったものまで」としていた①の取扱期間を当面の間、延長する措置を講じた。</p> <p>○ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に関し、平成23年8月に転貸法人に対し、転借人との相談業務を行ううえで参考となるカウンセリングシートを提示し、併せて意見交換会を実施した。また、平成23年9月に住宅金融支援機構と併せ貸し分の取扱いについて、協議を行った。 &lt;&lt;添付資料：51&gt;&gt;</p>
<p>③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p>	<p>⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p>	<p>(5) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を行うとともに、長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期回収に努める。</p>	<p><b>【延滞債権への対応】#115</b></p> <p>○ 長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、必要に応じ、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。また、短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を図った。</p>

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
	<p>⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。</p>	<p>(6) 転貸法人20法人に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。</p>	<p><b>【転貸法人への指導強化】#116</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）、指導専門員の打ち合わせ会議（平成24年2月）を行い、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を行った。</li> <li>○ 東日本大震災の発生を受け、被災地域に転借人が多い転貸法人（1法人）に対し、転貸法人の要望を勘案のうえ、指導専門員1名を増員した。</li> </ul>
<p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。</p>	<p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。</p>		



評価の視点等	自己評価	A	評価項目14	評 定	A
	<p>貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人へのヒアリングを実施し、必要な指導等を行った。連帯保証人の状況について、受託金融機関に対し報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示するとともに、全額債務保証を行っている金融機関について、保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、引き続き、適切な債権管理を図った。</p> <p>また、延滞債権の発生を抑制するため、関係行政機関及び受託金融機関との協議のうえ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行った。さらに、東日本大震災の被災者について、返済条件変更措置の拡充等の特別措置を講じるなど、被災した被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。</p> <p>延滞債権については、受託金融機関に対し貸付先に対する督促、保証人の調査等を指示するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件処分等を適切に行い、債権の早期回収に努めた。</p> <p>その結果、平成23年度の国庫納付金として、約3,024億円を平成24年7月10日に国庫納付した。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、適切な債権管理を図っている。</p> <p>平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を図るなど、延滞債権の発生抑制に努めていることが認められる。</p> <p>東日本大震災において被災された利用者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る返済猶予等の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。</p> <p>以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	
<p><b>【数値目標】</b></p> <p>① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>① 年1回実施し、中期目標が達成できた。 ※ 業務実績P103【貸付先の財務分析】#107参照</p> <p>② 年1回実施し、中期目標が達成できた。 ※ 業務実績P103【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#110参照</p> <p>③ 年1回実施し、中期目標が達成できた。 ※ 業務実績P103【保証履行能力の把握及び分析】#111参照</p>			<p>(各委員の評定理由)</p> <p>○ 貸付先の財務分析等を行い、債権を適切に保全している。</p> <p>○ 評価の視点の各項目につき順調に実施されていると評価できるため。</p> <p>○ 融資残高件数と融資残高が確実に減少していることは高く評価できる。</p>	
<p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。</p>	<p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転貸法人については、決算書の提出を求め、各種分析指標との比較により、財務分析を行った。住宅生活協同組合等については、受託金融機関から現状についての報告及び決算書の提出を求め、財務状況等の分析を行った。 また、転貸法人について、個別ヒアリングを行うとともに、解散等が考えられる住宅生活協同組合については、受託金融機関に債権譲渡等を行った。 ※ 業務実績P103【貸付先の財務分析】#107参照</li> <li>・ 全額債務保証を行っている316受託金融機関について、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力の評価等を行った。 また、保証人の状況について受託金融機関から報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。</li> </ul>				

<p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。</p> <p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p> <p>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進しているか。</p>	<p>※ 業務実績P103【保証機関等の評価等】#108参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受託金融機関事務打合せ会議については、適正な規模の会場を選定し、平成23年7月に全国7か所で9回開催するとともに、引き続き年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。</li> <li>※ 業務実績P103【受託金融機関への指導強化】#109参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金住宅等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。</li> <li>※ 業務実績P103【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#110参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転貸債権に係る保証債務を行っているローン保証会社（22社）について、関係転貸法人を通じた情報や決算書等の収集により、その保証履行能力の把握、分析を行い、保証履行能力を確認した。</li> <li>※ 業務実績P103【保証履行能力の把握及び分析】#111参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解散を予定している2貸付先に対して、関係行政機関及び受託金融機関との協議のうえ、機構債権の受託金融機関への債権譲渡等により、債権回収を図った。</li> <li>※ 業務実績P103【適時的確な債権回収】#112参照</li> <li>経済情勢の変化に伴うローン返済困難者について、1,047件の返済特例措置及び54件の民事再生法の適用による返済条件の変更措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。</li> <li>また、災害等の被保険者に係る返済条件変更措置について、機構ホームページにより周知を図った。</li> <li>※ 業務実績P104【返済条件の変更措置の実施等】#113参照</li> <li>東日本大震災の被災者について、返済条件変更措置の拡充（139件）や平成23年9月約定分の返済猶予措置（111件）を講じるなど、被災した被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。</li> <li>※ 業務実績P104【東日本大震災への対応】#114参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行い、早期の債権回収に努めた。</li> <li>※ 業務実績P104【延滞債権への対応】#115参照</li> </ul> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に個別ヒアリングを行うとともに必要な指導、助言を行った。</li> <li>また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）、専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議（平成24年2月実施）を開催するなど、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行った。</li> </ul>	
--	--	--

<p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>※ 業務実績P105【転貸法人への指導強化】#116参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] ・ 利用者サービスの向上を図るため、中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえた対応として、貸付条件の変更を積極的に推進し、住宅ローン返済困難者の生活安定に寄与した。</p> <p>・ 東日本大震災の被災者について、返済条件変更措置の拡充等の特別措置を講じるなど、被災した被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。</p>	
--	--	--



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績															
<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b>  通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第4 予算、収支計画及び資金計画</b>  <b>1 予算</b> 別表1のとおり  <b>2 収支計画</b> 別表2のとおり  <b>3 資金計画</b> 別表3のとおり</p>	<p><b>第4 予算、収支計画及び資金計画</b>  <b>1 予算</b> 別表1のとおり  <b>2 収支計画</b> 別表2のとおり  <b>3 資金計画</b> 別表3のとおり</p>	<p>【予算、収支計画及び資金計画】#117  ○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。  なお、予算、収支計画及び資金計画の実績は、平成23事業年度決算報告書のとおりである。  《添付資料：53》</p> <p>【繰越欠損金の発生状況等】#118  ○ 一般勘定（福祉医療貸付事業等）については、平成23年度において、政府出資金で東日本大震災からの復旧・復興に係る貸付の優遇措置を行ったこと、平成22年11月の長寿・子育て・障害者基金勘定の廃止に伴う同勘定における平成22年度の利益剰余金を臨時損失として国庫納付したこと等により、繰越欠損金が生じている。  なお、東日本大震災からの復旧・復興に係る貸付の優遇措置を行ったことに伴う繰越欠損金については、平成23年度補正予算において東日本大震災への対応として措置された政府出資金（142億円）にて補てんしている。</p> <p>○ 心身障害者扶養保険事業については、平成20年4月に制度改正を行い繰越欠損金が解消される見込みであったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響等により、平成20年度、平成22年度及び平成23年度において厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保できなかったこと、また、年金受給者の増加等に伴う心身障害者責任準備金の増加により、平成23年度末時点において保険勘定における繰越欠損金が解消できていない状況である。  なお、平成23年度末における繰越欠損金については、約132億円となり、前年度に比べ約22億円増加した。</p>															
<p><b>1 運営費交付金以外の収入の確保</b>  運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p>			<p>【運営費交付金以外の収入の確保】#119  ○ 平成23年度における福祉医療経営指導事業収入及び福祉保健医療情報サービス事業収入については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において40,302千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において18,914千円を確保することができた。</p>															
<p><b>2 自己資金調達による貸付原資の確保</b>  福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。</p>			<p>【財投機関債の発行等による資金調達】#120  ○ 財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、かつ適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。  《添付資料：54》</p> <table border="1" data-bbox="1834 1692 2873 1902"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>年限</th> <th>発行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉医療貸付事業 （一般勘定）</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成23年 6月16日</td> </tr> <tr> <td>230億円</td> <td>10年</td> <td>平成23年12月16日</td> </tr> <tr> <td>年金担保貸付事業</td> <td>420億円</td> <td>3年</td> <td>平成23年 6月16日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	年限	発行日	福祉医療貸付事業 （一般勘定）	100億円	10年	平成23年 6月16日	230億円	10年	平成23年12月16日	年金担保貸付事業	420億円	3年	平成23年 6月16日
区分	金額	年限	発行日															
福祉医療貸付事業 （一般勘定）	100億円	10年	平成23年 6月16日															
	230億円	10年	平成23年12月16日															
年金担保貸付事業	420億円	3年	平成23年 6月16日															

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績			
			(年金担保貸付勘定)	250億円	3年	平成23年12月16日
			合計	1,000億円	—	—
	<p><b>第5 短期借入金の限度額</b></p> <p><b>1 限度額</b> 91,600百万円</p> <p><b>2 想定される理由</b></p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p><b>第5 短期借入金の限度額</b></p> <p><b>1 限度額</b> 91,600百万円</p> <p><b>2 想定される理由</b></p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p><b>【短期借入金の実績】#121</b></p> <p>○ 年金担保貸付勘定において、資金繰り上、一時的に貸付原資が不足したことから、短期借入金（合計38回で175,160百万円）で対応した。</p> <p>なお、短期借入金（175,160百万円）のうち158,750百万円については、年金担保貸付事業の利用者からの貸付回収金で返済し、16,410百万円については、平成24年度に繰越した。</p>			
<p><b>3 資産の有効活用</b></p> <p>機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。</p> <p>また、利益剰余金や保有する施設等について、保有の必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて不断の見直しを行い、不要と認められるものについては、速やかに国庫納付すること。</p>	<p><b>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b></p> <p>見直しの基本方針に基づき、以下のとおり国庫納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び公庫総合運動場（東京都三鷹市）について、平成23年度中に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。</li> <li>東久留米宿舍（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舍（東京都小金井市、戸建2戸）、玉川宿舍（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舍（東京都日野市、戸建5戸）、用賀宿舍（東京都世田谷区、集合住宅1棟）、上大岡宿舍（横浜市港南区、集合住宅1棟）、宝塚宿舍（兵庫県</li> </ul>	<p><b>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b></p> <p>中期計画に定めた計画に基づき、不要財産の国庫納付を進める。</p>	<p><b>【保有資産の見直し】#122</b></p> <p>○ 宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）については、中期計画に定めた計画に基づき、国庫納付（現物納付）の手続きを進めていたが、近隣住民との土地の境界確定協議が整わなかったことから、現物納付が困難となった。</p> <p>このため、財務省及び厚生労働省と協議した結果、当該財産を売却し金銭により国庫納付を行うべく、売却に当たっての近隣住民に対する説明や売却スケジュール等の調整を行い、平成24年3月23日に入札を行い落札されたことから平成24年度において速やかに国庫納付することとしている。</p> <p>○ 千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）については、中期計画に定めた計画に基づき、平成24年3月30日付で国庫納付（現物納付）した。</p> <p>○ 公庫総合運動場については、中期計画に定めた計画に基づき、平成24年1月30日付で国庫納付（現物納付）した。</p> <p>○ 東久留米宿舍、小金井宿舍ほかについては、平成24年度中における入居者の退去を促すため、入居者に対する説明会を実施した。</p> <p style="text-align: right;">《添付資料：55》</p>			

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
	<p>宝塚市、集合住宅1棟)、千里山宿舎(大阪府吹田市、集合住宅1棟)、高槻宿舎(大阪府高槻市、集合住宅1棟)について、平成24年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。</li> </ul>		
	<p><b>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b> なし</p>	<p><b>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b> なし</p>	
	<p><b>第8 剰余金の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源</li> <li>労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資</li> </ul>	<p><b>第8 剰余金の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源</li> <li>労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資</li> </ul>	



評価の視点等	自己評価	A	評価項目15	評 定	A
	<p>平成23年度においては、一般管理費、人件費及び業務経費の節減について、削減目標額を大幅に上回る削減を達成することができた。</p> <p>一方、運営費交付金以外の収入の確保については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において40,302千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において18,914千円を確保することができた。</p> <p>また、財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。</p> <p>さらに、保有資産の見直しについては、千里山田宿舍及び公庫総合運動場を平成23年度中に国庫納付（現物納付）することができたが、宝塚宿舍及び川西宿舍においては、近隣住民との境界確定協議が整わなかったため、現物納付が不可能となり急きょ金銭納付を行うこととし、平成24年3月23日に一般競争入札を行った結果、落札決定し、平成24年5月には売却代金の決済を行い、速やかに国庫納付する予定であり、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づき適切な対応を図った。</p> <p>また、その他保有する資産である東久留米宿舍、小金井宿舍ほかについては、平成24年度中における入居者の退去を促すための入居者に対する説明会を実施するなど、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付すべく手続きを進めている。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>一般勘定及び保険勘定において、当期損失を計上しているが、発生要因等の分析が行われており、その理由も妥当なものであると認められる。</p> <p>一般管理費、人件費及び業務経費の節減については、平成23年度予算の縮減幅を上回る額を節減している。</p> <p>運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、利用者負担に配慮しつつ、事業目的を損なわない範囲で一定水準の自己収入を確保している。</p> <p>財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件により円滑な資金調達を行っている。</p> <p>保有資産の見直しについては、千里山田宿舍及び公庫総合運動場を平成23年度中に国庫納付することができたが、宝塚宿舍及び川西宿舍においては近隣住民との境界確定協議が整わず現物納付が不可能となり急きょ金銭納付を行うこととし、平成24年3月に一般競争入札を行った結果、落札決定し、5月には売却代金の決済を行い、今後速やかに国庫納付する予定であり、独法整理合理化計画の指摘に基づき適切な対応を図っている。また、その他の保有する資産についても、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するための手続きを進めていることが認められる。</p> <p>以上のように、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	A
<p><b>【数値目標】</b></p> <p>○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。</p>	<p>○ 運営費交付金を充当して行う事業については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、福祉医療経営指導事業収入において40,302千円、福祉保健医療情報サービス事業収入において18,914千円を確保することができた。</p> <p>※ 業務実績P109【運営費交付金以外の収入の確保】#119参照</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 交付金以外の収入減は法人の方向性に伴った減少でありやむをえない。</p> <p>○ 法人全体の収支は20年度以降減少し続けている。一般勘定では東日本大震災支援で優遇措置などを実施したことから、当期損失が発生し、保険勘定でも当期損失が発生している。経営指導事業とWAMNET事業で事業収入は確保したが、前年比では減額となった。目標は達成している水準と考える。</p> <p>○ 削減目標を大幅に上回る削減を達成できた。</p> <p>○ 評価の視点の各項目につき順調に実施されていると評価できるため。</p> <p>○ セミナーの内容などが評価され、自己収入を一定水準確保できていることは評価される。</p>	
<p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行っているか。</p> <p>■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等</p>	<p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標】のとおり自己収入を確保することができた。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を実施した。</li> <li>※ 業務実績P109【財投機関債の発行等による資金調達】#120参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <p>資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p>			<p>（業務への提言）</p> <p>○ 保有資産の見直しについては、国民の注目もあり、ぜひ積極的に推進してほしいと考える。</p>	

<p>があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。  (政・独委評価の視点)  (具体的取組)  1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。  さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。  (政・独委評価の視点)</p> <p>■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 宝塚宿舎等の売却については、計画どおり適切に実施しているか。</p>	<p>[実績：○]  資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○]  資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○]  資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○]  資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○]  資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宝塚宿舎等のうち、千里山田宿舎(大阪府吹田市、区分所有2戸)、公庫総合運動場については平成23年度に国庫納付を完了したが、宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、戸建3戸)、川西宿舎(兵庫県川西市、戸建1戸)については、近隣住民との境界確定協議が整わなかったため、現物納付が不可能となり急ぎょ金銭納付を行うこととなったが、平成24年3月23日に一般競争入札の結果、落札決定し、平成24年5月には売却代金の決済を行い、速やかに国庫納付する予定であり、ほぼ目標は達成したものとする。</li> </ul>	
---	---	--

<p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P52「事務・事業の見直し等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成23年度業務実績評価別添資料」P52「事務・事業の見直し等」参照</p>	
--	---	--



中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b>  通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p><b>人事に関する事項</b>  (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p><b>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>  独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><b>1 職員の人事に関する計画</b>  (1) 方針</p> <p>① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p> <p>③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。</p> <p>④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標  期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。  (参考1) 期初の常勤職員数 299人  (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み  11,509百万円  ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時</p>	<p><b>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p><b>1 職員の人事に関する計画</b>  (1) 方針</p> <p>① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。</p> <p>② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。</p> <p>③ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を引き続き実施するとともに、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得の支援を実施する。</p> <p>④ 教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標  平成23年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。</p>	<p><b>【適正な人員配置】#123</b>  【組織のスリム化等】に同じ</p> <p><b>【人事評価制度の運用】#124</b>  ○ 職員の努力とその成果をより給与に反映し、職務への一層の精励を推進するため、平成23年6月期の賞与より、人事評価結果の反映の更なる拡大を図った。  《添付資料：56》</p> <p><b>【研修の充実】#125</b>  ○ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、金融庁監督局より講師を招き、個人債務者の私的整理に関する勉強会を開催するなど、福祉・医療・金融分野における専門家等を招き、13回の研修を開催した。（延べ参加人数528人）  さらに、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援制度を引き続き実施した。</p> <p>○ 教育・訓練プログラムを効果的に運用するため、役職（職制）に応じた研修メニューなど、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施した。  《添付資料：57》</p> <p><b>【人員に係る指標】#126</b>  ○ 期末の常勤職員数は249人（再雇用職員3人を含む）となった。</p>

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
	<p>間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p><b>2 施設及び設備に関する計画</b> なし</p> <p><b>3 積立金の処分に関する事項</b> 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	<p><b>2 施設及び設備に関する計画</b> なし</p> <p><b>3 積立金の処分に関する事項</b> 前期中期目標期間からの繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	

評価の視点等	自己評価	A	評価項目16	評 定	A
	<p>人事評価制度の適正な運用を図るため、評価結果を昇給等に反映させるとともに、職務への一層の精励を推進するため、平成23年6月期の賞与より、人事評価結果の反映の更なる拡大を図った。</p> <p>研修の充実については、福祉・医療・金融分野における第一線の専門家等を招いて13回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。</p> <p>また、専門性の高い職員を育成・確保するため、平成22年度から導入した資格取得支援制度を引き続き実施するとともに、役職（職制）に応じた研修や部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施するなど、教育・訓練プログラムの効果的な運用に努めた。</p> <p>人員に関する指標については、平成23年度末の常勤職員数は249人（再雇用職員3人を含む）、期初の常勤職員数の83.3%となった。</p>			<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇級等に反映させるとともに、平成23年6月期の賞与より、人事評価結果の反映の更なる拡大を図っている。</p> <p>人材の育成については、福祉・医療・金融分野における第一線の専門家等を招いて13回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。</p> <p>人員に関する指標については、平成23年度末の常勤職員数は249人（再雇用職員3人を含む。）、期初の常勤職員数（299人）の83.3%となり、中期計画（期初の常勤職員数の100%以内）を達成している。</p> <p>以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	
<p><b>【数値目標】</b></p> <p>○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。</p>	<p>○ 平成23年度末の常勤職員数は、期初の常勤職員数の83.3%となり、年度計画を達成した。 ※ 業務実績P115【人員に係る指標】#126参照</p>			<p>（各委員の評定理由）</p> <p>○ 人事評価結果を昇給、賞与に反映し、職員が士気を高く持って職務に励める制度を継続的に改善し、構築している。職員に対する研修も活発に行っていることが伺われる。目標を上回る水準を上げていると判断してよいと考える。</p> <p>○ 常勤職員数は期初の83.3%と年度計画を達成するなど、スリム化、効率化を図り、人件費削減を達成した。</p> <p>○ 中期計画の数値目標を大きく上回り、かつ、評価の視点の各項目につき順調に実施されていると評価できるため。</p> <p>○ 常勤職員数の管理については、目標を上回っている。研修も適切に行われているものと認められる。</p>	
<p><b>【評価の視点】</b></p> <p>○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施等しているか。</p> <p>○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。</p> <p>○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。</p> <p>○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導さ</p>	<p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価結果を昇給等に反映させるとともに、職務への一層の精励を推進するため、平成23年6月期の賞与より、人事評価結果の反映の更なる拡大を図った。 ※ 業務実績P115【人事評価制度の運用】#124参照</li> <li>研修の充実については、福祉・医療・金融分野における第一線の専門家等を招いて13回の研修を開催し、若手職員の育成、専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。</li> <li>専門性の高い職員を育成、確保するため、平成22年度から導入した資格取得支援制度を引き続き実施するとともに、役職（職制）に応じた研修や部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施するなど、教育・訓練プログラムの効果的な運用に努めた。 ※ 業務実績P115【研修の充実】#125参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価結果を昇給等に適切に反映させるとともに、平成23年6月期の賞与より人事評価結果の反映の更なる拡大を図り、評価結果に基づく処遇の推進を図った。 ※ 業務実績P115【人事評価制度の運用】#124参照</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記【数値目標】と同じ。</li> </ul> <p><b>【実績：○】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家公務員の再就職者（役員）は0となっている。また、職員については、現職者1名の定年（平成24年度末）に伴い、再就職を解消することとしている。なお、国家公務員の再</li> </ul>			<p>（業務への提言）</p> <p>○ どの組織でも、課せられた目的を達成するためには、優秀な人材確保とその育成がポイントとなることに変わりはない。したがって、研修の充実などには、今後も力を入れていただきたい。一方で、人事評価の結果を賞与に反映させたりすることには慎重であってほしいと考える。人員削減なども含めて、経費節減の有効な手段ではあるが、長期的な見通しのもとに、人事に関する事項については検討していただきたいと考える。</p>	



<p>れている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。</p> <p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。</p>	<p>就職者が就いている嘱託ポストに該当するものは設置していない。</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当ポストなし</li></ul>	
---	---	--

## 平成23年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項 及び  
政・独委の評価の視点への対応状況説明資料

(様式)

独立行政法人福祉医療機構  
平成24年7月

## 目次

項目 1	財務状況	1
項目 2	保有資産の管理・運用等	4
項目 3	組織体制・人件費管理	10
項目 4	事業費の冗費の点検	26
項目 5	契約	28
項目 6	内部統制	42
項目 7	事務・事業の見直し等	52



(項目 1)

## 財 務 状 況

①当期総利益又は総損失	総利益（総損失）	520 億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金（繰越欠損金）	420 億円
③-1 当期一般勘定運営費交付金債務	6.6 億円（執行率 96.4%）	
③-2 当期共済勘定運営費交付金債務	0.4 億円（執行率 104.6%）	
③-3 当期保険勘定運営費交付金債務	0.6 億円（執行率 100.3%）	

④利益の発生要因 及び 目的積立金の 申請状況	<p><b>1 決算状況</b></p> <p>平成23年度決算においては、一般勘定及び保険勘定において当期損失を、その他の勘定については収支相償ないし当期利益を計上したところである。なお、各勘定における利益または損失の主な発生要因等については、次のとおりである。</p> <p><b>2 各勘定における利益の発生要因等</b></p> <p><b>[一般勘定]</b></p> <p>4,270 百万円の当期総損失が発生。</p> <p>これは、以下の要因によるものである。</p> <p>① 平成22年11月に長寿・子育て・障害者基金勘定が一般勘定に統合されたことに伴う旧長寿・子育て・障害者基金勘定の平成22年度当期未処分利益を一般勘定にて平成23年度に国庫納付し、臨時損失として計上したことによるもの（2,330百万円）</p> <p>② 東日本大震災にかかる新規貸付又は旧債権の返済条件の変更に伴い発生した逆ざや及び貸倒引当金繰入によるもの（1,944百万円）</p> <p>③ 旧長寿・子育て・障害者基金勘定において取得した固定資産にかかる減価償却費等（6百万円）</p> <p>④ その他（政府出資金の運用収入）（△10百万円）</p> <p>なお、①については、一部を積立金の取崩しにて処理し、残りの損失については第2期中期目標期間終了時に前中期目標期間繰越積立金を積立金へ振り替えたうえで、取り崩して処理することとしている。</p> <p>②については、平成23年度補正予算において措置された政府出資金にて補てんしている。</p> <p><b>[共済勘定]</b></p> <p>事業費等の適正な執行等により収支相償となった。</p> <p>なお、国の補正予算に伴う都道府県補助金の追加財政措置分については、翌年度の補助金に上乗せして財源措置されることから、未収財源措置予定額（財源措置予定額収益）を計上している。</p>
----------------------------------	--

	<p><b>[保険勘定]</b>  2,150百万円の当期総損失が発生。  これは、以下の要因によるものである。  ① 年金受給者が増加したこと等に伴う年金債務（年金の現価相当額）の増加及び責任準備金の算定に係る基礎数値の一部について、より合理的な数値としたことによって、心身障害者扶養保険責任準備金が増加したため  ② 平成23年度心身障害者扶養保険資金の運用実績において概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保し、2.52%の運用実績となったが、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保することはできなかった。</p> <p><b>[年金担保貸付勘定]</b>  58百万円の当期総利益が発生。  これは、業務運営コストを適切に貸付金利に反映したこと等によるものである。</p> <p><b>[労災年金担保貸付勘定]</b>  3百万円の当期総利益が発生。  これは、業務運営コストを適切に貸付金利に反映したこと等によるものである。</p> <p><b>[承継債権管理回収勘定]</b>  56,601百万円の当期総利益が発生。  これは、貸付金利息収入を確保したことによるものである。  なお、当期総利益は独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとされているので、目的積立金として申請していない。</p>
<p>⑤ 100 億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況</p>	<p><b>[承継債権管理回収勘定]</b>  56,601百万円の利益剰余金を計上。  これは貸付金利息収入を確保したことによるものであるが、当該利益剰余金は独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとされている。</p> <p><b>[保険勘定]</b>  13,248百万円の繰越欠損金を計上。  平成20年4月に制度改正を行い繰越欠損金が解消される見込みであったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響等により、平成20年度、平成22年度及び平成23年度において厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保できなかったこと、また、年金受給者の増加等に伴う心身障害者責任準備金の増加により、平成23年度末時点において繰越欠損金が解消できていない状況である。  なお、当該事業は、長期的な観点から行われており、中期目標において、「国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること」とされている。</p>

⑥ 運営費交付金の 執行率が90%以 下となった理由	運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度の執行率はそれぞれ96.4%、104.6%、100.3%となっている。
----------------------------------	--



## 保有資産の管理・運用等

<p><b>① 保有資産の活用状況とその点検</b>          (独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講じる措置が定まっているものを除く。)</p>	<p><b>1 保有資産の状況</b></p> <p>事業の廃止等に伴い不要となっている財産や賃貸等を行っている財産は保有していない。</p> <p>なお、当機構の主な財産である職員宿舎及び運動施設については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき国庫納付又はその手続きを進めているところである。</p> <p>《国庫納付又はその手続きの状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）については、中期計画に定めた計画に基づき、平成24年3月30日付で国庫納付（現物納付）した。</li> <li>○ 公庫総合運動場については、中期計画に定めた計画に基づき、平成24年1月30日付で国庫納付（現物納付）した。</li> <li>○ 宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）については、中期計画に定めた計画に基づき、国庫納付（現物納付）の手続きを進めていたが、近隣住民との土地の境界確定協議が整わず、現物納付が困難となったため、財務省等と協議したところ、当該財産を売却し金銭により国庫納付を行うこととなり、売却に当たっての近隣住民に対する説明等の調整を行い、平成24年3月23日に入札を執行した。入札の結果、落札を決定したことから、同年4月5日に売買契約を締結し、同年5月に売却代金の決済完了を経て、速やかに国庫納付することとしている。</li> <li>○ 東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成 24 年度中における入居者の退去を促すため、入居者に対する説明会を実施した。平成 24 年度以降国庫納付することとしている。</li> </ul> <p><b>2 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（2012.4.3 行政改革実行本部決定）で示された対象となる職員宿舎について</b></p> <p>当該見直し計画の対象となる職員宿舎は 20 棟あり、24 年中に作成される見直し実施計画に基づき、着実に職員宿舎の見直しを実施する予定である。</p> <p><b>3 固定資産の減損</b></p> <p>平成 23 年度において減損の兆候を認めたものや減損を認識した資産はない。</p> <p><b>4 運営費交付金債務</b></p> <p>運営費交付金債務については、当該年度に実施すべき業務は実施されたが、引き続き業務を実施していく上で必要なクライアントパソコンの更新、介護報酬・診療報酬改定、社会福祉法人会計の一元化等に伴うシステム整備等の財源確保について検討が必要な状況であり、平成 24 年度において収益化を行う予定である。</p>
--	---

②資金運用の状況

**1 資金運用の実績**

心身障害者扶養保険事業における心身障害者扶養保険資金の運用実績については、年 2.52%の運用利回りとなり、概ねベンチマーク（2.58%）並みの収益率を確保することができた。また、各資産についても、概ねベンチマーク収益率を確保することができた。

[平成23年4月～平成24年3月（年率）]

区 分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	
有価証券	国内	債券	2.94%	2.82%	▲0.12%
		株式	0.59%	0.94%	0.35%
	外国	債券	4.99%	4.91%	▲0.08%
		株式	0.50%	0.26%	▲0.24%
短期資産		0.05%	0.08%	0.03%	
合 計		2.58%	2.52%	▲0.06%	

**2 資金運用の基本的方針**

資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。）の議を経た上で策定し、心身障害者扶養保険資金の運用を行っている。

○厚生労働省の役割

- ⇒ 福祉医療機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等）
- ⇒ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保

○福祉医療機構の役割

- ⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定）
- ⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告

○運用受託機関の役割

- ⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保）
- ⇒ 福祉医療機構に対し毎月運用実績を報告

**3 運用委託先の状況**

運用委託先の選定・評価については、平成 20 年 4 月に策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）において規定されており、資産管理機関への委託については「運用及び資産管理に関するガイドライン」に規定されている。

なお、運用委託先の評価については、「基本方針」において、原則として 3～5 年ごとに実施することとされており、平成 24 年度の実施を予定している。

また、運用委託先の見直しについては、平成 20 年度の制度改正時に実施

しており、今後は、運用委託先の評価結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

#### **4 福祉医療機構の責任**

心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。



## ■福祉医療貸付事業

### ③債権の回収状況

#### 1 貸付金の状況

福祉医療貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	件 数	金 額
貸 付 実 行	2,136 件	3,846 億円
回 収	1,377 件	3,158 億円
うち債権償却	6 件	6 億円
貸 付 残 高	23,193 件	3 兆 2,023 億円

#### 2 貸付金の回収計画

福祉医療貸付事業においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還期日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等、回収金等の管理を実施している。

#### 3 回収計画の実施状況の評価

福祉医療貸付事業においては、医療施設における医師及び看護師等の不足、また、社会福祉施設における介護職員の不足等により経営が悪化するケースが見られるなど、引き続き厳しい経営環境の中で、資金繰りに支障を来す貸付先が多くなっていることが、リスク管理債権を発生させている主な要因であると考えます。

なお、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。

#### 4 回収計画の見直しの検討

貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援しているところである。

## ■年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業

### ③債権の回収状況

#### 1 貸付金の状況

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	年金担保貸付事業		労災年金担保貸付事業	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸 付 実 行	183,465 件	1,459 億円	2,969 件	36 億円
回 収	179,670 件	1,569 億円	3,159 件	40 億円
うち債権償却	15 件	0 億円	1 件	0 億円
貸 付 残 高	361,484 件	1,793 億円	5,844 件	44 億円

#### 2 貸付金の回収計画

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、独立行政法人福祉医療機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収に当たっては各年金支給月に年金支給機関より当機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。

#### 3 回収計画の実施状況の評価

回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。

また、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.16%、労災年金担保貸付事業が0.65%にとどまっている。

なお、両事業における比率に差が生じているが、主な要因は、当機構がこれら事業を承継した際のリスク管理債権比率の違いによるものである。

#### 4 回収計画の見直しの検討

受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っているところである。

## ■承継年金住宅融資等債権管理回収業務

③債権の回収状況	<p><b>1 貸付金の状況</b></p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金被保険者に対する年金住宅融資等に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものである。平成23年度における回収状況等は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回 収</td> <td>41,309 件</td> <td>2,464 億円</td> </tr> <tr> <td>うち債権償却</td> <td>156 件</td> <td>6.5 億円</td> </tr> <tr> <td>貸 付 残 高</td> <td>335,321 件</td> <td>1 兆 4,892 億円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	件 数	金 額	回 収	41,309 件	2,464 億円	うち債権償却	156 件	6.5 億円	貸 付 残 高	335,321 件	1 兆 4,892 億円
	区 分	件 数	金 額										
	回 収	41,309 件	2,464 億円										
	うち債権償却	156 件	6.5 億円										
貸 付 残 高	335,321 件	1 兆 4,892 億円											
<p><b>2 貸付金の回収計画</b></p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、債権ごとに金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から、償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。</p>													
<p><b>③債権の回収状況</b></p> <p><b>3 回収計画の実施状況の評価</b></p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、毎年度、貸付残高が大幅に減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、平成23年度においては6.03%になった。</p> <p>なお、承継年金住宅融資等債権の94.5%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は1.88%である。</p>													
<p><b>4 回収計画の見直しの検討</b></p> <p>延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。</p>													

## ■貸付事業に係る未収収益（貸付金利息）

③債権の回収状況	<p>一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。</p>
----------	--



**組織体制・人件費管理**  
(委員長通知別添一関係)

<p>①給与水準の状況 と 総人件費改革の 進捗状況</p>	<p><b>1 給与水準の状況</b></p> <p>◎指数の状況対国家公務員 116.4</p> <p>地域勘案 103.4</p> <p>学歴勘案 113.6</p> <p>地域・学歴勘案 101.5</p> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数</p> <p>学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> <p>◎国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p> <p>① 在勤地が大都市圏であること</p> <p>比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。</p> <p>（職員の割合…東京都特別区：90.7%、大阪市：9.3%）</p> <p>② 大学卒以上の比率が高いこと</p> <p>国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は52.6%（平成23年 国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の比率は87.9%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③ 管理職比率が高いこと</p> <p>当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④ 民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと</p> <p>当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p> <p>◎給与水準の適切性の検証</p> <p>① 国からの財政支出について</p> <p>平成23年度支出予算の総額194,098百万円に対し国からの財政支出額は48,542百万円（支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合：25.0%）であり、その内訳は、運営費交付金3,948百万円、社会福祉振興助成費補助金2,081百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金22,792百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,512百万円、政府出資金14,200百万円、福祉保健医療情報サービス事業に係る受託収入9百万円となっている。</p> <p>給与、報酬等支給総額は1,984百万円（支出総額に占める割合：1.0%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p>
--	--

② 累積欠損額

平成22年度決算において累積欠損額は発生していない。

③ 法人の業績評価

当機構は平成22年度業務実績について、評価委員会の評価において16項目中5項目S（中期計画を大幅に上回っている）、9項目A（中期目標を上回っている）評価を受けている。

④ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成23事業年度決算における支出総額192,537百万円に対し給与、報酬等支給総額1,984百万円であり、その割合は1.0%程度である。

⑤ 管理職の割合

当機構職員（事務・技術）の管理職の割合は18.1%となっている。  
なお、管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。

⑥ 大卒以上の高学歴者の割合

当機構職員（事務・技術）の大卒以上の割合は87.9%となっている。

◎講ずる措置

○これまでに講じた措置

- ・ 平成16年度  
全職員の昇給を停止  
国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施（平均△5.3%）
- ・ 平成16～23年度  
組織のスリム化の推進（部長△4、次長△2、課長△10）
- ・ 平成22年度  
管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施（平均△1.0%）
- ・ 平成23年度  
中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施（平均△1.0%）

○今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成24年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。

- ・ 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施  
1.本俸  
① 課長相当職員以上（7～5等級） △9.77%  
② 課長代理、係長相当職員（4～3等級） △7.77%  
③ 係員（2～1等級） △4.77%  
2.役職手当 一律△10%  
3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等
- ・ 55歳を超える職員（3等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを実施（国△1.5%：機構△2.0%）
- ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、

	<p>当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。</p> <p>なお、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、平成24年度(平成25年度公表)における地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。</p> <p>(平成24年度における対国家公務員指数は116.4ポイント程度、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は100.5ポイント程度となることが見込まれる。)</p> <p><b>2 総人件費の状況</b></p> <p><b>① 対前年度比における増減の要因について</b>      [給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度要因]      平成22年度に引き続き、平成23年度においても機構独自の措置として中高年齢層を対象とした本俸基準表の引き下げ(平均△1.0%)を実施したことなどから、給与、報酬等支給総額は対前年度比1.9%減となった。なお、最広義人件費は退職手当支給額の増加等により、対前年度比で1.4%の増加となった。</p> <p><b>② 人件費削減の取組状況</b>      「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準(平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準)として中期計画における人件費削減目標(5%)を上回る人件費削減(14.5%)を実施した。</p> <p><b>3 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施について</b>      平成24年3月から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職員の俸給月額引下げを実施した。(平均△0.23%)</li> </ul> <p>※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の賞与で調整</p> <p>平成24年4月から平成26年3月までの間、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。(△9.77%)</li> <li>・ 職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。(行(一)相当職員)</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">①本俸</td> <td style="width: 75%;">課長相当職員以上(7~5等級)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">△9.77%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長代理、係長相当職員(4~3等級)</td> <td style="text-align: right;">△7.77%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>係員(2~1等級)</td> <td style="text-align: right;">△4.77%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>②役職手当 一律△10%</li> <li>③期末手当及び奨励手当 一律△9.77%</li> <li>④本俸に連動する手当等の減額支給          特別都市手当等の本俸に連動する手当(期末手当及び奨励手当を除く)の月額は、減額後の本俸等の月額により算出</li> </ul>	①本俸	課長相当職員以上(7~5等級)	△9.77%		課長代理、係長相当職員(4~3等級)	△7.77%		係員(2~1等級)	△4.77%
①本俸	課長相当職員以上(7~5等級)	△9.77%								
	課長代理、係長相当職員(4~3等級)	△7.77%								
	係員(2~1等級)	△4.77%								
<p><b>②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況</b></p>	<p>当機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。</p>									



③ 福利厚生費の状況	法定福利費376,397千円（役職員一人当たり1,358,834円）
	法定外福利費49,334千円（役職員一人当たり178,101円）
	<p><b>（主な法定外福利費の内容）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅関連費用（宿舍の維持管理費等）</li> <li>○労働安全衛生法に基づく健康診断費用</li> </ul> <p><b>（レクリエーションへの支出状況）</b></p> <p>レクリエーション経費は支出していない。</p> <p><b>（健康保険料の労使負担割合の見直しの働きかけの状況）</b></p> <p>厚生労働大臣から独立行政法人が加入する健康保険組合の保険料率に係る労使負担割合の見直し（労使折半）の要請を受け、加入する健康保険組合に対し要請を行ってきたところであるが、平成23年12月に開催された健康保険組合会において、被保険者負担分の保険料率を平成24年度から3年間段階的に引き上げ、労使折半とすることに決定した。</p>

(項目3の2)

○ 国家公務員再就職者の在籍状況 及び  
法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者<sup>注1</sup>の在籍状況

(平成24年3月末現在)

	役員 <sup>注2</sup>			職員		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総数	5人	1人	6人	249人	22人	271人
うち国家公務員再就職者	0人	0人	0人	1人	0人	1人
うち法人退職者	1人	0人	1人	3人	0人	3人
ト						
うち非人件費ポスト	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち国家公務員再就職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

注1 「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう（任期付き職員の再雇用を除く。）。

注2 役員には、役員待遇相当の者（参与、参事等の肩書きで年間報酬額1,000万円以上の者）を含む。

注3 「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第53条第1項の規定により削減に取り組まなければならないこととされている人件費以外から支出されているもの（いわゆる総人件費改革の算定対象とならない人件費）

④国家公務員再就職者及び本法人職員の再就職者の在籍ポストとその理由	<p>一 国家公務員再就職者である役職員が就いているポストの名称 [役員] 該当なし [職員] 医療貸付部長</p> <p>二 本法人職員の再就職者である役職員が就いているポストの名称 [役員] 理事 [職員] 再雇用職員</p> <p>三 一及び二のポストが設けられている理由 ①国家公務員再就職者 当機構の業務は、国の政策と密接にかかわるものであり、厚生労働省等の行政経験を有する者の知見等が必要であることから採用していたものであるが、現職者定年（平成24年度末）に伴い、国家公務員の再就職を解消することとしている。</p>
-----------------------------------	--

	<p>②本法人の再就職者 (理事) 当機構の再就職者が就任していた理事ポストについて、内部職員からの登用によるもの(非公募)</p> <p>(再雇用職員) 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の規定に基づき、高年齢者雇用確保措置のため、定年退職者を対象とした継続雇用制度(再雇用制度)を実施しているため(非公募)</p> <p><b>四 役員ポストの公募の実施状況</b></p> <p>平成23年度においては実施していない。なお、現在のところ、役員ポストに再就職者はいない。</p>
--	--



## 様式 1 公表されるべき事項

### 独立行政法人福祉医療機構の役員報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特典手当について、役員給与規程第7条第6項の規定に基づき業績評価の結果及び職務実績等を考慮のうえ、成績率に反映させた。

(参考)役員給与規程第7条第6項

理事長は、前項の規定による特典手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することがで

###### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、俸給月額を約0.5%引き下げ
理事	法人の長に同じ
監事	法人の長に同じ
監事(非常勤)	法人の長に同じ

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,894	千円 11,023	千円 4,321	千円 1,323 (特別調整手当) 227 (通勤手当)			
A理事	千円 7,450	千円 4,968	千円 1,871	千円 596 (特別調整手当) 15 (通勤手当)		9月30日	◇
B理事	千円 7,608	千円 4,964	千円 1,980	千円 596 (特別調整手当) 68 (通勤手当)	10月1日		◇
C理事	千円 15,295	千円 9,932	千円 3,865	千円 1,192 (特別調整手当) 306 (通勤手当)			※
D理事	千円 7,470	千円 4,968	千円 1,871	千円 596 (特別調整手当) 35 (通勤手当)		9月30日	※
E理事	千円 7,682	千円 4,964	千円 2,083	千円 596 (特別調整手当) 39 (通勤手当)	10月1日		
A監事	千円 6,549	千円 4,350	千円 1,638	千円 522 (特別調整手当) 39 (通勤手当)		9月30日	
B監事	千円 4,615	千円 3,621	千円 394	千円 435 (特別調整手当) 165 (通勤手当)	11月1日		
C監事 (非常勤)	千円 4,498	千円 4,498	千円	( )			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄としている。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準(ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準)として5%以上を削減する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価制度に基づき、職員の人事評価を実施し、その評価結果を昇給や賞与(奨励手当)の成績率に反映させている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本俸及び役職手当等(昇格)	必要経験年数等を有し、勤務成績が良好であって1等級上位の職務遂行が担えらると認められる場合に職階毎の定数に応じ昇格。(人事評価結果を参考資料として活用) (初任給、昇格、昇給等の基準第14条第1項)
賞与:奨励手当(査定分)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合により計算した額とし(職員給与規程第23条第7項)、人事評価結果を反映させ差を設けている。
本俸(昇給)	昇給は、その者の勤務成績に基づいて行うこととしており、その勤務成績は人事評価結果に基づき決定することとしている。(初任給、昇格、昇給等の基準第20条)

##### ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

###### ■ 機構独自の本俸基準表の引き下げ

- ・給与水準の適正化を着実に進めていくための取り組みとして、平成22年度に引き続き、中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%)

###### ■ 人事院勧告に準じた本俸基準表の引き下げ

- ・50歳台を中心に、概ね40歳台以上が受ける本俸を引き下げ(平均△0.23%)



## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	216	40.3	7,053	5,317	212	1,736
事務・技術	215	40.2	7,052	5,316	213	1,736
技能職種 (運転手)	1					
再任用職員	3	63.2	4,287	3,689	274	598
事務・技術	3	63.2	4,287	3,689	274	598
非常勤職員	12	57.8	4,014	3,802	44	212
事務・技術	3	35.5	3,734	2,887	177	847
事務・技術 (賞与なし)	9	65.3	4,107	4,107	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

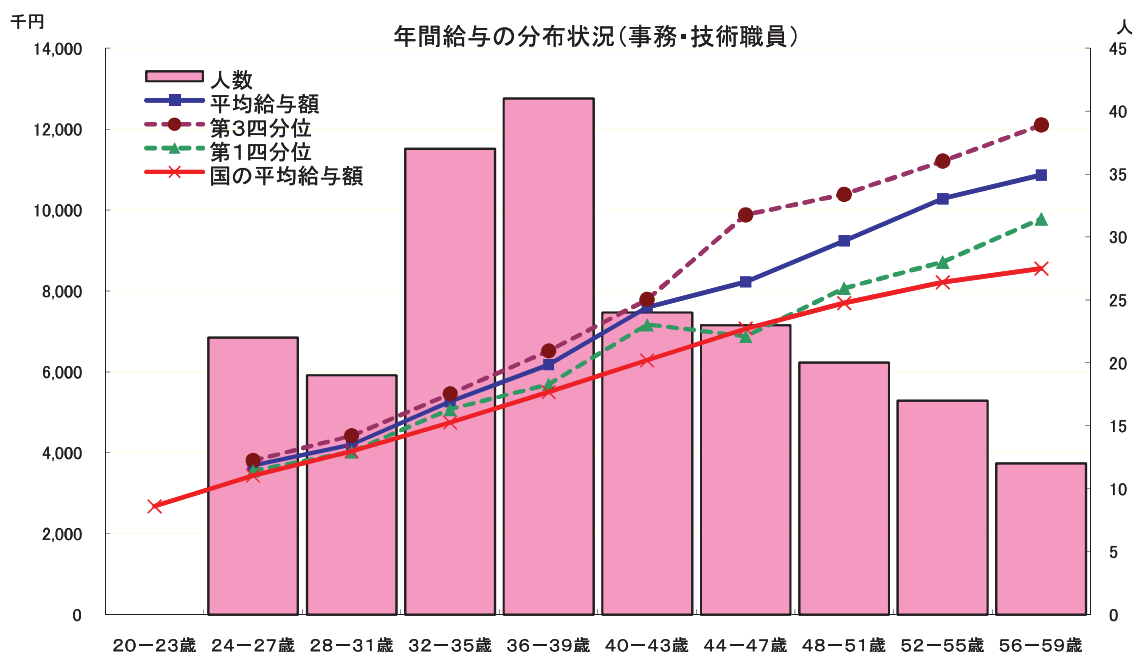
注2:在外職員、任期付職員については、該当者が無いため省略した。

注3:研究職種、医療職種、教育職種については、該当が無いため省略した。

注4:常勤職員の技能職種(運転手)については、該当者が1人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5:非常勤職員の事務・技術(賞与なし)は、雇用契約上賞与を支給されない者である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部課長	31	49.5	9,788	10,171	10,845
・本部係長	68	38.3	5,334	5,776	6,157
・本部係員	37	27.6	3,668	3,887	4,278

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級
標準的な職位		部長	室長	課長	課長代理	係長・主査	係員
人員 (割合)	215 ( )	7 ( 3.3%)	4 ( 1.9%)	34 ( 15.8%)	51 ( 23.7%)	81 ( 37.7%)	38 ( 17.7%)
年齢(最高 ~最低)		59 ? 53	59 ? 52	59 ? 43	58 ? 37	54 ? 30	32 ? 24
所定内給 与年額(最高 ~最低)		9,738 ? 8,064	8,834 ? 7,279	8,637 ? 5,955	6,769 ? 4,154	5,917 ? 3,093	3,443 ? 2,552
年間給与 額(最高 ~最低)		13,298 ? 10,875	12,105 ? 10,076	11,521 ? 7,981	8,967 ? 5,602	7,690 ? 4,095	4,506 ? 3,380

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	55.2	58.5	56.9
	査定支給分(奨励相当) (平均)	44.8	41.5	43.1
	最高～最低	48.1～32.9	44.7～30.4	46.3～31.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.5	67.2	65.9
	査定支給分(奨励相当) (平均)	35.5	32.8	34.1
	最高～最低	48.1～29.7	44.7～27.4	46.3～28.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

116.4

対他法人(事務・技術職員)

110.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出



給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容										
指数の状況	対国家公務員 116.4 <table border="1" data-bbox="721 392 1161 477"> <tr> <td data-bbox="721 392 839 477">参考</td> <td data-bbox="839 392 1037 423">地域勘案</td> <td data-bbox="1037 392 1318 423">103.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="839 423 1037 454">学歴勘案</td> <td data-bbox="1037 423 1318 454">113.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="839 454 1037 477">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="1037 454 1318 477">101.5</td> </tr> </table>		参考	地域勘案	103.4		学歴勘案	113.6		地域・学歴勘案	101.5
参考	地域勘案	103.4									
	学歴勘案	113.6									
	地域・学歴勘案	101.5									
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>①在勤地が大都市圏であること                      比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であり、特別都市手当(国の地域手当に相当)の支給対象に差があること。                      (職員(事務・技術)の割合…東京都特別区:90.7%、大阪市:9.3%)</p> <p>②大学卒以上の比率が高いこと                      国家公務員(行政職(一))の大学卒以上の比率は52.6%(平成23年国家公務員給与等実態調査)であるのに対し、当機構職員(事務・技術)の大学卒以上の比率は87.9%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③管理職比率が高いこと                      当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと                      当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p> <p><b>【主務大臣の検証結果】</b>                      地域・学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様にな得していただけるよう、給与水準の見直しについて検討していただきたい。</p>										
給与水準の適切性の検証	<p><b>【国からの財政支出について】</b>                      支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 25.0%                      (国からの財政支出額 48,542百万円、支出予算の総額 194,098百万円:平成23年度予算)</p> <p><b>【検証結果】</b>                      国からの財政支出額48,542百万円の内訳は、運営費交付金3,948百万円、社会福祉振興助成費補助金2,081百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金22,792百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,512百万円、政府出資金14,200百万円、福祉保健医療情報サービス事業に係る受託収入9百万円となっている。                      給与、報酬等支給総額は1,984百万円(支出総額に占める割合:1.0%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p> <p><b>【累積欠損額について】</b>                      累積欠損額一円(平成22年度決算)</p>										

講ずる措置	<p>■これまでに講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度 全職員の昇給を停止 国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△5.3%)</li> <li>・平成16～23年度 組織のスリム化の推進(部長△4、次長△2、課長△10)</li> <li>・平成22年度 管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%)</li> <li>・平成23年度 中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%)</li> </ul> <p>■今後講ずる措置</p> <p>上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成24年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.本俸       <ul style="list-style-type: none"> <li>① 課長相当職員以上(役員、7～5等級) △9.77%</li> <li>② 課長代理、係長相当職員(4～3等級) △7.77%</li> <li>③ 係員(2～1等級) △4.77%</li> </ul> </li> <li>2.役職手当 一律△10%</li> <li>3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを実施(国△1.5%:機構△2.0%)</li> <li>・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。</li> </ul> <p>なお、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。 (平成24年度における対国家公務員指数は年齢勘案で116.4ポイント程度、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は100.5ポイント程度とすることが見込まれる。)</p>
-------	---

■法人の業績評価

当機構は平成22年度業務実績について、評価委員会の評価において16項目中5項目S(中期目標を大幅に上回っている)、9項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。

■支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成23事業年度決算における支出総額192,537百万円に対し給与、報酬等支給総額1,984百万円であり、その割合は1.0%程度である。

■管理職の割合(平成24年4月1日現在)

当機構職員(事務・技術)の管理職の割合は18.1%となっている。  
上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。

■大卒以上の高学歴者の割合(平成24年4月1日現在)

当機構職員(事務・技術)の大卒以上の割合は87.9%となっている。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,983,754	2,022,320	△ 38,566	(△1.9)	△ 92,695	(△4.5)
退職手当支給額 (B)	199,227	134,872	64,355	(47.7)	△ 37,258	(△15.8)
非常勤役員等給与 (C)	258,664	239,196	19,468	(8.1)	△ 1,917	(△0.7)
福利厚生費 (D)	425,731	431,703	△ 5,972	(△1.4)	△ 40,273	(△8.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,867,376	2,828,091	39,285	(1.4)	△ 172,143	(△5.7)

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度増減要因

平成22年度に引き続き、平成23年度においても機構独自の措置として中高年齢層を対象とした本俸基準表の引き下げ(平均△1.0%)を実施したことなどから、給与、報酬等支給総額は対前年度比1.9%減となった。なお、最広義人件費は退職手当支給額の増加等により、対前年度比で1.4%の増加となった。

##### ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準(平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準)として中期計画における人件費削減目標(5%)を大幅に上回る人件費削減(14.5%)を実施した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,412,895	2,221,503	2,142,941	2,076,449	2,096,883	2,022,320	1,980,361
人件費削減率 (%)		△7.9%	△11.2%	△13.9%	△13.1%	△16.2%	△17.9%
人件費削減率(補正值) (%)		△7.9%	△11.9%	△14.6%	△11.4%	△13.0%	△14.5%

注(1): 基準年度における給与、報酬等支給総額欄については、平成18年4月1日に旧年金資金運用基金から年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務を承継したことに伴う基準額の増加分を加味した額である。

(2): 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」による人事院勧告を踏まえた官民の給与と較差に基づく給与と改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

(3): 平成23年度の給与、報酬等支給総額の実績は、平成24年6月期の期末手当において人事院勧告を踏まえた官民の給与と較差に基づく給与と改定分を調整した額(3,394千円)を除いて算出している。

#### 【主務大臣の検証結果】

総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。



#### IV 法人が必要と認める事項

- 1 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
  - 平成24年3月から、
    - ・役職員の俸給月額の下げを実施した。(平均△0.23%)
      - ※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の賞与で調整
  - 平成24年4月から平成26年3月までの間、
    - ・役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。(△9.77%)
    - ・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。(行(一)相当職員)

①本俸	課長相当職員以上(7~5等級)	△9.77%
	課長代理、係長相当職員(4~3等級)	△7.77%
	係員(2~1等級)	△4.77%
    - ②役職手当 一律△10%
    - ③期末手当及び奨励手当 一律△9.77%
    - ④本俸に連動する手当等の減額支給
      - 特別都市手当等の本俸に連動する手当(期末手当及び奨励手当を除く)の月額、減額後の本俸等の月額により算出
- 2 人件費を抑制するためには、給与水準の見直しとともに業務の合理化、効率化等による組織のスリム化が重要であることから、ポスト数の削減をあわせて進めている。

**事業費の冗費の点検**  
(委員長通知別添二関係)

事業費項目	点検状況	1年間実施した場合の削減効果額(単位:千円)
① 庁費の執行状況の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁費の執行状況については、別添(項目4の2)「平成23年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」のとおりである。</li> <li>○ 庁費については、第3・四半期及び第4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、承継債権管理回収業務に係る受託金融機関手数料(回収業務の代理店手数料)を第3・四半期に885百万円、第4・四半期に870百万円支出したことや第4・四半期には耐用年数の経過に伴う本部ホストコンピュータ等の機器更新109百万円を実施したためであり、適正な執行を行っている。</li> <li>○ 情報処理業務庁費については、第4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、第4・四半期分のシステム運用保守経費等を未払金として226百万円計上していることに起因しており、適正な執行を行っている。</li> </ul>	
② 旅費の執行状況の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅費の執行状況については、別添(項目4の2)「平成23年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」のとおりである。</li> <li>○ 旅費については、年度後半にかけて執行額が多くなっているが、これは、福祉医療貸付事業において年度前半は東日本大震災に係る被災先実地調査等を行ったため、通常の貸付先実地調査等を年度後半に多く実施したことや、各事業における次年度の事業を円滑に実施するために、受託金融機関等関係方面に対する業務指導や事業説明会等を年度後半に集中的に実施したためであり、適正な執行を行っている。</li> <li>○ なお、旅費については、平成22年度に引き続き旅行パックの利用等による削減努力を行った結果、平成22年度との比較で、約297万円の削減を図ったところである。</li> </ul>	
③ 給与振込経費の削減	給与振込経費については、国家公務員に準じたものとしており、一部現金払い及び複数の振込口座の取扱いは行っていない。	約390千円
④ その他のコスト削減について検討したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。</li> <li>○ コピー、プリントアウトの際の両面印刷及び集約印刷、及びカラーコピーの原則禁止等により、コピー機保守料を削減した。</li> <li>○ 組織の見直し(大阪支店の管理部門廃止)により、事務所賃借面積も見直し、大阪支店の事務所賃料を削減した。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">約903千円</p> <p style="text-align: right;">約2,795千円</p> <p style="text-align: right;">約8,787千円</p>

※ 削減効果額とは、各項目について行った見直しを平成23年度当初から実施したと仮定した場合における平成23年度の実績額(推計)が、平成22年度の実績額からどれだけ削減したかを示すものである。

平成23年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況

上段：支出予定  
下段：支出実績 (単位：円)

区 分	執行計画額	合 計	支 出 状 況												出納整理期				
			第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期							
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
福祉医療機構計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	4,730,075,909	4,545,122,459	489,864,288	78,165,194	115,801,980	295,897,114	667,136,827	210,970,716	238,863,569	217,302,542	1,511,596,017	292,990,805	999,417,283	219,187,929	1,876,525,327	226,508,108	269,233,392	1,380,783,827	-
(庁費の類計)	4,685,976,362	4,500,533,216	480,953,305	75,616,528	113,308,738	292,028,039	657,561,036	207,854,111	236,281,999	213,424,926	1,499,711,639	290,148,063	995,023,932	214,539,644	1,862,307,236	223,027,728	263,787,201	1,375,492,307	-
庁 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3,154,452,985	243,967,916	72,439,932	72,940,964	98,587,020	411,126,219	142,506,710	143,172,996	125,446,513	1,173,315,834	124,378,910	946,774,235	102,162,689	1,326,043,016	60,917,236	188,414,873	1,076,710,907	-	
情報処理業務庁費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,317,313,309	230,768,816	996,911	37,485,056	192,286,849	239,739,753	64,183,361	89,557,473	85,998,919	319,059,984	163,337,889	45,705,726	110,016,369	527,744,756	159,714,802	72,981,429	295,048,525	-	
厚生労働統計調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
検定検査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
通信専用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
電子計算機等借料	28,542,982	6,111,073	2,179,685	2,777,218	1,154,170	6,685,194	1,154,170	3,551,530	1,979,494	7,227,251	2,389,264	2,477,401	2,360,586	8,519,464	2,395,690	2,390,899	3,732,875	-	
各所修繕	139,440	21,000	0	21,000	0	9,870	9,870	0	0	108,570	42,000	66,570	0	-	0	0	0	0	-
自動車重量税	84,500	84,500	0	84,500	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	-
(旅費の類) 計	44,099,547	44,589,243	8,910,983	2,548,666	2,493,242	3,869,075	9,575,791	3,116,605	2,581,570	3,877,616	11,884,378	2,842,742	4,393,351	4,648,285	14,218,091	3,480,380	5,446,191	5,291,520	-
職員旅費	35,224,971	7,009,247	1,098,340	2,164,392	3,746,515	7,618,295	2,676,725	2,079,910	2,861,660	9,685,348	1,917,812	3,678,461	4,089,075	10,912,081	3,044,790	3,523,151	4,344,140	-	
監査旅費	900,720	0	0	0	0	307,700	164,000	143,700	0	29,520	0	0	29,520	563,500	271,960	195,340	96,200	-	
研修旅費	436,680	131,200	2,240	128,960	0	35,340	0	0	35,340	148,810	0	19,280	129,530	121,330	44,500	72,760	4,070	-	
赴任旅費	2,047,556	1,448,086	1,448,086	0	0	-	-	-	-	324,350	324,350	0	0	275,120	0	112,270	162,850	-	
外国旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
外国人招へい旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
委員等旅費	5,979,316	322,450	0	199,890	122,560	1,614,456	275,880	357,960	980,616	1,696,350	600,580	695,610	400,160	2,346,060	119,130	1,542,670	684,260	-	



## 契 約

### (委員長通知別添二関係)

<p>① 契約監視委員会からの主な指摘事項</p>	<p><b>[点検の実施]</b></p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」及び「独立行政法人の契約の見直しについて」(平成22年5月26日総務省行政管理局から各府省官房長宛て事務連絡)により、平成22年度以降においても引き続き各独立行政法人に「契約監視委員会」を存置することとされているため、平成24年2月24日に同委員会の点検を受けた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成22年度契約</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td style="text-align: center;">6件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成23年度契約※</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td style="text-align: center;">5件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td style="text-align: center;">11件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度契約予定案件</td> <td>新規案件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成23年度契約は、12月末現在で契約締結に至ったものを対象とした。</p> <p><b>[点検の観点]</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">点 検 の 観 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随意契約</td> <td>・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>・ 真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)及び競争性の確保のための改善方策の妥当性</td> </tr> <tr> <td>新規案件</td> <td>・ 契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>[点検結果]</b></p> <p>主な指摘としては、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「賃借ビルのレイアウト工事等」に係る契約について、機構が入居しているビルのレイアウト工事等について、賃貸借契約上ビル所有者の指定する業者以外と契約することができないため、随意契約とならざるを得ないという説明は理解する。しかし、他の業者から工事見積書を入力し、ビル所有者と価格交渉を行う等の経費節減への努力は必要。</li> <li>・ 「各業務システムの改修、運用保守」に係る契約について、COBOL等の特殊な言語プログラムを採用しているため、他の業者の参加制限となっている。今後、業務システムを採用する時は、より汎用性の高いプログラミング言語による開発を採用することを昨年度提案したが、COBOLに依存しない場合のセカンドベストの試算を行う必要があるのではないか。</li> </ul>	区 分	件 数	平成22年度契約	競争性のない随意契約	1件	一者応札・一者応募	6件	平成23年度契約※	競争性のない随意契約	5件	一者応札・一者応募	11件	平成23年度契約予定案件	新規案件	1件	合 計		24件	区 分	点 検 の 観 点	随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性	一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)及び競争性の確保のための改善方策の妥当性	新規案件	・ 契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性
区 分	件 数																										
平成22年度契約	競争性のない随意契約	1件																									
	一者応札・一者応募	6件																									
平成23年度契約※	競争性のない随意契約	5件																									
	一者応札・一者応募	11件																									
平成23年度契約予定案件	新規案件	1件																									
合 計		24件																									
区 分	点 検 の 観 点																										
随意契約	・ 契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性																										
一者応札・一者応募	・ 真に競争性が確保されているか(仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件)及び競争性の確保のための改善方策の妥当性																										
新規案件	・ 契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性																										

<p>②契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況</p>	<p>○ 当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、「契約審査会」（経理担当役員及び管理部門の幹部職員を構成委員とし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関）を設置し、同委員会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、CIO補佐官（外部の第三者に委託）の出席を求め、助言を得ている。</p> <p>○ また、契約審査会は、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。</p> <p>○ さらに、平成22年度からは、「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発総0406第5号）を踏まえ、契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底することとした。</p> <p>① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること</p> <p>② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</p> <p>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと</p>
<p>③「随意契約等見直し計画」の進捗状況</p>	<p>随意契約等見直し計画（平成22年4月策定）に基づき、①企画競争及び公募については、更に一般競争への移行を推進するとともに、②契約に係る規程類の整備（平成20年度において措置済み）を行っている。また、③契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、契約審査会において契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議等を行っている。さらに、④一者応札・一者応募の見直しの観点から、公告期間の確保や契約の履行を確保する最低限の要件を除き排他的な応札要件を付さないことなど、競争性確保のための取組を実施している。</p> <p>以上のとおり、随意契約等見直し計画に基づく各種の取組を着実に実施した結果、計画の基準となる平成20年度において22件あった随意契約を平成23年度において6件にまで減少することができた。</p> <p>また、随意契約等見直し計画においては、随意契約を6件とすることを目標にしているところであり、同計画の目標を達成したところである。</p>
<p>④一者応札・一者応募となった契約の改善方策</p>	<p>一者応札・一者応募となった契約の改善方策については、平成21年7月24日に策定し、当機構のホームページにて公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づき、次のとおり改善の取組を行い、競争性、透明性の一層の確保を図っている。</p> <p>（改善方策の主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること。（国における「予算決算及び会計令」等においては10日（暦日）間）</li> <li>・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討した上、過度に業務実績等を求めることはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこと。</li> </ul> <p>また、更に実質的な競争性確保の一助とするため、入札前に問い合わせのあった業者に入札辞退理由のアンケートを行い、事後点検を行っている。</p>

<p>⑤契約に係る規程類とその運用状況</p>	<p>○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置については、すべて実施済みである。</p> <p>○ 平成 23 年度においては、総合評価落札方式及び公募の実施実績はなく、企画競争についての実施状況は次のとおりである。</p> <p>ア 説明会の実施及び説明会から入札日又は企画書提出日までの十分な日程の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に企画競争により契約を締結した調達は3件であり、3案件とも複数の参加者があったことから、十分な日程の確保はもとより適正な調達を実施したものと考えている。（公告日から企画書提出期限までは平均24日）</li> </ul> <p>なお、3案件のうち2案件の業務内容は「C I O補佐官業務」及び「会計監査人候補者の選定」であり、専門性の高い業務であったことから、応募者は、基本的には、その分野において一定の専門知識を有する者であると想定されたことから、説明会は行わず仕様書等に関する質問期間を確保することで対応を図ったところである。</p> <p>イ 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に企画競争により契約を締結した3件については、いずれも選定基準及び配点を事前に配付し、その結果については、企画競争参加者に公開している。</li> </ul> <p>ウ 選定委員における外部有識者割合の基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当機構においては、企画競争について、内部職員に評価が可能な案件を対象とすることとしているが、この場合も、契約に係る競争性及び透明性を確保するため、選定委員の評価結果について「契約審査会」で適正性等を審議することとしている。</li> </ul> <p>なお、総合評価落札方式については、割合に係る基準は設けていないが、「総合評価・企画競争・公募による調達マニュアル」（平成20年度末に策定）により外部有識者を含めることを義務付けている。</p>									
<p>⑥再委託している契約の内容と再委託割合（再委託割合が 50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの）</p>	<p>○ 随意契約によるものを再委託しているものは次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="549 1348 1461 1496"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>受託者</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療機構 ALM モデル運用支援</td> <td>（株）三菱東京 UFJ 銀行</td> <td>8,641,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 当機構では、貸付原資についての自己資金調達による金利リスクに対応するため、ALM システムを活用している。本件は、当該システムの運用支援業務を委託しているもの。</p> <p>再委託の内容は、受託者においてシステム運用保守業務を再委託しているものである。再委託割合については、受託者が当機構の業務以外のシステム運用保守も一括して再委託先に委託していることから、受託者としては「機構業務のみの再委託割合を算定することは困難」としている。</p>	契約件名	受託者	金額（円）	福祉医療機構 ALM モデル運用支援	（株）三菱東京 UFJ 銀行	8,641,500			
契約件名	受託者	金額（円）								
福祉医療機構 ALM モデル運用支援	（株）三菱東京 UFJ 銀行	8,641,500								
<p>⑦公益法人等との契約の状況</p>	<p>○ 平成 23 年度に締結した公益法人等との契約の状況次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="549 1814 1461 2087"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>受託者</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人会計システムの保守</td> <td>（財）日本システム開発研究所</td> <td>7,625,100</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設開設・経営実務セミナー【東京会場】開催に係る会場借り上げ</td> <td>（福）全国社会福祉協議会</td> <td>1,664,160</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	受託者	金額（円）	独立行政法人会計システムの保守	（財）日本システム開発研究所	7,625,100	社会福祉施設開設・経営実務セミナー【東京会場】開催に係る会場借り上げ	（福）全国社会福祉協議会	1,664,160
契約件名	受託者	金額（円）								
独立行政法人会計システムの保守	（財）日本システム開発研究所	7,625,100								
社会福祉施設開設・経営実務セミナー【東京会場】開催に係る会場借り上げ	（福）全国社会福祉協議会	1,664,160								

<p>⑧ その他調達の見直しの状況</p>	<p>○ 平成 23 年度においても、「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日付厚生労働省発総 0406 第 5 号）を踏まえ、すべての調達は原則として一般競争入札によることとし、当機構の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底したところ。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること</li><li>② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</li><li>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が 1/2 を超える場合においては審査を行うこと</li></ul>
-----------------------	---



I 平成23年度の実績【全体】		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	41件 (82.00%)	6.9億円 (82.95%)
	うち一者応札	16件 【39.02%】	3.7億円 【53.81%】
	総合評価落札方式	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者応札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	指名競争入札	－件 (－%)	－億円 (－%)
	うち一者応札	－件 【－%】	－億円 【－%】
	企画競争等	3件 (6.00%)	0.9億円 (10.84%)
	うち一者応募	－件 【－%】	－億円 【－%】
競争性のない随意契約	6件 (12.00%)	0.5億円 (6.21%)	
合計	50件 (100.0%)	8.4億円 (100.0%)	

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

II 平成23年度の実績【公益法人】			
	件数	金額	
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	1件 (50.00%)	0.02億円 (17.91%)
	うち一者応札	一件 【-%】	一億円 【-%】
	総合評価落札方式	一件 (-%)	一億円 (-%)
	うち一者応札	一件 【-%】	一億円 【-%】
	指名競争入札	一件 (-%)	一億円 (-%)
	うち一者応札	一件 【-%】	一億円 【-%】
	企画競争等	一件 (-%)	一億円 (-%)
	うち一者応募	一件 【-%】	一億円 【-%】
競争性のない随意契約	1件 (50.00%)	0.08億円 (82.09%)	
合計	2件 (100.0%)	0.09億円 (100.0%)	

※ 「公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ 随意契約等見直し計画の進捗状況 その1					
		随意契約等見直し計画 による見直し後の姿		平成 23 年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		1件 (-%)	1億円 (-%)	45件 (57.7%)	35.7億円 (77.7%)
競争性のある契約	競争入札	46件 (59.0%)	35.7億円 (77.7%)	26件 (33.3%)	9.0億円 (19.6%)
	企画競争等	26件 (33.3%)	6.7億円 (14.5%)	3件 (3.9%)	1億円 (2.1%)
競争性のない随意契約		6件 (7.7%)	3.6億円 (7.8%)	4件 (5.1%)	0.2億円 (0.5%)
合 計		78件 (100.0%)	46億円 (100.0%)	78件 (100.0%)	46億円 (100.0%)

(注) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※ 「随意契約等見直し計画」策定時の個々の契約が、平成 23 年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。

※ 「随意契約等見直し計画による見直し後の姿」の各欄の件数・金額は、随意契約等見直し計画時の件数・金額から複数年契約で平成 23 年度に契約の更改を行っていないものを除いたもの。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札」は、一般競争入札及び指名競争入札を示す。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示し、平成 23 年度実績欄には不落・不調随契が含まれる。

IV 随意契約等見直し計画の進捗状況 その2					
		一者応札・一者応募案件の見直し状況（20年度実績）		23年度も引き続き一者応札・一者応募となったもの	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		一件 (%)	一億円 (%)	14件 (51.9%)	8.7億円 (74.6%)
契約方法を見直しを実施（注2） 契約方法を変更せず条件等の	仕様書の変更	一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
	参加条件の変更	23件 (85.2%)	10.8億円 (92.6%)	6件 (22.2%)	1.0億円 (9.0%)
	公告期間の見直し	3件 (11.1%)	0.2億円 (1.7%)	1件 (3.7%)	0.05億円 (0.4%)
	その他	1件 (3.7%)	0.7億円 (5.7%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
契約方式の見直し		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
その他の見直し		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
点検の結果、指摘事項がなかったもの		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
一者応札・一者応募が改善されたもの		—	—	6件 (22.2%)	1.9億円 (16.0%)
合 計		27件 (100.0%)	11.6億円 (100.0%)	27件 (100.0%)	11.6億円 (100.0%)

(注) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注1) 平成20年度に一者応札・一者応募であった個々の契約が、見直しによって、平成23年度の契約ではどの程度一者応札・一者応募となったかを示している。

(注2) 内訳については、重複して見直ししている可能性があるため計が一致しない場合がある。



V 公益法人等への会費等の支出状況		
23年度交付法人数	24年度廃止予定 (件数)	廃止が困難なもの (件数)
4件	2件	2件

(注1) 平成24年3月23日「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(行政改革実行本部決定)により、見直し方針が示されており、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないこととされている。

(注2) 上記見直しについては、平成24年度以降見直しを行うこととされている。

## 随意契約等見直し計画

平成22年4月  
独立行政法人福祉医療機構

### 1. 随意契約等の見直し計画

#### (1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(71.8%) 56	(46.0%) 2,114,112	(92.3%) 72	(92.2%) 4,240,614
競争入札	(47.4%) 37	(34.3%) 1,575,562	(59.0%) 46	(77.7%) 3,572,400
企画競争、公募等	(24.4%) 19	(11.7%) 538,551	(33.3%) 26	(14.5%) 668,214
競争性のない随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 2,484,469	(7.7%) 6	(7.8%) 357,967
合 計	(100%) 78	(100%) 4,598,581	(100%) 78	(100%) 4,598,581

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	56	2,114,112
うち一者応札・一者応募	(48.2%) 27	(55.0%) 1,162,242

(注) 上段 ( ) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(100%) 27	(100%) 1,162,242
仕様書の変更	0	0
参加条件の変更	23	1,075,641
公告期間の見直し	3	20,136
その他	1	66,465
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(0%) 0	(0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 ( ) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

## 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

### (1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

### (2) 随意契約等の見直し

契約に係る競争性及び透明性の確保の観点から、次の措置を実施している。

ア. 企画競争及び公募については、更に一般競争への移行に努める。

#### イ. 契約に係る規程類の整備

「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年1月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置の状況については、事務連絡の①～⑥の事項ごとに、次のとおり適切に対応している。

- ① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、公告期間・公告方法等を国の規定（「予算決算及び会計令」第74条）と同様の内容とした。

- ② 指名競争入札限度額を国の基準と同額とすること。

《措置状況》

平成18年度に措置済みである。

- ③ 包括的契約条項又は公益法人契約条項を設定している場合、恣意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、包括的契約条項及び「公共事業を目的とする法人」との随意契約条項を削除した。

- ④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の規準とすること。

《措置状況》

平成15年度に措置済みである。

- ⑤ 総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、総合評



価方式及び複数年度契約に関する規定を定めた。（「会計法」第29条の6第2項（落札方式）、同法第29条の12（長期継続契約）、「予算決算及び会計令」第102条の2（長期継続契約ができるもの）及び他の独立行政法人の複数年度契約に係る例を参考とした。）

- ⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

《措置状況》

平成20年度において、「総合評価落札方式による調達マニュアル」及び「企画競争・公募による調達マニュアル」を策定した。

#### ウ. 審査体制の整備

当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」（内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関）において契約方式の妥当性及び総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととした。

また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとしている。

更に、外部から登用しているCIO補佐官に出席を求め、専門家の意見を聴取して、契約に係る改善を行っている。

（参考）

少額随意契約の基準額は次のとおり。（国と同様の基準である。）

- ・ 工事及び物品の製造⇒予定価格が250万円を超えないもの
- ・ 財産の買入⇒予定価格が160万円を超えないもの
- ・ 物件の借入⇒予定価格が80万円を超えないもの
- ・ 上記以外⇒予定価格が100万円を超えないもの

#### エ. 一者応札・一者応募の見直し

- ① 公告期間の確保等

競争性のない随意契約については、一般競争入札等、競争性のある契約方式への移行を推進しているところであるが、結果として一者応札・一者応募となっている事例が散見される状況となっている。

このため、平成21年7月24日付で『「一者応札・一者応募」に係る改善方策について』を制定し、公告期間の確保（原則10営業日以上）、契約の履行を確保する最低限の要件を除く排他的な競争参加資格要件を設定しない、仕様書の改善などについて取り組んでいるところである。

- ② 応札者の範囲拡大のための取組

当機構では、平成20年度において、競争入札の推進にあたり、入札への参加者を増やし、より公正な競争を行うこと

等を目的に、「競争参加者の資格等の取扱いに関する細則」の改正を行った。

具体的には、役務提供契約において、予定価格の対応する区分以外の等級の事業者も競争に参加することを可能とした。（例えば、A等級の入札案件については、2級下位のC等級までの事業者の入札参加を可能とした。）

(注) 個別の契約の状況については、各様式に記載

## 内 部 統 制

①統制環境	<p><b>1 理事長の役職員へのミッションの周知等</b></p> <p><b>(1) 当機構のミッションと経営理念</b></p> <p>当機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、この社会的使命を効率的かつ効果的に果たすことができるよう業務運営に邁進しているところである。</p> <p>現理事長は平成20年4月に民間から就任したところであるが、当機構のこれからの方向性を明示するため、理事長を中心として、全役職員から意見を出し合い、平成20年10月に当機構の経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、発信している。</p> <p>これにより、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしたところである。</p> <p>当機構においては、理事長の指揮、監督のもとで、統制環境の整備を図りつつ、社会的使命を果たすために全役職員が一丸となり、業務を推進しているところである。</p> <p><b>(2) 中期計画及び年度計画の策定</b></p> <p>理事長の指揮、監督のもと、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、国の政策や福祉医療を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、さらに、各事業部へのヒアリング結果を踏まえ、中期計画及び年度計画の素案を作成し、全役員・幹部職員で構成される経営企画会議において審議したうえで、中期計画及び年度計画を策定している。</p> <p>全役職員が中期計画及び年度計画の策定に参画することによって、当機構の社会的使命が周知されるとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。</p> <p><b>(3) 役職員に対するミッションの周知</b></p> <p>ア 理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、社会的使命を果たすために主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。</p> <p>イ 毎年度初めの経営企画会議において、理事長から役員・幹部職員に対して、「進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して周知すると同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。さらに、東日本大震災等への対応について更なる迅速かつ的確な対応を図ることを目的に設置した役員連絡会を毎週</p>
-------	---

開催し、組織内での情報の共有化・問題意識の統一を徹底している。ウ 経営理念「民間活動応援宣言」については、イントラネット内の掲示板及び執務内の各所に掲示されており、役職員がお客さまへ配布するリーフレットや名刺に印刷することにより、全役職員が日々、経営理念を意識した業務運営を行っている。

## 2 理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保

### (1) 理事長のリーダーシップ発揮

ア 理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効果的に開催し、重要案件に対して迅速かつ的確な経営判断を行っている。また、平成 23 年度より経営企画会議については、これまで月 1 回開催していたところであるが、トップマネジメント機能の更なる有効性の向上を図るため、トップダウン方式とボトムアップ方式の双方向による会議を月 2 回開催に見直し、効率的かつ効果的な運営を実施している。

イ 経営理念「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成 21 年 4 月から理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立ち上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、全役職員の士気の向上を図っている。

ウ 理事長の指示に基づき、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標を達成するため、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を定めている。また、それを達成すべく各課（室）における重点目標（課としてなすべき事項）を定め、さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員ごとにアクションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画を作成している。

エ 理事長の指示に基づき、東日本大震災に係る被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧・復興に関する支援策を提案するため、関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を平成 23 年 8 月に設置し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」への機構としての対応の検討、また、金融庁、民間金融機関、他の政府系金融機関の動向把握と調整等を実施している。

### (2) マネジメントの実効性確保

ア 理事長の指示に基づき、次のとおり各現業部門又は管理部門の状況等を取りまとめ報告するための態勢を整備し、理事長によるマネジメントの実行性を確保している。

○ 毎月の経営企画会議において、業務の進捗状況及び業務プロセスの監視状況のモニタリングを行い、課題等を抽出したうえで、改善策の指示等が行われている。また、併せて、各事業におけるコスト管理も行い、効率的な業務運営を図っている。

○ 平成 17 年度に認証を取得した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（QMS）の運用を通じ、是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務の改善を図っている。平成 23 年度からは、監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による監査と QMS 内部監査を統合したうえで、理事長直属の監査室が、業務の合規性（旧監査室検査）及び業務の継続的改善（QMS 内部監査）の観点から、全部署に対し厳格な内部監



査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、更なる継続的改善活動を推進している。

また、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行っている。

なお、平成24年2月にISO9001認証機関による定期審査を受審し、「QMSの運用は十分に高い適合性を維持している。」との高い評価を受けた。

イ 経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、個人の目標にブレークダウンされた取組みについては、人事評価制度の運用を通じて、その進捗状況を管理するとともに、人事評価結果を人事及び給与等に適切に反映することにより、士気の高い組織運営を図っている。

### 3 内部統制の構築状況

#### (1) 法令等の遵守

ア 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、機構役職員の法令遵守における基本方針を定めるとともに、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備している。

イ 個人情報保護を適切に実施する観点から、「独立行政法人福祉医療機構個人情報管理規程」に基づき、平成20年4月に個人情報管理委員会を設置し、「個人情報保護マニュアル」を策定するとともに、マニュアルの遵守状況を把握するための職員向けアンケートを実施し、その分析結果をもとにマニュアルの見直しや個人情報保護の取組強化としての個人情報保護方針の策定など、個人情報保護の重要性について注意喚起を行っている。

ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等を制定の上、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを行うとともに、全役職員に対する研修（e-ラーニング形式の研修を導入）を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。

○ 内部統制統括部署：総務企画部総務課（平成24年度より総務企画部業務管理課）

○ 推進部署：総務企画部総務課（職員数7人）

○ 優先順位：第1位

[理由] 当機構において不祥事が発生した場合、風評等により法人自体の存続に関わるため、最も重要なものと考えている。

#### (2) 業務の有効性・効率性

上記1及び2の取組みのとおり、理事長の指揮、監督のもとで、当機構のミッション（民間活動応援宣言）を効率的かつ効果的に果たすための統制環境を構築している。

○ 内部統制統括部署：総務企画部総務課

○ 推進部署：総務企画部総務課、人事課、企画室企画課（職員数20人）

○ 優先順位：第2位

[理由] 当機構の社会的使命及び中期目標等を効率的に達成するためには、業務の有効性・効率性について留意することが必要であるた

め、第2位としている。

### (3) 資産の保全

ア 当機構においては、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、保有する資産について、不断の見直しを行っている。

イ 平成23年度においては、千里山田宿舎及び公庫総合運動場を年度内に国庫納付（現物納付）することができたが、宝塚宿舎及び川西宿舎においては、近隣住民との境界確定協議が整わなかったため、現物納付が不可能となり急ぎょ金銭納付を行うこととし、平成24年3月に一般競争入札を行った結果、落札決定し、平成24年5月には売却代金の決済を行い、速やかに国庫納付する予定であり、適切な対応を図っている。

また、その他保有する資産である東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成24年度中における入居者の退去を促すための入居者に対する説明会を実施するなど、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するべく手続きを進めている。

ウ 心身障害者扶養保険資金の運用については、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で、策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施している。

エ 見直しの基本方針において、不要とされた資産については、同見直しの基本方針に基づき、国庫納付の手続きを進めている。

- 内部統制統括部署：総務企画部総務課
- 推進部署：経理部会計課、資金課（職員数14人）
- 優先順位：第3位

[理由] (3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことから、同順位としている。

### (4) 財務報告等の信頼性

会計監査人による監査、監事監査等による内部監査、会計検査院による監査、独立行政法人評価委員会による評価などにより信頼性を確保している。

- 内部統制統括部署：総務企画部総務課
- 推進部署：監査室、総務企画部企画室企画課、経理部経理課（職員数22人）
- 優先順位：第3位

[理由] (3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことから、同順位としている。

## 4 役員会の位置付け、権限の状況

役員会は、理事長及び理事をもって構成され、原則として毎月1回、理事長が召集し、これを主宰している。また、役員会においては、次に掲げる事項を審議し、役員会の議事は、役員会の構成員の意見に基づき、理事長が決定している。

- 機構の業務運営の基本方針に関する事項
- 事業計画、予算及び資金計画並びに決算に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務方法書その他諸規程の制定改廃に関する事項</li> <li>○ 組織及び機構の改廃に関する事項</li> <li>○ 人事及び給与の基本方針に関する事項</li> <li>○ その他理事長が必要と認める事項</li> </ul> <p><b>5 理事長と監事・会計監査人の連携状況</b></p> <p><b>(1) 理事長と監事との連携状況</b></p> <p>ア 監事との連携については、監査計画立案時及び監査報告時（中間報告時を含む。）における意見交換に加えて、役員会等の場において緊密に意見交換を実施している。また、年2回理事長が監事に対して個別面談を行うなど、意見交換の場を設けている。</p> <p>イ 監事監査における指摘事項については、必要に応じて役員会、経営企画会議等の当機構の意思決定に関わる場において議題として報告するとともに、改善状況等を確認する等のフォローアップを行っている。</p> <p>ウ 理事長が主宰する経営企画会議において、オブザーバーとして監事も出席し、重要案件に対する経営判断を行うにあたって、監事からの意見を聴取している。</p> <p><b>(2) 理事長と会計監査人との連携状況</b></p> <p>毎年度、会計監査人は理事長に対して決算の概要説明を行うほか、業務運営や不正防止に関すること等のトップマネジメントに関してインタビューを行い、意見交換を行っている。</p> <p><b>6 その他統制環境に関する状況</b></p> <p>ア 当機構の職員から、業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取し、積極的に業務や職場環境の改善を図るため、平成22年6月より「職員意見箱」の運用を開始したところであるが、より経営陣に意見・提案が届くように職員意見箱と改善アイデア提案制度を統合し、平成24年2月から新たに「職員提案箱」を設置し、運用を開始している。</p> <p>イ 災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するために、平成23年2月に策定した事業継続計画について、東日本大震災の経験を踏まえ、平成23年11月に見直しを行い、役職員に周知するとともに、有効性の検証を含め計画に基づく訓練を平成24年3月に実施している。</p>
<p><b>②リスクの識別・評価・対応</b></p>	<p><b>1 リスク対応計画に基づく対応</b></p> <p>法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し適切な予防措置を講じるとともに、危機管理を機動的かつ円滑に実施するため、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めたリスク・危機管理基本方針を平成21年10月に策定したところである。</p> <p>また、同方針に基づき、平成21年10月に理事長、理事、審議役及び各部長をもって構成するリスク管理委員会を設置し、各部において業務上のリスクを網羅的に洗い出し、リスクが顕在化した場合の影響度や発生可能性を評価し、重要度の高いリスクを抽出・把握した上で、その予防措置等の対応策をまとめたリスク対応計画を平成22年3月に策定している。</p> <p>平成23年度においては、平成22年度のリスク対応計画に基づくリスク管理の自己評価を実施し、評価結果を取りまとめ、リスク対応計画の是正・改善を行った。これにより当機構が抱えるリスク等の洗い出しを全役職員が参</p>

	<p>加して行う仕組みを構築しており、当機構のミッションの周知徹底を図るとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。</p> <p>なお、金融庁検査の導入に向け、リスク管理の高度化を目指し、リスク管理態勢にかかる体制整備を構築する準備を行っている。</p> <p><b>2 QMSに基づく対応</b></p> <p>QMSに基づき、業務運営において生じる課題・問題点（不適合）への対応方法、原因の分析、再発・未然防止等を行う是正予防処置を適切に実施するため、「是正・予防処置結果記録シート」に記録する運用を実施し、確実な管理を行うことでQMSの有効性の維持及び継続的な改善を進めている。</p>
<p>③統制活動</p>	<p><b>1 リスク対応計画に基づく対応</b></p> <p>各部においては、リスク対応計画により定めた対応を適切に実行している。</p> <p>また、各部からリスク管理委員会に対して、同計画に基づく対応実績等を半年に一度報告して評価を受けるとともに、必要に応じて計画の更新を行っている。</p> <p><b>2 QMSに基づく対応</b></p> <p>QMSに基づき、業務に必要な能力を習得するための教育・訓練の運用や業務手順書等による業務の標準化等を実施している。</p>
<p>④情報と伝達</p>	<p><b>1 組織内での情報伝達</b></p> <p>イントラネット及び当機構のホームページにおいて、全役職員が職務の遂行に重要となる情報である経営理念、中期目標、中期計画、年度計画及び各部署における重点目標、また、経営企画会議における理事長所感や各種会議資料等を掲載することにより、全役職員が理事長の経営姿勢、各事業における課題、重要事項に対する審議状況、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理状況等を把握することができるよう整備している。</p> <p><b>2 緊急時における連絡網の整備</b></p> <p>緊急的な事態が発生した場合において、休日又は深夜においても理事長以下上層部に対して、その事態の報告と指示を受けるための緊急連絡網を整備している。</p> <p><b>3 外部への伝達と外部からの収集</b></p> <p>当機構のホームページにおいて、法令による財務情報の開示等を含め、組織の外部に対しても適時かつ適切に情報を伝達している。</p> <p>また、平成22年7月に、当機構のホームページ上に顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を開設し外部から情報を収集している。</p> <p><b>4 QMSに関連する各種情報</b></p> <p>イントラネット内にQMSに関連する各種情報（業務手順書、内部監査報告書、是正・予防処置結果記録シート等）を掲載し、全役職員がいつでも各種情報を確認できる体制を整備している。</p>



## ⑤モニタリング

### 1 日常的モニタリング

- ア 経営企画会議において、各事業における予算の執行状況、中期目標等に対する業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を把握・管理している。
- イ 内部監査を全部署に対し年1回実施し、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題（エラー、制度・業務運用上の課題）に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。
- ウ 平成24年2月より運用している「職員提案箱」において、当機構の職員からの業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取できる仕組みを整備している。

### 2 独立的評価と評価プロセス

- ア 監事による監査報告等については、役員会において報告が行われるとともに、その監査結果の内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善を図っている。
- イ 前述の各部署における日常的モニタリングと並行し、監査室が独立かつ客観的立場で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かを検証し、不正事故の発生等を防止することを主眼とした内部監査を実施している。
- ウ 監事監査では、i) 理事長の指揮、監督のもと、当法人の役割、機能が発揮されているか、ii) 業務運営及び事務の健全性は保たれているか、iii) 業務の合規性及び正確性は保たれているか、iv) 業務運営及び事務の効率性、透明性は保たれているか、v) 顧客保護及び顧客サービス向上の取組はなされているか、vi) 財務の健全性が保たれ、会計経理が法令等に従い適正に行われているか、vii) 入札・契約、内部統制、情報開示等は適切に取組まれているかの7点を監査視点とし、併せて重点項目等も追加し、全部署に対し監査を実施している。
- エ 監事による内部統制の評価に関しては、監事監査計画の重点監査項目の1項目として、内部統制の整備（機能・有効性）を挙げて監査を行っている。当機構では、内部統制の整備に関し、整備すべき内部統制の主な項目及び具体的な対応方法等につき整理を行った上で順次体制準備を行ってきており、監事としては、まず、例えばコンプライアンス体制の整備やリスク対応計画策定などが計画に沿って進捗しているかの確認を行っている。その上で整備された内部統制が有効に機能しているかどうかについて、「独立行政法人における内部統制と評価について報告書(平成22年3月)」（以下「報告書」という。）にある監事監査の視点等を念頭におき、各部門の業務監査において内部統制の有効性の状況を確認し、必要に応じ改善を要する事項等につき監査報告に盛り込み、理事長に報告すると共に役員会にて情報を共有している。

内部統制の諸制度が有効に機能しているかどうかを評価するためには、ネガティブ情報でも上位者に報告しやすい風通しの良さや、リスク事象が発生した場合でも、単に個人の責任に帰するといったことなく、今後の改善のための情報共有に重点を行くといったような、謂わば企業風土的な面についても十分注意深くウォッチしていくことが必要と考えている。そうした事象が観察された場合は、理事長をはじめ各役員にフィードバックし、その後の対応・改善状況について、把握していくよう努めており、監事が監査を通じて内部統制に係る PDCA サイクルを補完する役割も果たして

	<p>いるものと考えている。</p> <p>オ 「報告書」では、「内部統制を評価する者は、組織の活動及び評価の対象となる内部統制の各基本要素をあらかじめ十分に理解する必要がある」とされているが、監事としても「報告書」と同様の理解である。このため、組織の活動に関しては、業務内容につき各担当部署から説明を受けると共に、経営企画会議等に出席して、業務の進捗状況につき把握していること、また、業務監査において各業務における課題等につき把握しており、内部統制を評価するのに必要な組織の活動に関する情報を得ていると考えている。また、内部統制の各基本的要素に関しては、「報告書」公表以前から、COSO 報告書についての理解を深めることや、当機構が貸付業務を行っていることから、金融庁の金融検査マニュアルのガバナンスやリスク管理に関するチェックリストなども参考にするなど、当機構の業務の実態に沿った内部統制の評価を行っている。</p> <p>カ 厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された統制環境における問題点等については、役員会及び経営企画会議において報告が行われるとともに、その評価結果の内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善を図っている。</p> <p><b>3 内部統制上の問題についての報告</b></p> <p>上記の日常的モニタリング及び独立的評価により明らかになった内部統制上の問題に適切に対処するため、問題が発生した場合は、役員会及び経営企画会議等において全役員に報告する仕組みが整備されている。</p>
<p>⑥ ICTへの対応</p>	<p>ア 理事長所感などの全役職員が職務の遂行に重要となる情報については、イントラネットを活用し情報の共有化を図っているところであるが、その一方で、企業秘密等へのアクセスの制限、情報の紛失・漏洩の防止等を行う必要があることから、静脈認証等におけるマシン室への入退室管理システムの運用、バックアップデータの遠隔地保管及び外部電子媒体へのファイル書き込み時のパスワード設定を必須とする仕組みを導入するなど、セキュリティ対策の強化を図っている。</p> <p>イ ICTの脆弱性や業務に与える影響等の評価については、情報化統括責任者（CIO）補佐官の助言を得て実施している。</p> <p>ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等に基づき、幹部職員向け自己点検調査を実施し、新たな情報セキュリティ上の課題を抽出するとともに、全役職員に対する研修を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。</p> <p>※ ICT：Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。ITと同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。</p>

<p>⑦監事監査 ・内部監査 の実施状況</p>	<p>監事監査</p>	<p><b>1 中期計画・年度計画等の妥当性について</b>  中期計画期間 5 年間の環境の変化等も踏まえ、中期計画及び年度計画の妥当性にも留意しながら監査を実施している。</p> <p><b>2 役職員の給与水準について</b>  特定事項監査の一環として、給与水準の状況、対応状況の確認を実施している。平成 22 年度及び 23 年度に実施した職員給与水準の引下げにより、平成 24 年度までにラスパイレス指数が概ね 100 となる措置がとられたことを確認している。</p> <p><b>3 理事長のマネジメントの発揮状況について</b>  上記①統制環境の 1 理事長から役職員へのミッションの周知等及び 2 理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保等に述べられているように、内部統制・ガバナンス強化等において、理事長としてのマネジメントは十分に発揮されているものと認識している。</p> <p><b>4 職員がミッションを意識しつつ目標・計画策定に参加しているか、また、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについて</b>  経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、毎年度策定される事業部ごとの重点目標を踏まえ、職員が人事評価制度において各個人の目標設定を主体的に行い、それに対し組織として期待する役割を果たしているか評価されることにより、ミッション達成に向けた展開がなされていることを確認している。</p> <p>また、イントラネット内における経営理念「民間活動応援宣言」や経営企画会議などの資料及び議事録等の掲示、さらには事業間連携強化・働きがいのある職場づくり（民間活動応援本部）及び東日本大震災対応など、組織を横断したプロジェクトチームが設置・運営されており、これらのプロジェクト等においても職員間の情報共有が図られ、積極的にコミュニケーションがとられていることを確認している。</p>
	<p>内部監査</p>	<p>不正事故の発生等防止の観点で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かの検証を実施している。</p> <p>また、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題（エラー、制度・業務運用上の課題）に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。</p>
<p>⑧内部統制の確立 による成果・課題</p>	<p>当機構における内部統制の確立による成果及び課題については、次のとおりである。</p> <p>ア 全役職員が、経営の方向性及び経営者の考えを明確に把握することができ、役職員自らが物事に対して主体的に取り組むようになり、働きがいのある職場環境の構築につながっており、統制環境が良い方向に向かっている。</p> <p>イ 当機構のミッション（民間活動応援宣言）を果たすために、各役職員の</p>	

	<p>職務がどのように貢献しているかを強く意識することができるため、全役職員のインセンティブの向上につながっている。</p> <p>ウ 全役職員が組織のリスクの把握に取り組むこととなった結果、自らの職務に関する知識だけではなく、他の職務に対する意識が高まり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上が図ることができ、副次的な効果も出ている。</p> <p>エ 平成22年7月から「お客さまの声」制度を設けたところであるが、聴取したお客さまからのご意見や苦情等に適切に対応することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、当機構の業務運営の効率化にもつながっている。</p> <p>オ 平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備しており、経営理念による当機構ミッションの明確化とトップマネジメントの強化、内部統制・リスク管理の有効性を確保するための態勢整備と相俟って、機構全体のガバナンスの仕組みの一層の強化が構築されつつある。</p>
--	--



**事務・事業の見直し等**  
(委員長通知別添三関係)

<p>①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況 (23年度中又は23年度から実施とされたもの)</p>	<p><b>1 福祉貸付事業及び医療貸付事業</b></p> <p>≪取組状況≫</p> <p>借入申込みの受理から貸付内定通知までの平均処理期間の短縮、借入申込書類の簡素化の促進、災害復旧・金融環境の変化等に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を中期計画等に明示し着実に取り組んでいる。(平成23年3月措置済み)</p> <p>なお、具体的な取組みは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査期間短縮 (平成22年度目標) 福祉貸付75日以内、医療貸付45日以内 (平成23年度目標) 福祉貸付・医療貸付30日以内 (平成23年度実績) 福祉貸付27.8日、医療貸付21.1日</li> <li>○ 申請書類の簡素化 平成22年度中に、申請書類の一部削減、施設種別ごとに提出することとなっていた書類の一元化及び一部電子化などにより、福祉貸付は対前年度比30%以上、医療貸付は対前年度比5%以上の簡素化を図った。</li> <li>○ 融資相談の強化 事業計画の早い段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行った。</li> <li>○ 有事対応・機動性の強化 災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度を創設。また、東日本大震災において被災された事業者への対応を図るため専用電話による特別相談窓口を設置するとともに被災地での融資相談会の開催など、迅速かつきめ細かな対応を図った。 平成23年度第一次補正予算において、被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため貸付利率の一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。また、第二次補正予算において、旧債務に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等)、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和(償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等)を実施している。さらに、第三次補正予算において、市町村等の復興計画を踏まえた被災地復興のための支援や今後の災害対策を図るべく貸付利率について当初5年間金利等の優遇措置を講じている。</li> </ul> <p>≪参考：東日本大震災対応状況(平成24年3月末現在)≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉貸付 現地相談会：10回(個別相談137件)、訪問相談：3件 関係団体等と意見交換：12回</li> <li>・医療貸付 現地相談会：9回(個別相談95件)、訪問相談：2件 関係団体と意見交換：26回</li> <li>○ 小規模組織に対する資金需要の支援の強化 平成23年度からケアホーム、グループホームについてNPOを貸付け</li> </ul>
---	--

の相手方に追加するとともに、平成23年度第三次補正予算において、東日本大震災の復興に資する整備については、29名以下の特別養護老人ホーム、ケアハウスや障害福祉サービス事業に対して、一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。

○ 社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化

救急医療、へき地医療などを担っている社会医療法人に対して、平成21年6月から融資にあたっての保証人を不要とするとともに、平成23年度から、融資率の引き上げ、土地取得資金の利用条件を緩和し、資金需要に応えることで地域における医療の質を高めるよう融資制度の創設を行った。

○ 融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

平成23年度から、福祉医療政策の動向や顧客ニーズを踏まえた特別養護老人ホームや病院への融資条件の優遇（耐火構造の施設についての償還期間を30年以内に延長）、地球温暖化対策に資する事業への融資条件の優遇、先進医療機器に対する融資制度の創設等を行った。

さらに、平成24年度から「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）に基づき国有地等を利用した社会福祉施設等の整備促進のための融資条件の優遇、東日本大震災の被害を教訓として災害時における電力不足に対応するために病院等への自家発電設備整備に係る融資条件の優遇を行った。

**（講ずべき措置）** ※23年度から実施

利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。

## 2 福祉医療経営支援事業

### ＜取組状況＞

民間事業者が、どのような病院・医療経営指導のノウハウを必要としているかを把握するため、民間金融機関（13行）に対してヒアリング等を行い、具体的な民間へのノウハウ普及の方法を検討し、中間報告として取りまとめ、平成24年度の試行に向けた準備を行った。

**（講ずべき措置）** ※23年度から実施

病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。

## 3 福祉保健医療情報サービス事業

### ＜取組状況＞

国と重複する行政情報及び民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報及び介護保険業務管理ソフト等製品情報等を掲載）を廃止し、平成23年4月1日から事業規模の縮減（平成22年度7億円→平成23年度6億円）を行った。なお、行政資料についてはリンクを掲載し、利用者の利便性が低下しないように配慮した。

また、平成24年10月から稼働予定の次期システムの構築にあたり、システム仕様を見直しサーバ構成等のスリム化を図り運用経費の更なる縮減を図っているところである。

(講ずべき措置) ※23年度から実施

国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報(ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務)に限定することにより、事業規模を縮減する。

#### 4 社会福祉振興助成事業

##### 《取組状況》

助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策などの国として行うべきものに限定した助成対象テーマを定め、募集要領に明記し公表している。

また、助成事業の採択にあたっては、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、当該選定方針に基づき審査・採択を行っている。

(講ずべき措置) ※23年度から実施

政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。

#### 5 不要資産の国庫返納

##### ① 公庫総合運動場、宝塚宿舍ほか

##### 《取組状況》

○ 公庫総合運動場は平成24年1月、千里山田宿舍は平成24年3月に国庫納付(現物納付)を完了した。宝塚宿舍及び川西宿舍(90,800千円)は平成24年5月に売却済みであり、速やかに国庫納付(金銭納付)を行う予定。

宝塚宿舍及び川西宿舍の国庫納付については、近隣住民との土地の境界確定協議が整わず、当初予定していた現物納付が困難となったため、財務省及び厚生労働省と協議し、当該資産を売却のうえ金銭による国庫納付としたことから、平成23年度中に国庫納付することができなかった。現在、国庫納付(金銭納付)について厚生労働省と調整中。

○ 平成24年度以降に実施することとされている東久留米宿舍、小金井宿舍ほかについては、平成22年度及び平成23年度に入居者に対し平成24年度中の退去を促すための説明会を実施した。

(講ずべき措置) ※23年度から実施

公庫総合運動場、宝塚宿舍ほかを国庫納付する。

##### ② 政府出資金等

##### 《取組状況》

業務廃止後、国庫納付を行う予定。

(講ずべき措置) ※23年度以降実施

業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産(約58億円)を国庫納付する。

②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況

### 1 旧長寿・子育て・障害者基金事業

#### 《取組状況》

長寿・子育て・障害者基金事業基金（基金分2,787億円及び債券売却益等134億円）は、平成22年11月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。

また、平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金（国庫補助金）が予算措置されることとなり、平成22年4月1日から新たに社会福祉振興助成事業を創設し、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行っている。

#### （判定結果）

長寿・子育て・障害者基金の全額を国庫に返納（必要な事業については毎年度予算措置）

#### 《取組状況》

長寿・子育て・障害者基金事業に係る管理費等の経費については、平成20年度実績で約828百万円であったところであるが、広報・募集方法及び電子申請システム等の見直しを図り、平成23年度において371百万円となり、平成20年度実績に比して約55%の削減を図っている。

#### （判定結果）

（独）福祉医療機構の管理費を削減

### 2 福祉貸付事業及び医療貸付事業

#### 《取組状況》

上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。

#### （判定結果）

効率化などに努めることを前提に、当該法人で実施し、事業規模は現状維持

### 3 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

#### 《取組状況》

- 現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を平成22年内中に取りまとめ、金融機関等と実務面の調整を行った上で平成23年12月より制度取扱変更を実施した。
- また、事業の廃止に向けた工程表を作成し、今後の対応方針を平成23年3月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会にて公表した。
- さらに、平成24年3月に、平成27年10月より低所得者等への年金額の加算措置を講じることを盛り込んだ国民年金法等の一部改正法案を国会に提出した。事業の利用者は年金額の低い方が多いことから、この年金額の加算措置は本事業の代替措置の一つとなり得るものである。

#### 《検討状況、今後予定する見直し内容等》

平成24年度においては、貸付実績の分析等により、平成23年度に実施した事業の見直しの検証を行いつつ、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等も見極め、廃止に向けた検討を行う。

#### （判定結果）

新たなセーフティネットを用意した上で、事業廃止



③省内事業仕分け  
で自ら示した改革  
案の取組状況

### 1 ヒト（組織のスリム化）

#### 《取組状況》

平成23年4月に管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化を行うため、次のとおり組織改正を行った。

- 管理部門の再編（総務部、企画指導部、情報システム部）を行い、管理職ポスト（部長▲2名、課長▲1名）を削減した。
- 大阪支店の管理部門を廃止（次長▲1名、課長代理▲1名）した。

#### 《国家公務員OB関連》

職員：定年後解消（平成22年度末に2名減、平成23年度7月に1名減、平成24年度末に1名減と段階的に解消）

### 2 モノ（余剰資産等の売却）

#### 《取組状況》

上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。

### 3 カネ（国からの財政支出の削減）

#### 《取組状況》

国からの財政支出（運営費交付金）については、平成22年度予算で41.20億円であったところであるが、福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET）の規模の縮減、大阪支店の管理部門の廃止、人件費の削減等により、平成23年度予算において39.47億円となり、1.73億円の削減を図っている。

### 4 事務・事業の改革

#### (1) 福祉貸付事業及び医療貸付事業

##### 《取組状況》

上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。

#### (2) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

##### 《取組状況》

上記「②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況」のとおり。

#### (3) 福祉医療経営指導事業

##### 《取組状況》

- 民間コンサルとの棲み分け

民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の実態把握及び機構セミナー受講者のニーズ等調査を踏まえ、民間と競合する業務は廃止し、機構の独自性が明確になるテーマ設定・講師選定を行い、施設整備の事業計画の立案や施設の機能強化に資する情報等に関する内容へと重点化し、平成23年度の実施計画の見直しを行った。（平成23年3月措置済み）

具体的には、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役職員等による施設整

備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、内容の見直しを図り、機構の独自性が発揮できるように改めた。

○ 顧客満足度、機動性の向上

経営セミナーについては、受講者アンケート調査結果に基づき、WAM独自の経営情報の発信を強化（経営指標に関する講義時間拡大）及び社会福祉施設や医療施設の経営者による経営戦略、経営課題及び経営改善事例等の実践的な事例をカリキュラムに多く取り入れた結果、延べ受講者数は3,152人と、年度計画の目標値（2,070人）を上回ることであり、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者等に提供した。さらに、セミナー受講者に対するアンケート調査における満足度指標についても73.4ポイントと、年度計画の目標値（65ポイント）を上回った。

**(4) 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）**

《取組状況》

上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。

**(5) 組織・運営**

《取組状況》

○ 給与水準の適正化

- ・ 平成22年度より、機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げを実施（平均▲1.0%）
- ・ 平成23年度においても前年度に引き続き、中高年齢層を対象とした本俸基準表の引き下げを実施（平均▲1.0%）
- ・ 55歳を超える職員（係長級以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、平成23年度より国を上回る引き下げを実施（国▲1.5%：機構▲2.0%）
- ・ 平成22年及び23年の組織改編により、管理職ポストを削減し、組織のスリム化を推進（部長▲2、次長▲1、課長▲4）
- ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続
- ・ なお、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、平成24年度（平成25年度公表）における地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。

（平成24年度における地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は100.5ポイント程度となることが見込まれる。）

○ 大阪支店の事務所スペースの縮減

平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減（150㎡）した。（平成23年4月1日賃貸契約変更済）

なお、平成23年12月1日に開催された厚生労働省内事業仕分け監視・検証チームにおける指摘はない。

<p>④その他事務・事業の見直し</p>	<p>会計検査院による平成21年度決算検査報告において、承継年金住宅融資等債権に係る回収金等の入金時期等を把握して、早期に運用を開始することにより運用収入の増加を図るとともに、取引先金融機関の選定に当たり競争性の拡大に努めるよう改善を図る必要があるとされたところである。</p> <p>これらに対して、当機構においては次のとおり改善を講じた。</p> <p>ア 平成22年2月分以降、各月の償還期日のうち回収金等が最も多額である20日から起算して3営業日時点の残高を取りまとめた上で、より早期に余裕金の運用を開始した。</p> <p>イ 取引先金融機関の選定に当たっては、競争性の拡大に努めるものとし、同年10月に、応募に必要な情報を当機構のホームページにおいて公開し、取引先金融機関への参加を希望する金融機関を公募した。</p>
<p>⑤公益法人等との関係の透明性確保 (契約行為については、項目5「契約」に記載)</p>	<p><b>1 特定の公益法人等との関係</b> 特定の公益法人等に対する出資、出えん、負担金等はない。</p> <p><b>2 社会福祉振興助成事業における助成事業の選定</b> 社会福祉振興助成事業において助成金の交付を行っているが、助成事業の選定に当たっては、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択することにより、客観性及び透明性の確保を図っている。</p>

## 第2WG 評価コメント

### 評価者のコメント

#### 事業番号2-32 (独)福祉医療機構

- 基金は一旦国に返還すべき。運用益を用いた事業は毎年の予算査定を経ないので、税金・保険金の使い方として不適切。
- 基金運用益により事業実施する意味はあまり感じられない。税金の使途として、事業の必要性や必要額についてしっかりと査定できるシステムに戻すべき。
- 毎年度運営交付金＋新規事業費を厚労省に予算申請し、認められた上で事業を遂行していく形でよい。このように福祉医療機構だけで助成する団体・活動を国民に開かれた場ではなく決められる状態は恣意的運用も招くおそれがある。もちろん効率のよい運営が行われにくい。ぬるま湯状態になることは避けられないだろう。
- NPO等の事業内容は有意義である。但し、元来政府出資(＝税金)で設立された団体。過去の積立金は国庫に返して、事業については透明性のあるプロセスで必要であれば毎年一般財源を充てるべき。国庫の運用で事業を行うのは、不適當。国庫からは完全に独立して事業をしていき、市場競争の中で勝負していくべき。
- 基金を持つ必要はない。
- 福祉医療機構が支援しているすべての活動が、交付金でまかなえるのなら基金を運用するという業務をはぶいて、機構内の業務を簡素化するべきだ。本当に国民が必要とする活動に助成金を交付しそのスタートアップを支援し、やがては自立できる活動になる様に仕向けていくべきだ。
- お金が先で、事業を後から考えている。毎年度きちんと査定を受けるべきである。平成21年10月19日の社会保険病院等の資産の譲り受けに要する資金について、役立つ分野に転換すべきである。
- 年金・健康保険福祉施設整理機構から民間医療法人に売却される場合に、福祉医療機構が買い取り資金を貸し付ける予定だが、安値払い下げの疑惑を招くのでやめてほしい。基金は国に返すべきだと思うし、別勘定でやっている融資がどれだけ民間金融機関と違うことができているのか疑問がある。
- 子育て支援基金、長寿基金、高・障基金の一部(1/3程度)をまず国庫に返すべき。分権的に事業を行う方が効率的な場合があるので、基金は有意義。ただし、効率化するためのインセンティブがビルトインされていない。ガバナンスに問題がある。
- 天下りと現役出向で合計2人が常勤として勤務している。事業を行う人件費約3億円かかっている。NPOなど現場からは使い勝手がよいとの意見もあるので、今後のあり方について政務三役を中心に議論してほしい。

## WGの評価結果



(独)福祉医療機構

## 見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 0名 見直しは行わない 0名

見直しを行う 13名:

ア.全額を国庫に返納

(必要な事業について毎年度予算措置) 11名

イ.(独)福祉医療機構の管理費を削減 9名

ウ.その他 2名)

## とりまとめコメント

---

結論は、見直しを行う。

まず基金を全額国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求をしてもらいたい。そして、独法の運営については、相当まだまだ無駄があるため、管理費の削減をお願いしたい。理事長におかれてはこの点を徹底してもらいたい。

付け加えるならば、公益を担う市民の活動が大事なのは言うまでもないが、このやり方でやり続けるのがよいかどうか、原点に立ち戻って検討してもらいたい。

とりわけ国、地方、独法など様々な手段で、子育て、障害者、長寿の方への支援を行っているが、総合的な政策パッケージとして一刻も早くまとめるよう、制度官庁として厚労省をお願いしたい。

なお、理事長は民間の方だが、この独法にもまだまだ天下りがたくさんある。取引先の公益法人、財団法人についても天下りが存在する。民主党は、天下りのいる公益法人等は全廃すると言っている。この方針を踏まえ、取引も見直してもらいたい。随意契約、指定法人制度のあり方の見直しについても、付け加えてお願いしたい。理事長には頑張ってもらいたい。

## ワーキンググループB

(事業番号) B-3

(項目名) 福祉医療貸付、年金担保貸付等

(法人名) 福祉医療機構

(1) 福祉貸付事業

(2) 医療貸付事業

(3) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

## 評価者のコメント

---

### (1)福祉貸付事業

- 助言審査を機構で行い、貸付けは他機関で実施した方が適切と考える。
- 貸付事業は、政策金融公庫に移管すべき。
- この事業も金融公庫への移管を行うべき。条件の差の部分について補助を出すといったケアは別に考えるべき。人員は一部移管。
- 政府系金融機関に移管すればよいと思う。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 福祉貸付の重要性は理解できるが、この独法自身が実施する必要性はないように思える。
- 地方・民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から徐々に撤退すべき。
- 政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 独法という法人形態で融資をすべきではない。
- 正式に書類を受け付けてから貸付決定までは37日間だとしても、それ以前に自治体保証を取り付けるまでに2年を要するのは長すぎる。福祉施設建設費の大部分は補助金が充当されるのが通常であるとはいえ、さらなるスピード行政が求められる。
- コンサルティング業務に特化することも一案ではないか。融資までのリードタイムを縮小すべ

き。

- 貸付実績が減少している。事業全体の見直し、効率化を図り、政策金融を担う他機関との差別化を図るべき。
- 福祉医療の特殊性(収入源が限定・画一)から、ニーズに応えた対応が必要。
- 融資業務の見直し等によるユーザー側の利便性向上。
- 福祉・介護サービス全般の見直しをしなければ、国民福祉の向上にはつながらない。
- 福祉介護施設も医療機関と同様、厚生労働省による、公定報酬を唯一の収入源としている。そういった報酬の低さ(不十分さ)を自戒し、自らの失政を補完する。この貸付事業をとりやめ、早急に介護報酬の公定料金(報酬)を適正に改定すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、福祉施設等の資本コストをいかに調達するかが大事。

## (2)医療貸付事業

- 良質な医療サービスの底上げの支援については、利子補給などスキームの見直しも視野に入れるべき。
- 貸付事業は政策金融公庫に移管すべき。
- 政策金融公庫にまとめた方がよいと考える。人員については、一部転籍。
- 地方、民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から序々に撤退すべき。政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 政策金融公庫への移管は、病院・診療所の倒産続出が確実である。資本の論理での融資であり統合はありえない。
- 助言審査を機構で行い、貸付は他機関で実施した方が適切と考える。
- 独法という法人形態で融資をすべきでない。
- 本事業は貸倒リスクが極めて小さいので、他機関でも十分に実施できる。利率の問題については、国が公庫に補てんする。
- 医療貸付の必要性は十分に理解できるものの、独法でやる必然性までは認められない。民間協調融資の拡大や経営の健全化という目標がある一方で、機構として新規融資の削減を目標とするなど、将来の方向性がわかりにくい。
- 助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 採算がとれない赤字事業を独法が行い、経営が苦しい相手に資金を貸し付ける仕組みが適当なのか。補助金や利子補給を検討すべき。

- 民間病院における施設整備資金等の調達方法は公立に比べて厳しく制限されており、市場原理だけでは考えられない。しかし、貸付実績が減少するなど事業全体の見直し、予算縮減と改善は不可避。審査に時間がかかりすぎるとの声もあり。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。
- 必要な事業だが、一層のスピーディーさと充実した貸付を求める。ただ根本問題として診療報酬の改革が必要。
- 現状では、当制度が医療サービスの実質的なセーフティーネットになっている。しかしながら赤字病院が60%を超える状況で融資を行っても基本的な問題の解決にならない。医療保険制度の抜本的な見直しを行うまでの暫定措置として存続。
- 医療過疎地に診療所を建設することは、国策としてやるべき貸付事業であるから、補助金も同時に入れて、地域での収益性が向上するような仕組みを再構築すべきである。なお、診療所建設は、政策金融公庫でも対応可能なので完全に切り分けるのか、共同事業化するのかの政策判断も必要である。
- 民間医療機関の特殊性(収入は診療報酬のみ)から、継続する。
- そもそも病院の唯一の収入である診療報酬が不十分であることが原因で日本全国の病院が困窮している。これは厚生労働省の失政に他ならない。この失政を自ら補完する事業を一医療人として看過できない。診療報酬を適切に加算することで解決する。
- 診療報酬の見直しや株式会社立、混合診療とセットで議論することが必要。その上で利子補給や保証に支援するとともに政策金融を一本化していくべき。現状では当該法人を最大限活用できるよう工夫する。
- 高額医療機器と付帯費用も含めて100%融資すべきである。経済成長の柱。先進医療(がん)には10年低利融資する。医療貸付について建物の耐用年数を45年とする。将来は保証期間に衣替えすることを検討すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、民間病院等の資本コストをいかに調達するかが大事。

### (3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

- 年金を担保に貸し付ける仕組みが問題(モラルに反する。)。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。
- マイナス効果が多い。本業の融資商品の開発が必要。
- セーフティーネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需



要へのスキームは考えるべき。

- そもそもの法的規制に反している。生活保護とのセットによる悪用例もあるので廃止。
- 年金を担保にした場合、生活の基盤に問題が生じ、かつ生活保護との関係で悪用されるケースも取りざたされている。
- 年金を前倒して困窮する国民に貸し付けることは、社会通念上固く禁止されるべきである。
- セーフティネットを担保に融資をする合理性がない。当初目的は達成されている。そもそも制度の開始時の目的(ヤミ金対策)は失われている。その上、実質生活保護により返済を受けるようなことが制度上可能な欠陥制度である。他の制度による受け皿もある以上、本制度の役割は終わった。
- 年金担保はそのものが適切ではない。資金が必要な人には別の制度の設計が必要。
- 年金担保貸付は直ちに廃止すべきである。葬儀費用の事例が説明されたが、親子の絆が薄くなっている今日、子供の連帯保証により無担保に貸し付けるのならば、一部残してもよい。遊興費の貸付けを国費で行っているとすれば論外である。
- 無担保貸付に移行すべき。又は、他の金融機関に移管すべき。
- そもそも年金を担保に貸し付けるのは正しいのか、悪用されるケースが多いのではないか。実態を把握し、今後の方針(制度のあり方)を決めるまで予算を縮減する。
- 年金担保貸付制度の廃止の場合の影響調査を待つて判断する。
- 実施の意義は認められるし、事業の規模も適切に思える。リピーター問題も改善策がとられるようである。しかし独法が実施する必然性は認められない。
- 絶えずこの制度自体の妥当性を検証すべき。

## WGの評価結果

---

### (1)福祉貸付事業

**効率化などに努めることを前提に、  
当該法人が実施し、事業規模は現状維持**

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名 (事業規模 現状維持 1名、 拡充 6名)

- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名  
（事業規模縮減 2名、現状維持 3名、 拡充 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 4名
- ・ その他 1名

(2)医療貸付事業

**効率化などに努めることを前提に、  
当該法人が実施し、事業規模は現状維持**

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名（事業規模 現状維持 1名、 拡充 6名）
- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名  
（事業規模縮減 1名、現状維持 4名、 拡充 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 3名
- ・ その他 1名

3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

**事業の廃止**

<対象事業>

- ・ 廃止 11名
- ・ 他の法人で実施 2名（事業規模 縮減 1名、現状維持 1名）

- ・ 当該法人が実施 3名（事業規模 縮減 1名、現状維持 2名）

＜見直しを行う場合の内容＞

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 2名

## とりまとめコメント

---

福祉貸付事業については、「他の法人で実施」、「当該法人で実施」が大半であった。事業規模に関しては、「拡充」、「現状維持」が多かった。貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。このため、他の法人での実施を含めこの部分の解決を議論することを勘案してもらうことを前提に、「当該法人が実施」することを結論とする。また、事業規模に関しては、現状維持又は拡充が多いので、「現状維持」というところに結論を置きたいと思うが、ニーズは多くあるということを付記する。

医療貸付事業については、「他の法人で実施」が7名、うち「拡充」が6名、「現状維持」が1名である。「当該法人が実施」が7名で、うち「現状維持」が4名、「拡充」が2名、「縮減」が1名である。基本的に、このような貸付自体は必要であるが、やはり融資体制が十分出ないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地がある。さらに、根本問題として、経営体制自体が診療報酬を含めて根本的なところから悪化していることから、福祉医療機構が貸し付けなければいけないという構図が生まれており、これは早急に改善しなければならないという問題意識がある。結論は、「当該法人が実施」、事業規模は「現状維持」とするが、ニーズが多くあるとの認識は付記しておく。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、廃止が11名おり、結論は「廃止」。ただし、現在貸付けを行っているものもあることから、移行期間が必要であることを十分理解しながら、これに代わるような制度、例えば、全社協の貸付制度、生活資金の融資、セーフティーネットを十分用意した上で基本的に年金を担保として貸付を行うというやり方自体は止める方向にもって行ってほしい。

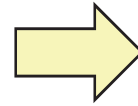
# 独立行政法人福祉医療機構の改革案について

## 1. ヒト(組織のスリム化)

<平成21年度>  
理事4名  
職員260名  
10部1支店34課

<平成22年度>  
理事3名(▲1名)  
職員257名  
10部1支店32課

<平成23年度>  
理事3名  
職員252名(▲5名)  
8部1支店30課



仕分け後

- ・管理部門を再編し、管理職ポストの削減 ▲3名
- ・大阪支店の管理部門の廃止 ▲2名

国家公務員  
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	2/7人中	0/6人中	▲2
職員	4/260人中	4/257人中	—

## 改革効果

《削減数》

仕分け後

仕分け前

▲5名



▲3名

《今後の対応》

職員：定年後解消(22年度末に1名減、23年度末に2名減、24年度末に1名減と段階的に解消)

## 2. モノ(余剰資産などの売却)

- ・平成22年度中に職員宿舎(26戸)の入札手続きを実施  
※残りの職員宿舎(72戸)については、宿舎の退去を促し、退去完了後、平成24年度末を目途に売却の手続きを進める
- ・平成22年度中を目途に公庫総合運動場の入札手続きを実施

仕分け後

《国庫納付見込額》(簿価額)

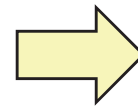
▲8.98億円(22年度中を目途)  
更に24年度末を目途に▲17.71億円

## 3. カネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度>  
(運営費交付金)  
41.37億円

<平成22年度>  
(運営費交付金)  
41.20億円

<平成23年度>  
(運営費交付金)  
39.47億円



仕分け後

- ・福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET)は、重複する行政情報の掲載を廃止
- ・大阪支店の管理部門の廃止及び事務所スペースの削減
- ・人件費の削減(24年度までにラスパイル指数を概ね100とする。)
- ・電力使用量の削減、出張旅費の削減等

※更に24年度に  
▲2.07億円を削減。

《削減額》

仕分け後

仕分け前

▲1.73億円



▲1.53億円



## 4. 事務・事業の改革

### ①年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業

仕分け後

省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏まえ、事業利用者の実態把握及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、事業の廃止に向けた検討を進める。

### ②福祉貸付事業、医療貸付事業

- 利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底
  - ・資金貸付時の審査期間を更に短縮し 資金調達ニーズに迅速に対応する。
  - ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討を行う。

○ 融資相談の強化

○ 有事対応・機動性の強化

○ 小規模組織に対する資金需要の支援の強化

○ 社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化

○ 融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

仕分け後

# 【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(福祉医療機構)

<h2 style="text-align: center;">主な指摘事項</h2>	<h2 style="text-align: center;">改革案の更なる見直し内容</h2>
<p><b>【福祉・医療貸付事業】</b> (評価結果) 効率化などに努めることを前提に、福祉医療機構が実施し、事業規模は現状維持。</p> <p>○効率的かつスピーディーなやり方について検討の余地があり、融資業務の見直し等効率化を図り、ユーザー側の利便性向上と他機関との差別化を図るべき。</p> <p>○施設建設の構想から自治体の了承を取るまでに2年は長すぎる。融資申請に至るまでの事前相談期間をできる限り短縮すべき。</p> <p style="text-align: right;">(刷新会議仕分け)</p>	<p><u>○利用者サービスの更なる向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金貸付時の審査期間を更に短縮し、資金調達ニーズに迅速に対応 (福祉貸付) 37.9日 → 30日以内 (医療貸付) 33.4日 → 30日以内</li> <li>・ 資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討 (福祉貸付) 複数様式の一元化、法人公表資料の活用等により、申請書類を30%程度簡素化する。 (医療貸付) 法人公表資料の活用等により、申請書類を5%程度簡素化する。</li> </ul> <p><u>○利用者ニーズへの対応、有事の対応等の機動性の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者ニーズへの対応……融資枠の確保、融資条件の改善等に努める。</li> <li>・ 有事対応・機動性の強化…有事における一時的な資金需要に迅速かつ機動的な対応に努める。</li> <li>・ 小規模組織に対する資金需要の支援の強化</li> <li>・ 社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化</li> </ul> <p><u>○融資相談の強化</u> 新規開設予定者、既設経営者に対し、円滑な施設整備を進め、安定した経営を行う上で必要な情報提供等をセミナーや個別相談を通じ行っているところであるが、整備計画の早期段階からの確かな融資相談に応じ、速やかに安定的な事業実施が図れるよう必要な見直しの提案、助言等に努める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け前の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <p>○利用者サービスの向上</p> </div> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 20px;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け後の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 300px; margin: 0 auto;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底</li> <li>○有事対応・機動性の強化</li> <li>○小規模組織に対する資金需要の支援の強化</li> <li>○社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化</li> <li>○融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上</li> <li>○融資相談の強化</li> </ul> </div> </div> </div>

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p><b>【年金担保貸付及び労災年金担保貸付事業】</b>  (評価結果)  新たなセーフティネットを用意した上で、事業廃止。</p> <p>○年金を担保に貸し付ける仕組みが問題（モラルに反する）。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。</p> <p>○セーフティネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需要へのスキームは考えるべき。  (刷新会議仕分け)</p> <p>○国会でも指摘を受け、具体的にどういう用途に使われているのかサンプル的に調査をして確認を行い、貸付の中身の厳格化、廃止も含めた見直し、あるいは他で担えるのか、重複部分の問題も含め検討していく。  (省内仕分け)</p>	<p>省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏まえ、事業利用者の実態把握及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、事業の廃止に向けた検討を進める。</p>

<p style="text-align: center;">主な指摘事項</p>	<p style="text-align: center;">改革案の更なる見直し内容</p>
<p><b>【福祉医療経営支援事業】</b>            経営セミナーは、民間経営のコンサルタントとの役割の棲み分けについても論点として検討したい。</p> <p>○経営支援事業も約70%というセミナーの満足度など、積極的に存続させる意義が感じられなかった。そもそも外部から講師を招いてのセミナーなど、民間でどこでもやっており、あえて行わねばならない必然性はないのではないか。</p> <p>○専門性、商品価値、機動性を高めてほしい。（省内仕分け）</p>	<p><u>○民間コンサルとの棲み分け</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営セミナーについては、民間コンサルの動向を把握した上で、重複部分の見直し等の工夫ができないか検討する。</li> </ul> <p><u>○顧客満足度、機動性の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営セミナーについては、受講者アンケートでニーズの高い「実践事例を通じた経営管理に役立つ情報」、「経営指標データを活用した経営管理に役立つ情報」等のカリキュラムを充実させ、一層の顧客満足度の向上に努める。</li> </ul>
<p><b>【福祉保健医療情報サービス(WAMNET)事業】</b>            (評決結果)            改革案が妥当4人            改革案では不十分5人                改革案では不十分のうち、国、民間へ3、事業継続するが更なる見直し2</p> <p>○民間売却できないかということも検討課題。</p> <p>○厚生労働省が福祉サービス情報を一元的に管理すべき。その情報をHPに入力、保守・管理するのが福祉医療機構の仕事ではないか。</p> <p>○日々更新される介護事業者情報などを国が直接管理、提供するのはそぐわない。本来、自治体がそれらを担うべき部分が多い。（省内仕分け）</p>	<p><u>○見直し案</u>            実施主体を国・自治体又は民間が行うこととする場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体を国又は自治体に移管することは、機構と同等のシステム構築と運用コストが必要であり、実質的なコスト削減に繋がらない。</li> <li>・民間への移譲・売却は、機構と同等のシステム構築と運用コストが必要であり、かつ収益性がないことから民間が実施するとは考えにくい。</li> </ul> <p>このため、引続き機構で実施することとする。</p> <p>ただし、福祉医療に関する行政情報は、国・自治体が担う業務であり重複して掲載する必然性がないため廃止する。（別紙1参照）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け前の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px;"> <p>○全廃又は一部縮小の3案を検討</p> </div> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け後の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px;"> <p>○重複する行政情報の掲載を廃止、医療機関・介護事業所情報等の掲載は引き続き実施することとし、コスト削減を図る。</p> </div> </div> </div>



主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p><b>【組織・運営】</b>  (評決結果)  改革案が妥当3人  改革案では不十分6人  改革案では不十分のうち、他独法との統合・移管1、<u>更なる見直しが必要5</u></p> <p>○管理部門の整理をすべき。</p> <p>○事業の移管・廃止の如何による。</p> <p>○更なる人員の削減をして、給料を大幅に下げるべき。  (省内仕分け)</p>	<p>○<u>管理部門の再編</u>  管理部門の再編（総務部、企画指導部、情報システム部）を行い、管理職ポスト（部長▲2人、課長▲1人）の削減を行う。（22年度検討、23年度反映）</p> <p>○<u>給与水準の適正化</u>  給与水準の適正化については、ラスパイレス指数が概ね100ポイントになるよう給与水準の適正化に努める。（24年度までに実施）</p> <p>○<u>大阪支店の改革の方向性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>刷新会議仕分けでは、「融資体制が十分でない、スピーディーさについて検討の余地がある」とされたことを踏まえ、顧客サービス（利便性・迅速性）の維持・向上を図る必要がある。</li> <li>大阪支店を廃止した場合の費用削減効果は、▲1,530万円、同支店を存続させ、管理部門を廃止するなどした場合の費用削減効果は▲2,790万円という結果であった。</li> </ul> <p>これらを踏まえ、大阪支店は、顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化することとし、管理部門を廃止することとする。（別紙2参照）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け前の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 150px;"> <p>○廃止した場合の費用対効果を検証し、22年度上半期中に結論を示す。</p> </div> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;仕分け後の改革案&gt;</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 200px;"> <p>○大阪支店の管理部門を廃止する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次長ポスト、課長代理ポストの廃止</li> <li>・事務所スペースの縮減</li> </ul> </div> </div> </div>

## WAMNET事業の改革の方向性

	改革案	参考（引き続き実施した場合）
システム最適化計画に基づくコスト削減	実施	実施
行政情報の掲載	厚生労働省HPに掲載	継続
医療機関・介護事業所情報等の掲載	継続	継続
コスト削減額 22年度予算額7.0億円	23年度：▲1.0億円 24年度：▲3.0億円	23年度：▲1.0億円
メリット	○ケアマネジャーの利便性確保 ○担当職員の雇用配慮	○ケアマネジャーの利便性確保 ○担当職員の雇用配慮 ○現場の混乱回避
デメリット	○事業費がかさむ ○自治体HPとの部分的重複	○事業費がかさむ ○自治体HPとの部分的重複 ○厚労省HPとの部分的重複

## 大阪支店の改革の方向性

現状	改革案	参考（廃止した場合）	
福祉医療貸付 ・融資相談、審査 ・契約・資金交付	・顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化 ・管理部門の廃止	福祉医療貸付業務の全てを本部へ一元化	
組織 4課（27人） 事業費 310,657千円 面積 572㎡	・▲1課（▲2人） 次長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 ・事務所スペースの縮減（▲150㎡）	・▲1課（▲3人） 支店長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 係長ポスト ▲1 ・事務所スペースの縮減（▲572㎡）	
顧客サービス（利便性、迅速性）の観点から東京・大阪で実施	行政刷新会議事業仕分けの以下の意見を踏まえ、福祉医療貸付事業は現状の体制を維持し、管理部門を廃止する。 ①貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。 ②やはり融資体制が十分でないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地はある。	組織のスリム化のための見直し	
	メリット	・顧客の利便性（大阪から東京へ来訪等を要しない）の確保 ・審査業務の迅速性（スピード）の確保 ・運用経費の削減 ・システムのバックアップ機能を現状のまま利用できる	・運用経費の削減
	デメリット	・庶務機能の低下	・本部へ移管等による多額の一時的経費の発生 ・顧客の利便性（大阪から東京への来訪等）の低下 ・融資業務（審査・契約）のスピード低下 ・システムのバックアップ機能を構築する必要がある
コスト削減額	▲27,872千円	▲15,313千円	
一元化に伴う一時的経費	7,428千円	116,466千円	
実施を23年度とした場合 23年度の削減額	▲20,444千円	101,153千円	
24年度の削減額	▲27,872千円	▲15,313千円	

# 独立行政法人福祉医療機構の概要

## 《基礎データ》

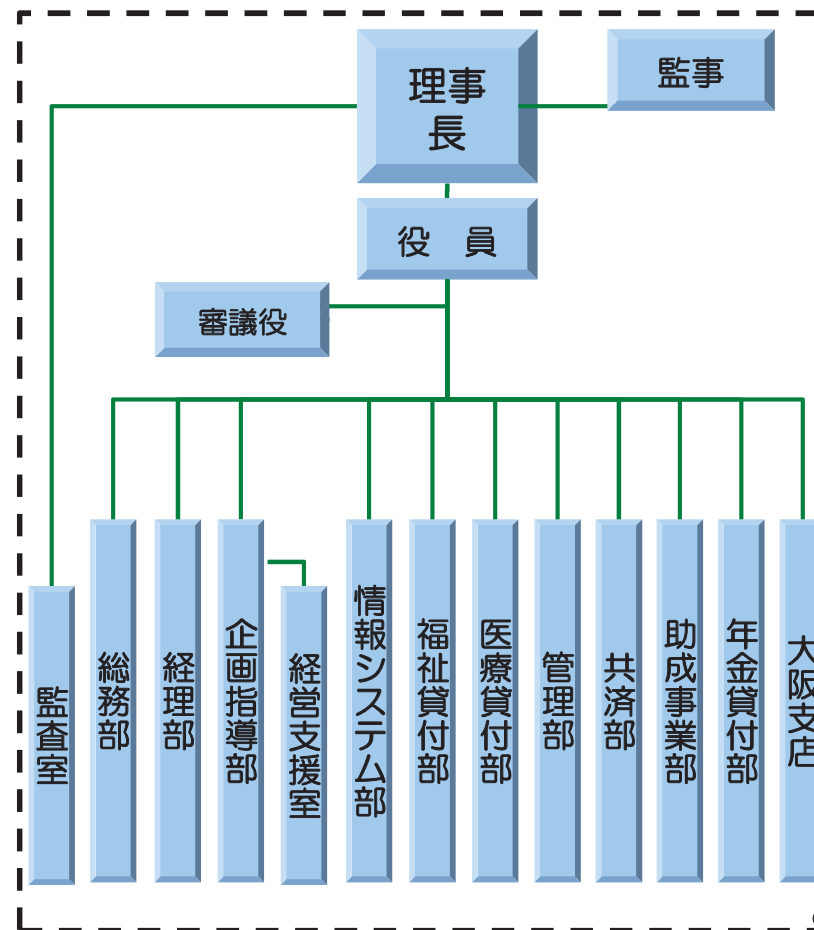
		【22年度】		【(参考)21年度】
役員	6名	うち国家公務員出身者	0名	2名
		うち現役出向者	1名	1名
職員	257名	うち国家公務員出身者	4名	4名
		うち現役出向者	6名	8名
事業費	6,409億円	うち国からの財政支出	2,466億円	3,227億円

\* 役員数は平成22年4月1日現在、事業費は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者及びうち現役出向者については各年度の4月1日現在、うち国からの財政支出については各年度の数値

## 《組織体制》

〔法人に占める  
管理部門の割合〕

		(全体)	30%
本部	10部28課2室 (230人)	うち管理部門 4部8課1室(74人)	32%
地方	4課 (27人)	うち管理部門 1課 (3人)	11%



## 《主な事務・事業》

事務・事業	事業費	うち国からの財政支出
福祉貸付、医療貸付、 福祉医療経営支援事業	3,122億円	計 2,162億円
		うち運営費交付金・利子補給金 79億円
年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業	1,952億円	—
福祉保健医療情報サービス事業	7億円	6億円
退職手当共済事業 心身障害者扶養保険事業	1,253億円 (給付金を含む)	262億円 うち退職手当共済事業の 給付費補助金 256億円

\* 財投機関債を除く